

博士論文

経済学の哲学的基礎づけの試み

——パース的プラグマティズムの応用を通じて——

阿部晃大

目次

I. はじめに.....	1
1. 序論.....	1
1-1. 背景にある問題意識：現代社会の抱える問題に関して.....	1
1-2. 背景にある問題意識：経済学の現状に関して.....	4
1-3. 本稿の主題.....	9
1-4. 本稿の構成.....	13
II 哲学的基礎づけをめぐる既存の理論.....	14
2. 認識論的基礎づけの試みについて.....	15
2-1. カントが直面した認識論的基礎づけの問題.....	15
2-2. 不可謬の基礎的な知識を探る論理実証主義的な試みについて.....	19
2-3. 論理実証主義批判から生まれた科学の基準を探る試みについて.....	23
3. 要請論的基礎づけの試みについて.....	25
3-1. 科学的实在論を擁護する奇跡論法について.....	25
3-2. 経済学における試み：メキの議論.....	27
3-3. 経済学における試み：批判的实在論.....	30
III 世界の成立形式・認識過程の形式についての基礎理論の構築.....	37
4. 擁護される要請論的基礎づけの妥当性とパースの要請論的基礎づけ.....	38
4-1. 妥当な要請論的基礎づけについて.....	38
4-2. パースの要請論的基礎づけについて.....	45
5. パースの哲学説について：思想の変遷に即した概説.....	51
5-1. 初期の問題設定.....	53
5-2. 神秘主義的な形而上学の展開.....	61
5-3. 成熟したプラグマティズムへの結実.....	63
5-4. パースの要請論的基礎づけに関する評価の検討.....	69
5-5. パースの思想の特異性について.....	75
6. パースの哲学説の再構成を通じた基礎理論の構築.....	78
6-1. 再構成の指針.....	78
6-2. 世界の成立形式について.....	79
6-3. 認識過程の形式について.....	85

IV. 社会における形式的真理も包含した基礎理論の検討.....	100
7. 社会における形式的真理の理論の構築：コモنزの議論を参考に.....	101
7-1. パース的プラグマティズムとコモنزの制度経済学理論	102
7-2. 基本的な社会観および分析単位としての統御的システム	109
7-3. 取引によって形成される社会関係.....	117
7-4. システムの統御的運動に即して定義される価値について	122
7-5. 小括：社会における形式についての基礎的哲学理論	124
8. 哲学的基礎理論の経済学への含意.....	129
9. 基礎理論の有効性を示唆するための制度改革に関する一試論.....	136
V おわりに.....	144
10. 結論.....	144
補論 A パースの記号論.....	147
<参考文献>	150

I. はじめに

1. 序論

あらゆる探究は、疑念を抱くことで開始される。不快な情動の生起に伴って生じる、解決したい問題状況があるという認識が、その解決手段の獲得へと駆り立てる。だが、何が解決すべき問題状況かについての判断も問題状況を解決する手段についての判断も、仮説であることを免れない。つまり、どうすることもできずただ受け入れるしかないようなことを解決できる問題だと誤認したり、問題解決に繋がらない手段を役に立つと誤認したりするような危険を冒さずに探究を遂行することはできない。人に可能な知的探究とは、元来そのような形式を満たすものである¹。

本研究のきっかけとなった疑念は、経済学理論が現代社会の抱える諸問題に有効な処方箋を与えられていないのではないかという漠然とした問いであった。最初に、その問題意識について簡単に敷衍しておこう²。

1-1. 背景にある問題意識：現代社会の抱える問題に関して

ここで強調する現代社会の問題の性格を強引にまとめるならば、社会の編成原理として資本の論理が浸透したことに伴って深刻化した各種の歪みということになる。なお、ここでは、資本の論理という用語で、貨幣単位で表現された価値の増殖を目指すような形で個人や企業・各種組織などの意思決定主体が運動するときの、その運動原理のことを指すものとする。組織の編成原理として資本の論理が浸透した社会とは、労働力、金融商品、政策等ますます多くのものが貨幣を媒介に取引され、また、取引を通じて貨幣単位での利得を最大化しようとするのが個人や企業の行動規範として一層是認されるような社会であり³、政治的な権力や宗教・地域共同体内等の組織内における規範に基づく評判が社会関係を規定する度合いが相対的に低下している社会である。

貨幣は、取引を媒介する安定的な価値尺度として、広範で持続的な分業を可能にした制度的インフラである。そして、資本の論理の浸透により、より大きな貨幣価値を生む主体への資源配分が促されるような形で働く力の影響が増し、経済成長が支えられてきた面があることは間違いない。これは資本の論理が浸透したことの恩恵の一つだ。

また、財産の所有状況や契約を結ぶ取引に対して暴力的に介入されないような形で政治的権力が行使される社会状態が実現されなければ、将来の財産に対する安定した期待を持つことはできず、資本の論理が浸透することは困難である。そのため、資本の論理の浸透は、私的財産権や契約の自由を根底から破壊するような政治的権力のあり方を抑制する側

¹ 詳しくは後述するが、このような探究観は、表題でパース的プラグマティズムと呼んでいる理論において採られる立場である。

² 社会の現状分析は本稿の主題でなく、現段階では十分時間を割けていない課題だ。ここで述べる事実認識はあくまで議論の呼び水としての粗雑な代物であることを断っておく。

³ 西部のいう市場の外延的拡大と内包的深化のイメージに近い。Cf. 西部[2011]

面を多少なりとも持ってきたと言えよう。このように、経済的自由という（一つの）社会的価値の基礎的条件を実現する一助となったという面も、その恩恵の一つに数えてよいだろう。

他方、資本の論理の浸透した現代社会には、少なくとも 2 種の看過できない問題があるように思う。所得や富の格差の問題と、社会的価値を目指した運動の評価の困難性という問題である。

第 1 に、格差の問題は、個人の稼得する所得や所有する富に（国内・国家間で）見過ごせない格差がみられ、多くの国家が掲げる平等や基本的人権（最低限度の生活の保障）といった社会的理念が脅かされているという問題であり、広く認知されている⁴。

ピケティが歴史的事実として示したところによれば、資本収益率は所得の成長率を常に上回っていて、自由な市場取引は自然に格差を縮小させていくようなメカニズムを備えていない。故に、それを抑えこむ制度を実現できない限り、富を持つものがますます富を増やすという形での格差拡大の傾向が（人口減少・低成長社会では特に）続いていくことになると予想される（Piketty[2013]）。資本の論理の浸透を促す、平等な機会の提供された市場を通じた調整という理念は、初期資源配分の格差拡大という現実の前に黙り込むことになる。

また、他の影響もある。資本の論理の浸透は、貨幣単位でより大きな評価を与えることがその資源をより有効に活用できることを意味する限りにおいて、マクロ的にみて効率的な経済成長をもたらす資源配分の実現を促す面を持つ。だが、富める主体と貧しい主体とで、貨幣で表現される価値の背後にある意味合いが異なるならば、当然話は違ってくる。

貧しい労働者は食い扶持を稼ぐために自身の労働スキルに見合わない低い賃金でも労働契約を結ぶかもしれないし、飢えをしのぐために必要な食料の購入にあてられる予算がその食料を買っても腐らせてしまうお金持ちの支払う金額に及ばないかもしれない。同様に、手元に流動性の高い金融資産のない即座に支払い用の現金が必要な企業は、商品を希望価格で買ってくれる相手の登場を気長に待つことができず、売買交渉の取引において安く投げ売りせざるをえないかもしれない。また、政治献金の量が多い主体の意向に反した政策が社会的に重要な課題の解決には必要な場合もあるかもしれない。高い評価額を見出す主体が資源を獲得することを促す資本の論理に沿って社会関係を調整することの妥当性を主張するには、こういった事態の生起をうまく抑える必要がある。

このように格差の拡大は、平等や基本的人権といった理念に反する上、資本の論理を社会の編成原理とすることの長所を毀損させる面も持ち、両面から社会に影を落としている。

第 2 に、社会的価値の実現を目指した運動を（それが生み出す交換価値の側面を除いて）評価する機構を資本の論理の規範が備えていないために、資本の論理の浸透に伴って社会的価値を目指す運動の展開を促すような形で働く力が弱まるという問題がある。

⁴ 世界銀行の”Poverty and Shared Prosperity 2016”によれば、2013 年時点で一日 1.90 ドルの国際貧困ライン未満で暮らす人口は地球の人口の 10.7%に上るといふ。

社会的価値が脅かされる形で生じる問題は多くみられる。中でも、社会生活の持続可能性に関わる類の問題は広く認知されている。例えば、石油のような、人にとって有意味な時間スケールでは再生産が不可能な資源への依存度が高いことや、長い時間をかけて適応してきた生活環境が地球温暖化や環境破壊によって変質している問題、人口動態の変化等によって人口や経済の成長を前提にした制度（例えば賦課方式による年金制度）の存続が困難となっている問題等だ。

このような問題は、社会集団の性質に関して、その望ましいあり方について価値付ける判断に照らして主題化される。先述の例であれば、社会を取り巻く自然環境や社会の制度に関して、それが持続可能なものであることに社会的価値を見出すとき、持続可能性を脅かす事態が問題とされて、社会的価値の実現を目指す運動が求められることになる。

ここでは論証しないが、社会的価値は、その社会が有するルールや資源やそれを取り巻く環境など、一つの活動単位である社会集団の運動のあり方を規定するような当該社会の属性のあり方についてコミット（価値づける立場に肩入れ）されるものだ⁵。故に、その実現は社会の全構成員に多かれ少なかれ影響が及ぶので、社会的価値を実現する運動から恩恵を受ける主体が対価を支払った主体のみになるよう制限することは困難だ。そのため、資本の論理が社会の編成原理として徹底されると、社会的価値の実現よりもより大きな交換価値の実現を優先したり、社会的価値の恩恵にタダ乗りしたりする行動が助長されるような形で力が働くことになる。

これについて次のように反論されるかもしれない。環境保護を重んじる主体が環境にやさしい商品だけを購入する等、購買や投資を通じて主体のコミットする社会的価値の実現に貢献することができるのだから、実現すべき社会的価値への考慮は貨幣を媒介にした取引に組み込まれていると考えられ、各主体の貨幣利得の追求は社会的価値の実現と両立するのではないかと。しかし、格差問題を踏まえれば各主体が貨幣で表現する評価の多寡が社会的な見地からの重要性の多寡と一致すると考えてよいかは大いに疑問のあるところであるし、社会的価値への影響を無視した利潤追求行動による他者の社会的価値産出へタダ乗りするのを防げない時点でそのような考えに妥当性があるとは言えない。

さらに、資本の論理の浸透が社会的価値の実現を阻む経路はそれだけではない。社会的価値の決定プロセスにおいても負の影響を及ぼしている。例えば先述した社会の持続可能性を確保することのように、望ましい社会のあり方として比較的構成員の同意が得られやすい価値判断もある。だが、構成員間の利害が衝突するような問題についてはどのようなルールの形成が社会的に見て望ましいかは容易に決定できるものではない。そうした問題については社会的価値についての意思決定機構が必要であり、現代では多くの国が、民主的な手続きを経てルールを決定するという形式をとっている。しかし、自己利益の追求が社会的に望ましい事態の実現につながるといった類の信念と相まって社会的価値についての反省を妨げる形で力が働いたり、格差を拡大させる力が大きくなった影響と相まって貨

⁵ このことは、7章において議論される。

幣的価値の獲得へ向けた自己投資に注力する必要性から社会的価値について熟慮する余裕を失ったりすることで、資本の論理の浸透に伴って社会的価値の決定過程への関心が弱まる結果を導く可能性がある⁶。

このように、資本の論理の浸透は、経済的自由の基本的条件というある種の社会的価値を維持させるような形で力を働かせる面を持ってきた一方で、社会的価値の実現を促す力や社会的価値のあり方を反省して改良していくプロセスの働きを弱めている。

現代では、特に一定の経済成長を遂げて人口・経済の規模が縮小に向かいつつある国において、いかに持続可能で安定した社会システムを構築していくかが重要な課題となっている。資本の論理という単純な原理に依存したままではそうした問題の解決は望めそうになく、社会的価値を目指す運動を促進するような社会の編成原理が必要となっているように思う⁷。

1-2 背景にある問題意識：経済学の現状に関して

続いて、ここまで述べてきた現代社会の抱える諸問題に、経済学理論が有効な処方箋を与えられていないという現状認識について説明する。

一口に経済学理論と言ってもこれまで様々な種類の理論が提唱されてきており、一括して議論することはできない。ここで主に批判の対象として想定しているのは、二つの概念、すなわち、一貫した価値順序に沿って合理的な行動をとることのできる経済主体の概念と均衡概念とを重要な分析ツールにして構築される理論である。例えば、一般均衡理論やゲーム理論、動学的確率的一般均衡モデル等、経済学の教育現場において重点的に教えられている主流派理論のアプローチは、これらの概念ツールに依拠した枠組みとなっている。

もっとも、そうした枠組みに批判的だと言っても、合理的な主体の相互作用の均衡状態についての分析が、現実社会におけるあらゆる問題についての的外れな洞察しか与えることができないと主張したいわけではない。例えば、相互作用する主体の（各々の行動選択の結果に応じた）利害が各々にとってある程度明確に決まっていることが分かる場合には、各々が取べき戦略を考えたり、各々にとってより望ましい帰結をもたらす新たなルールを設計したりするうえで、ゲーム理論が有効な含意を導いてくれるだろう。

だが、市場における自由な取引を通じて社会を編成することの望ましさを評価する場合に、そのメカニズムがもたらす社会の状態を合理的な主体の相互作用の均衡状態として近似的に把握できると想定してしまうと、誤った洞察が導出されてしまう。以下ではそうし

⁶ 例えば資本の論理の浸透が民主主義の条件を掘り崩す面を持つことを指摘している文献としては Reich[2007]が挙げられる。

⁷ 当然ながら、ここで触れた二種の問題以外にも、資本の論理の浸透に伴って生じている重要な問題は多い。例えば、グローバルな規模で資金を高速に移動させられる資本市場によって各国経済が結合されたことで、地域の経済ショックが各地へ波及してグローバルな金融システムの危機につながるリスクが増したことは、2007年から始まった世界金融危機を契機に、制度構築によって対処すべき問題として改めて認知されるようになっている。

た把握の妥当性が疑わしいことと、導かれる洞察の危険性について順を追って説明しよう。

そもそも、人間の性質上、各人が自身の態度や行動の選択をそれ以上改める必要のない均衡状態として相互作用の帰結を実現させるのは簡単なことではない。

人間は様々な対象に対する判断・態度を変えることができる生物であり、望ましさに関する主体の美的判断も予め定まっておらず⁸、多くの場合その判断は変化する余地があるし、その過程が収束していずれは到達することになる絶対的な価値があるようにも思えない。さらに、人はそのときどきの美的判断に照らして最適な行動を即座に導き出し実現する魔術的な力を持つわけでもなく、ときに試行錯誤の過程を繰り返してとるべき態度を形成していくものだと思われる⁹。したがって、たとえ安定的な統一的価値尺度としての貨幣が取引の判断基準を明確化して、効率的に判断を下すことを妨げる社会の複雑性を縮減しているとしても、行動選択の基礎となる各人の美的判断が変化の上、たとえそれが変化せずとも、状況の変化に応じて美的判断に照らして最適な行動を選択することができるようになるためには通常多くの時間がかかることになる。

つまり、均衡が安定して実現されるためには、各人の美的判断や各々の置かれた状況の性質が最適な行動を選択できるほど安定しており、かつ、何かのきっかけでそれらが変化することで当初の均衡点から離れることになっても新たな均衡に向かって働く力がそれを実現できるほどに強力かつ迅速に働く必要がある。

主流派の市場理論では各財の超過需要・超過供給が価格調整によって解消された状態として市場均衡（ワルラス均衡）を考えている。しかし、均衡へ向けて力を働かせる価格メカニズムが上述のような条件を満たす形で働くと安易に想定することはできない。

塩沢由典が指摘するように、経験的に見て、多くの財の相対価格は一定の安定性を持っていたのであり、だからこそ認識能力・計算能力等に限界があるにもかかわらず、人は過去の経験を活かして一定の未来の見通しのもとで状況に適応した行動を選択することができる（塩沢[2014b]）。換言すると、価格がひっきりなしに変動する形で需給均衡へ向けた力が働いてしまうと、最適行動として近似できるための条件である状況の安定性が損なわれてしまうため、合理的な経済主体の相互作用の均衡として市場取引の帰結を把握することの妥当性も低下するということもできるだろう。そして、塩沢は、単位費用に一定率を上乗せした販売価格を設定するというフルコスト原理に基づいた価格付けをしたうえで、価格を据え置いたまま需給状況にあわせて生産量を調整するような企業行動が実際には支配的であることを指摘して、価格調整が市場均衡を実現すると捉える主流派の市場観を批判

⁸ 本稿では、他の目的の手段でない基底的目的としての望ましさに関する判断を美的判断と呼び、手段としての望ましさも包括した判断の概念としての価値判断と区別して用いる。

⁹ 人間がこのような特徴をもつことについては、5・6章において論証される。なお、本節の批判は、必ずしも主流派の人間観が非現実的であることをもって断罪するものではない。非現実的な仮定を含むモデルが現実のよい近似として適切な洞察を与えることは少なくないからだ。ここでの批判の論拠は、現実の問題に適切な洞察を与えられないことにある。

する (*ibid.*)。

このように、価格メカニズムが市場均衡をもたらす力を備えていると捉える主流派の市場観は現実に照らすと妥当な把握とは言えそうにない。然らば、これは市場機構の理解を歪め、誤った見通しをもたらすという意味で危うい考え方だということになる。

だが、より危険なのは、その人間観の延長線上にある社会的価値に関する誤った理論的立場と結び付けられることで、価格メカニズムがうまく機能する状態を社会の理念として位置づけるような、社会的価値の実質を無視した含意を導出してしまふことだ。

一貫した価値順序に沿って合理的に行動する経済主体という人間観の延長線上にある社会的価値に関する理論的立場とは、以下のような性質をもつものである。すなわち、各主体の価値判断は完備性と推移性を満たす合理的な選好として表現でき、社会的価値はそうした各主体の選好のあり方から導出されると考える立場だ。例えば、社会的価値についての分析をパレート最適か否かという点に限定する立場（それ以外の基準を持ち出すのは科学としての経済学の役割を超えていると考える立場）は、主流派におけるもっともポピュラーな立場であるが（Cf. Gilboa[2010]p.87）、誰にとっても不利にならないような形で各主体の状態を良くすることができないか否かを判断基準とするこの立場が、各主体の選好のあり方のみから社会的価値判断を下すものであるのは明らかだろう¹⁰。

この立場の根本的な問題点は二つある。一つは人が一貫した価値順序に従っていると想定するが故に、価値判断のあり方が変化するメカニズムを視野に収められない点である。そしてもう一つは、一点目に関連しているが、（価値基準が不変と想定するが故に）社会的価値に関する判断のあり方について説得し合う余地のない枠組みになっている点である¹¹。

後者の特徴から、各主体が己の選好にとって好ましい事態を追求することが社会的に望ましい事態につながることで、望ましい制度（設計）に求められる要件となる。各主体は他の主体の行動を含む事態の推移を予想しながら己が価値づけるものを追求する他なく¹²、また、各主体の選好が所与である以上は（事態の推移に関する各主体の予想内容を除くと）相互作用のルールのあるのみが相互作用の結果の性格を変えるための変数となるため、その結果が社会的に望ましいものであるようなルールを設定することが社会的価値に照らして求められることになるからだ。

例えば、（一般均衡理論の各種モデルの前提下で）市場均衡がパレート最適であることを示す厚生経済学の第一基本定理は、価格メカニズムによってある種の社会的な望ましさの基準を満たす事態が実現されることを示している。この定理は、価格メカニズムが制度と

¹⁰ 社会選択理論をはじめ、各主体の選好プロファイルをもとに社会厚生関数のような社会的な（価値についての）選好を導出するようなアプローチはすべてこの範疇に含まれる。

¹¹ 事実認識の誤りをただすことで手段に関する価値判断を是正させるような説得を許す余地を認めることはできるが、基底的美的判断について説得し合う余地はない。

¹² 念のため捕捉すると、主体として価値づけるものが他者の幸福や社会的価値である可能性を排除するものではない。つまり、合理的主体は利己的であるとは限らない。

して一定の望ましさを備えていることを示唆するものと解釈する余地があるし、しばしばそのように解釈されて社会の編成をより完全な価格メカニズムに任せることを正当化する際の理論装置として働いてきた¹³。

しかし、このような議論は人が固定した価値基準に従って行動するという想定においてのみ成り立つのであり、その規範的含意は妥当とは言えない。実際には、人は他者との相互作用を通じて「共有された利害の感覚」を形成し（Hume[1975]p.306）、価値基準をしばしば更新していくものである。したがって、社会的価値を各主体の固定した選好のあり方に還元して考え、各人が利益に関する自己判断に基づく行動を徹底することの延長線上に社会的価値があると考え理由はない。

むしろ、構成員に共通して関わるルールや環境のあり方について見出される社会的価値について反省したりその実現を目指した行動をとったりするのを促すような制度設計について考えること、そしてそのための理論が、社会的価値に関わる問題の解決には必要である。だが、固定した選好を想定する理論では、制度のあり方が価値判断の形成過程に及ぼす影響について扱うことや、社会的価値について説得し合ううえで必要な議論の土俵を与えることは構造上不可能である。

つまり、社会的価値に関わる問題の解決に役立つ理論を構築するためには、主流派のアプローチでは扱うことのできないメカニズムを視野に収める必要があり、社会の組織を価格メカニズムに任せることの望ましさに関して主流派理論が導き出す含意は妥当でないと云わざるを得ない。

なお、当然ながら、主流派理論の社会的価値に関する立場が妥当でない規範的含意を導くのは価格メカニズムについてだけでない。貨幣を媒介にしたあらゆる取引において各主体が貨幣的利得を最大化しようとすることで社会にどんな力が働くかに関する評価についてもそうだ。

あらゆる経済主体が取引を通じて貨幣単位の純利得を最大化するように行動することで、各主体は取引にかかる資源を貨幣単位で出来るだけ高く評価して買い取ってくれる相手と交換することを目指すし、同じ貨幣単位で出来るだけ価値のある資源を獲得しようとすることになる。このような状態が実現すれば、取引を通じて各主体が所有する資源に対する貨幣評価額の社会的な総計が大きくなるという意味で、より効率的に、資源が活用されるように力が働くことになる。そのため、貨幣を媒介とした取引の自由度を拡張させたり、取引相手の評価額が分からない情報の非対称性があるような取引において得られる純利得が最大となるようにオークションの制度設計をしたりするのは、上述のような意味での社会的資源の効率的活用という社会的価値を実現するためのアクションと評価できる。

社会における資源配分を自由な取引に委ねることで社会の資源を効率的に活用することができるという主張には間違いなく一定の妥当性がある。だが、前節で指摘したとおり、社会的価値の問題が、貨幣評価額の大きい主体に資源を割り振ることで実現される効率性

¹³ その最たる例が、シャドープライスによる調整に基づいた市場社会主義論であろう。

のみで判断されるべきではないこともまた明らかである。しかし、主流派の社会的価値に関する立場からは、資本の論理が浸透することで生じた社会的価値の問題を解決するための判断基準を得ることはできないのである。

まとめると、主流派理論の立場からは、貨幣を媒介にした取引や価格メカニズムがそれぞれより十全な形で展開され機能するように社会を組織するべきだという含意が導き出されかねず¹⁴、前節で指摘したような社会的価値に関わる問題は経済学理論の分析の視野外においやられてしまう。つまり、市場の論理が浸透した現代社会の抱える問題を解決するには、主流派経済学理論だけでは不十分であると言えるだろう。

では、主流派経済学理論以外のアプローチはどうだろうか。現時点では様々なアプローチの問題点を個別に指摘する準備はないので、ここでは強調しておきたい全体的な傾向について簡単に指摘しておくにとどめる。

ここで強調したいのは、各種アプローチを統合するような哲学的基礎理論が不在であることだ。もっとも、非主流派のアプローチを採る経済学者が、特定のアプローチを排除してしまうような基礎理論を軸にまとまることを選ばずに、経済学界における主流派の独占的地位に対抗して多元性を要求する形で結束する戦略を採ったことは、経済学界の制度的現状を踏まえれば致し方なかった面もあるかもしれない。主流派によって構築されている学問の業績評価や教職採用等の制度がその支配的地位を自己強化的に再生産することで、研究者に、主流派の分析手法の従事に甘んじるか、殆どの経済学者が耳を傾けてくれなくなることを覚悟の上で異端派の手法に従うかの選択を迫るような現実があるからだ¹⁵。

しかし、基礎的な哲学理論の不在を許したことは、経済学の目的や方法に関する十分な反省と社会的価値について論じるための理論的基盤の確立を妨げる結果につながったと思われる。いまだに経済学の目的や方法について一致した見解が見られず、社会的価値について分析するための理論装置が発達する兆しを見せていないのは、由々しき事態である¹⁶。

非主流派において見られる多様なアイデアを現代社会の抱える問題の解決に活用する

¹⁴ 実際、排出権取引などのように環境問題を市場の価格メカニズムを用いて解決しようとしたり、市場が孕む不確実性に対してリスクヘッジのための金融派生商品の市場を整備することで対処しようとしたりする態度は、主流派経済学理論の自然な帰結である。

¹⁵ そうした状況を端的に示したものとして「脱自閉経済学 (Post-Autistic Economics)」運動の発端となった以下の事実が挙げられる。2000年にフランスのソルボンヌ大学の学生達が、経済学の教育カリキュラムが新古典派経済学の高度に抽象的な数理的な分析手法の伝授に特化しており、現実の経済現象に対する深い理解を可能にするようなパースペクティブの獲得が望めない現状を告発し、教師らに対して経済学の多元化を求めた嘆願書を発表した。学生達の訴えに呼応する形でフランスの一部の教授らも、経済学教育における同様の懸念を表明し、経済学教育の多元化を訴える嘆願書を発表した。そうした動きはイギリスのケンブリッジやアメリカのハーバード大学にも飛び火していき、国際的な注目を集めることとなった (Cf. Sent[2003], Fullbrook[2005], Soderbaum[2008])。また、主流派の一元的支配の構造を持続させている制度に対する告発は、Siler[2003]や Soderbaum[2004]にも見られる。

¹⁶ 経済学の目的や方法に関する混乱については、簡単にだが、本論で触れる。社会的価値について論じる方法については、本論で議論される。

ことの妥当性を説得的に示すためにも、哲学的な基礎理論が必要であると思われる。

1-3. 本稿の主題

たとえその事実認識に誤りがなかったとしても、前節まで述べてきた問題意識の妥当性を示すのは困難だ。解決する余地のある問題でなければ、それは解決すべき問題ではなく受け入れるべき事実となるが、その見極めは容易でないし、どんな問題を他ならぬ経済学理論が今資源を投入して解決すべきなのかも決して自明ではないからだ。実際、社会の資源を投入して解決すべき問題を画定して提示することは、経済学をはじめとした社会科学における最も困難かつ重要な課題の一つであると言ってよいくらいである。だが、少なくとも探究の開始に先立って疑念の正しさを証明する必要などないのだから、問題意識の是非に関する判断はひとまず先送りにして、議論を前に進めるべきだろう。

本研究は、経済学理論が現代社会の問題解決に十分役立つものとなっていない状況を、経済学の探究を基礎づけるような哲学理論を構築することで解決できるのではないかという仮説に基づいて遂行されている。現実の問題に関して適切な洞察を与えるというあるべき目的から幾分乖離した形で理論・モデル構築の努力が展開されている現状を変えるには¹⁷、探究の目的や方法に関する規範や社会的価値について論じるための基盤を与えてくれるような基礎的哲学理論を人間や世界のあり方に関する基本的な一般的事実に基づいて構築する必要があるのではないかという発想である。

つまるところ、本稿の主題は、経済学の哲学的基礎づけを試みることである。

その試みが「基礎づけ」なのは、あらゆる経済学の探究主体が参照すべき規範を与えるような性格を備えているという意味で、経済学の探究の基礎となるような理論の構築を目指しているからである。

だが、経済学の基礎を哲学理論のうちに求めることは、前時代的な試みではなかろうか。

例えば、経済学をはじめとする科学の規範を探る試みについての以下に引用するような診断・記述は、哲学的基礎づけという課題に対する一般的な評価を反映している。

経済学のための合理的で一貫した規範的方法論を発見する道は閉ざされていて、普遍的に妥当する方法、いや最適の方法すら、その探索は無駄である。一世紀にわたって熱心に行われた方法論的な聖杯の探索が不成功に終わったことからの後知恵として、諸理論を判定するための控訴審を理論の外部に求めることは不可能である、と結論していいだろう。(Hodgson[1988]邦訳 p.42)

よく知られているように科学哲学あるいは科学論の分野では、クーンの『科学革命の

¹⁷ もちろん現実の課題の解決とは切り離されたところに経済学の目的を置く立場も考えることはできる。そのような立場が妥当なものとは言えないことは本論で論証する。

構造』(1962)の登場を画期として、論理実証主義やポパーの反証主義のような科学への規範的なアプローチが後退して、科学への記述的、歴史的、社会学的なアプローチが支配的になってきた。(只腰・佐々木[2010]p.368)

科学の規範を哲学理論に求めるアプローチが失敗したとみなされ、そうした取り組みが後退している以上、基礎的な規範を与えてくれる哲学理論を構築して経済学に活かそうと試みることが、前時代的で愚かしいという第一印象を与えることは避けられそうにない。

実際、少なくとも、あまりにも多くの事実・論点に関わる体系的な哲学理論を十分な準備・能力もなしに構築しようとする点で愚かしい試みであることを否定することはできない。また、認識能力に限界のある人間の性質上、事実の探究を完全に成し遂げることは困難であるから、上述の作業仮説から失敗の約束された探究へと誘われているのではないかという恐れを完全に払拭することもできない。

しかし、それでもその試みに希望を見出すのは、哲学史の傍流に先駆者が存在したからだ。それが、本稿の副題にも登場している、1839年から1914年まで生きたプラグマティズムの創始者として知られるC.S.パースである。

岡田雅勝の言葉を借りるならば、「彼の仕事は広く数学、論理学、化学、測量、エジプト学、犯罪学、歴史、社会学、天文学、言語学、文芸評論などに及んで」おり、「実に天才的な仕事をこなし」という(岡田[1998])。彼は、生涯アカデミズムにおいて安定したポストを得ることはできず、また、自身の哲学理論をまとめる著作を残す機会を得ることもできなかった¹⁸。そのため、彼の哲学理論の影響は限定され、その多くは哲学史において忘れ去られることになった¹⁹。そのため、彼の死後に興隆した論理実証主義を発端とする規範的科学的論とは一線を画す形で展開されていた探究の規範理論が、十分に評価されないまま放置されることになった。

パースは哲学を(社会科学のような特定のタイプの対象が生む現象に関する)特殊科学の探究を遂行するに際して参照することが可能な一般的真理を明らかにする性格を含み持つが故に特殊科学の発展を助ける分野とみなした(CP.6.1-2,1898)。わけても彼は、社会科学など人間の心に関わる事柄を扱う学問分野の発展が遅れている原因を哲学の一分野である形而上学が発展していないことに帰しており(CP.6.2,1898)、哲学的基礎づけによって経済学の発展を期するという本稿の探究を支える基本的な着想を共有して。

先駆者がいるとはいえ、経済学の基礎理論として妥当な哲学理論体系を構築してしまお

¹⁸ パースの生涯については、Burent[1998]が詳しい。

¹⁹ 他方で、彼の独創的な議論がこれまで後の時代の思考のあり方に多くの示唆を与え続けていることも事実だ。そのことは、彼の名を冠した季刊ジャーナルが現在も存在していることからもうかがえるだろう。とはいえ、遺された膨大な草稿を年代順に再編したシリーズが発刊の途上であることもあり、没後100年経った現在においても、その独創的な哲学の全体像についての評価は定まっているとは言えない。

うという課題の射程の大きさに較べて能力や準備が不足していることは紛れもない事実である。それゆえ、あらゆる論点について、一つずつ既存の議論を詳細に整理した上でその問題点を指摘し、自説を展開するという形をとることはできなかつた。理想的には、そのような形で自説を展開する方が、既存の議論との関係をつかみやすく、説得性を増すことができるだろう。だが、ここでは各種論点について既存の議論との関係を詳細に整理することは今後の課題として割り切り、積極説を構築するという課題に（相対的に）注力するアプローチをとっている。この点については、ここで予め断っておきたい。

なお、本稿においては哲学を、個別具体的な対象に関する特殊科学とは異なり、様々な種類の対象において一般的に成立している抽象的な事実を解明しようとする探究領域と定義するパースの立場を踏襲している（Cf. Peirce[1898]邦訳 pp.31-32）。

哲学を一般科学と考える為、その言葉に非科学的であるという意味を込めておらず、経験を通じて知る余地のない事柄についての認識を与える超越的な何かに訴える議論を認めないという（限定された）意味で実証主義的な哲学説のみを認める。つまり、哲学も基本的に実験・観察や論理的推論に依拠しているし、探究の方法において他の特殊科学が依拠していない道具を使うことはないとする立場である。

他方、特殊科学が経験された事実の意味や妥当な推論の形式を表だつて問題にすることなく自明視した上で展開されることが多いのに対して、哲学においてはそうした問題の解決が課題とされる為、目につく論証の方法が異なる場合が多いことは認められる。

例えば、成立していると考えべき事態を前提にして、それが成立することの条件を事実についての仮説として導出するような論証がそうだ。多くの場合には価値評価を含む命題から事実についての仮説を導出する論証は許されるべきでないが、成立していると予め想定しなければ具合が悪い事態を前提にする場合に限っては擁護する余地があり、しばしば採用されてきた。そうした専ら哲学でのみ使われているように見える論証を哲学的論証と呼ぶなら、哲学的論証を排除して経験された事実のみ依拠する探究が科学だとする理解が不十分であることはここで予め強調しておきたい。

確かに、確立した探究の規則に沿って特殊科学の探究がなされる局面にのみ目を向ければ、特殊科学では哲学的論証を用いる必要がないだろう。しかし、その探究過程の意義が問題となる場面においてはそうではない。探究の結果生み出された仮説を未来に向けて応用する場合や、探究の規則を受け入れていない人にその規則を受け入れることの妥当性を説く場合、探究の規則を改良する必要がある場合等においては、規則に従う探究過程の生産物をどのように位置づけられると主張できるかが問題となる。そして、探究過程で保持されている説の意義を明確にするには、多かれ少なかれ哲学的論証に依拠せざるを得ない。探究を通じて得られる仮説の究極的な含意、すなわち、目的の追求過程でそれをどう活用することに妥当性があると言えるか、これを明確にするための探究・討議の土俵の基礎を構築することこそ、（本稿で擁護されるタイプの）哲学的基礎付けの役割なのである。

あらゆる科学的な営為は哲学的基礎づけと結びつかざるを得ないとする本稿の立場に対しては、知識の生産までが科学の役割であり、知識の応用のあり方について考えるためには価値判断に依存せざるを得ない以上は科学が関与すべきでないという立場から、異を唱える余地があると思われるかもしれない。

どんな具体的な美的判断が理想であるかについて科学が解明する余地のある事実など成立していないこと、そしてそれ故に、根本的な価値づけのあり方は個人や社会的組織の決断に委ねられる他ないことを反映している限りにおいて、その立場は妥当な主張を含んでいる。ただし、絶対的な価値についての事実が成立していないとしても、どんな内容であれ価値づけがなされ、それに基づいて目的が追求されている限り、追求過程の実効性に関わる事実を解明する余地が生じる。そして、私たちが住む社会において各主体が各々の価値づけの下で目的を追求していることは否定しがたい事実である。実際に価値づけがなされている以上、いかに知識を応用すれば目的追求過程の実効性を高められるかについての事実の解明も必要とされる。事実の解明に携わる営為が科学であるならば、知識を応用する主体の目的のあり方に応じて生み出された仮説をいかに応用すべきかを論じる文脈にも科学は関わるのである。

他に、科学が仮説の応用に関わる事実の解明にも携わる余地があることを認めるにしても、哲学的基礎付けが必要とされるとは限らないのではないかという反論も考えられよう。

しかし、科学的な探究において保持されている仮説について、それを何がしかの形で目的の追求過程へ応用することに妥当性があると主張したければ、(私たちが活動している)この世界の成立の仕方や(目的追求過程のあり方をはじめとする各種)認識過程のあり方の一般的性格について、何らかの立場をとる必要がある。少なくともそれ抜きには、この世界のあり方と適合的であるがゆえに目的追求において役に立つ仮説になっていると期待できるからという理由で、仮説の応用を擁護するアプローチは取れないからだ²⁰。そもそも、経験をなんらかの事実の証拠とみなす態度さえ、構成された一つの解釈に過ぎないので妥当な態度とされる理由はないとする立場もあり得る以上、何らかの哲学的立場にコミットしなければ仮説の応用の妥当性を擁護しえないことは明らかだろう。そして、何らかの事

²⁰ この世界のあり方と関わらない文脈(例えば、この世界の未来に影響を与えない並行世界や、そこでのあり方の違いが「物理的(身体的)世界」に違いをもたらさないような(霊魂的な?)世界)でなされる(目的追求過程での)応用について考える場合はその限りではないが、そのような応用については、この世界のあり方に焦点を当てる探究において考慮する必要はない。というのも、この世界のあり方を問題とする限りは、この世界との影響関係が全くない別世界のあり方は無視してよいし、この世界のあり方が別世界に一方的に影響する関係にある中で別世界での目的を追求するような応用については、別世界での目的実現の手段としてこの世界の何らかのあり方を目指す必要があるが、それはこの世界での美的判断に基づく目的追求として考慮することができるし、この世界の事態の生起のあり方に影響を及ぼしうる(えた)ものは全てこの世界のものだとする立場なら、他に検討が必要なケースはないからだ。なお、このことは、この世界に影響を及ぼさない世界で何かを実現する能力の有無について態度を保留したまま、この世界における目的追求の実効性に影響する規則をいかに形成すればよいかを解明することに焦点を絞った探究を展開することの必要性を主張する余地があることを意味している。

実が成り立っている（べきだ）と考える立場にコミットするのは、それが抽象的レベルにとどまる故に限定的で穏当な想定だったとしても、疑いなく価値づけに他ならない。例えば、具体的な目的の内容とは無関係に、ただこの世界で実効的に何らかの目的を追求する余地がある為の基本的な条件が成立していることを想定した上で仮説を評価すべきだとするコミットメントも、穏当ではあるが目的追求が不可能な場合についての考慮を脇に追いやる態度を推奨するという意味で、価値づけを含む。

つまり、仮説の応用の妥当性について秩序立てて論じる土俵を構築するには、世界の成立の仕方や認識過程のあり方の一般的性格についての何らかの哲学理論にコミットせざる（価値づけて肩入れせざる）を得ない²¹。

そのような哲学理論を構築して経済学へ応用することが本稿の課題である。

1-4. 本稿の構成

以下に展開される本論は、大きく3つのパートに分かれている。

第1のパート（Ⅱ部）は、哲学的基礎づけの試みがこれまでどのような形でなされてきたかについて簡単に整理することを通じて、哲学的基礎づけの試みが失敗したと考えられてきた理由と、まだ成功の可能性が残っていると期待できることを明らかにするためのパートである。

続く第2のパート（Ⅲ部）では、可能性の残る哲学的基礎づけとして、パースの要請論的論証に基づく哲学的基礎づけが検討される。まずはその論証の妥当性を明らかにする。続いて、妥当性が示された要請論的論証から導かれる世界の成立形式・認識過程の形式に関わる哲学理論をパースの議論を再構成する形で構築する。

さらに第3のパート（Ⅳ部）では、Ⅲ部で構築された哲学理論と整合する形で、しばしば各主体の利害の衝突するような予め秩序だっていない社会において働く力を分析する上で有効な形式的真理の仮説を構築する。その作業は、パースのプラグマティズムからの継承関係を強調した J.R. コモンズの制度経済学理論を参考にしてなされる。続いて、そうして構築された哲学理論の総体から、経済学への規範的な含意が引き出される。さらに、その含意の有効性を示唆するべく、具体的な制度改良の文脈でどのような議論ができるようになるかについても試論的に扱う。

最後に結論（Ⅴ部）として、本論の議論を踏まえて、哲学的基礎づけの試みの是非と今後の課題について論じられる。

²¹ ただし、何らかの哲学的立場にコミットしなければ応用のあり方について論じる余地がないという事実は、しばしば無自覚にコミットされている哲学的基礎理論を取り出して洗練してその含意を明確にする探究が有効であることを意味してはいない。仮に妥当な哲学的基礎理論の含意を明らかにできたところで、その内容は陳腐で役に立たないかもしれない。また、実際に探究が成功裏に終わり役に立つのかどうかは、どんな課題であれやってみなければ分からない。

II 哲学的基礎づけをめぐる既存の理論

II部では、科学（的な探究²²）ないしそれによって生み出される知識を哲学的に基礎づける試みが失敗したと考えられてきた理由を検討し、哲学的基礎づけというアジェンダに希望が残されていることを明らかにしたい。

なお、ここで科学や科学的知識を基礎づけるものとしての哲学理論として考えられているのは、真理の獲得、すなわち、我々が生きるこの世界のあり方と対応した知識の獲得を目指すことを重要な活動として含むようなものとして科学を位置づけたうえで、その基礎理論であることを主張するようなものに限定される。よって、客観的真理の探究の不可能性を主張するような種類の哲学理論は、それもまた知識の基本的な性格について扱った哲学理論と言えようが、ここでいう哲学的基礎づけの試みの範疇には含めない。

また、ここで哲学的基礎理論とされるものは、あくまでも、それが真理である可能性があることを根拠（の一部）として擁護されるのであるから、真理の探究において確認されている様々な経験的証拠と整合する仮説でなければならない。

2章・3章において検討される哲学的基礎づけの試みは、基本的に、そのような条件を満たしていることを主張するような議論に限定される²³。

まず2章においては、認識論的基礎づけ、すなわち、望ましい知識の条件を正しく知ることができるという前提に立ったうえで、その条件を明示することを試みるような基礎づけについて検討する。

続いて3章においては、それが正しいと確信することはできないものの、それが成立していないとは考えられないような基本的な事実が成立していることを要請した上で、それが成立する為の条件を基礎的な仮説として導入するという要請論的論証に依拠する形で基礎づけようとするような試みについて扱う。

²² 科学という言葉は、しばしば多義的に用いられる。本稿では、この世界で成立している事実に関する正しい知識の獲得を目指す探究に限定せず、有効な知識の獲得を目指す探究や、無矛盾な体系の獲得を目指す探究なども含む、曖昧な言葉として用いる。基本的に多用しない。

²³ 経済学において参照されてきた哲学理論がそのような性質のものばかりでないのは確かだ。Ex. Klamer[2007], 塩野谷[2009]だが、ここではあくまでも基本的な一般的事実についての知識を経済学に活かすことを目指している為、そうした試みに限定してその失敗の要因を探っている。

2. 認識論的基礎づけの試みについて

1章3節で引用した基礎づけに対する評価からもうかがえるように、哲学的基礎づけの試みが失敗に終わったという評価が定着したのは、論理実証主義に始まる科学の認識論的基礎づけの試みが破綻したことの影響が大きい。本章では、論理実証主義やその派生形態である論理経験主義による認識論的基礎づけや、論理実証主義の批判過程を経て生まれた規範的科学論の試みが、どのような形で壁にぶつかったかについて、それぞれ2節・3節で検討する。1節では、論理実証主義の批判対象であるI.カントに連なる議論を簡単に検討し、2節からの議論の下準備と、論理実証主義とは異なる発想を備えたパース哲学に連なる側面を持つ議論を紹介することでⅢ部の議論の下準備を兼ねたい。

2-1. カントが直面した認識論的基礎づけの問題

カントが直面した認識論的基礎づけの問題設定がどのような哲学史的背景のもとで設定されたのか確認していこう。

J.デューイによると (Dewey[1920]Ch.4)、プラトンやアリストテレスにおいても、中世のスコラ哲学者においても、経験とは個別的で偶然的なものに過ぎず、ただ経験を重ねることのみによっては普遍的な原理や概念を形成することは決してないとされたという。

そして、形相、実体、本質などと呼ばれてきた普遍的で崇高な位置を与えられたものは、生得観念として天下りの的に与えられるか、或いは真理や最高善を把握するために先天的に与えられた知性 (understanding) や直観などと呼ばれる実在をあるがままに捉える能力によって獲得されるものだと考えられてきた²⁴。

そのような当時の常識的見解に対して17世紀から18世紀に活躍したフランシス・ベーコンやジョン・ロックといった経験論者は、「生得観念や必然的概念によって承認されると称し、理性の権威的な啓示に由来すると称する現行の信仰及び制度も、実は、経験的な低い由来を持ち、偶然、階級的利益、偏った権威などによって確証されたものであるという事実を明らかにすること」(Dewey[1920]邦訳 pp.90-91)を自らの任務とみなして、愚かな習慣や押し付けられた権威、偶然的な連想という重荷を取り除くことで知識の進歩が望めると考えたという。つまり、彼らは経験によらなくても絶対的な確実性を有した知識を人が獲得している (或いは獲得できる) と考えることに対して疑いの目を向け、知識の源泉とすることができるのは個別的な経験以外にないのだと主張した。当時の経験論者の主張は、経験によらずに絶対確実な知識にアクセスする手段を天から賦与されていると考える類の描像を否定し、人は知識の素材として経験以外には何も持たないのだから、あら

²⁴ 坂部[1997]18講参照。坂部によればそのような能力として位置づけを与えられていた知性 (intellectus ; understanding) が、カントにおいては、感性によってもたらされる素材を枠づける役割を担うものに格下げされている。本稿ではこのような推論を経ずに実在をあるがままに把握する能力のことを統一的に直観 (能力) と呼ぶことにする。なお、何らかの対象について反省を経ずに即座に何かを連想するような推論を直感という言葉で呼ぶことはあるが、ありのまま実在を捉える直観とは区別される。なお、本節を除き、知性という言葉に直観の意味は含めない。

ゆる知識は経験によって根拠付けられるべきだと考えたわけである。

ロックが取り組んだ問題を、熊野は、「およそ知識を可能とする知性 (understanding) の能力自身を吟味し、知一般が成り立つ範囲と、その限界を劃定すること」(熊野[2006] pp.43-44) とし、これはデカルトから受け継がれた課題設定であったと指摘している²⁵。デカルトがあらゆる疑いえるものを取り除いていく形で疑いようのない知識の基礎を探ったことは有名だが、彼が懐疑の結果発見したのが、内観の対象となる心の中の世界において明晰な形で存在している観念であった²⁶。デカルトはそのような観念の確実性の根拠を最終的には神に求めたが (Cf. 熊野[2006]pp.18-19)、根拠はどうあれ、その観念は確実性を疑いえないものとして把握されていた。ロックのような経験論者は、心象の世界における観念の確実性の根拠を問うというデカルトの枠組みに依拠しながらも、経験抜きに予め確実な観念を持っていると考えることができるとするデカルトの説を否定し、あらゆる観念は経験によって形成されるとしたのであった。

ところで、経験論において経験は、個別的でそれ自体はつながりを持たない多様な感覚の総体だと考えられていた。それゆえに、人間の知識の源泉がただ経験のみであるという主張が徹底されれば、たとえ現在までの現象が恒常的な連関を持つものとして経験されたとしても、未来においても同様の関係が成り立つことを保証するような普遍的な関係が成立していると確言する根拠を持つことはできない。そのことは、ただ経験のみを知識の源泉とするのでは普遍的なものについての確実な知識を持つことが不可能であることを含意してしまうので、経験論者の排除しようとした「好ましくならぬ制度にとって致命的であるばかりではなく、科学、道徳律、義務にとっても致命的である」(Dewey[1920]邦訳 p.92) ことになる。

デューイは、そのような文脈で必要となったのが、経験は外にある対象がそのまま写し取られたものであり知識は経験される外の対象のあり方と対応しているようなものだと考える従来の考えを転回し、むしろ人間の認識の形式によって対象を枠づけたものが経験であり、知識の妥当性の根拠はそのような認識の形式に依存することを指摘するようなカントの議論だったと整理している²⁷。

このようなカントの主張は、経験を経ないでも人間は既に知識を獲得しているのだと考えるような、経験論が批判した議論へと回帰したものではない。カントは、経験より以前に何ら認識が得られることはないと考えた点では経験論者の要求に従っている。他方で、

²⁵ R.ローティによれば、デカルトには、その課題が科学の基礎を与えるものとしての哲学の課題であるという認識は皆無であり、むしろ神学から独立して世界のあり方について論じる基盤を用意するためのものだったという。Cf. Rorty[1979]邦訳 p.140

²⁶ ローティは、個々人の心の中のあり方が哲学的な問題構成の基盤となったのはデカルト以後のことだとしている (Rorty[1979]邦訳 p.36 参照)。観念という言葉は、当時の論者によって使い方にばらつきはあるが、個人によってのみアクセス可能な心の中に現れるものであるということ点は共通している。心の中の現れ・現象にアクセスすることが内観と呼ばれる。

²⁷ Dewey[1920]邦訳 92 項を参照。カントは経験主義の徹底が普遍的な知識に対する懐疑論へとつながることを問題視し、その危険を取り除こうとした。

「枠づけるものを、それ自身は経験に先だつもの、ア・プリオリな (a priori より先なるもの) (熊野[2006]p.128) とみなしたのである²⁸。それが、空間や時間の枠組み、そして因果性や実体 (性) などを初めとするカテゴリーと呼ばれたものからなる各種の形式であった。カントの哲学においては、諸々の認識における形式的カテゴリーがア・プリオリに経験を規定する枠組みとして働きながら経験的判断を生むことによって、その総合的な判断の真理性を議論する土台が確保されるのである²⁹。一方、常識的に人間の認識を生み出す外的な対象と考えられているようなもの、すなわち、「それ自体として観られたもの (ens per se spectata)」、「物自体 Ding an sich」については、そのありかたが経験的にはけっして認識されないことになる。」(熊野[2006]p.130) というのも、経験においては、物自体が形式によって既に加工作されてしまっており、生のそれを経験することはできないからである。

このような発想は、それ自体としての世界のあり方について考えるような伝統的な形而上学に変更を求める。かつて理性によって把握することができるものとして考えられていたような、現象を超越するもの (真理や最高善) に関して確かな推論を展開することは、人間の認識の形式的制約から不可能だということがその体系から帰結する。つまり、人間は物自体を形式によって枠づけずに経験することができない以上、たとえ理性による推論をその形式的限界を超えて誤って使用することで経験を越えたところのものについて思考をめぐらせることができるとしても、それは「人間の理性の能力を超えているがゆえに答えることも出来ない問いによって悩まされている」(熊野[2006]p.139) に過ぎないとされる。人間は経験可能な現象の世界についてのみ、規則的に確かな形で語ることができるとされるのだ。

それでは、かつて理性的把握の対象とされてきた、それ自体として善であるもの (最高善) についても同様に何も語ることができないのかといえば、そうではないという。カントの世界観は、現象の世界だけで完結しておらず、物自体の世界がある訳だが、人間は両世界にまたがって存在しているとされ、そのことによって人間の「自由³⁰」が確保されることになる。というのは、現象の世界においては因果関係が厳格に成立しており、その内部においては結果が原因から必然的に生じている一方で、物自体の世界における人間のあり方が感性界における事象に影響を与える (付加的な原因として介入する) ことを妨げない構造であるために、時間的に遡った原因を持たない「自由」で理性的な意志を発現させる余地が残るとされるからである。そうした「自由」に発現されうる理性的な意志のことをカントは善意志と呼ぶ。善意思は現象の世界の行為として体現可能であるが故に「善意志

²⁸ 石川によれば、カントはア・プリオリという言葉で、彼以前のように「神という先なる所有者を前提する」(石川[1995]p.113) ような生得的なものを意味する言葉としてではなく、「神からも経験 (先なる根源) からも派生しない概念」(ibid.) として用いた。カントは認識の基礎付けにおいて神を持ち出すような態度を「こまったときの神頼み」(ibid.) であるとして却下したという。

²⁹ 総合的判断とは、主語に含まれない概念を述語として持つ判断のこと。

³⁰ カギかっこ付の「自由」は、原因を持たない因果力を新たに生むことができることを要件とするような自由である。そのような形とは異なる自由については後述する。

はわれわれにとって唯一到達可能な物自体」(石川[1995]p.141)である。そのようにして存在が知られる善意志は、ア・プリオリに真な形式としての普遍的な道德法則を人間の行為に義務として課す。

このように、カントは認識を規定する共通の形式を人間が持つとし、ありのままに認識することが不可能な物自体の世界と、共有された枠組みによって規定済みの現象の世界とを分かちことで、確実な知識の探究とともに規範をも救おうとした。一方で、物自体のあり方について考察する類の形而上学的課題を、倫理という主題を除いて、人間の探究可能性を超えたものとして退けたのである。

デカルトのような人々は、認識の不可謬な基礎を生得観念や直観能力によって獲得される明晰な観念に求め、カントに乗り越えられるべき対象として位置づけられた経験論者は、知識の基礎を外の世界と対応した個別的な経験のみを知識の基礎とした。両者は、外的な対象についての誤りえない知識の基礎となる素材を求めた。それに対し、カントは認識の形式的な同一性が知識の基礎であると考えた。それは普遍的な認識が成立する可能性を保証するために要請された条件であり、そのように考えなければ話が始まらないものとして基礎的な性格を与えられている³¹。善意志を持つことを擁護する論理においては特に、正しい知識を得るという目的からは逸脱した動機から不可謬の真理を獲得しようとしていることが明確になっている。

このように、カントの議論がそれ以前の議論と異なるのは、認識の誤りえない素材ではなく素材がなんであるかに関わらず間違いなく成立する一般的形式を扱うという、提示される基礎の存在論的な性格(個別的な経験か、一般的な認識の形式か)だけではない。基礎を求める動機においても違いがある。すなわち、カントのそれは、正しい知識を得ることを目指す動機だけでなく、普遍的な知識を獲得できることや「自由」に意志決定できることのように、ある種の望ましさを満たす世界であることを求めるというプラグマティックな動機から、そのためには世界がどのような形で成立している必要があるか、という形で問いを立てる側面を含んでいた。

まとめると、カントが直面していたのは、直観能力や不可謬の生得観念を持たないことを認めたくて、内観できる個別的な現象・観念をいくら蓄積したところで普遍的な知識の根拠とすることはできないという問題をいかに解決するかという課題を、人間の「自由」を損なわずに解決することであった。カントは、そうした問題が解決されるような形で世界が成立していることを要請して、その条件の成立を真理として知ることができると考えた。そのような真理に基礎づけられる形で得られる知識を望ましいものだと考えたのである。

³¹ それが成立していないとは考えられないような基本的な事実が成立していることを要請したうえで、それが成立する条件を基礎的な仮説として受け入れることの妥当性を主張するような論証を本稿では要請論的論証と呼んでいる。ただし、要請論的論証を完全に疑う余地のないア・プリオリな真理を確立するものとして用いたことから、本稿ではカントの試みを要請論的基礎づけの категорияではなく、認識論的基礎づけの categoria に区分している。

しかし、こうしたカントの試みは、要請される事実が成立していて、その可能性の条件を真理として知ることができるという構造になっている。人がそうした真理を知ることができることを本当に擁護できるのかという点については、大いに疑問の余地があるところである。固定的な認識のカテゴリーや原理的に知ることのできない物自体といったものを想定しなければ、普遍的な知識や人間にとって意義深い世界である可能性を救うことができないのかと言えばそうではないからだ。パースの基礎づけも、次節で説明する論理実証主義の基礎づけも、そうしたカント的解決を乗り越えようとする試みであった。

2-2. 不可謬の基礎的な知識を探る論理実証主義的な試みについて

本節では、論理実証主義とそれ以降の規範的科学論がいかに関学的基礎づけを試みたのかについて検討する³²。カントを批判した論理実証主義が、カントの基礎づけが持っていた性格のどのような側面を乗り越えて、どのような面を置き去りにしたのか考えてみたい。

論理実証主義は、望ましい知識のあり方に関する共通の了解にたつて諸問題について考えようとする志向を持ったウィーン学団によって唱道されたプログラムとして知られる³³。その議論は批判にこたえる形で洗練されると共にその輪郭を失っていき、やがて乗り越えられたものとして解消されていくことになるが、ここでは新しい基礎づけのあり方を示した（と彼らが考えた）初期の主張から説明していきたい。

論理実証主義のプログラムが興隆した一つの背景が、論理学の発達にあったことはよく知られている。前節で述べたように、かつての経験主義者は経験のみを知識の源泉だとしたものの、現実に我々が持つ入り組んだ知識が個別な経験から構成される明確な方法を示すことはなかった。その為、カントによって個別的でない知識の源泉としてア・プリアリな総合能力が知識の形成に欠かせないものとして導入されたように、形而上学説が知識に混在する余地を残してしまつたと彼らは考えた。そして、彼らはそのような形而上学説が氾濫している事態を救うものとして論理学を捉えた。すなわち、論理学によってかつての経験主義者がなしえなかった経験からの知識の構成（逆から見れば、あらゆる知識の経験的要素への還元）が可能になると考えたのである³⁴。

具体的には、個別的な経験と対応した要素（プロトコル）命題とその真理関数のみが意味を持つ命題であり³⁵、それ以外は無意味な形而上学的命題として排除すべきだという主張、そして、正しい知識は有意味な命題のうち真理値が真であるものだけだという主張、

³² 論理実証主義に関する説明は、主に Caldwell[1982]2-4 章、飯田[1989]第 1 部を参考にした。

³³ ウィーン学団が 1929 年に公布したパンフレット『科学的世界観 ウィーン学団』

(Wissenschaftliche Weltauffassung: Der Wiener Kreis) 参照。

³⁴ 同パンフレットではカントに由来するア・プリアリな総合的判断の措定を形而上学説として名指して批判している。また、同じパンフレットに論理的分析がかつての経験主義者のなしえなかったことを可能にするという展望も明記されている。

³⁵ ここでいう真理関数とはそれを構成する要素命題の真理値から真理値が決まるような命題のことである。これはウィトゲンシュタイン流の論理学の用語法である。Cf. 飯田[1989]1 章 2 節

を含む知識観を彼らは持っていた。

確かに、彼らの主張を受け入れるならば、知識の基礎を与えるものと称して、人が訳のわからない能力を持っていると主張することは、無意味か少なくとも不必要だということになる。仮にその主張が意味を持っていて正しいならば、その命題もまた彼らのやり方で基礎づけられるからだ。だが、そのような知識観はナイーブなもので、批判にさらされることになる。素朴な論理実証主義の知識観に提起された主な疑問として以下の3つをあげることができる。①自然法則についての知識を得ることができなくなってしまうのか、②知識の基礎となる不可謬の要素命題は本当に持つことができるのか、③要素命題から論理的帰結を導く際に許される推論規則・論理的公理はどのような性格を持つか（それはどのように特定されるか、それらは有意味性の基準を満たすのか）、の3つである。まず、①にこたえる形でいかに論理実証主義の主張が変化したかを見る。

素朴な論理実証主義においては、個別的な経験から構成される知識以外認めない。すると、物理法則のような普遍的に成立している法則についての知識を持つことができなくなる。普遍的な形式を備えた言明を扱う科学もまた形而上学であることが帰結してしまう。これは、当初の主張が知識の基準としては厳しすぎることを示唆しており、実際に主張は修正されることになる。意味を持つ命題の基準は、それまでの「検証³⁶ verification」が可能であることから確証 (confirmation) が可能であることに緩められる。「検証」が可能であるための条件は、要素命題が何であるかさえははっきりしていれば明らかであった（要素命題の定理のみ）が、確証とは何かは幾分わかりづらい。確証されるかが問題となるようなある普遍的な形式を持った命題から導出される個別的な経験についての命題が確かめられたときには確証の度合いは高まり、確かめられなかったときには否認される。普遍的な命題のもっともらしさは、確証の度合いに応じて順序づけることが可能である。確証とはそのようなものことだとされる³⁷。

このような変化は、知識の基礎を与えるという課題を、経験とその論理的帰結だけを知識とすることで解決しようとした当初の目論見に照らせば大きな譲歩である。とはいえ、要素命題が経験との結びつきを維持している限りは、要素命題によって確証される知識は経験によって基礎づけられていると言えるように思えるかもしれない。しかし、普遍的な形式の知識が個別的な経験との結びつきによって基礎づけられるという描像自体が大いに批判を受けることになった。第一に、かつての経験主義者が直面した帰納の問題、つまり、ある時点まで普遍的な知識が確証されていたとして、それを未来にも成り立つものと想定する根拠はどこにあるのかという問題に再度直面させられる。さらに、どのような個別的な経験が普遍的な形式の命題の確証事例になるかが明らかでないこと³⁸、個別的な経験と両

³⁶ カギカッコ付きの「検証」は、要素命題の定理であるという狭い意味で用いる。仮説が事実と整合するかどうかを確認することを広く検証するという言葉で表現する。

³⁷ 検証の問題点と確証という基準への移行については、Carnap[1936]参照のこと。

³⁸ これについては、からすのパラドックスが有名である。「すべてのものはカラスであれば黒い」の対偶は「あるものが存在し、それが黒くなければそれはカラスではない」である。しかし、赤

立可能な普遍的命題が潜在的に多数ありうるため理論を一つに決定することができない状態に陥ること、などが問題点とされた (Cf. Caldwell[1982]邦訳 pp.49-53)。

さらに、先述の疑問②は普遍的な形式の命題だけでなく、個別的な経験との対応から知識の基礎づけの役割を担う要素命題を持つことできるという想定にも待ったをかける。個別的な事実をありのままに把握するような直観能力を人間が持っている想定してよいのか。同一の感覚刺激であってもそれについての判断にはバイアスがかかるのではないかという問題だ。例えば、W.S.セラーズは感覚印象の所与性をそれについての知識を非推論的に持つことと混同してありのままの知識を持つことができると考えるような議論を「所与の神話」として退けた。また、N.R.ハンソンは反転図形のゲシュタルト転換を根拠に、解積的でない感覚印象を持つことすらできないと論じた³⁹。

このような批判は、1950年代頃までは大きな影響力を保ち続けていた洗練された論理実証主義（論理経験主義）をしてついには乗り越えられた立場と評価されるような事態へといたらしめた⁴⁰。続いて、こうした事態を受けて論理実証主義に代わる科学哲学・科学論の立場が、いかにそうした問題点を乗り越えようとしたのかについて言及するが、その前に、論理学や言語哲学の問題領域に属するような論点である疑問③について触れておく。

疑問③は、要素命題から論理的帰結を導く際に許される推論規則・論理的公理はどのような性格を持つか（それはどのように特定されるか、それらは有意味性の基準を満たすのか）というものであった。例えば、排中律を認めるのか認めないのかによって要素命題の集合から演繹可能な命題は変わってしまう。だとすると、要素命題と推論規則・論理的公理から証明可能な定理のみが正しい知識だという主張は論理的公理や推論規則のあり方に依存する曖昧さを持っている。つまり、どのような論理的公理や推論規則を導入するかは経験に照らさずに答えを与えることができる問題ではないのだ。このことが問題になるのは、素朴な論理実証主義でというよりも洗練されたそれにおいてである。普遍的な形式を備えた命題はその真偽が個別的な経験によって検証されることは無く、確認のプロセスに委ねられる。その立場は、普遍的な形式を備えた命題が個別的な経験によって反証される可能性があることを前提にしている。しかし、普遍的命題はどのような場合に反証されるのか。論理的公理や推論規則までもが誤っている可能性があるのであれば、普遍的命題がばらばらに反証、確認されるとは言えなくなる。さらに、要素命題もまた理論負荷的で、経験によって確認・反証されるものであれば、ある個別的な経験によって個別的に確認・反証される単一の命題など存在しないことになる。というのも、思い切った理論の改造を施すことで一つの言明を救い続けることも不可能ではないからだ。こうして、個別の経験

い（黒くない）鉛筆が存在することがこの命題の確認事例であるというのは直感に反する。

³⁹ Hanson[1958]第1章参照。このような観察の理論負荷性と呼ばれる問題は、経験的判断の不可謬の単位を持つことできるという想定だけでなく、理論の反証が不可能であることを含意する事実として言及されることさえある。例えば野家[2007]序章参照。

⁴⁰ Caldwell[1982]第4章によれば、60年代から70年代頃にはそのような評価が定着するに至ったようだ。

によって反証・確証されるのは、論理的公理まで含めた理論全体でしかありえないという全体論が帰結することになる。このような論証がクワインによって提出された⁴¹。

そして、クワインは、知識の基礎となる論理的真理すらも経験に先立って設定しておくことができず、望ましい知識を不可謬の基礎へ還元することはできないことを根拠として、哲学固有の課題として科学に先立って知識の基礎づけを与えようとするような認識論的基礎づけは望みえない課題であるとして、認識論の自然化、すなわち認識のメカニズムに関する科学の成果を受け入れたうえで哲学的探究を展開することをためらうべきではないと主張した⁴²。

解釈を経ない個別的な経験がないこと、そして、論理的真理もまた経験的に問われるべきものであることは確かなように思われる。そうである以上は、知識の不可謬の基礎を経験に先立って与えようとする試みにクワインが下した診断は否定しがたく、全面的に受け入れるべきものだと考えるべきだろう。

もっとも、クワインの結論を受け入れることは、あらゆる探究の基礎づけに意味がないと考えるべきだということの意味するわけではない。それはあくまでも不可謬の認識の基礎を得られないことを認めるべきだという論証に留まるからだ。特権的な仮説を、経験的な探究の基礎として、経験的証拠と整合する限りにおいて暫定的に受け入れられるべき仮説として導入するような方法は、ここまで紹介された批判によっては否定されていない。

また、カントの試みにも見られたように、実践的な事情の要請から基礎づける手法が否定されているわけでもない。例えばクワインはその徹底した全体論の帰結として、経験と整合的なあらゆる仮説体系の良否はプラグマティックに判断されるしかないと述べているが、プラグマティックな動機に照らした場合にある種の一般性を持った仮説が特権性を持つことになるような可能性については考慮していない。そのような動機に基づいて探究の基礎づけを暫定的な形で与える試みに可能性が残されているというのが本稿の立場である。

論理実証主義者にとって価値の問題は、事実の問題とは異なる語りえぬ問題であった。そのため、有用性の観点から科学的探究を基礎づけるというカントにおいて見出される発想は、無意味なものとして切り落とされたのであった。

さて、ここまで見てきたように、論理実証主義やそこから派生した論理経験主義は、望ましい知識の条件として、基礎的な素材となる個別的な経験や、個別的な素材を包括する基礎的な一般的形式としての論理法則を正しいと分かる形で獲得することができると思った。だが、どちらについてもそれを不可謬と考えることに根拠がないことが判明したため、不可謬の基礎的知識を与える形で認識論的基礎づけをなさんとする試みは失敗に終わった。

もっとも、それを組み合わせることで真理の総体に至ることができるような不可謬の基礎的知識を得ることができないとしても、望ましい知識の条件を正しく知ることができる

⁴¹ Quine[1951]参照のこと。このようなクワインの徹底的な全体論は、確証や反証の可能性の基盤に対する疑義としても受け止められ、科学哲学の文脈にも一定の影響を及ぼすこととなった。

⁴² Quine[1969]参照のこと。なお、クワインも認めるように、洗練された論理経験主義者が経験に先立って論理的真理があると考えていたわけではない。

ならば、科学を基礎づけることも可能である。ただ、この点に関しても、論理実証主義や論理経験主義が、自然法則のように普遍的に成立する知識の条件を「検証」可能であることや確証度合いが高いという基準に求めたことは、妥当性のない旨で批判された。

しかし、彼らとは違うやり方で望ましい知識の条件を正しく提示することで科学の規範を示そうとするアプローチは可能であるし、実際にそのような基準を探る試みも展開された。続いてそのような認識論的基礎づけの試みについて簡単にスケッチしておく。

2-3. 論理実証主義批判から生まれた科学の基準を探る試みについて

ここまでは触れてこなかったが、論理実証主義の成立や成熟と並行して、望ましい科学的知識の基準を主題にして大きな影響力を持った哲学者に、K.ポパーがいる⁴³。彼は、有意義性の基準ではなく、科学的言明の基準として反証（falsification）可能性を持ち出す。彼は、典型的な論理実証主義の立場とは異なり、不可謬の要素命題を持つことができないことを認め、正当化の方法としての帰納法を擁護しえないことも受け入れる。彼は確証によって言明がもっともらしさを増すことなく、ただ科学的仮説はテストによって反証されるか未だ反証されていないかを問題にすることしかできないとする。そして、構造上反証することが不可能な言明は、非科学的なものとして科学の主題から排除される。このような主張は、論理実証主義において批判された欠点を乗り越えている部分である。確証の度合いが仮説の確からしさを裏付けないのであれば、仮説はただ反証されたか否かでしか判断できないのかと言えば、ポパーはそうは考えない。科学的仮説としては、よりピンポイントな予測を生み出すものが良い仮説であり、その基準によって仮説は順序付け可能とされる。ポパーは、科学を実在と対応した真理によって事象を説明することを目指す探究と捉えており⁴⁴、反証されていない仮説を獲得していても満足してはならず、それが可謬的である以上は、より良い説明を求めて反証のテストと仮説の改訂を繰り返すことを止めてはならないとされた。同様に、高い精度の予測を生み出していることに満足し科学を予測の道具としか考えないような態度を科学の進歩を妨げるものとして危険視した。反証可能性の概念を軸に科学の一般的な規範を与えようとするこのようなポパーの議論は、論理実証主義が抱えていたいくつかの問題点を乗り越えていたが、①クワイン的な全体論が反証に対して提起する問題や②科学の実情に照らして批判されることになった。

前者①の議論は、その含意するところは科学という営為が持つ価値の相対化であったり、科学の価値は認めつつもポパーの規範的基準は不適切だとする不満であったりして様々にせよ、およそ次のようなものだ。経験と照らして反証される可能性をもつものは理論の全体であり、また、理論に補助仮説を加えることで特定の理論を救うことが可能である以上、反証と仮説の改訂を繰り返すことで科学が進歩するというポパーの与えた科学の理想像は

⁴³ ポパーの議論に関する整理は、Popper[1983]や、Caldwell[1982]、Redman[1991]などを主に参考にしてている。

⁴⁴ Popper[1983]Ch.1 参照。これ自体は非科学的な信念であることもポパーは自覚している。

論理実証主義の科学観と同様に、夢物語に過ぎないという主張である。そして、このような批判は、②の観点、すなわち、実際に科学が歩んできた歴史によっても裏付けられる。仮説が反証されても理論的仮説が改められなかった事例も⁴⁵、ポパーが提案した基準に照らしてより優れているといえるような仮説が選ばれた訳ではなかった事例も溢れている。

このような批判を受けて、科学的探究や科学的知識の合理性の基準を科学の実情に合ったものに改良しようとする試みが生まれた。この流れには、I.ラカトシュやP.ファイヤーアーベント、L.ラウダンなどを位置づけることができるだろう。彼らに言わせれば科学の合理性の根拠は、方法論的なプログラムに沿って研究を進められることであつたり、何でもありの自由な批判的討議を重んじることであつたり、課題の解決能力であつたりする⁴⁶。

ただし、彼らの問題設定の仕方は、基本的に科学の実情を踏まえて望ましい科学の基準を確立しようとするものであり、現実の科学的営為の望ましさを擁護することに重点が移っている。このように、科学哲学の議論を理念的なものにとどめず、実際の科学史や科学の実践に照らして展開しようとする傾向はクーンの『科学革命の構造』(1962年)以降顕著になっている。その傾向は現在まで続いており、科学論としては、科学社会学や科学技術社会論のような記述的科学論が主流になって規範的科学論は衰退している⁴⁷。規範的科学論としての性格を持つ上述した議論も、その基準を見れば明らかなように、もはや真理の探究としての科学的営為の規範を確立する志向性は薄れていると言つてよいであろう⁴⁸。

このように、その規範に従っていれば自ずと真理に到達できるような具体的な基準を示すことで科学を基礎づけようとする試みについても、その基準が真理を反映した正しいものであると示すことに成功することはなかった。そもそも方法論的な規範を予めそれが正しいと分かるような形で獲得することができるという想定に根拠があるとも言えず、また、科学の実情に照らすと、探究対象の種類によって受け入れられている方法論的な規範が異なっている以上、科学の一般的な規範を探る試みよりも各種の科学的実践を記述的に解明する試みをもっともらしいものとみなされて興隆しているのも仕方のないことであろう。

もっとも、「正しいと分かるような形で」探究の規範を獲得することが、歴史的にできていないとしても、また、原理的に不可能なのだとしても、「暫定的に正しいと信じるべき規範と位置づけられるようなもの」を獲得する余地はあるかもしれない。科学の実践においてそのような規範が受け入れられていなくとも、真理を探究する以上はそれを受け入れるべきだと主張する余地があるかもしれない。本稿で擁護されるのはそのような基礎づけであるが、そのような可能性まで否定されたわけではないことは再度強調しておきたい。

⁴⁵ 例えば、天王星の軌道がニュートン力学から導かれる予測と違っていてもニュートン力学は反証されたとして捨てられることはなかった。

⁴⁶ つまり、そのような基準を満たさない(形で生み出された)知識は望ましくないとされる。

⁴⁷ Cf. 野矢[2006]p.478 金森・中島[2002] 1章3節の引用文も参照のこと。

⁴⁸ 真理の探究としての科学の基礎的条件を明らかにしようとする試みは科学的実在論に見られるが、これは3章1節で扱う。

3. 要請論的基礎づけの試みについて

2章で取り上げた認識論的基礎づけは、正しい認識の基礎・基準を提示することで探究を基礎づけようとする試みであったが、正しいと分かるような形で知識やその基準を持つことができない旨で批判され、失敗の烙印を押されるに至った。

本章では、人間が認識の不可謬の基礎を獲得することができるという想定をおかずに、科学的探究を基礎づける主張を導入しようとする試みとして、以下のような性格を備えた要請論的な基礎づけに分類できるようなものについて分析する。その性格とは、それが正しいと確信することはできないものの、それが成立していないとは考えられないような基本的な事実が成立していることを要請した上で、それが成立する為の条件を基礎的な仮説として導入するという要請論的論証に依拠する形で基礎づけようとする試みである。

そのような種類の基礎づけの試みは多くないが、本稿で擁護される基礎づけも要請論的な基礎づけの1種であるので、それとの差異が浮き彫りになるように、必ずしも要請論的な基礎づけであることを自称していないものであっても同様の試みとして解釈できるような試みも、ここでは取り上げることにする。

まず、1節では、科学が成功しているという事実の成立を要請してその条件として科学が実在と対応した真理を獲得していることを擁護するようなタイプの科学的実在論の立場について言及する。続く2・3節では、経済学を基礎づける理論として要請論的論証に基づいて形而上学説を導入しようとする試みとして位置づけられるものとして、U.メキの議論とT.ローソンを筆頭とした批判的実在論の議論を扱う⁴⁹。

要請論的基礎づけの是非は、要請される事実の成立を経験的探究において基礎的な仮説として受け入れることに妥当性があると示すことができるかにかかっている。結論を先取すると、本章で紹介される取り組みは、可謬的な仮説として導入される要請を基本的な仮説として優先的に保持するべきであることを明確に示せていない旨や、それを導入することの恩恵を妥当な形で示すことができていない旨で、批判されることになる。

3-1. 科学的実在論を擁護する奇跡論法について

伊勢田哲治によれば、「科学的実在論とは、科学において措定される観察不可能な事物が存在するという考え方であり、しばしば「成熟した科学で受け入れられている科学理論は近似的に真 (approximately true) である」という形で定式化される」(伊勢田[2005]1節)。

なお、実在論という用語は、何かを実在すると考える立場に使われる場合と、それが実在すると考えた上でその実在する何かについての正しい知識を持つ余地があると考える立場に使われる場合があるが、科学的実在論の文脈においては後者の意味で使われる。

基本的に、科学的実在論は、その立場を採らなければ理解できないことや説明が困難で

⁴⁹ 彼らは、経済学の哲学、特に形而上学の応用で最も影響力のある経済学者で、当該領域における議論の基本的枠組みを与えているため (Cf. Pratten[2007])、焦点を当てるのは妥当であろう。

あることを根拠にして擁護される。科学的实在論にコミットする必要があるとする根拠は、科学の实践（実験が、対象として想定されるメカニズムがあたかも実在しているかのようになされることやそのメカニズムへの影響を制御するようなやり方で行われること、科学が真理の獲得を目指して行われていること等）を理解することや、科学の成功を説明することを可能にすることを挙げるのが一般的なようだ⁵⁰。科学的实在論においても様々な立場があり、知ることのできる形で実在するとされるものの種類やそれを擁護する根拠は論者によって異なる（Cf. 野内[2012]）。

ただし本節では、奇跡論法と呼ばれる要請論的な論証として解釈可能な議論に依拠して科学的实在論の妥当性を擁護する議論にのみ焦点を当てる。というのも、科学的实在論を現在の科学が実在を近似的に捉えていることを主張する立場と捉える限りにおいては⁵¹、必ずしもそれは科学の一般的特徴を明らかにするような基礎的な主張を導く、基礎づけの試みとは言えないが⁵²、科学的实在論を奇跡論法によって擁護する論証は、基礎づけの性格を備えた主張を導くものとして位置付けることができるからだ。

奇跡論法とは、「もし科学的实在論が偽であるならば科学の成功は奇跡となってしまう、と論じることで科学的实在論を擁護しようとする議論」（伊勢田[2005]2-1 節）のことである。この論証は、科学が成功を収めているという基本的な事実が成立していることを要請した上で、それが可能であるための条件として、私たちが知ることのできるような形で実在の世界が成立していることを事実として導出するという形式を満たす要請論的な論証に他ならない。そして、導出された事実をもとにして、科学を実在の世界のあり方と対応した知識を生むような一般的な性格を備えた営為だとみなす形で、科学を基礎づけている。奇跡論法によって擁護される科学的实在論をこのように解釈するならば、それは要請論的な基礎づけの試みの一種と捉えることができる。

では、このような基礎づけは妥当だと言えるだろうか。奇跡論法は大きく 2 つの仕方でも批判されている。一つは、悲観的帰納法と呼ばれる論証で、科学的实在論が現在の成熟した科学が既に近似的な真理を獲得しているとする点に起因する問題点を捉えたものである。すなわち、過去の科学の歴史は、正しいと信じられてきた理論が誤りを含むものとして乗り越えられてきた歴史でもあり、今正しいと信じられている理論もまた乗り越えられないと考える理由はないのだから、科学の成功を説明するために科学が近似的な真理を捉えているという立場にコミットするのは危険であるというものだ⁵³。

⁵⁰ Hacking[1983]や戸田山[2005]は前者の例だ。後者の例については van Fraassen[1980]第 2 章第 3 節を参照。

⁵¹ 現在の科学（そこで主に想定されているのは物理学）が実際に真理を獲得した状態かそれに近い状態に到達していると主張することは、経済学の実践をよりよいものとするための規範を欲するという動機に照らすと重要な課題ではない。そのため、経済学においてそのような狭義の科学的实在論が参照されることは少ない。

⁵² 例えば、ハッキングは観察不可能な実体についての実在論を唱えているが、その動機が理想について語ることはないことを強調している。Cf. Hacking[1983]第 16 章

⁵³ 伊勢田[2005]2-2 節や戸田山[2005]6 章を参照のこと。

もう一つは、現在の科学が理想的な状態にあるとする立場とは独立に、奇跡論法による要請論的な基礎づけに内在している問題点を指摘したものだ。それは van Fraassen[1980] による議論で、科学が経験の総体を説明する知識を生み出していることは認めるとして、その説明は経験と整合的でありうる仮説の一つに過ぎないのであり、それが真理と同じかそれに近いものだとあえて主張することになんのメリットもないのだから、そのような主張はそぎ落とされるべきだと主張する議論である。つまり、科学という実践の理解について、科学的实在論が想定するような実在と対応した真理を目指す営為という立場に立っても、単に経験と整合的な仮説を目指す営為という立場にたっても、経験と整合的でない仮説を排除せよという規範に沿って展開されることに違いがない。ならば、科学的实在論へのコミットは、誤るリスクを余分に冒すことになるだけだから、必要のないことだと判断されるべきだという主張である⁵⁴。

このようなファン・フラッセンの議論は極めて説得的である。真理の探究という文脈に留まる限りは、实在論にあえてコミットすることで真理の探究における追加的な規範的含意を引き出すことができない以上、それは単に余分に誤るリスクを冒すことになるだけだから、真理の獲得という目的に照らすと剃刀で切り落とされるべきだという反实在論者の議論は筋が通っており、何の実践的含意も引き出さない立場にあえてコミットするべきではないという意見には同意せざるをえないように思う。

しかし、知識を応用する文脈にまで視野に収める場合は、話が変わる。实在論の立場にコミットすることで、探究において生み出された仮説をどのような性格を備えたものとして応用してよいのかに関する追加的な実践的含意を引き出すことができるからだ。实在論にコミットすることの意義は、真理の探究過程において適用される規範的な含意の差ではなく、知識を役立てる文脈において適用される規範的な含意の差としてあらわれるのだ。本稿で展開される基礎づけは、知識を応用する文脈に着目して擁護されることになる。

3-2. 経済学における試み：メキの議論

科学的实在論が、現在の科学が真理やその近似に到達していることを主張する立場だったのに対して、メキは、物理学を念頭に展開されて経済学には妥当しないそのような主張よりも柔軟性のある实在論的立場を要請論的に擁護するような議論を展開している⁵⁵。本節では、そのような形で彼が規範的な役割を果たす哲学説を導入する議論について検討する。

メキは、「経済学は实在の世界といかに関係しているのか」という疑問に答えることを根底的な動機として研究を進めてきている (Mäki[2009]p.70)。そして、経済学の主流派のように、非現実的な仮定を含むモデルを採用することは、实在の世界のあり方と対応する有用な知識を得る上で、しばしば不可欠ですらあることをある程度明確に示したことが、そ

⁵⁴ van Fraassen[1980]の他、内井[1995]p.255 など参照のこと。

⁵⁵ Cf. Mäki[2012]pp.74-75 メキは、科学哲学を経済学の実践を反映する形へ発展させることも重視している。

の研究の主要な到達点である。どのような主張がその結論の背後にあるのか、以下で順を追って説明しよう。

まず、経済学と形而上学の関わりについてのメキの考えは以下のようなものだ。彼は、経済学者が一般的に「この世界の生成の仕方 (the way the world works)」(以下 **www**) について、明示的であろうと暗黙的であろうと、何らかの想定を置き、**www** との整合性を理論やモデルの妥当性の判断基準としているという経済学の実践に関わる事実を指摘する (Mäki[2009] pp.88-89)。同時に彼は、経験によるテストだけでは理論やモデルの是非を論じるのには不十分な為、そうした形で形而上学的主張と整合的であるという条件が、理論やモデルの妥当性を占う条件として機能する形で関連していることを望ましいと主張する (Mäki[2009]pp.88-89)。

では、メキが形而上学的探究によって支持できると考えている **www** はどんな主張であろうか。それは、まず、彼が最小限の科学的实在論と呼ぶものを基本的主張として含む。その立場は、实在の世界のあり方が、それ自体に関する科学的知識のあり方と独立に決まっ
ていて、将来的に真ないし近似的に真な知識を持つ余地があるような形で成立していることを主張するものだ。これは、一切の合意の余地が無い悲壮な世界ではないことを含意する。そのような世界であることを帰結することが仮説の不可謬性を証明するわけではないが (Mäki[2011a])、その仮説の妥当性の傍証となるとされる。

さらに、ここが彼の議論の特徴的なところであるが、経済学の実践内容に関する説明が可能になることを根拠にして、メキは **www** としてより踏み込んだ主張を採用する。それは、この世界の事象が様々なメカニズムによって生成されているとする説だ。メカニズムとは、入出力システムにおいて、「入力にあたる事象と出力にあたる事象を媒介する因果的連鎖の役割を担う」もののことで (Mäki[2009]pp.85-86)、それが発動する状況に応じてそれが生み出す結果は異なる。他のメカニズムの効果が及べば、単独で生み出される効果と結合されて結果的に発現する事象は異なってくるということだ。そして通常、事象は、単独のメカニズムだけでなく、複数のメカニズムの効果が合成される形で生成されるとする。

また、メキは、科学の理論について、その総体が实在の総体と対応すべきものだと捉えず、实在の対象となっている部分と、理論の意図された部分とが対応すればよいと捉えている。この見方においては、理論が含み持つあらゆる仮定が文字とおりに实在と対応している必要はない。このような知識観は (Cf. Mäki[2011b]4 節)、**www** と結合されることで非現実的な仮定をモデルに導入するという経済学の実践の有意義性を説明可能にする。

非現実的な仮定の導入は、彼が隔離 (isolation) と呼ぶ処置に相当する。それは、与える影響が小さいメカニズムを無視することや实在しないメカニズムの機能的な介入を便宜的に想定すること等、一般に理想化と呼ばれる処置や、实在している他の事物を表象の対象から除外する、一般に抽象化と呼ばれる処置のことだ (Cf. Mäki[2009]pp.78-79)。表象上の隔離は、実験において対象となるメカニズム以外の影響を排除ないし一定にすることと相似的な処置であり、実験的環境で観察される効果や現実の状況の帰結の大まかな予測を

与えることで、対象についての部分的・近似的な知識の獲得を助ける為、メカニズムに関する知識を獲得する上で必要とされるものだと主張される。

このように、メキの議論は、非現実的な仮定を含むモデルをたてる主流派経済学の実践が意義のあるものであるという事実が成立していることを要請した上で、それが可能であるための条件を世界のあり方についての基礎的な仮説として導入するという要請論的基礎づけとして理解することのできるような構造をもっている。

なお、もちろん、メキは、非現実的な仮定を含むあらゆるモデルを擁護するわけではない。あくまでもモデルが実在の部分的なあり方と対応する表象であり、対象に関する必要な知識を得るのに必要であると認められる限りにおいて、それは擁護される。

このようなメキの議論は、非現実的な仮定を含むモデルが近似的な表象として有効な場合があることを認める点で説得的ではあるものの、経験的証拠と整合しない非現実的な仮定を含むモデルのうち妥当でないものを棄却するための規範を十分に与えられていない点に問題があるように思われる。というのも、非現実的な仮定を含むモデルについて、実在の部分的表象に成功しているものと失敗しているものとに区別する十分な基準を持つことができるのかについて、メキが多くを語ってはいないからだ。

彼が知的探究においてモデルの役割を重視するのは、「経済的な実在の深層にある事実を獲得する上で信頼できる直接的接近方法がないので」(Mäki[2009]p.77)、モデルを媒介にして間接的に実在の対象についての情報を引き出す必要があることが理由だ。しかし、経験から得られる常識的な概念が、しばしば実在の表象として曖昧で不正確である以上、深層の事実の解明に用いられる表層の事実の認識も、どの程度依拠してよいかは必ずしも明らかでない。個別的な経験についての判断も解釈を経る形で獲得されるのであって、不可謬の認識の基礎は存在しないという、論理実証主義もぶつかった問題である。メキはそのような問題に正面から取り組んでいる様子はない。

また、たとえ表層の事実を知れるとしても、メカニズムとモデルとの対応関係を判断するための基準を十分に明らかにしないまま非現実的な仮定を含むモデルによる説明を許容すると、棄却できないモデルの氾濫を帰結してしまうことが危惧される。特に、経済学が扱うような社会的事象は、様々なメカニズムが複雑に絡み合っていて生じていると考えられ、自然科学における実験のように、特定のメカニズムの効果を実際に隔離してその効果を確かめることが難しく、表層的な現象の連関をあたかも説明できているかのようなモデルも経験的な証拠によって棄却することは容易ではないため、その恐れが大きい。

一応そのような危険を解消するべく、メキは、経済学の実践で採用されていることを根拠として、経験的テストによる仮説の妥当性の判定が望めないような文脈で採用されている規範として、様々な事象を(上述の *www* と整合する)出来る限り少数のメカニズムから説明することをよしとする「存在論的統合」(Mäki[2009]p.87)と彼が呼ぶ規範の存在を示している。だが、仮説の妥当性をランク付ける規範として、それが優先されるべきと言える根拠は、実践されているからというだけでは不十分である。

つまるところ、彼の基礎的な哲学理論から導出される探究の規範は、不当な根拠に基づく妥当でないものか、仮説の乱立を招きかねない不十分なものに留まっているように思われる。Pratten[2007]でも示唆されているように、彼の形而上学説が多く的主張を含まないという意味で真理の仮説としては節制的である結果、基礎的哲学理論の応用によって本来得られるはずの優先的な規範を十分に汲み尽くせていないと思われる。

さらに、wwwのような形而上学説へ先取的にコミットする際に受け入れられるべき事実として導入される要請（主流派経済学の実践が意義のあるものであること）の妥当性についても疑問が残る。ここまで説明してきたように、メキは、非現実的仮定に基づくモデルにより経済事象の統合的把握が追及されているという主流派経済学の実践の実態を前提にして、それに説明を与えられる点を根拠に自身の形而上学説の妥当性を主張している。しかし、現実の主流派経済学の実践のあり方が改善すべきものである可能性がある以上、その有意義性を議論の前提として受容することに妥当性があるとはいえない。要請論的な基礎づけにおいて要請を導入することの根拠はより慎重に論じられるべきである。

3-3. 経済学における試み：批判的实在論

主流派経済学の実践の有意義性を前提として議論を展開するメキとは対照的に、ローソンによって唱導される批判的实在論は、形而上学を経済学へ応用することで、数理的手法の濫用や原子論的世界観の採用を特徴とするような主流派経済学のアプローチを批判し、より望ましいアプローチの条件を明示してそれを擁護しようとする。その形而上学説は、メキのものよりも多くの主張を含んでおり、内容が拡張されたことで追加的に得られる基準に照らして主流派の手法が否定されるという構造になっている。メキのwwwの内容が批判的实在論の体系にも殆どそのまま見られる一方で、そこから導き出される経済学の課題や方法論についての含意や、主張内容の論証方法についてはメキのやり方は否定される。また批判的实在論は、自覚的に要請論的論証へ依拠する形で形而上学説を導いている点も特徴的である⁵⁶。

以下、ローソンが展開する論証の大筋を追いながら、そこから導かれる批判的实在論の主張の概要を説明し、最後に疑問点へのコメントを付す。

さて、ローソンは多くの命題を要請論的論証において要請される事実として採り上げているが、種類としては大きく2つに分けられる。一つは、世界のあり方の基本的構造を導出する段階で用いられる前提であり、他方は、社会的存在論（social ontology）と呼ばれる類の主張を導出する段階で用いられるものだ。

前者によって導出される主張は、メキのwwwにも相当する部分である。事象や経験とは

⁵⁶ ただし、それは超越論的論証と呼ばれている。同様の論証を（超越論的な哲学を展開するために）カントが導入したことからこのように呼ばれていて、こちらの方がより一般的な呼称であるが（Cf. Philstrom[2004]）、超越論的という修飾が連想させる内容が論証の性格に関わらないため、本稿ではその性格を連想させやすい要請論的という言葉で形容している。

異なる存在の категорияとして⁵⁷、メカニズムや力を含む領域があり、それらによって事象や経験が生成されるという世界の基本的構造が成立していることだ (Cf. Lawson[1997]邦訳 p.22)。その論証で前提とされるのは、科学における実験活動の理解可能性である (Cf. Lawson[1997]Ch.3)。実験活動は、通常は観察できない、事象の恒常的連接 (ある事象の後にもいつも特定の事象が起こること) を生み出してそれを観察することを意図して行われ、しばしばそれは成功している。このような活動の意義を理解するには、事象とは別にそれを生み出す普遍的に働くメカニズムがあること、通常時には他の様々なメカニズムの効果が切り離されていないために特定のメカニズムの効果だけを観察することはできないこと、上手く制御することに成功すれば対象となるメカニズムの普遍的な効果を確認できること、の各点をそれぞれ認めなければならない。よって、実験活動が科学的実践において果たす機能が理解可能なことを受け入れるならば、普遍的に働くメカニズムが実在することや、この世界で成立するシステムが基本的に他のメカニズムの影響と切り離されていない開放系と呼ばれるような状況に置かれていること、それ故に、たとえ同じメカニズムが発動していても恒常的連接という形で決まった事象が発現するわけではないのが通常であることを、認める必要があると主張される。

なお、ローソンは、メカニズムを「構造化されたものの作用や働きの仕方」と定義している (Lawson[1997]邦訳 pp.22-25)。共通する点も多いメキの立場との際立った相違点は、複数のメカニズムの効果が結合された結果として事象の生成に及ぶことになる総合的な効果についての考え方にある。ローソンは、構造化された事物が生む作用の効果を、その事物を構成する要素の生む作用の効果が予測可能な何らかの様式 (結合法則) で合成されたものとして因果的に還元できると考えるような原子論的な立場の一形態を明確に拒絶したが、メキはそのような因果的な還元可能性を否定しない (Lawson[1997]邦訳 pp.147-150)。批判的実在論は、この世界の事物が構造の複雑さで区別できる階層に分かれており、下位の階層に属する事物の因果力の合力に還元不能な因果力を上位階層に属する事物が持つという形で、因果力の創発が起こると考える。科学の分野が対象の規模に応じて分かれていることの説明や、人間の意図的選択が、それぞれ可能である為には、そうした想定が必要だと考えたからだ (Cf. Bhaskar[1975]p.161, Lawson[1997]邦訳 pp.196-199)。

他方、後者の社会的存在論の為の要請論的論証においても、一般的に経験される事柄で、誤りと考える人がいるとは思えないような内容が前提として導入される (Lawson[2003] pp.33-34)。すなわち、個人が意図的な選択にしばしば成功するという経験的事実 (Cf. Lawson[1997]邦訳 pp.33-34) や、ルーチン化された無意識的振る舞いが社会において普及しているという経験的事実 (Cf. Lawson[2003]p.36) などが理解可能性を持つことがそれ

⁵⁷ 事象と経験を異なる存在論的なカテゴリーに分類するのは、経験が事象と必ずしも対応せず解釈的であることを踏まえてのことだ。解釈的な経験から因果的メカニズムの把握を目指すことができるのは、リトロダクションやアブダクションと呼ばれる原因についての仮説形成が可能だからだとされる。どうして仮説を実在のメカニズムのあり方に近づけてくことができるのかと考えられるのかについての分析が十分でない嫌いはあるが、そうした論点についてはここでは扱わない。

にあたる。そうした事実が成立している余地がある為には、社会においてどんな種類のものがいかなる形で関係している必要があるかが問われる。

まず、行動が意図的な選択である為には、別の手段を採る余地のある中でそれが積極的に選ばれている必要があり、人は行為者性（agency）を持つとされる。つまり、法則によって行動が完全に決定されていないというだけでなく、創発的な因果力を発動させることができるとされている（Lawson[1997]邦訳 pp.196-197）。人が還元不能な新たな力を生めるとするわけだ。

続いて、社会の中で意図的な選択がしばしば期待とおりの結果を生むことを説明するには、社会的な事実についての知識を持つことができると考える必要があるとされる。このことは更に、社会的な事実を構成する対象が、ある程度の頑健性を持って人間の選択に影響を及ぼしていることを要求するという（Lawson[1997]邦訳 pp.34-35）。そうした安定的な対象は、社会構造と呼ばれるが、それはより具体的にいうと、社会的ルール（交通規則や言語の文法など）や、ルールに応じて決まる社会的な権利・義務や社会的関係性を伴う、様々なポジション（階級・役職・親など）によってネットワーク化された集団の社会システムである（Lawson[1997]邦訳 pp.179-187）。こうしたルールやポジション・社会的関係性は、異なる場所や時間でそれぞれ効果を発動・発現する余地があるもので、個人の行動や個人の内部で完結する性格に還元できないものとされる。

人の振る舞いはそうした社会の構造によって影響を受けているが、常にそうした構造の性格が自覚されているわけではない。もし無意識のうちに発動する習慣のような形で社会的ルールに従った振る舞いが定着して再生産されることがなければ、ルーチン化された無意識的な振る舞いが社会で普及する余地も生まれまいだろう。故に、社会構造は、自覚的に踏襲されたルールが再生産される経路だけでなく、無意識のうちに再生産される余地が認められる（Lawson[1997]邦訳 p.191）。

一方で、社会構造は人間が消滅すれば消えてしまうものであり、その時々の人間の行動のあり方に依存して成立している側面も持つ。そして、人間が行為者性を持つ以上は、人間の行動は、社会構造に影響を受けながらもその行動を変化させることができるし、行動が変われば既存の社会構造も少しずつ変化していく。こうした経路で、意図的行動の帰結として社会構造が変形される場合があることが認められている。

このように、個人が意図的な選択にしばしば成功することやルーチン化された無意識的振る舞いが社会において普及しているということなどが理解可能性を持つこと等を要請した上で、人間の振る舞いに影響を及ぼす因果的に還元不能な社会構造が、無意識的ないし意図的な再生産や変形を繰り返して動的に続いていくのが、我々の住む社会の有する一般的な性格であることを導出するのが、ローソンの社会的存在論である（Lawson[1997] pp.187-193）。

続いて、こうした形而上学説が経済学へもたらす含意について簡単に説明しておく。

第 1 に、ローソンが最も強調するのは、経済学は予測を目指すべきでないということ、

すなわち、主流派のように、事象の恒常的接続を演繹可能であるような数学的形式を備えた知識の獲得ばかりを目指すことを放棄するべきということだ。というのも、一般に科学において追求されるべきが、事象の恒常的接続でなく、事象の生成に影響を及ぼす因果的メカニズムの把握であることを履き違えている上、経済学の対象となる社会構造は、少なくとも行為者性による影響を遮断できない以上は必然的に開放系であるので、特定のメカニズムの効果が発現して事象の恒常的接続が達成されることを期待して予測することに妥当性はないからだ。そして、予測はできなくても、メカニズムの実態を把握することができれば、現実の事態がいかに生成したかや、可能な事態において（たとえ発現しなくても）潜在的にどのような力が働くことになるかを説明することができ、科学としてはそれで十分だと主張される（Cf. Lawson[1997] Ch.20）。

第 2 に、形而上学説との整合性を考えながら方法や理論仮説を改善していくことができる点を挙げる（Cf. Lawson[2003] xix）。例えば、社会的存在論によれば、人間は歴史的・地理的特殊性を持つ社会的ルールに影響を受け、社会的関係性を伴うポジションを占めて歴史・文化や他の主体と切り離せない形で存在しているので、他者の状態に依存しない選好を持つ主体として人を捉える原子論的な方法論的立場とは両立しない。よって、「主流派経済学を支えている原子論的な思考は、間違いなく一般的に、拒絶されなければならない」（Lawson[1997]邦訳 p.185）とされる。

第 3 に、社会構造に関わる説明を生み出すための方法に関する提案がある。社会科学の対象は実験の不可能なものが殆どで、メカニズムの効果についての仮説が実在のあり方を反映しているかを確かめるのは難しい。それにも関わらず、彼は、対照による説明と呼ぶ方法で、社会科学の探究は有意義に展開可能だと主張する。その方法は、（なぜこの事象が生じたかの説明を試みる代わりに）おおよそ規則的といえるようなパターンが観察できるような事柄についてパターンから外れる事象が観察されたときに、同じような条件下にも拘わらず、何故いつも通りの事象ではなく別の事象が生じたかの説明を試みる手法である。その長所は、説明が必要となる事態の性格を明らかにし、メカニズムについての仮説が満たすべき要件を明確にし、各種仮説の妥当性を比較する際に類似の条件を満たす状況を探しやすいという 3 点に求められる。一定の安定性を持った社会構造については、この方法を適用して説明の内容を改善していくことができるとされる（Lawson[2003]Ch.4）。

メキの議論と批判的实在論の主張の共通点と差異を整理すると以下ようになる。

メキと批判的实在論に共通するのは、特定の場所で成立する事象（存在する事物）と別に、その生成に関わる、複数の時間・場所で成立しうる普遍的な因果的力のカテゴリーに属す实在を認める点だ。

他方、メカニズムの効果が結合する仕方については態度が異なっている。メキは基本的には予測可能な形で結合されるケースを主に考察しており、影響が小さなメカニズムを無視して扱うようなモデリングを許容する態度へとつながっていた。他方、ローソンは、特に社会的な事象については基本的に、予測不能な形で結合され、因果的創発も常に起こる

余地があるとする。その為、これまでに経験したことのない形でメカニズムの影響が結合された場合、予測は原理的に不可能となる。

これは、メキが近似的な知識の獲得について積極的に意義を認めて、それに必要なモデリングにおける処置をある程度明確に提示するのに対し、ローソンが知識に基づいて事態を予測することを科学の本質的な目標とは認めず、非現実的な仮定を含むモデルを用いて経済現象を予測しようとすることを否定する態度に結びついている。

最後に、このようなローソンの批判的实在論の主張について、疑問点を挙げておく。

まず、要請論的論証の展開の妥当性について疑問が挙げられる。ローソンは、要請論的論証において、意図的な選択がしばしば成功するという事実を前提の一つとして導入し、その可能性の条件を探る。なるほど、この事実は常識的な事柄と思えるが、その含意は必ずしも明確でなく、彼が想定するように因果的に還元不可能な行為者性がなければ意図的な選択ができないとは言えない。カントもまた、人が「自由」であるための条件を人が新たに因果的な効力を生むことができることに求めたが、それは物理法則が決定論的に作用しているという前提にたって、未来を有意義なものにすることができるためには現象界を司る物理法則によっては規定されない新たな因果的な効力を生むことが必要であったからだ。しかし、物理的な力が決定論的に働くことはないことが明らかになっている以上は、創発的な行為者性はもはや必要条件ではない。たとえ新規に因果力を生めなくとも、行動の帰結について自覚的な期待を抱いた上で、他の行動ではなくその行動を採用することを決意したことで、その決意抜きには実現しなかった行動とその帰結が実現していく可能性が高まって、結果的にそれが実現すれば、意図に基づく決断の因果的帰結として成功がもたらされたと言えるだろう。つまり、未だ確定していない未来の実現の仕方に意志のあり方が実効的に影響を及ぼしているのであれば、その意志のあり方がどのように決まったかに関わらず、意図的な選択の可能性や意義を認めることができるということだ。人の意図的な選択の可能性や意義を掘り崩さないことの条件が、人が因果的な効力を新たに生むことができる創発的な行為者性を有することだとする推論には飛躍がある。行為者性を有することを前提に組み立てられる社会的存在論についても、その主張内容の適否はおくとしても、その妥当性の論証については擁護できない。

また、形而上学説をどれ程の優先度で保持すべきとされているかが明確でない点も問題である。ローソンは、超越論的に導かれる形而上学説を、疑いえない真理ではなく、前提の正しさや論証の正確さに依存する条件付きの主張であると述べる (Lawson[2003]p.34)。だが、広く経験される事実とされて成立していることが要請された前提が、実は常識的解釈に依拠した臆見に過ぎないかもしれないなら、そこから演繹される形而上学説に予めコミットすることは誤った主張を導入するリスクを過当に負うことにならないのか。そのようなリスクを冒してでもなお擁護されるべき基礎的な説だと主張したいならば、その理由を明確に示すべきである。そのような根拠が示されていないため、基礎づけとしては不十分と言わざるを得ない。

関連して、要請論的に論証される形而上学説にどのような位置づけが与えられているのかが曖昧なもの問題である。メキが主張するように、それが含む仮定を文字とおりに捉えた主張にコミットせずにモデルを用いることに妥当性があるならば、批判的実在論との整合性を理論の基準として用いることができるという主張は成り立たないのではないだろうか。こうした批判が可能である以上、その形而上学説がどのように位置づけられるのか（必ず整合しなければならないのか否かなど）について、より明確にされるべきだろう⁵⁸。

最後は、対照による説明を用いれば開放系でのみ作用するメカニズムの効果でも知識を改善していけるという主張への疑問だ。それが有効に機能する可能性があることは否定しないが、実在の効果との対応をそれだけで十分に確認できると言えるのか、対照を用いることができない新規の条件下で働くメカニズムの効果について知識を得る手段を与えないのでは規範論として射程が狭すぎるのではないか等の疑問は残る。因果的創発がなく、メカニズムの効果が予測可能な様式で結合するならば、社会システムが開放系でも、それが他の様々なメカニズムと影響しあう結果として及ぼす総合的な効果を状況毎の近似的予測として評価する余地は生じる。そうである以上、社会的事象の近似的な予測可能性を奪ってまで、新たに因果的な効果を生む存在を認めるような形而上学説を導入することの妥当性は再検討されるべきであるように思える。

⁵⁸ そのためには、真理の探究と有用な近似的な知識の探究とを区別する必要があると思われるが、そのことについては後述する。

<Ⅱ部の総括>

ここまで、哲学的基礎づけをめぐる既存の議論について検討してきた。

その試みは、人間が真理やそれを知ることでできる直観的能力を天から授かっているとするような超越的な議論を否定したうえで、経験的証拠に基づいて、望ましい知識、特に、一般に妥当するような知識を構築するための基礎を探るという、広義の実証主義的な課題設定の仕方を共有するものであった。

2章において検討された、正しいものと分かるような知識の基礎を求める試みについては、①個別的な事実によらず普遍的な真理によらず、それを組み合わせることで真理の総体に到達できるような、不可謬と分かるような基礎的知識を持つことができないこと、②それに従っていれば真理に到達できるような具体的な探究の規範（知識の基準）を正しいと分かるような形で持つことができそうにないこと、が明らかになったことで失敗に終わった。

3章において検討された、不可謬の基礎を得られないことを前提にして展開される要請論的な基礎づけについては以下のとおりだ。①奇跡論法によって科学的实在論を擁護する議論については、基礎づけが真理の探究になんら恩恵をもたらさないために批判された。②メキの議論については、主流派経済学の実践が意義を持つことを基礎的な事実として要請することの妥当性が疑わしいことから、批判された。③批判的实在論については、要請される事実が基礎的だと考えられるべき理由が不明確であること、選択が成功することの条件を導く推論の妥当性が疑わしいことから批判された。既存の要請論的基礎づけについては、総じて、①要請される事実が、それが成立していなければ都合が悪いような基礎的な事実と考えられることを示せていなかったこと、そして、②要請論的な基礎づけを導入することの恩恵を妥当な形で示すことができていなかったことが原因で失敗しており、原理的な不可能性が示されたわけではなかった。

カントのように、客観的（間主観的）な知識の獲得可能性や人間に「自由」であるような有意義な世界であることを要請してその条件として、共通の認識枠組みについての知識をそれが正しいと分かる形で得ることができることを導出する議論も、それが正しくなければ客観的な知識や有意義な世界であることが不可能になるわけではないことから批判された。

だが、カントのように有意義な世界であることを求めるようなプラグマティックな動機に基づく基礎づけの試みそのものが否定されたわけではない。不可謬な知識の基礎を持っていないことを認めつつ、真理の探究という目的に留まらない、プラグマティックな動機に照らすと明らかになるような恩恵を与えることを根拠にして、哲学的基礎づけを要請論的な論証に依拠する形で展開することは可能と思われる。

Ⅲ部からは、そのような形で哲学的基礎理論を構築する試みについて論じていきたい。

Ⅲ 世界の成立形式・認識過程の形式についての基礎理論の構築

Ⅲ部では、妥当性を擁護できるような要請論的な論証に依拠する形で、基礎的な哲学理論を構築する作業に着手していく。

まず、4章において、論証で要請される事実の基礎性について詳しく論じる作業を通じて、既存の基礎づけの試みにおいて批判されてきた問題点を乗り越えている妥当な要請論的基礎づけのあり方を明確に提示する。さらに、パースの要請論的論証について取り上げ、それが妥当な要請論的論証と同様の着想とそこから外れる含意を含んでいたことを論じる。

続く5章では、パースの哲学説をその変遷に沿う形で概説して以下のことを示す。すなわち、彼の哲学説は、4章で擁護される要請論的論証に照らすと幾分過剰な主張を含むような理論へと発展させられているものの、その理論体系が4章で導出された哲学的基礎理論の条件を満たすようなものとして構築されていたことを明らかにしたい。

さらに6章では、パースの哲学理論から要請論的論証によって擁護しえない主張を取り除きつつ、経験的証拠と整合するような体系的な哲学理論として再構成することを試みる。

なお、こうしてパースの議論を再構成する形で構築される哲学理論は、人間社会において一般的に成立する事実を反映した体系にはなっていない。社会の一般的な形式についても包摂した理論へと拡張する作業は、Ⅳ部の課題となる。

4. 擁護される要請論的基礎づけの妥当性とパースの要請論的基礎づけ

II部の最後で示唆したように、本稿で擁護される哲学的基礎づけは、プラグマティックな動機に照らして擁護される要請論的論証に支えられる形で展開される。本章では、まず1節で、擁護される要請論的論証において成立していることが要請される事実が、それが成立している場合について優先的に考慮すべきだといえるような基礎的な性格を備えていると考えて良い理由について論じ、妥当な要請論的基礎づけのあり方を明示する。

続く2節では、パースの要請論的論証の特徴について検討し、それが妥当な要請論的論証と同様の着想とそこから外れる立場をともに含んでいたことを指摘する。本稿では、そのような二面性をもっていたという観点からパースの哲学理論に光を当てる。

4-1. 妥当な要請論的基礎づけについて

結論を先取りすると、妥当性が擁護される要請論的論証において成立が要請される事実とは、事実即ち議論に決着を付ける（未来において妥当する事実を受け入れるように説得する）余地が大きいことである。なお、以下では記述の便宜のため、事実即ち議論に決着を付けることができることを知性的説得可能性と呼ぶことにする。同様に、事実即ち議論に決着をつける余地が大きいことは知性的説得可能性が大きいと表現される。

そして、以下のような要請論的基礎づけが妥当なものとして擁護される。

すなわち、（希少な資源の利用で競合するような異なる目的を追求する主体がそれぞれに影響を及ぼしあう形で活動しているために）各主体に働きかけてその活動に一定の制約を課すことで調整すること（これを以下では社会的統御と呼ぶ）が必要とされる社会においては、事実即ち議論に決着をつける余地がより大きい、つまり、知性的説得可能性がより大きいと想定した上でなされた探究において棄却されない仮説の方が、それが目的追求の意義を根底から損なわせる含意を導くことのない仮説である限り、そうでない仮説に比べて、社会的統御のあり方を決める探究の根拠として優先的に用いられるべきだとする規則を、社会的統御のあり方に制約を課して恣意的な運用を防ぐための（メタ的な）社会的統御の規則として採用することに妥当性があると主張できることだ⁵⁹。

これを価値づけのあり方が明確になるような形で言い換えると以下ようになる。

社会的統御のあり方を論じる討議の場において恣意性が混じらない方法で議論を決着することを通じて基本的な合意を形成していくことに価値を置くならば、知性的説得可能性がより大きいこと、真理の仮説として導出することを擁護できる。そして、そのような条件と経験的証拠との整合性をともに満たすような、形式的真理の解明を目指す探究において真理の仮説として保持される哲学理論は、知識の応用の説得性を考える文脈でなされる探究において参照される基礎的枠組みとして優先的に検討されるべき仮説と位置

⁵⁹ 社会的統御のあり方を決める文脈において、様々な意見・考え方について、それをどのような性格を備える仮説として応用することに妥当性があるのかを明らかにすることが、擁護される哲学的基礎づけの意義である。

づけることができる⁶⁰。

では、社会的統御の決定過程から恣意性をできるだけ排除することに価値を置いた上で、知性的説得可能性がより大きいことを基本的な事実として要請して、その可能性の条件を満たすような哲学理論を構築しようとするにはどのような妥当性があるのか。以下ではそれが妥当だといえる根拠について順を追って論じていく。

第 1 に、知識の応用を考える文脈に着目すること、及び、哲学理論を確保しようとするものの妥当性については、1 章 3 節で述べたとおりだ。つまり、私たちの住むこの世界において目的の実現が追求されている事実を踏まえると、知識をそうした文脈で応用することの妥当性を左右する事実について明らかにすることが必要とされていると言えること、そして、何ら価値づけを伴わない形では経験から導き出してよい含意さえ明らかにできない以上は、知識の応用について考える為には予め何らかの形で哲学説にコミットする必要があることから、それぞれ擁護される。

このように、ここで擁護される要請論的な基礎づけは、獲得した知識を用いて目的追求過程を改善することのできるような世界であることも要請している。もしもそれが不可能であれば、正しい知識の獲得を目指すこともできないため、改善することのできる誤りを犯すこともないのだから、たとえ究極的にそのような世界であることを要請することが誤りだと分かるのだとしても、暫定的にそれを正しいと前提して探究を進めることに妥当性があるような基本的な要請ということができらるだろう。

第 2 に、知識の応用について考えるうえで、社会的統御に応用されるべき知識を探る文脈に焦点をあてること、そしてそのために、誰もが受け入れるべきといえるような基礎的枠組みを構築するべく探究を組織することの妥当性については、以下のように擁護される。

知識の応用の影響が応用する主体の内部で完結する限りは、共通して受け入れられるべき理論枠組みとして妥当なものはいかという問題について取り組む必要はないかもしれない。しかし、この世界における知識の応用について焦点化する場合には、社会的調整のための共通の土俵が必要になると言える。それは以下のような理由からだ。

ごく日常的な観察から殆ど明らかであるように、この世界では異なる目的を追求する主体がそれぞれに影響を及ぼしあう形で活動しており、私たちが住む社会では、希少な資源の利用で競合するような局面が多くみられる。そしてそこでは、各主体の活動に対して制

⁶⁰ 人が不可謬の認識の基礎をそうと確信することのできる形で持てない以上、知識の妥当性を擁護する方法は自明の公理からの演繹というような形式を採ることはできず、様々な方向から重層的に妥当性を吟味する必要がある。ここで経験の意味を明確にする役割を担う哲学理論が妥当であるための必要条件に経験との整合性を挙げるのは一見循環論法的で妥当でないようだが、そうではない。実際に成立している事実即ち知識を経験の適切な意味づけを通じて獲得する余地はあるものの、これを不可謬と分かる形では獲得できない認識主体においては、致し方ないし、必要な方法である。可謬主義を受け入れる限り、各種の主張が綱のように撚り合わさって体系の妥当性は補強されるべきである (Cf. CP.5.265,1868)。

裁や助力を通じて統御的に働きかける力が、持続的かつ強大な形で実際に成立している⁶¹。例えば、国家の定める法や、リスクに見合う十分な利潤をあげると見込まれる事業へ資金（資本）が向かうような形で事業体に対して働く力、科学者共同体内で評価基準や人事制度のあり方に沿って働く力などを思い浮かべればよい。

そのような、何らかの形で調整するような力が働かない限り各主体の活動が競合してしまう世界においては、たとえその行使のされ方が（事実との適合性に根拠を求められない）恣意性を含むものであったとしても、統御的に働く力を全て排除することはもっともらしい試みとは言えそうにない。というのも、そのような力は人とかかわりを持つ以上は自ずと働いてしまうものであるため排除が困難である上に⁶²、たとえそれが可能だとしても、社会的に共有される安定的な期待を生み出すルールのない状態が続く限り、目的追求主体間の競合は当事者間の力関係に依存するその場限りの解決しか望めなくなり、安定した未来の見通しに基づいて成果を上げることが困難になるし、目的追求主体が安心して互いの力を活用しあっている状態を確立することも難しくなるが、そのような状態が現状より望ましいとは考えづらいからだ⁶³。

社会的統御の機能を果たす力の不在を求めることが妥当だとは言い難い以上は、恣意性を含む形で構成されている社会的統御の力を、その時点・場所でのあり方を所与としたうえで、（そこからの移行のもたらず混乱が受け入れられるレベルに留まるように）改良することで、社会的統御機構に制約を課し、より望ましいと合意できるような形で機能させる方法を探る課題に取り組むことには⁶⁴、妥当性があると言ってよからう⁶⁵。

そして、価値観の異なる主体の活動を調整する社会的統御をより良くすることを目指すとき、誰もが受け入れるべきものと位置づけることが可能であるような知識があれば、それと折り合いをつける余地のない仮説を妥当性のない案として排除することができるので、それを明示することは社会的統御機構の改良過程に資するだろう。

では、目的の異なる各主体が合意すべきだと主張する余地のある事柄として位置づけう

⁶¹ そのような社会の一般的特徴については、7章で扱われる。

⁶² 他の主体に対する態度の表明によっても、統御的な効果が及ぶことについては後述する。

⁶³ 各主体の選択可能な行動や状況ごとの利得、推論能力を把握している合理的な主体でさえ、実現しうる均衡が多すぎると、焦点化される先例や宣言などの統御的機能を果たすもの抜きには、取るべき行動を一つに選べない。まして、主体が、競合する主体について不十分な情報しか持ち合わせておらず、推論能力にも限界があるような（多くの場合より現実に近い）場合には、統御的機構抜きに確かな見通しを持つことは、なおのこと困難だ。

⁶⁴ どんな規則に乗っ取って形成される合意である必要があるかも焦点となる。詳細は後述。

⁶⁵ もちろん、これまで社会的統御の機能を強大な力で果たしてきた多くの権力が、その統御下に置かれた主体に対して、しばしば理不尽かつ暴力的な形で力を振るってきたことは事実であり、権力の暴走が多くの主体にとって忌むべきものであることは疑いえない。そうした事態を防ぐべく権力の行使に対して制約を課すことは必要だろう。だが、権力の暴走を恐れることと、その不在を求めることの間には溝がある。仮に上手い手段を見つけられず、今ある権力のあり方より安定的な権力の不在の方がましであるという結論に到る可能性を認めるにしても、そうでない可能性がある以上は、成立している社会的統御のあり方を改良する方法について探ることの意義は認められる余地がある。

るのは、どんな種類の仮説か。有力な選択肢は、人間にとって受け入れざるを得ない（未来の事象の生成に関わるが故に目的追求に役立つ余地のある）既定の世界のあり方を反映した知識（真理）である。そのような知識は、所与の世界のあり方を反映している以上、各主体の選択に任される価値づけのあり方とは無関係に決まっており、主体がどんな目的を追求していようが効率的な過程を目指すにはその事実と折り合いがついている必要がある以上、無視できないものである⁶⁶。よって、もしもそうした事実が実際に成立しており、それを反映している知識を獲得できたなら、その知識にそぐわない形で社会的統御の改良の方向性や手段について見通しを与えることを排除してそれに即した形で評価するのを勧めることは、特定の具体的な価値づけに肩入れをしておらず⁶⁷、恣意性を含まない形で社会的統御の行使に制約をかけられることから、誰もが合意すべきものとするに妥当性があると主張する余地がある⁶⁸。むしろ、そのような根拠の他には、異なる目的を追求する様々な主体の活動にそれぞれ違った影響を及ぼすような力の行使のされ方について、合意すべきと主張することができるものがあるとは考えづらいだろう。故に、そうした形で（メタ的な社会的統御の力が働いて）仮説が淘汰され合意が目指されていくような探究・討議の土俵を構築することは、より良い社会的統御のあり方について（主体間の力関係の影響を抑えて）客観的根拠のある合意を得る為の有力なアプローチだと言えよう。

つまり、誰もが潜在的に影響を被る余地がある社会的統御の改善について考える文脈においては、恣意性が混じらない方法で合意を得ることに価値を置くことに一定の妥当性があり、そうした価値づけの下では、社会的統御下で追求される様々な具体的目的のどれに肩入れすることもなく、全ての目的追求過程の効率性が高くなるかわからないような方向に結びつくような方法を採用必要がある。そうした方法として、既に未来の生成のされ方に影響を及ぼすことが確定している（普遍的・個別的）事実が成立しているならばどのようなものであるかを探る探究で批判に耐えている仮説に、社会的統御のあり方を依拠させ

⁶⁶ 本稿では効率的（性）と実効的（性）という言葉を用い、以下のように使い分ける。効率性は、目的追求主体単独の遂行能力によって決まる技術的条件に焦点を絞る概念で、投入される資源から目的実現に寄与するアウトプットを一定期間内にどれほど生み出すことができるかで決まる。対して、実効性は他の目的追求主体との関係も含めて総合的に手元の資源とアウトプットの間の同様の関係を判断する概念として用いる。なお、正しい知識の獲得が効率性を下げることはない。

⁶⁷ 具体的な好みを価値づけしていないが、価値づけること一般、価値づけられた目的を追求するという取り組み一般に、意義を認めてそれが可能であることを価値づけてはいる。

⁶⁸ 恣意性を含まないことは、偶然性を含まないこととは異なる。どんな仮説が先に獲得されるかは偶然性に左右され、それによって目的追求の実効性は影響を被る場合がある。例えば、フロンガスがオゾン層を破壊するという事実の解明がもっと早かった場合、フロンガスを利用した冷蔵庫を扱う事業体の生産過程の効率性は変わらなくても、フロンガスの調達や製品の流通過程への影響から当該事業体の再生産過程の実効性には影響したであろう。故に、実効性を左右することを根拠に、偶然的な順序で解明される事実在即して社会的統御を改善することに反対するような態度も考えられる。社会的統御のあり方を決める際にそうした態度を重んじるならば、事実在即して統御過程を改善することについてすら合意を得ることはできない。あくまでも、誰もが影響を被る余地のある社会的統御のあり方を、恣意性の混じらない規範に沿って改善することに価値を認める限りで、事実在即した改善は受け入れられるべきものとして擁護できる。

るというアプローチを位置づけることができる。こうして、実在と対応した形式的真理の仮説を誰もが受け入れるべきものとして参照することを求める形で、社会的統御のあり方について考える探究の土俵を構築することを目指す探究を展開することが擁護される。

第3（最後）に、事実に即して議論に決着をつける余地があること、及び、それがより大きいことを認める仮説を（より小さいとする仮説よりも）優先することの妥当性については、以下のように擁護される。

何らかの問題について、事実に即して議論に決着をつける余地がないことは、その問題に対処する方法を客観的な根拠に依拠する形で改善する余地がないことと等しい。よって、仮に実際にはそのような問題だったとしても、対処法を改良する上で依拠できる事実が成立しているならばどんな事実かを探る探究において批判に耐えて保持されている仮説へ優先的に依拠して改良するような形で社会的統御を規則的に組織することは、他により良い改善方法がない以上、少なくとも社会的価値の観点から批判される余地はない。そして、そのやり方は予め特定の価値づけのあり方に肩入れする訳でもないので、社会的な合意を得やすい方法と言えるだろう。

また、事実に即して議論に決着をつける余地がより大きいと想定した探究で棄却されていない仮説を社会的統御のあり方を考える文脈で優先的に参照すべきものと位置付けることは、具体的に特定の事実が成立していることにコミットせよという主張とは異なり、かなり穏当な主張である。というのも、まず、事実が成立していると想定した上で探究を展開した結果そうした事実についての仮説を見つけられなかった場合に、その想定が放棄される余地を認めている。そして、その想定が維持される間も、それはあくまでも依拠すべき仮説の候補を絞り込むばかりで、一つの具体的な主張を確立させるものではない。想定を踏まえた探究で保持されている具体的な仮説も常に経験との整合性の観点から棄却される機会に開かれている。つまり、知性的説得可能性がより大きいことを求める要請は、経験との整合性を重んじる実証主義的な探究過程を統御する規則として、経験を整合的に解釈する余地のある仮説群から未来の見通しを恣意的に与えるような仮説を出来る限り排除して、応用されるべき仮説を絞り込む機能を果たしているわけだ。

故に、社会的統御の改善方法を考える文脈において依拠すべき事実とされるべきなのが、より多くの事実が成立しているという想定と整合する説であることを求めるより厳しい制約を課されてもなお保持できる説であるとする立場は、恣意性を極力排除する形で社会的統御システムを改善する手段を探る文脈において、相異なる目的を追求する主体が合意を形成していく上で節制的かつ有力な一つのアプローチだということができるのである。

さて、ここまで、知識の応用の妥当性を問う探究の文脈に光を当てた上で、そこで採用されるべき規則の妥当性を論証してきた。しかし、それが妥当であることは、言うまでもなく、全ての人がそうした探究に従事しなければならないという主張を含意してはいない。

恣意性の混じらない形で議論が決着しうることを前提とした探究を展開するとして、その探究がいつ有効な仮説に達するのか、そして人間にとって有意義な時間のスケールで実際にそこに到りうるのかさえ、探究の開始前には分からない。故に、人間が認識過程に割くことのできる希少なリソースをそうした探究にどの程度割くべきかについて、社会の具体的な状況と独立に言えることは何もない。基礎付け理論仮説を探る過程の開始前に主張しうるのは、(特に社会科学のように、各種理論が応用に際して共通に参照するような枠組みが不在で、学者が供給する理論やデータから具体的な目的追求のあり方に応じてどんな含意を引き出してよいかについて交通整理がなされておらず、混乱をきたしているように見える現状を踏まえたとき、) 知識の応用の妥当性について考えるための基礎を確立する試みに一定の社会的資源が割かれることに妥当性があるかもしれないということまでだ。そして、そうした試みが十分に展開されて、合意されるべきと言えるような哲学的基礎理論の仮説を獲得するまでは、社会的統御の改良策をその基礎的仮説が満たすべき条件と相いれないからという理由で批判できるとも考えるべきではないだろう。このような節制的な位置づけを与えられる限りにおいて、哲学的基礎理論が満たすべき条件についての先述の命題は合意されるべきものとして妥当性を主張できるのである。

そして、もちろん、基礎付け理論に基づく形で社会的統御の改良について考える試みに一定の社会的資源を割くべきだろうと主張しているからと言って、社会的統御のあり方についての批判は、基礎付けの試みが十分展開されるまで全て控えるべきだと言いたいわけでもない。経験との整合性を精査する形で進展される慎重な探究は多大な時間を要するが、実際に課題の解決に許される時間はしばしば短い。根拠の定かでない解決策の試行や反復に頼ることが不可欠な場面は多いのだ。他方、歩みが遅いことも致命的な欠陥ではない。一度確からしい新規の知識を獲得すれば特定の目的追求の効率化に与える恩恵が大きいことは、科学的知識の進歩とその応用の歴史が物語っている⁶⁹。つまり、基礎付けによる交通整理は、社会的統御のあり方を改善するための、半歩的だが知的な、一つの有力なアプローチとして擁護されるし、他の手法と両立させられるべきものである。

なお、基礎的な哲学理論は、応用される知識それ自体が必ず整合しなければならない仮説としてではなく、応用される知識の妥当性について考える探究において参照されなければならない仮説として擁護されている。

応用の妥当性について考える探究において参照されるべき哲学的基礎理論それ自体は、この世界のあり方(各種の抽象的な形式)と対応していることが意図されている、実在と対応した真理の仮説である。一方、応用の妥当性を問う文脈で依拠される価値づけは、真理の獲得を価値づける態度とは異なっており、応用されるべき知識が全て真理である必要

⁶⁹ もちろん、特定の目的追求過程が効率化されることは、例えば人類を滅ぼしかねない兵器が開発されたように、社会的に問題を孕む事態を生むこととも両立する。知識の進歩が社会の改善を意味するわけではない。

はない。当然、応用される知識には、実在と正確に対応している知識だけでなく、実在のあり方と近似するが故に目的追求過程の効率化を助けてくれるような知識も含まれる。

以下では、後者のような知識の獲得を目指す探究を（美的判断によって価値づけられた状態の実現に導く善い手段（規範）の獲得に向けてなされる知識の探究であることから）善への探究、その過程における仮説を善への仮説と呼んで、真理の獲得に向けてなされる探究、すなわち真への探究とそこでの仮説である真への仮説（真理の仮説）と区別する⁷⁰。

善への探究では、真への仮説の一つである基礎的哲学理論を参照する形で、それがどうして目的追求の過程において近似的な知識として利用できるかと主張できるのかを明らかにする必要がある（と主張される）。だが、善への仮説がそれと整合している必要はない。真への仮説と整合しない内容を含む仮説も、真への仮説を踏まえることで近似的な知識と判断できれば、有用な善への仮説として擁護する余地があるからだ。

つまり、哲学的基礎理論としての妥当性は、応用される知識（あらゆる善への仮説）が整合しなければならない仮説としてではなく、知識の応用の妥当性を明らかにする探究において参照しなければならない、それ自体は真への仮説として擁護されている。

なお、真への仮説として哲学的基礎理論を擁護する際には、それが真であるが故に目的追求の効率性を高めうるような有効な善への仮説として位置づけられることが、一つのポイントとなっている。Ⅱ部でも示唆されたとおり、真への探究の文脈にのみ着目しては、その恩恵は明らかにならず、誤った主張にコミットする可能性を増やすだけであり、妥当性を擁護することは困難である。善への探究の文脈に注目することで初めて要請論的基礎づけの妥当性を擁護できるという事実は、もっと広く認知されるべきだろう。

さて、ここまでの議論から、要請論的論証によって優先的に考慮されることの妥当性を擁護される基礎的哲学理論であるための条件として明らかにされたのは次の3点である。

- ①獲得した知識を用いて目的追求過程を効率化する余地を認める体系であること
- ②実在と対応した知識を説得に用いる余地がより大きいことを認める体系であること
- ③あらゆる経験的証拠を整合的に位置づけられる体系になっていること

このうち条件①と②が、基本的な事実として成立していることが要請される内容である。この要請は、条件③を満たす限り、すなわち、あくまでも経験との整合性を確保できる限りにおいて擁護されるものであり、不可謬の真理とは位置づけられていない。

そのような条件を満たす基礎的哲学理論を参照することで事実即した形で社会的統御

⁷⁰ なお、この区別は、パースが晩年に採用した倫理学と論理学との区別と平行的な関係を持つ。すなわち、倫理学においては善への探究の規範の解明が主題されており、（彼のいう意味での）論理学では真への探究の規範の解明が主題とされている。また、彼は規範学の第3の分野として美学を位置づけ、望ましい価値づけのあり方についての探究の規範を解明するものとしている。もっとも、パースは、望ましい価値づけのあり方についての探究の規範を、目的論的な世界観を採ったバイアスもあって、十分説得的に明らかにすることはできなかった。望ましい価値づけのあり方については、具体的な場所において成立している社会の慣習・制度との関係性から、一定程度ならば解明する余地がある。詳細は8章で議論する。

の改良がなされるようになれば、恣意的に取り入れられた考えを応用して社会的統御の力が決まる危険を極力減らすことができることから、その哲学理論は擁護されるのであった。

このようにして擁護される要請論的基礎づけは、不可謬の基礎的知識や知識の基準を持つことができないという前提にたって展開されている。また、真理を探究する文脈での恩恵ではなく、知識を応用する文脈における恩恵によって有用性の観点から擁護されている。そして、要請される事実は、それが成立していない場合について考えるのが無意味であるがゆえに優先的にそれが成立しているケースについて考えるべきだと主張できるような基礎的な事実であることも明確にされている。このような形で探究の優先的に検討されるべきものとして位置づけられるような統御規則を明らかにする、その基礎づけは、II部で検討した既存の哲学的基礎づけの試みに対する批判を乗り越えているといえるだろう。

4-2. パースの要請論的基礎づけについて

前節で要請論的論証によって優先的に考慮されることの妥当性を擁護される基礎的哲学理論であるための条件が導かれたが、同様の条件を満たす形で哲学理論を展開しようとした先駆者がパースである。(なお、最終的に擁護される基礎理論にのみ関心がある場合は、本節から6章1節までを読み飛ばしても理解は可能であろう。そうした書き方を心掛けた。)

もっとも、彼が導入した要請の内容は、知性的説得可能性が出来るだけ大きい形でこの世界が成立していることの要請とは完全には一致していない。そこで、本節では、知性的説得可能性が大きいことの要請論としての性格と、そこから逸脱した擁護できない要請論としての性格の両面を彼の議論が含んでいたことを論じる。

また、彼の要請が、世界のあり方についての基礎的な仮説を導出するような性格を備えているのかについては、パース研究者の中でも解釈の分かれるところである⁷¹。したがって、妥当な要請論的基礎づけの先駆者としてパースを捉える解釈が、妥当性の問われるべきものであることを予め断っておくべきだろう。解釈の妥当性については5章で議論することとして、ひとまず本節ではパースの要請論的基礎づけの性格について焦点を絞ることとする。

<知性的説得可能性の要請論としての性格を含むことについて>

パースが知性的説得可能性の要請に従う形で自身の哲学理論を構築していることを明示しているのは1877年の論文”The Fixation of Belief”においてである。

その論文でパースは、恣意的な権威付けによる考え方の強制や好みの押し付けとは異なる形で社会的に共有される信念を形作るための方法が必要とされるケースにおいて採用されるべき方法として、「科学の方法」を取り上げる。彼は、「世捨て人とならない限り、人は必然的に相互の意見に影響を及ぼしあう。だからこそ、個人の信念だけでなく、共同体の信念をいかに定めるかが問題となる」(CP.5.378,1877)と述べ、社会的に共有される信念がいかに形成されるべきかという問題に焦点をあてる。そして、疑念が生じるような形

⁷¹ これについては5章4節で議論する。

で社会的信念が決定されることを防ぐためには、「外的で永遠なもの、すなわち人の思考によって影響を受けないものによって決定されなければならない」(ibid.)として、以下のような内容を含んだ基礎的仮定に依拠する「科学の方法」がそれを可能にすると論じる。

(科学の方法の) 基礎的仮定は……こうだ。実在の事物があり、その性質は我々の意見から完全に独立している。その実在物は規則正しい法則に従って我々の感覚に影響を及ぼす。事物によって生み出される感覚は、その対象との関係に応じて違ってくるが、知覚の法則を用いて、事物の実際のあり方の真実について、推論によって突き止めることができる。そして、その事物について十分な経験を持って必要なだけ吟味すれば、誰もが同じ一つの真なる結論に到ることになる。

(CP.5.384,1877, () 内は引用者)

ここでは2つのことが基礎的な仮定として導入されている。第1に、法則やそれに従う事物が、それについての知識のあり方に依存しない形で実在すること、第2に、事物や法則のあり方に関する真理に接近できるため、探究が生み出す知識の妥当性について合意が可能であることだ。つまり、パースは、社会的に受け入れられることに妥当性がある信念の条件を探る文脈から、我々のそれに関する認識とは独立に成立している実在するものあり方と対応した真理を獲得する余地があり、そのため、少なくともその種の知識の妥当性については合意に至る余地があることを求めている。そのような事実が成立していれば、知性的説得可能性があるということができし、知性的説得可能性があるためには受け入れざるを得ない事実についての知識を獲得できる必要があるので、そのような事実が成立していなければならない。よって、これは知性的説得可能性の要請と等しい内容である⁷²。

そのような要請が基礎的仮定とされるのは、その仮定が正しいと前提して経験的探究を遂行することの妥当性が主張されるからである。もっとも、経験的探究がその基礎的仮定を前提して遂行されることの妥当性が主張されている以上、その仮定を受け入れることの妥当性をそうした前提で展開される経験的探究の帰結に求めることはできないとする。つまり、それが真であることを示す経験的証拠とは独立に、その要請を受け入れることを求めるのである。例えば、パースの以下のような主張はそれを端的に示している。「それが真であることのあらゆる証拠とは独立に、我々はそれを前提とすることを義務付けられている。そうした(持つことを義務づけられた)希望に促されて、我々は仮説の構築へと進むのである。」(EP2.107,1901, () 内は引用者)

なお、1877年の論文では、その基礎的仮定を受け入れて探究を展開することの妥当性の根拠を、①もしもそうした探究が基礎的仮定の正しさを証明することができなくとも、それが知性的

⁷² ただし、ここでは事実在即して説得する余地があることだけが要請されており、その余地が大きいことまでは要請されていない。また、初期の論文においては、獲得された知識を真理の獲得以外の目的の追求過程へ応用する文脈への目配りは十分でなかった。この時点では社会的信念を真理に即したものにすることの妥当性は自明視されたうえで基礎づけがなされている。人が心理的傾向から真理獲得を目指すとは安直に想定した点は後に反省される (Cf. CP.5.26-28,1903)。

説得可能性がないという結論を導くわけではないため整合性は保たれること②意見が対立している状態に不満を持つ以上はそれを解消する余地があると想定せざるをえないこと③その方法を知っている者は皆そのような形で探究を展開していること④そうした探究が問題を生むのではなく、むしろ大きな成功を収めてきたこと、の4点に求めている (Cf. CP.5.384,1877)。

あらゆる意見の対立が事実即して解消されると考えて良いのか等は疑問の余地もあるので基礎性の根拠づけとしては曖昧なところも残るが、基礎的な要請として知性的説得可能性があることを正しいと受け入れたうえで探究を展開することの妥当性が意見の対立を調停する社会的信念の形成する方法としてより良い方法を考えることができないという点に求められており、要請の基礎性の論証としては前節の議論と類似したものになっていることが分かるだろう。

このように、パースが社会的信念のあり方を問う文脈から知性的説得可能性があることを基礎的な要請とし、それを前提して探究を遂行する必要があると考えていたことは明らかであろう。

<知性的説得可能性がより大きいことの要請に関連する主張>

他方、パースがより踏み込んだ含意を持つ探究の第一原理に言及したのは下記の箇所だ。

推論の第一の規則であり、ある意味では唯一の規則でもあるものとは、人が何かを学ぶためには学ぼうと欲しなければならず、初めから心が傾いている考えに満足してはならない、ということである。この第一規則からは次のような「系」が導かれる……**探究の道を塞いではならない。** (Peirce[1898]邦訳 pp.64-65)

これは、これ以上事実を学ぶ余地がないと想定することを戒める規則である。この規則の含意はこれだけでは明確ではないが、「論理学のもっとも厳密な原理に従えば、法則間の……関係は説明を必要としている」(Peirce[1898]邦訳 p.217) という言葉にも表れているように、あらゆる事態や法則について、その成立の経緯も含めて、既成の法則や事態に即した知識で説明し尽くすことができるという想定を優先して試すべきだという主張である。

この立場からは、法則も含めたあらゆる事実の成立について目的論的説明を与えるような哲学説が帰結することになった (Cf. Peirce[1898]邦訳 pp.213-221)。例えば、法則が現在の形に到ったことについて、法則を形作ろうとする原初的意図 (習慣としての法則) が偶然も伴いつつ様々な形で具現化され、他の具現化された意図と相互作用する中で淘汰されたり、一般的意図の具現化された事物が多様に具体化されて成長しつつ増加したりする中で、意図の生態系とでも言うべき環境の中で特定の一般的意図が固着性を増していくという過程を通じて一般法則として定着したとするパースの宇宙論は、その最たるものである (Cf. CP.5.107,1903, CP6.101,1902, CP6.490,1910)。

帰結した哲学説の妥当性についてはひとまず置いておくとして、このように、出来るだけ多くの事実を知る余地のある形で成立していると想定した上で探究を展開することが、より少ない事実しか成立していないという想定の下での探究と比較して優先して取り組ま

れるべきだとする規範的主張にもパースがコミットしている側面があることは確かだろう。

<過剰な要請について>

しかし、「探究の道を塞いではならない」という規則にのっとって、法則が現在のような形になった理由についても説明しようとするパースの試みは、少なくとも、知性的説得可能性がより大きいことを想定することの妥当性を擁護する論証に照らすと、必ずしも擁護することができないと思われる。

その是非を論じる上で焦点となるのは、どのような説明を与えられるならば説得の過程に有意義な含意をもたらすのかということだ。例えば、未来に関する有効な情報を与えない説明や、目的追求の意義を掘り崩すような説明は、説得の過程に有意義な含意をもたらすとは言えないだろう。

では、自然法則を人間に対して相対的に神格を有するものの精神における観念や強固な意志だとした上で (Cf. CP.5.107,1903)、一般的な意図の定着という形で法則の成立を説明しようとするのは、法則が今ある状態で成立していることを把握している状態と比較したとき、未来についてどのような有効な情報を付加してくれるのだろうか。

一つの可能性としては、法則が今後どう変化するかについてどんな期待を持てばよいかに関して情報を与えてくれることが挙げられるかもしれない。しかし、そうした神格を有したものの一般的な意図の変化の仕方について、果たして人がそうと分かる形で情報を獲得できるだろうか。むしろ、その意図を直観する能力を人が持たないと思われる以上は、法則についての誤った仮説が、法則の変化を根拠に擁護されて権威づけられる危険性が増してしまうので、法則が可變的であるという想定は不変であるという想定に比して予め優先すべきとは言えないだろう。

つまり、法則が可變的だとする想定は、法則は不変という想定に比べて、実質的に知りうる形で未来において成立している普遍的事実がより少ない世界を想定しており、知性的説得可能性がより小さい想定になっている。法則の決定について説明することを求めることは、未来に適用可能な獲得しうる真理をより小さく見積もることにつながっているのだ。故に、あらゆることを説明し尽せるような世界であることを優先的に想定すべきだという主張は、知性的説得可能性が大きいことを要請する根拠からは擁護できない、そこから逸脱した含意を含む統御規則なのである。

パースは、1868年の論文”Some Consequences of Four Incapacities”にて「絶対に説明不可能なものを想定しても事実を少しも説明したことにはならない。したがって、そういった想定はけっして承認できないのである。」(CP.5.265,1868 邦訳はパース[1968]p.130)と述べており、あらゆることを説明できることを求める立場の萌芽はかなり初期からみられる。1877年の論文にみられる知性的説得可能性の要請論としての性格が、法則の成立を説明できるような形で世界が成立していることの要請論という性格の異なる探究の規範理論へと発展したのは、彼の思想の発展においては自然なことだったのかもしれない。

また、そのような形で思想が変化した原因の一つを、パースが生涯一貫して、合理性を備えた調和状態へ向かって世界が進歩していくという考えを抱いていたことに、帰することもできると思われる⁷³。

各主体の利害が頻繁に衝突している現況に照らすと、相対的に神格をもつものの精神が抱く一般的意図（法則）が、ちょうど人が試行錯誤するのと同様な形で、理想状態に向かって変化していついとも考えない限り、各人の意図が理想的な調和状態へと至るとは考えづらい。その為、理想的調和の実現に資するという意味で有意義な形で、意図を具現化していくことができる為には、法則も可變的でなければならぬとパースが考えたと解釈する筋だ。実際、パースは「自然が帰納的推論や仮説形成も行っている」と（Peirce[1898]邦訳 p.119）考えており、相対的に神格をもつものの精神が抱く一般的意図たる法則が変化することを、精神を分有する人間が帰納的推論や仮説形成を通じて目的実現に向けて習慣形成することと連続的に捉えている（Cf. Peirce[1898]邦訳 pp.121-122, CP.6.101,1902）。言い換えると、目的追求の過程が有意義であるための条件を、法則と人間が抱く意図の間に連続性があることに求めたが故に、パースは要請の内容を微妙に変化させたという解釈となる。

事実、パースは 1898 年の講演で、探究の基本的想定を以下のように表現している。

われわれが何かを理解しようと試みるとき——何かを探究しようとするとき——、そこには必ず、探究の対象自体が、われわれが使用する論理と多少の相違はあっても、基本的には同一の論理に従っているという想定が前提されている。少なくとも、われわれは、そのようになってほしいという希望をもっている。

（Peirce[1898]邦訳 p.254）

これは対象のあり方を事実即して説明しつくせるような形で世界が成立していることを要請したうえで探究がなされることを表現した文章だが、その要請が満たされるのは、対象が人の思考と同種の形式で生成されているが故にそれについて理解することができる場合である、とされているように読める。

他にも、「あらゆる疑問が真の答えを持つこと、その答えは発見可能であること、実在することと表象されていることが異なること、実在の事実（a reality）が成立していること、実在の世界が観念によって支配されていること」（NEM,4:20,1902）を要請する箇所でも、対象を事実即して説明しつくせることと、法則に支配されることと意図・観念に支配されることの連続性を同時に求めている。

確かに、目的追求の過程が、法則が可變的でない限り有意義な結果を生まないのだから

⁷³ パースの理論では、当初は真理の獲得が、後に各種多様な目的の調和の実現が、それぞれ目指されていくと考えられている。詳細は後述する。（Cf. e.g. CP.5.313-317,1868, CP.6.101,1902, CP.1.615,1903）

ば、法則が可變的であると予め想定する事には妥当性があるだろう。しかし、目的追求の過程が有意義になる為には理想的な調和状態に至ることが可能でなければならないと考えるパースの「最高善 (summum bonum)」に関する立場は偏狭であるように思われる。たとえ各主体の目的追求が調和して到ることのできる究極の理想状態がなくとも、それぞれの主体が交渉し、利害を調停し裁定していくような説得の過程を通じて、各々の目的に照らして現状より改善された状態を作り上げていくことができることに意義を認めることはできるはずだからだ⁷⁴。

むしろ、相対的に神格を有するものの意図を探り当ててそれに従うことで「最高善」へといつかは到ることになると想定してしまうと、終着点が確保されることになって、その途上を占めるに過ぎない個別的な目的追求過程の意義が軽視されることになりかねない。

よって、少なくとも知性的説得可能性の妥当性を支える論理に照らした場合には、法則を意図と同一視した上で、あらゆる事柄が説明しつくせる形で世界が成立していることを求めるパースの要請は、過剰なものだったとすることができると思われる。あくまでも優先してその可能性を考慮されるべきであるのは、知性的説得可能性の余地が大きい、法則が不変であるような世界に生きているケースである。経験的証拠に照らしてその想定がどうしても維持不可能だと判断された後にはじめて、法則が可變的であるという想定に基づいた探究過程が展開されるべきだろう。

さて、ここまでの議論から、パースの要請論的基礎には、妥当性の擁護できる知性的説得可能性が大きいことの要請論としての性格と、そこから逸脱した擁護できない要請論としての性格の両面が含まれていたことが確認できた。

本稿で継承される着想は、知性的説得可能性の要請とそこから形而上学説を含めた基礎的な哲学理論を構築したところまでであり、過剰な要請やそこから導出された神秘主義的な形而上学説については距離を置く。5章で概説されるパースの哲学説をそのような形で再構成するのが6章の課題となる。

⁷⁴ 7章で参照されるコモンズの制度経済学理論は、そのような議論になっている。

5. パースの哲学説について：思想の変遷に即した概説

本章では、パースがその生涯を通じて展開した哲学的探究が、4章1節で明らかにされた妥当な要請論的論証によって導かれた社会的統御の文脈で優先的に検討されるべき真への仮説（以下では記述の便宜のため、そのような仮説としての性格を優先性と呼ぶ）としての条件（優先性の条件）を満たすような哲学理論の構築につながっていたことを明らかにするべく、思想の変遷に即してパースの哲学説を概説する。

思想の変遷に即して説明するという形をとるのは、以下の理由からである。すなわち、パースが自己批判を通じてその思想の内容を変化させており、彼の思想が優先性の条件を満たすような哲学説やそこから逸脱した哲学説を展開することになった背景を理解するにはそのようなやり方が適切だと思われること、そして、異なる時期の主張を結びつけることでパース思想を曲解するのを防ぐのに必要だと思われることがその理由である。

本章では、パースが優先性の条件を満たすような哲学理論をそこから逸脱した主張を含みつつ展開していたと本当にいえるかをそのような形で明らかにすることを通じて、どうしてパースにはそのような理論構築が可能であったのか、パース以後の哲学的潮流の中でそのような理論が生み出されづらくなった原因をどんな点に帰することができると思われるか、どうしてパース研究の文脈において要請論的論証によって導かれる優先性の条件を満たす理論としてその哲学理論を評価する線からその理論を改良するという本稿で試みられているような探究が展開されてこなかったのか、といった疑問を解消するような説明を探ることも課題としたい。

パースの思想が変化したことは、1902年の11月にパースがウィリアム・ジェイムズに宛てた手紙に書いた自身の哲学の発展に対する自己評価からも明らかである。曰く、

私は現在自分だけが、(プラグマティズムの)完全に発展された体系について委託された者 (depository) であるように思う。その体系は全てが関連しているから、その一部だけ取り出してみても如何なる適切な恩恵も受けられないような代物だ。1877年当時の私の見解は未熟だった。ケンブリッジで講義した時(1898年)ですら、その体系の根本にも到っていなかったし、全体の統一性を見て取れることもなかった。理解がより進んで、論理学が倫理学に依拠しなければいけないという証明を得たのは、その講義の後のことだった。その証明を得た後もしばらくの間、倫理学が同様に美学の基礎の上に成り立つことを理解できないほど愚かだった。(CP.8.255,1902, ()内は筆者)

この言葉を素直に受け取るならば、1902年頃に思想の変化があり、それによって初めて、彼のプラグマティズムを支える哲学理論体系はそれを構成する議論の間に有機的な結びつきを見て取れるような代物になったことが分かる⁷⁵。

⁷⁵ 他にも、「論理学が美学の助けを求める必要があるという考えにごくごく最近 (only very

それでは、パースはその変化以前に、論理学や倫理学にいかなる性格付けをしていたのだろうか。先の引用文で言及されている 1898 年のケンブリッジ講義でパースは次のように述べている。「論理学は思考の科学であり、それは心理現象としての思考のみならず思考一般を扱い、その一般的法則と種類を研究する」(Peirce[1898]邦訳 p.33) のに対して、「倫理学が人生の適切な目標を定義づけようとする」(ibid. p.32)「もっとも具体的な」(ibid. p.33) 科学であるという。そして、科学については、「それは真理に似たものを追究するのではなく、永遠の真理を求めている」(ibid. p.83) とし、「純粋な理論的知識すなわち科学は、実践的な事柄については直接に言うべきことは何もなく、とくに決定的な危機にかんしては応用できることさえまったくない」(ibid. p.25) と断言する。

このような主張は、パース思想を有効な知識を求める動機から探究を基礎づける試みの先駆者として位置付ける本稿で採用されている立場と整合しないように映る。実際、これから論じるように、パースは、少なくとも初期の段階においては、真理の獲得可能性を擁護するために探究を基礎づける哲学理論を構築しようとした。他方、先に引用した 1902 年の文章は、彼が真理の探究という特殊な実践のために要請した世界や認識過程の形式についての仮説が、翻ってより一般的な美学的・倫理的探究を知的に展開することを助ける(それ故に、美的判断に基づく動機によって真理の探究の動機が基礎づけられる)ことを可能にするような形式であったという考えにパースが到ったことを示唆するものである⁷⁶。実際、成熟したパースの理論は目的追求に有効な知識を探るものであり、その成熟した体系において探究を基礎づける要請は、プラグマティックな動機に支えられていると言える。

以下では、パースが真理の獲得可能性を擁護する為にどのような哲学説を生み出し、それが内包した限界を乗り越える形で、いかなる哲学説へと発展させられていったかという筋で、その思想を概観していく。

注目すべきポイントは 4 点ある。①当初より、要請に基づいて哲学説が展開されていること、②当初より、記号と実在との対応付けの問題を解決する枠組みを備えていたこと、③当初より、形式的真理についての形而上学説を展開していたこと、④探究の課題が、真理の獲得から、より一般的な望ましい事態の実現へと変化していることだ。

議論の流れは以下のとおりである。まず 1 節では、当初の問題設定と解決方法について説明する。パースは解釈が介在しない認識はないというカントの問題設定を受け入れたうえで(直観能力の排除)、カントの哲学において実在と対応した真理を獲得することの不可能性を帰結していた主張(物自体の想定)を取り払い、習慣を軸とした認識過程論を展開して実在と対応した真理の獲得可能性を擁護した。その探究を支えたのは説明できないものを想定してはならないという要請であった。

続く 2 節では、その哲学説が前提していた精神の特権的な地位と真理の探究の絶対性が、

recently) 考えを改めるようになった」(CP.2.197,1902) と述べている個所があるので、1902 年頃に変化したという整理で問題ないだろう。

⁷⁶ 美学の基礎の上に、倫理学と論理学が展開されるというパースの主張は、探究の動機を基礎づけるということであり、真偽の判断が美的判断に依拠することになるということではない。

あらゆることを説明することを求める要請に照らすと不十分であったため、神秘主義的な形而上学説を含む体系へと拡張される形でそうした問題の克服が目指されたことが説明される。その着想の変化は真への探究の地位を相対化させたが、問題設定の改善経路に依存する形で、運命づけられた普遍的な価値に対して過度にコミットする限界は残った。

さらに 3 節では、精神の位置づけの変化に伴って、自覚的に規範に従う形で展開される自己統御的な習慣形成過程へ光が当てられることになったことを指摘する。これに伴って規範学としての美学・倫理学の重要性が認識されるようになり、価値判断と習慣形成の関連性が自覚されたプラグマティズムの理論が確立されるに至った。それは、不可謬の認識の基礎抜きに実在と対応した真理を獲得する余地があることを認めると同時に、探究の結果を活かして有意義に目的の実現を目指すことのできることを認める理論となっていることが確認される。

4 節では、3 節までで展開されるパースの哲学説の思想の変遷に即した概説を踏まえて、要請論的基礎づけに関して、それが先行研究でいかに評価されてきたかについて扱う。その作業を通じて、パース研究の文脈において要請論的論証によって導かれる優先性の条件を満たす理論としてその哲学理論を評価する線からパースの理論を改良するという本稿で試みられているような探究が十分に展開されてこなかったことを明らかにする。

最後に、5 節でそれまでの議論のまとめとして、パースが、不十分な点を含みながらも、優先性の条件を満たすような哲学理論を構築することが可能であった理由や、そのような性格を備えた哲学理論がそれ以降生み出されてこなかった原因について、簡単に考察する。

5-1. 初期の問題設定

<直観能力と物自体の排除>

パースは 1867 年の論文” On a New List of Categories” の冒頭で以下のように宣言している。「この論文は、概念の機能は感覚印象の多様な総体に統一をもたらすことであり、その概念の妥当性はそれ抜きには意識の内容を統一することが不可能であるという点にある、という既に確立された理論に依拠する。」(CP.1.545,1867) この宣言から読み取れる二つの点を強調しておきたい。第 1 に、彼がカントの理論に依拠して感覚印象の統合という意識上の問題を議論の土俵に選んでいることであり、これは後に忌避されることになる「観念の道⁷⁷」を歩くことを問題視していないことを示している。彼が一貫してその哲学を意識上の認識過程と関係づける余地のある範囲で展開したこともあり、これは強調に値する。この点については、後に説明する認識過程論の展開につながっていく。

第 2 に、意識の内容を統一できないもの、すなわち説明に役立たないものを仮説として

⁷⁷ 私的にアクセスすることしかできない意識上の現象や観念について論じることを問題視しないような立場のこと。飯田隆によれば、「分析哲学の基調は、概念の解明がその言語表現の解明ということ抜きにしては考えられないという立場を取ることによって、こうした「観念の道 Way of Ideas」からきっぱりと決別することにある。」(飯田[1987]p.45) 公共的に認識できる言語の次元での議論に限定しようとするパースの死後に興隆する分析哲学の立場と対照的立場だ。

導入することを否定する姿勢が鮮明に表れていることだ。これは、絶対に説明できない何かを説明に使うことを禁じるテーゼとなって、生涯彼の探究の第一原理となった。そしてこの原理はカントと同様に認識が外的事物に対する解釈的な判断でしかありえないとする立場ばかりでなく、カントと異なり外的事物についてそれをありのままに認識することができるという立場を帰結した。

パースは1868年に連続して発表した諸論文において、生涯変わることなく持ち続けたそれら二つの立場を表明している。以下ではまず、これらの立場について説明していく。

パースは、外的事物に対する解釈的でない判断を持つことができると考えることを否定する。そこで否定されているのは、「同一の対象についての以前の認識によっては規定されず、意識の外にある何かによって規定された認識」(CP.213,1868)として定義している直観能力である。「完全に外的な何かのみによって規定された認識」(CP.5.260,1868)と言い換えていることから分かるが、要するに、外的な事物について一切の推論を経ずにありのままに認識を得られることが否定されている。

直観の定義だけを見ると、外的対象についての以前の認識を辿っていけば対象に関わる最初の認識にたどり着くはずだから、直観能力の否定は外的対象から刺激が与えられることを否定していると映るかもしれない。だが、対象から原初的に与えられる刺激があることは否定されていない。それ単独では対象についての認識とは言えないということが主張されているのである。対象の認識は、対象を指示する概念とそれについての情報を付加する概念とを総合する判断を外延に持つようなものだ。そのような判断に到って初めて対象の認識になるため、直観の否定は外的対象についての認識の否定とは同じことではないのだ。(CP.5-261-263,1868)

パースがそのような直観を否定する理由は、真理の探究を基礎づける件の第一原理によるものである。そのことは、次の文章に明確に表れている。

完全に外的な何かのみによって規定された認識を仮定することは、その規定のされ方を説明することを不可能と仮定することと同じだ。しかし、仮説を正当化できるのが事実の説明力にある以上、それは如何なる場合も許される仮説ではない。説明できないことを仮定することで説明することは自己矛盾である。(CP.5.260,1868)

彼は、対象について結合する概念的解釈を更新していく推論過程こそが思考だと考える。思考の結果、対象について認識を改善させていくことができるので、対象についての正しい説明を持つことができる余地が生じてくる。では、正しい説明とはどのような認識のことだろうか。それは、外的対象をあるがままに認識することである。それがどういうことを説明するために、彼が物自体を否定した仕方について見ておこう。

彼は次のように言う。「彼(唯名論者)はなんらかのものの背後に、物自体、あるいは認識不可能なひとつの实在、が存在すると主張する。しかし、唯名論者の言うそういった実

在こそ、形而上学的な虚構である。」(CP.5.312,1868 邦訳はパース[1968]p.164 ()内は引用者)

物自体を否定するパースの議論は、外的な事物が存在することを否定することではない。むしろ、彼が主張するのは、「外界の事物をあるがままに認識することを妨げるようなものではなく、たとえ如何なる特定の事例において完全な確からしきでそれを実行することができなくても、無数の事例によってならそのような認識に到ることはほぼ間違いない (most likely)」(CP.5.311,1868) ということだ。カントが直観能力を持たない人間の理性的推論が到りえぬところのものとして物自体を措定したのに対して⁷⁸、パースは直観能力を持たずとも人間の理性的推論が到りえぬものなど存在しないことを主張するわけだ。

そして、彼が物自体を否定する理由も直観についてと同様にシンプルで、どうやっても認識しえないものがあると想定することに意味がないからだ。彼は理想的な認識たる真理に到ることにこだわりを持っているが⁷⁹、「絶対に説明不可能なものを想定しても事実を少しも説明したことにはならない。したがって、そういった想定はけっして承認できないのである。」(CP.5.265,1868 邦訳はパース[1968]p.130)

何故そのような認識に到ることを理想としたのかは、推測することしかできないが、真理の探究を理想とすることに対するパースの確信によるものだったのだろう。彼の次のような言葉はその確信を示す一つの例だ。

人間とは思考であり、言葉こそその全てだ。このことを理解することが難しいのは、意志という、肉体を非理性的な力で支配するものこそが自分自身だと思いついでいるからだ。しかし、肉体は思考の道具に過ぎない。人間の本質は行動や思考における整合性 (consistency) にある。整合性とは事物の知性的な性質であり、すなわち何かを表現する能力のことなのだ。(CP.5.315,1868)

ただ単体で完結して存在している限りのものは、調和するもしないもなく、ただあるとおりにあるだけだが、別の何かに影響を及ぼす能力を持つものは、その及ぼし方を、そうした能力を持った別の事物の能力と整合させる余地がある。パースが外的対象をあるがままに認識するというときに意味しているのは、そのような外的対象の影響の生み出し方と整合的な影響の生み出し方に到ることである。

彼が認識の対象となる性質と考えたのは、このように別の何かに影響を及ぼしうる能力のことであった。というのも、何の効果も生み出すことのない、事物の中で完結した性質については、人間の思考をそれが生み出す仕方に整合させる余地がないので、直観能力でもない限り、それについての正しい認識を得ることはできないからだ。パースは、実在す

⁷⁸ カントは直観という言葉を用いて別の意味で使っているが、ここではパースのいう意味で使う。

⁷⁹ なお、そのような認識に個人で到ることは難しく、個人は社会集団の未来の思考に希望を託しつつ思考を発展させることになる。個人的思考はそのような発展から切り離される限りでは「ただの無に等しい存在 (only a negation)」(CP.5.317,1868) である。

る性質が、何かを生み出して思考と関わりを持つようなものではなく、ただ実在するものの中で完結しているような性質のことだと想定する論者の主張を次のように批判する。

事物の中、ないし物自体の中に見出せないような実在的な区別などありえない（故に精神に相関する性質は実在ではない）…こうした抗議は、実在とは表象的な関係と独立した何かであるという前提にたったときに生じるに過ぎない（CP.5.312,1868, () 内は引用者）

パースは認識しうる性質を持った何かだけが説明・議論する価値のある存在であって、絶対に認識しえない性質しか持たない自己完結した何かがあるという主張ほど倒錯した議論は無いと考える。そのようなものについては議論の対象から取り除いてしまっても理想的な認識に到る上で問題になることはないと言われるわけだ。つまり、物自体を否定するとは、いわば認識することが不可能ではない性質やそれを持つものに認識の対象を絞ることで真理の探究を基礎づけようとすることの裏返しでもあるのだ。

このような議論は、直観能力の否定という想定に制約されて初めて可能になるものだ。自己完結した性質があるとして、そのあり方について何らかの方法で認識することができるような能力を人間が持っていると考えれば、パースのように、何も生み出さない性質について考えることを初めから放棄して、そのような性質しかもたないものが存在するなど考えるべきではないと言い切ることはできなかつただろう。これは、全ての認識は認識枠組みと外的事物によって共同で生み出される解釈的な判断でしかありえないというカントの発想を当然視するからこそ到った、パースの特徴的な立場であった。

また、真理の探究に確信的なまでにコミットしてなければ、人間にとっての価値に関連のあるものが因果的効力を持つものだけだとは考えられなかったのではないかと推測される。カントは人間にとっての価値を物自体の世界の住人としての人間の善意志に求めることで、普遍的な認識と同時に人間の実践的な規範をも救おうとしたため、物自体の世界を措定する必要があった。一方、パースは、直観能力を否定しつつ物自体をも否定することで外的事物のあり方と対応するものとしての真理の獲得可能性を救おうとした。カントの枠組みの中で物自体の世界を否定することは、実践的な規範の価値を否定することにつながるにも関わらず、それでも物自体を否定しえたのは、真理の探究こそが全てだったパースにとってはそれが何ら問題のないことだったからだろう⁸⁰。

<習慣を軸とした認識過程論>

1867~8年の論文で表明された発想のもと、1877年「The fixation of Belief」と1878年「How to Make Our Ideas Clear」で、精神が影響を及ぼすことのできる領域としての習慣

⁸⁰ 先に引用したパースの文章で、意志の価値を認めていないことからそれがうかがえる。後に習慣形成のあり方についての考えを改めると、自己統御的な意志を彼は評価するようになる。

を軸とした認識過程論が展開される。そして、習慣形成への示唆をいかに与えるかによって記号の意味を把握するという独特の意味論をもたらすプラグマティズムの原形が不完全な形ながらも提示される。また、外的な世界のあり方と認識を対応付ける方法に関しては、この2本の論文の中で示された習慣を媒介にする対応付けによって一定の完成をみている。いかにしてそれがなされているかを見ていきたい。

それらの論文において、パースは信念、疑念、探究、習慣といった概念を導入して認識のモデルを与える。ポイントは、思考上の信念の確立と行動習慣の安定状態を同一視することで、思考と世界とを対応付けることが可能であることを明確にすることにあつた。

まずは、それらの概念の定義を確認しておく。疑念とは保持していた習慣に綻びがみられたときに生まれるものであり、それが刺激となって探究が開始されるようなものだ。探究は、信念が再び確定するまで続く思考過程のことだ。信念は、休止状態にある思考（の部分）であり、信念が確定すると、意志によって「わたしたちの性質のうち行動の規則を確立させる」（CP.5.397,1878）ものだ。行動の規則としての習慣とは⁸¹、「どんな状況で、どのように、振る舞いを起こすか」（CP.5.400,1878）を決めるものことであり、「ある習慣をそれとして見分けるためには、それが私たちが行動に導く仕方をみればよい。しかし、その場合、いかにも起こりそうな状況のもとでの行動だけでなく、たとえいかに起こりそうにないとしても、ことによると起こるかもしれないような状況のもとでの行動も考慮に入れなければならない。」（CP.5.400,1878）とされる。

パースは、探究が信念の確定とともに終わるという認識のモデルを与えたからと言って、信念の状態の安定性を強調したいわけではないと念を押して以下のように述べる。「思考の最後の結果は、意志の行使（行動習慣の確立としての信念の確定）であり、意志作用はもはや思考の一部ではない。しかし、信念は、精神活動の一つの段階に過ぎず、わたしたちの性質にたいして思考が与える一つの影響であるに過ぎない。そして、信念は未来の思考に影響を与えるであろう。」（CP.5.397,1878,（）内は引用者）「信念は行動のための規則であつて、この規則を行動に適用すればさらに疑念を生じ、思考を生ずるので、信念は終着点であると同時に新しい出発点なのである。」（CP.5.397,1878,邦訳はパース[1968]p.85）

つまり、パースは、信念の確定は一つの疑念の解消としての探究のゴールではあつても、精神活動のゴールではないことを強調している。何故そのことを強調したのだろうか。それは、彼が「意見の確定こそ探究の唯一の目標に他ならない。」（CP.5.375,1877）と宣言したことと関係している。ここで思い起こしておくべきことは、パースが、観念の道を行く

⁸¹ 当時のパースは個々の精神を、実際的な世界における振る舞いを生む性質を即座に変化させるような地位に置くことに何のためらいもなかったようだ。（これは物自体の世界にある精神が現象界の必然法則のあり方に介入できるという見方であり、カント的な図式に縛られていたといつてもよいだろう。）信念によって確定される行動の習慣だけでなく、精神にも習慣があると考えており（*habit of mind*）、推論における規則のことを意味していたようだ。その図式においては、精神の習慣によって思考は進み、思考は最終的に行動の習慣を変化させる。つまり、精神の習慣は、行動の習慣を変化させることで間接的に実際的な効果を生むとされている。ただし、以下では習慣という言葉を直接実際的な効果を生む習慣を指して使う。

哲学者であり、人間の意識と関係づけられる範囲で哲学を展開することを自身に課していたことである。その制約を踏まえて彼はそのような宣言をした。彼の認識過程論において人間に可能なことは、習慣に綻びがあることが判明して疑念が生じる限りにおいてそれを解消して信念を確定させるべく思考を展開することだけだ。その思考の結果生み出された信念に基づいてなされた行動が疑念を晴らすものでなければ、また探究が開始される。そのような試行錯誤の過程を通じてしか思考は進展しない。他方で、直観能力を持たない人間は、信念が真理と一致しているかどうかを知ることはできない。したがって、それが真理であると確信できるものを探究の目標にすることはできない。それゆえ、探究の唯一の目標は、実際に行動をためらわせる疑念を解消して信念を確定することである他ないのだ。パースは、探究の目標を信念の確定に置くという宣言を、個別の問題を解決する形で信念を固めればそれで十分であるという立場として誤解されることを恐れたのだ。

むしろパースが課題とするのは、世界を直観する神の視点に立つことができず、信念の確定を目標にしてしか展開できない探究であっても、それが望ましいやり方で展開される限りは真理へと運命的に到ることを明らかにすることであった。

その望ましい探究の方法こそ、前章で触れた「科学の方法」であり、論理学によってその思考の規則は明らかにされる。そのような真理の探究のあり方について考察する準備として、形而上学的仮説にコミットしつつ、思考と世界がいかに対応付けられるかを明らかにしようとしたのが、この認識過程論の意義であった。

行動の習慣が「いつ生じるかという点については、行動への刺激は常に知覚によって生じることを、どんな仕方で生じるかについては、あらゆる行動の目的は感覚可能な結果を生むことであることを」(CP.5.400,1878) 考えると、「あらゆる思考の実在的な違いの根源を、たとえそれがいかに微妙なものだとしても、把握できたり、もしかしたら実際的であったりするようなものに絞ることができる。いかなる可能な実際的な違いも生み出さないものの中には意味の違いは存在しない。」(CP.5.400,1878) これは、絶対に認識しえないものが存在すると考えるべきではないという1868年に表明されていた発想と等しい。そして、その発想は、実際的な違いを生む性質を持たないものは、認識過程を通じて確立させる習慣のあり方に違いをもたらさない無意味なものであるという主張として肉付けされている。つまり、「思考の意味を発展させたいなら、ただそれがどんな習慣を生むのかを確定してやればよい。なぜなら、あるものが意味していることとは、それがどんな習慣を伴うかに尽きるからだ。」(CP.5.400,1878) という言葉からも分かります。意味のある認識対象は、それが生む効果のあり方と整合的に形成される習慣の違いとして現われるものとされるわけだ。

認識対象として意味を持つものは因果的な効力を持っているので、そうした対象についてはその習慣と整合的な信念を目指すことができる。すなわち、その対象があらゆる状況で生みだしうるあらゆる実際的な効果についての概念がその対象についての概念として持たれたとき、そのような信念は完全であり尚且つ整合的であろう。逆に言えば、整合的な

信念において、ある対象の概念として持つてよいものは、その対象が生み出さうる実際的な効果の概念だけである。よって、対象のあり方と整合的であることを旨とするような信念においては、その対象についての概念として、その対象が持つ性質によって生じうる実際的な効果の概念以外のものを持つことを排除すべきだとする規則が、一般にパースがプラグマティズムの立場を最初に宣言したとされる以下のような格律である。

ある対象についての概念を持つとするならば、その対象の効果として心に抱くものを考慮せよ。効果とはひょっとしたら実際的な振る舞いとしてあらわれるかもしれないもののことだ。そのとき、それらの効果の概念がその対象について持つ概念の全てである。(Consider what effects, which might conceivably have practical bearings, we conceive the object of our conception to have. Then, our conception of these effects is the whole of our conception of the object.) (CP.5.402,1878)

要するに、あらゆる状況ごとに実際的な振る舞いを生み出すような性質を持つもののみについて考えるべきだとするわけだ。精神にせよ、神にせよ、法則にせよ、それがこの世界のあり方に影響を及ぼす可能性を持つものならば何であれ問題にするが、そうでないものは、認識の対象から排除すると宣言しているのだ。

そのようにして認識されるべき実在の対象を限定しながら、パースは形而上学的仮説に明確にコミットする。前章で扱った要請から導入される基礎的な仮説である。

実在の事物があり、その性質は我々の意見から完全に独立している。その実在物は規則正しい法則に従って我々の感覚に影響を及ぼす。事物によって生み出される感覚は、その対象との関係に応じて違ってくるが、知覚の法則を用いて、事物の実際のあり方の真実について、推論によって突き止めることができる。そして、その事物について十分な経験を持って必要なだけ吟味すれば、誰もが同じ一つの真なる結論に到ることになる。(CP.5.384,1877)

これは、事物が、そのあり方についての人間の意見によって構成されるのではなく、それについての意見に影響されないあり方をしていることが発見される余地のあるような形で実在していることを主張している。では、事物がそのような形で実在しているという主張は、どんな意味を持つのか。パースは「実在する」という概念が適用される対象について、それがもつ実際的な影響は以下のようなものだと主張する。すなわち、何かを実在するという概念は、それについての科学的な探究が継続されるならば、その対象についての信念をして一つの運命づけられた地点に到らしめるような実際的な効果を持つということだ (Cf. CP.5.407,1878)。この意味で、実在のあり方は「思考一般からは必ずしも独立していない」(CP.5.408.1878) のであり、思考を理想的には真理へと到らしめるという形で関

係しているとされる。つまり、実在と対応した真理は、理想的な認識過程を通じて獲得される余地があるとされているわけだ。

なるほど、習慣が規則的に行動を生むものであり、精神が習慣を組み替えることのできる特権的な地位にあれば、対象の生む効果と整合しないために疑念を生み出す習慣を排除し、新たな概念を対象の概念に仮説的に結合して習慣を組み替えてその整合性を検証する、というプロセスを繰り返すことで、理想的には真なる表象を信念として持つに到ると考えることは可能だろう。そのような形で、仮説形成、演繹、帰納といった推論を用いることこそが彼の主張する科学の方法の要点であった。このように、規則的に効果を生む習慣と、それが対象の持つ因果的効力と相互作用した結果に応じてその習慣を組み替える作用を持つような認識の機能とを共に人間が備えていれば、記号と世界を対応付ける余地が生まれるのだ。

つまりパースは、説明できないものを説明に用いてはならないという探究の原理（あらゆるものが説明可能であるような形で世界が成立していることの要請へと転化される原理）に依拠することで、人が直観能力を持つことを否定しながらも、認識過程に影響を及ぼす余地のない物自体の実在を否定した上で、規則的に認識過程に違いをもたらすが故に社会的信念をそのあり方と対応した真理へともたらす余地があるようなものを実在の認識の対象として要請論的に措定し、実在の対象のあり方と適合的な習慣を形成することで実在と思考の対応付けが可能だとする哲学説を展開することに成功したのである。

このように、本章冒頭で挙げた4つのポイントのうち、3つ、すなわち、当初より、①要請に基づいて哲学説が展開されていること、②記号と実在との対応付けの問題を解決する枠組みを備えていたことが確認できた。また、要請論的に措定された実在についての仮説は、世界が法則によって支配されていることや精神上の思考過程が習慣形成に影響を及ぼすこと等、世界の成立形式および認識過程の形式についての形而上学的主張を含んでいることから、③形式的真理についての形而上学説を展開していたことも、同様に確認することができた。また、④の前半部分、すなわち、真理の獲得こそが認識過程すなわち探究の課題として自明視されていたことも確認できた。

他方、初期の哲学説が前提としていた精神が特権的地位を持つとする立場は、直観能力を否定しつつ真理の獲得という「理性的⁸²⁾な営為の理想を擁護するパースの課題設定においては有効に働く仮説であったが、問題も孕んでいた。それは、①習慣を変化させることのできる精神を持つ人間を特別視してよいのか、②精神において真なる信念の獲得が目指されることを自明視してよいのかといった問題に答えられていないことである。習慣を軸とした認識過程論を展開することで浮き彫りになったこれらの問題点を解決する形で、パースはその後の思想を発展させていくことになる。

⁸²⁾ 意志を思考過程に含めずに、それを非理性的と呼び、肉体は思考の道具であるとしたことや (CP.5.315,1868)、「あらゆる行動の目的は感覚可能な結果を生むことである」(CP.5.400,1878) とすることからも、パースが理性的な思考の価値にのみコミットしているのは明らかだろう。

5-2. 神秘主義的な形而上学の展開

パースは、1883年頃を境に形而上学の展開に没入していく⁸³。その形而上学説のポイントは、物質と精神の連続性を認め、物質にも習慣を組み替える余地を与えたことにある。

パースはあらゆる物質が、習慣を形成する能力を多かれ少なかれ備えたものとしての精神を分有するという立場に到ったのである。何が直接そのような考えへと変化させる要因になったのかは分からないが⁸⁴、パースの言葉を引いておくと、

形而上学的思索へと導き入れたもの——以前の私はこうしたものに近づこうとする気持ちを持たなかったし、そのときまでは私は、科学方法論の一学究者であった——は、今日分子や原子について知っている以上のことがらを一体いかにして探り出そうとするのかという私の自問であった。(CP.5.706,1898,邦訳はパース[1986-b]p.72)

科学方法論の探究を超えた形而上学的思索に踏み込むことで彼が明らかにしたと思えたことは、習慣形成の一般性を巡る問題についてであった。彼は例えば次のように言う。

物質を精神とみなさなければならない、つまりそのもろもろの習慣が凝固してしまつて、もはや新たな習慣を形成したり、古い習慣を失ったりする力を喪失してしまった精神とみなすべきであるし、一方精神は極度の複雑さと不安定性をもった化学上の一種類とみなされるべきである。(CP.6.101,1902,邦訳はパース[1986-b])

以前の立場においては人間の精神に特権的に与えられていた習慣形成の機能を、あらゆるものに認める立場へと改めていることが分かる。そのような立場に到らしめたのは、説明できないことを持って説明したことにはならないというパースの探究の原理であった。前章でも述べた通り、どうして法則はいまあるようにあるのか、何故物理定数はそのような値になったのか、そうした疑問に対して、それを説明できない所与の事実とするのではなく、説明の必要な事柄とされることになった。また、進化論を受け入れる限り、人間だけが他の生物とは異なる特別の地位にあると考える理由はないから、習慣を形成する機能を持つ精神を人間の内に保持したいなら、人間以外のものがそれを持たない理由か、或いはそれがその機能を殆ど発揮していない理由を与える必要があるだろう。それらの問題を解決する発想として出てきたのが、全ての物質は多かれ少なかれ精神を有しており、習慣形成によってあらゆる法則は進化してきたし、これからも発展するという世界観だった。

パースは、全ての法則が習慣形成の結果成長してきたものであり、それはいまだに完成

⁸³ 例えば Hookway[1997]は 1878年にはあらゆる事象が原因によって確定されているとする法則観を持っていたが 1884年には絶対的な偶然が介入する余地を認めるようになったと指摘する。

⁸⁴ 伊藤[2006]はその背景として、ケンブリッジ・プラトニズムの影響を挙げている。

されていないという進化論的宇宙論を提唱するようになったのである。このような形で、前節の最後で指摘されたパースの初期の枠組みに内在する問題点①は解消された⁸⁵。

さて、では、習慣形成の余地を多く残す精神を持つという意味で相対的に特別な地位を与えられた人間は何か目指すべきものを持つのか。初期のパースの思想においては、物質の世界に対して特権的な地位にあった精神は真なる表象を目指すものであることは自明視されていたが、この枠組みにおいては物質もまた精神を持つし、法則は変化しうるものである。もはや完成された実在のあり方を適切に表象することを理想とすることはできないわけだ。また、宇宙の法則が偶然的な進化の結果に過ぎないのだとすると、偶然的な過程の表象を目標と掲げることにも合理性はなく、合理的な理想と呼べるものなどないのではないか。このような疑問に対して、パースは否定的に答える。あくまでも運命づけられた理想があるという立場をパースは維持するのだ⁸⁶。その理想とは、合理的な習慣を完成させることである。己を滅してでも他者の完成を目指す、アガペ主義と呼称される神秘主義的な色合いを持ったその主張は、およそ以下のような議論だ⁸⁷。一方で習慣にがんじがらめにされている物質については、その習慣的性質についての「永遠の真理」の獲得を目指し、さらに、そのような習慣と整合する合理的で多様な習慣の形成を「この世の唯一の価値とも言うべき感情の一般化」(Peirce1898,邦訳 p.123)を通じて成し遂げる(精神の共同で合理的な習慣形成が成し遂げられたのちに、精神はその役割を終える=己を滅して他者を完成させる)ことになる、とするようなものだ。

パースは世界のあり方を何らかの読み解くべきメッセージを持った記号とみなす発想を一貫して持っていた⁸⁸。初期においては、完成された物質の法則を読み解くべく真なる表象を目指すとされたが、上述のような進化論的な宇宙論が展開されて以降は、世界の進化の仕方の中に理想に関するメッセージを読み込もうとする。彼は、経験的証拠から神格を有したものの意図を汲み取ることができると考えたのである。例えば、考えられる多様な仮説の中から、比較的早期に正しい仮説を選び取ることができるとも、認識過程に真理へと誘う力が働いていることの経験的証左と考えられていたようだ(Cf. CP.6.476-479,1908, EP2.106-7,1901)。

何らかの理性的なものは精神において感受され、感受された理性的な観念を習慣として具現化することが価値のあることとされる。アガペ主義とは、そのように感受された理想を具現化するべく精神を働かせるべきであるという主張を含意するものであった。探究が理想的に行き着くところに対するこのような考えは、晩年に到るまで変化はみられない。

「瞑想 (Musement)」や「純粋な精神の戯れ (pure play)」と呼んだものによって神に対

⁸⁵ もっとも、先述のとおり、法則の可変性を認める世界観は、妥当な要請論的論証においては、優先性の条件を満たさないものとされることになる。これについては6章で扱う。

⁸⁶ 運命づけられているとは、そこにいつ到るかは確定していないが、到ることは決まっているものことであり、人にとっての死のようなものだという。(Cf. CP.5.407,1878)

⁸⁷ アガペ主義 (Agapism) については、伊藤[2006]第3章が参考になる。

⁸⁸ パースの記号観については、補論Aを参照のこと。

して心を開くことで、パースはそのような到るべき美しい理想を獲得し、より早くそのような事態へと到ることができると考えていたようだ。(Cf. CP.1.599,1903, CP.6.458,1908)

このように、前節の最後で指摘されたパースの初期の枠組みに内在する問題点②、すなわち、精神において真なる信念の獲得が目指されることを自明視してよいのかという問題は、理性的な観念を具現化するような習慣形成が調和的に目指されるべきだとされることで、真理の探究の望ましさを相対化するような形で解消された。しかし、そのような形での疑念の解消は、感受された理性的な観念を習慣として具現化することが目指されるべきだと考えることの妥当性への疑念を惹起するものであると言わざるを得ない。

5-3. 成熟したプラグマティズムへの結実

<自己統御的習慣形成論>

前節で説明されたように精神は物質と連続的な地位におかれた訳だが、それに伴って精神が習慣を組み替える機能についても立場が改められた。

初期のモデルでは、精神は信念の確定とともに意志を発動させて習慣を形成することができる特権的地位を有していたが、物質にも習慣形成の余地が認められるようになった。だが、物質が因果的な効果の発現に伴って習慣を変化させる余地が認められるとして、それを何かの理想に向かう理性的な習慣形成と同一視することができるだろうか。パースは、非理性的な習慣形成と理想に向けてなされる理性的な習慣形成を切り分ける必要があると考えるようになったようだ。その問題は習慣形成の理論を洗練することで解決された。

なお、その変化は、美学や倫理学の必要性をパースに自覚させることにもなった。初期のパース思想においては真なる信念を目指す思考のプロセスが理性的なものとなされ、それが信念の確定によって習慣を変更させることで実際的な効果を持つに至るとされていたことは既に述べたとおりだ。しかし、精神が物質と同じ位置におかれ、単なる習慣の変化が理性的な何かを体現するものだと言えなくなった以上、思考の地位は相対化されざるを得ない。つまり、かつてパースは思考プロセスの規範を与えるものとして論理学を重んじ、実際的な行動についての規範を与えるものとされた倫理学には価値を置いていなかったが、もはや思考は行動と本質的な差がある訳ではなくなったため、倫理学にも価値を見出す必要が生じた。倫理学の地位に対する見直しはそうにして始まったと思われる。そして、習慣形成過程のモデルが洗練されて、是認・否認の感じこそが習慣形成機能において重要な役割を追っているという考えに到り、美学の地位の重要性を確信するに至ったようだ。そして、習慣形成に価値判断が関連することから、倫理学・美学を含む規範学の地位を認めることが、パースにプラグマティズムの体系性を確信させたものと思われる⁸⁹。

さて、新たな習慣形成メカニズムのモデルの要点は以下のような機能を持つ是認と否認の感じ(快・苦の感じ)を生起させるメカニズムを人が備えていることを認めた点にある。是認の感じとは、それが生じた場合に、それと総合された概念と対応する習慣を強化する

⁸⁹ このような形で 5 章冒頭で引用した思想の変遷に関するパースの告白を理解可能と思われる。

ような機能を持つものであり、否認の感じとは、それが生じた場合に、それと結び付けられた概念に対応するような習慣を排除しようとするような機能を持つものである。以下では、パースのテキストに則して説明しよう。

例えば、それらの感じについては次のように述べている。「苦の感じは私たちを遠ざけようとする感じの兆候であり、快の感じは惹きつける感じの兆候である。」(CP.5.552,1906) 「きちんとした種類の是認と否認だけが未来に実を結ぶことになる。自分自身満足しているが、彼の本性はその教訓をスポンジのごとく吸収し、その次の機会においては、以前よりもうまくできる傾向を持つだろう。」(CP.1.598,1903)

つまり、ある習慣が是認・否認の感じを伴う事態を帰結したとき、是認の感を伴えばその習慣の安定性が強化され、疑念のような否認の感じを伴えば習慣が変化するようなフィードバック機能を人間が生得的に有しているとするのだ。

さらにパースは、何らかの理想的な事態を目指すことを決意すると、その理想に沿って習慣を作ろうとする自己批判的・自己統御的な習慣が形成され、結果的にその理想が実現可能な代物である場合には、理想を実現するような習慣として確定されていくことになるような機構を人が備えているという。例えば以下のように言っている。

ある人の理想とは、反省において当人を惹きつけるような品行 (conduct) とされるものである。習慣の確定を引き起こすことになる類の、多かれ少なかれ意識された決意によって導かれた、彼の自己批判 (self-criticism) は、後遺症 (sequelae) の助けを得ることで、未来の行動を修正するだろう。しかし、それ (自己批判) は一般に行動への作用因となることはない。(CP.1.574,1906, () 内は引用者) (CP.1.592,1903 も参照のこと)

意識された決意 (resolution) は、自己批判とその習慣 (自己批判とその後遺症) を生む。この自己批判とは行動を直接引き起こすものではなく、別のルートで引き起こされた行動に対して「反省して、判断を下す」(CP.1.574,1906) ものである。ここで彼が慎重に避けようとしているのは、意識が自分にとって望ましい行動を即座に生み出すことできるような想定だ。パースの自己統御的な習慣形成論の内実は次の文章によく表れている。

理性的な人として読者が疑うことのできない事柄のうちの一つは、人が習慣をもつことだけでなく、自身の未来の行動に対して自己統御 (self-control) 手段を行使することができるということだ。しかし、それは人が恣意的に割り当て可能などのような性質も習慣に付与することができるということを意味するということでは断じてない。そうではなく、それが意味するのは、self-preparation の過程が、(その行動をとる機会が生じたときにとられる) 行動に一定の性質を付与する傾向を持つだろうということだ。その性質とは、自己非難 (self-reproach) の感じがない (あるいは少ない) こ

とによって表示されたり大まかに判断されるかもしれなかつたりするようなものだ。なお、自己非難の感じは、後続してなされる反省によって誘発されるものである。ところで、行動に後続してなされる反省は、次の機会における行動の **self-preparation** の一部となる。結果的に、行動が何度も繰り返されるにつれ、当の行動は一定の性質の完成へと無限に近づく傾向をもつ。そして、その完成された性質は、完全に自己非難の余地がないことによって示されるであろう。完成に近づけば近づくほど、自己統御の余地は少なくなる。そして、自己統御の余地がないところには自己非難の余地もない。(CP.6.418,1905)

つまり、自己統御的な習慣形成とは、望ましい行動を即座に実現することができないことを認めたくて、なされた行動を反省する際に、修正すべき習慣に否認の感じを付与する形で自己非難の感じを生起させる（また、望ましい帰結をもたらした習慣に是認の感じを付与して習慣の安定性を強化する）自己批判的な作業を通じて、試行錯誤的な過程を経て初めて目的に沿った習慣形成がなされる余地があるとされるのである。そして、自己批判の過程は、どのような帰結をもたらした習慣を是認・否認するかを判断する必要がある為、目的に応じて形成される自覚された規範に従って展開される必要がある。

かつて精神が信念を確定させることで習慣も自動的に確立すると考えたパースであったが、意識と行動の関係は見直されていることは明らかであろう。パースは、意識を身体内の影響と外的世界からの影響とが交互に作用しあう場であり、「意識は本来の機能を自己統御において果たすように私には思われる」(CP.5.493,1906) としている。意識において、何らかの概念が是認・否認の感じと結合されることで、無自覚に進展する余地のある習慣形成過程に対して、意識的に一定の影響を及ぼすことができるとされるわけだ。

このように、快・苦の感じを媒介にして、意識的な自己統御によってコミットした理想に適合するように習慣を形成することができるとする認識過程論に到ったことで、自己統御の対象としての思考は一つの特異な領域に過ぎなくなった。コミットする理想的な事態を目指す上では、思考の習慣、行動の習慣、感じの習慣のそれぞれを如何に統御するかが問題となる。こうして、「感じについては美学 (esthetics) が、行動については **practics** が、思考については論理学が」(CP.1.574,1906) それを如何に統御すべきかについて理論的に扱う必要が認識されるに到ったのである⁹⁰。そして、規範学によって明らかにされる規範に即して、目的に応じた自己統御的な習慣形成過程は進展させられることになる。

また、このような図式を与えることで、あらゆる習慣形成が同等な訳ではなく、コミットする理想との適合を目指した習慣形成こそが望ましいとすることができるようになった。それは、彼が以下のように述べていることからもうかがえるだろう。

⁹⁰ なお、当初は何が美しいとされるべきものかという課題と理想を如何に目指すかという課題が切り分けられていなかったが、後に改められた。ここで倫理学ではなく **practics** とされているのは、倫理学は何が理想かを明らかにしようとするものだからだ。パースは最晩年にいたるまで規範学に内在するこれら二種の課題についての態度が揺れていたという。(Cf. Kent[1976])

私が用いる「自己統御」という語は「思惟するものの自己による制御」を表す……ただし、思惟するもの自身の自発的な、すなわち自動機械的な自己発展の場合は除く。例として、人差し指を炎に突っ込んだとき子供が受ける感覚を取り上げよう。そのような場合子供は身体のすべての器官をどのような焔からも遠ざけておこうする習慣を獲得する。その際の強制は「粗暴」であり、その直接的効能は決して規則や理性への一致にあるのではない。(CP.6.454,1908, 邦訳はパース[1986-b]p.146)

一般に善いものとは魅力的なもののごとであり、——全ての人々にとってではなく、十分に成熟した人にとって——悪いものとはそのような人にとって嫌なもののごとである。(CP.5.552,1906, () 内は引用者)

<成熟したプラグマティズムについて>

パースの成熟したプラグマティズムは、発展させられた形而上学説および習慣形成論と整合する形で、記号の意味を明らかにするために提示された理論である。1878年の論文で表明された概念を明晰にするための格律と比べてはるかに洗練された以下の格律をパースは与えている。

あらゆるシンボルについて、それが持つ理性的な意味の総体とは、その記号を受け入れるならば生じるであろう、あらゆる一般的様相の下での理性的な品行の全てのごとである。なお、あらゆる一般的な様相とは、あらゆる可能な異なった状況と願望とを条件にしてということだ。(CP.5.438,1905)

この格律は、記号の理性的な意味がどのような形式を備えたものかについて明らかにするものだ。すなわち、ある人がその記号を妥当なものとして受け入れてそれに基づいて習慣形成することを決心するならば、その人の価値判断（願望）と、その人が置かれている状況に照らしたとき、いかなる行為をなせば上手くいくかを、その記号は教えてくれるはずだと言っている。もしもそのような規範的含意を何も持たないならば、その記号は理性的な意味を持たない。(例えば、「赤い」や「これ」といった記号は、それ単独では理性的な意味を持たない。)そして、その規範的含意に基づいて習慣形成することを決意した結果、望ましくない事態に陥るならば、その命題は間違っているということになる。

つまり、あらゆる記号について、それが習慣形成に対していかなる示唆を与えるかによってその記号の理性的な意味は判断されるべきだと主張していることに他ならず、その真偽はそれが与える習慣形成が常に上手くいくものなのかどうかで判定することができる。この格律は、記号の形式的な真理条件（ある記号 S は、S の規範的含意が常にうまくいくときまたその時に限り真である）だけでなく、検証条件（願望と状況に照らしてその規範

的含意を受け入れることで形成される習慣を形成することで、その習慣が上手くいかなかったら誤りに気付くことができ、疑念が起こらず上手くいっている限りにおいてそれは棄却されない)をも同時に与えている⁹¹。

このように、習慣形成論の発展を取り入れて、認識主体がコミットする価値づけのあり方に応じた習慣形成への規範的含意を与えるという(習慣が正しい表象であるかどうかを確認する道具の地位しか与えられておらず、信念の確定と共に決まるものと考えられていた際に提示された以前の格律が持ちえなかった)性格を備えたことで、成熟したプラグマティズムの格律は、その特異な意味論としての地位を確立している。

つまり、パースの哲学理論は、①美的判断に即した目的の実現のための習慣形成への規範的含意を与えるための理論となっており、探究の結果を活かして有意義に目的の実現を目指すことのできることを認める理論となっている。本章の冒頭で掲げたポイントの4つ目である、探究の課題が、真理の獲得から、より一般的な望ましい事態の実現へと変化していることについても、確認できたと言いうことができるだろう。

また、その理論は、②習慣という、意識的統御過程を通じてそのあり方を変える余地があり、かつ、同種の状況においてその状況に応じた同種の振る舞いを発現させるような普遍的な効力を持つような性質に媒介される形で、実在と対応した真理であるための条件を与える意味論となっている。

タルスキが与えた真理条件は、真理条件を付与されている全ての文とモデルとの充足関係という実質を与えることによって、対応説的真理条件の形式化に成功したとあってよいと思われるが⁹²、モデル(ないしは真理条件が与えられる記号)が世界といかに対応づけられるものなのかについての考察を含まなかった点で限界を持っていた。対して、パースのそれは、普遍的な因果的効力を有する習慣が実在し、それは未来において組み換えられる余地があるとする形而上学的主張や自己統御的な習慣形成論を含む認識過程論に支えられる形で、その方法を明確に示しているのである。

このように普遍的な効力を持つ習慣が実在すると想定することが有する含意について、ここまでは改めて議論せずにきたが、その立場は、実際に実現していない状況において発現するであろう効果も決まっているとする主張である。そのような普遍的性質の実在を主張する自身の立場をパースはスコラ的実在論と呼んでいる⁹³。

普遍者の実在を想定せずとも、実際に実現している個別者の把握と、可能的に実現しうる個別者の把握で十分ではないのだろうか。そのような現実や可能性を記述するためには、個別者が持ちうるそれぞれの性質についてそれを持つ個別者の集合を与えたり、様相につ

⁹¹ もちろん、素朴な論理実証主義のように、命題の意味を検証条件とする主張とは異なる。この世界のあり方に影響を及ぼす余地があるゆえに習慣形成に関連する余地のあることについて述べた命題は無意味ではないという主張であるに過ぎない。

⁹² これについては、例えば、野本[2006]pp.217-221を参照のこと。

⁹³ 特に、パースはある種の普遍的性質を備えることを絶対的な模範と考える意味で、自身を極端なスコラ的実在論者であるとしている。(Cf. CP.5.470,1906)

いて考慮する場合も、可能世界意味論のように、あらゆる性質についてそれぞれの性質に対応する集合に含まれる個別者が異なりうるような複数の可能世界について、それら可能世界間の到達関係を与えてやったりすれば十分ではないのか。

パースはそのような類の唯名論的主張を断罪するが、それは人間が直観能力を持たない限り、そのような世界のあり方と記号の対応関係をつけられないからだ。つまり、人間の能力では、それぞれの個別者が持つ性質が個別者の中で完結したもので、神の視点に立ったとしてもその性質を持つ個別者の集合に含まれるか否かという情報を持つことができるだけであるようなものならば、世界に内在する個別者の視点からその集合を構成することは神がかった能力を持たない限りはできない。

また、そのような世界観では、この世界の未来のあり方について何らかのコミットをして、その実現を目指す上で有効な規範を与えることもできそうにない。それは未来の多様な可能性を認めたとしても、可能世界の総体を確定されている事態として捉えるからだ。パースはこの世界の未来が確定されておらず曖昧性を有しているため、未確定の可能性からの確定化という理解しがたい契機を含む世界であると考えており (Cf. CP.5.107,1903)、だからこそ人は、目的の追求という理性的な営みを有意義な形で行うことができると考える。パースはプラグマティズムの帰結として、「実在的必然性と実在的可能性を含めた実在の様相の理論を承認せざるを得ない」(CP.5.457,1905) とする。というのも、「唯一統御可能な行為とは、未来の行為に他ならない」(CP.5.461,1905) がゆえに、「過去は、個別的事実としての存在の時間的様相としてあらわれる」(CP.5.460,1905) のに対して「未来は現実的事実ではなく、……それは必然的か可能的である」(CP.5.459,1905) とされるからである。唯名論が、ただ傍観者として観ることしかできない世界や神がかった能力で介入する余地しかないような世界と考えることはパースにとって受け入れがたいことだった。

こうして、たとえ人間にとって有意義な時間の枠内でそれを検証や反証することがほぼ不可能な命題であっても、それが習慣形成のあり方に異なる示唆を与えるものである限りは有意義な仮説である可能性を認めるプラグマティズムの意味論は⁹⁴、法則や習慣に規定されつつも偶然が介入する余地が残るとする世界観や自己統御的な習慣形成論を含む認識過程論と有機的に結合されることで、パースをしてその体系性を確信せしめた。個別的な事実のあり方について即座に知るような直観能力も、可能な選択肢の中から望ましい事態を即座に実現するような（物自体の世界に属する人間が持つとカントが想定した善意志のような）力も持っていないとしても、自己統御的な習慣形成の過程を通じて望ましい思考・行動・感情の習慣を実現することが可能だという理論的帰結は、理性的な理想に到ることができるという類の初期から一貫して維持したパースの確信を救ったのである。

⁹⁴ プラグマティズムの「効果は最高の形而上学的諸概念に応用されたときに最大となる」(CP.6.490,1908 邦訳は遠藤[1986]p.174) と述べているように、無意味な形而上学的主張を排除しつつ、実証主義的な形而上学的探究を展開するために、パースはこの理論を活用した。

5-4. パースの要請論的基礎づけに関する評価の検討

本節では、要請論的基礎づけに関する先行研究の評価を検討する。その作業を通じて、要請論的論証によって導かれる優先性の条件を満たす理論としてパースの哲学理論を評価する線からその理論を改良するという本稿で試みられているような探究が展開されてこなかった理由について考察したい。

ここまで説明してきたとおり、パースの哲学が要請論的（超越論的）な論証に依拠する形で展開されていることは疑う余地がなく⁹⁵、実際に多くの研究者によってその性格は指摘されてきている⁹⁶。だが、超越論的な論証に依拠した理論であることがどのような意味を持つかについては、評価が分かれている。

一つ目の論点は、その超越論的な性格が、「経験への忠実さという意味での経験主義の立場」（稲垣[1981]p.178）と両立するかどうかである。稲垣が紹介しているように、両者の性格が内部分裂を含むものであるという評価も根強い。E.クックの言葉を借りるならば、「非常に多くのプラグマティストは、一般的に、超越論的論証を用いることをためらう。プラグマティズムのなかにある強力な自然主義的な要素は、二つの哲学的アプローチが相反するという考えに導くのである。」（Cooke[2005]p.658）他方でクックは、「しかしながら、近年、幾人かの哲学者が、プラグマティズムの文脈の中でと超越論的なプロジェクトを擁護しようとしている」（ibid. p.658）として、両者の両立を擁護する議論を紹介し、自身もそうした議論を展開している。

この点に関しては、パースが経験的証拠との整合性を重んじる探究を展開するための基礎的な仮説として要請を持ち出していることから、少なくとも彼の意図の中では、両者が両立させられる立場であったことは、ここまでの説明から明らかであろう。もっとも、経験的な証拠と整合する仮説とみなされていたとはいえ、運命づけられた理性的な理想を習慣の進化過程の中に読み解いていくことができるような形而上学的主張は、あらゆることを説明し尽せることを要請する妥当性を擁護できない過剰な原理に支えられる形で導かれており、超越論的な性格によって「論理的ないし科学的な経験主義の傾向と」相克する「ロマン主義的な形而上学的傾向」（稲垣[1981]p.179）を帰結したというグーゼの評価もあながち的外れとはいえない。パースの要請論的論証を経験主義的態度と両立するものとして擁護するためには、その議論が含む過剰な主張を削ぎ落す必要があるだろう。な

⁹⁵ ただし、要請論的という用語ではなく、超越論的という一般的な哲学用語で評価されている。本節では、認識論的な性格を強調する嫌いのある超越論的という用語を要請論的という言葉と同じ意味で用いることにする。なお、パースは、これまで超越論的論証がしばしば不当に多くのことを前提として引き出したり完全に疑う余地のない真理を確立したりするものとして用いられてきたことを批判しているが（CP.2.113,1902）、そのことがパースの理論を要請論的な基礎づけに基づくものと捉える解釈を妨げるわけではないことは、ここまでの説明から明らかであろう。

⁹⁶ 以下で触れられるもの以外にも、例えば、パースの初期の实在論を「探究者が探究を進めるうえで心理的条件として要請された实在論」として後期の普遍实在論と区別する、乗立[1995]（p.123）や、近代科学の認識の進歩という事実から、不当にも、普遍实在論的な立場を先験的に導出してしまった理論としてパース説を位置づける Habermas[1968]の議論が挙げられる。

お、そのように経験的証拠からは擁護できないような神秘主義的な形而上学的主張を導いたことで、パースの要請論的性格やその妥当性を検討する作業には十分に光が当たってこなかったように思われる。

超越論的な性格についての 2 つ目の論点は、導入される探究の統御規則の基礎的性格についてであり、基礎的な性格を与えられることに妥当性があるかどうか、経験的証拠と独立に基礎的な性格を与えられるのか否かが問われる。

例えば、S.フィルストロームは、パースが超越論的な論証を可謬主義的に展開したことを高く評価して、自然主義と超越論的議論を両立することを擁護している。だが、超越論的に導入される探究の統御規則はあくまでも歴史性・偶然性をもった認識枠組みに過ぎないものとして位置づけられる場合に限り、自然主義の立場と両立するとされており、認識枠組みとは独立に世界が既存の形式を備えていると考えるようなパースの普遍実在論は拒絶されなければならないとする (Cf. Pihlström[1998])。つまり、あらゆる目的追求主体が社会的統御の文脈で優先的に受け入れるべきとされるという意味で基礎的な性格を備えた仮説を導くような超越論的な論証が妥当である可能性については考慮されていない。

クックや C.ミサクらも、探究の統御規則として機能する探究が答えに到ることへの希望は、それをア・プリオリな真理としては擁護できないことを認めつつ、あくまでも直面している問いについて経験的探究を続けることを可能にする限りで、それを受け入れることの妥当性ないし不可欠さを認めている (Cooke[2005], Misak[2011])。他方、どのような問いに導かれる探究が優先的になされるべきかについて規範的に語る余地があるかについては検討されておらず、超越論的な論証が導入する統御規則の基礎的性格の検討という意味では、彼らの議論は十分とは言えない。

他方、K.O.アーペルや G.ギャバや C.フックウェイや S.ハークは、超越論的に導入される統御規則の基礎的な性格を認めている。彼らは、望ましい経験的な探究を統御する基礎的な規則を導く超越論的な基礎づけとしての性格をパースの哲学の中に認めている点では共通しているが、どのような基礎的な性格を有するかについての立場は異なっている。

アーペルは、科学者共同体において望ましい形で合意を形成することが可能であるための条件を記号過程の統御規則としてパースが導入したと解釈する。その統御規則は、合意に導く経験的探究を支える基本的な認識枠組みであるから、経験的探究によって明らかにされる事実とは独立にその妥当性は確保されているという意味で、それはア・プリオリなものだと考える。そのため、この世界で成立している形式についての形而上学的仮説は、超越論的に導入される統御規則とは切り離して考えられなければならないとする。そして、アーペルは、パースが明らかにした合意を導く望ましい記号過程のあり方を、より一般的な理想的な人類のコミュニケーション共同体の討議的倫理の基礎へと拡張すべきだと主張している。(Cf. Apel[1995])

このようなアーペルの議論は、本稿の要請論的基礎づけの試みといくつかの点で類似し

ている。理想的には合意可能な知識の探究を可能にするための条件を与える統御規則を基礎的な性格を持つものとして扱った上で、それがパースの神秘主義的な形而上学的仮説と独立に擁護されるべきものだとしている点と、パースの基礎づけを拡張的な文脈へと応用しようとしている点である。

他方で違いも大きい。まず、その統御規則を経験的証拠とは独立に妥当性を主張できるものとしている点が異なる。不可謬の認識の基礎を持たず、そうした想定抜きに経験を統合的に解釈する探究を展開することが可能であり、理想的には合意可能な知識に到ることができるという想定が正しいのかも分からない以上は、そのような位置づけを与えることは適当でないように思われる。アーペルは理想的には合意に到るような探究過程・記号過程を展開することの望ましさに明確にコミットしているが故に、それを可能にする認識枠組みを経験的証拠と独立に擁護できると考えているようだ。しかし、そのような記号過程に絶対的な望ましさを見出すことができない限りは、合意可能な知識の獲得に到る余地のある探究過程を展開することの妥当性を経験的証拠から補強する必要がある。したがって、理想的には合意に到るような記号過程を展開することの望ましさを前提としない限りは、むしろ、要請論的に導入される優先性を満たす仮説を絞るための条件を満たすような仮説を探る経験的探究の結果、それと整合的な仮説が獲得されることで、そのような統御規則を採用することの妥当性が補強されたり、その条件と整合的な仮説がみつからなければ、その条件を統御規則とすることの妥当性は否定されて優先度の低い条件を満たす仮説を探るべきだとされたりするものと位置づけられるべきだろう。

また、統御規則の妥当性を、経験的証拠とは独立に、純粹に事実を認識する枠組みを選択するという文脈の中で完結して確保することができるという立場を採らない限りは、統御規則が形而上学的主張と完全に切り離せるという立場でパースの要請論的基礎づけを解釈するのも困難である。先述したとおり、パースが科学の方法の基礎的な仮定として導入した実在論は世界の成立形式についての要請を明らかに含んでおり、心理的ないし認識論的な解釈の枠組みを与えるものでしかないと主張するのは無理がある。ある種の形而上学説が妥当する世界であることが要請されて、そうした世界のあり方と対応した知識の獲得を目指す真への探究の統御規則が導かれるとパースが考えていたと解釈するべきだろう。

さらに、パースの基礎づけをいかに拡張するべきだと考えているかについても異なる。アーペルが記号過程が満たす規則の望ましさを利害の調整を伴うような社会的な文脈における討議において採用されるべき倫理として拡張的に応用することを志向したのに対して、本研究では、真への探究を支える統御規則によって生み出された仮説を社会的調整・統御の文脈に応用することを志向している。社会的な文脈において、倫理的なコミュニケーションを展開するための統御規則とすることの望ましさを主張するか、基礎的な統御規則に従って生み出されて保持されている仮説を応用することの望ましさを主張するかの違いである。経験的な探究と独立に予め討議の望ましい手続き・規則を超越論的に設定することができるというアーペルの議論は、パース哲学の応用という位置づけもさることながら、

妥当性を主張する根拠が疑わしいため、本稿ではこれ以上検討しない。

それに対してギャバは、パースの哲学説が有する超越論的な性格をアーペルのように理想的には合意に到るような記号過程を展開することの望ましさを前提して解釈する試みを批判する。あらゆる主体の合意を目指してなされる探究は現実には稀であり、そのような形で合意を目指す探究の望ましさを自明視することには妥当性がない。むしろパースは経験を調和的に統合して説明するような形で知識を発展させることができることを要請し、それに必要な統御規則を導出したのだと、ギャバは主張する。信念を形成する方法が妥当でないと主張するには、その方法が予想外の経験を伴わない形でより調和的に経験を統合する結果に繋がらないことを理由としなければならない以上は、そうした要請を前提にしない限りそれを要請することを批判することができないため、そのような要請には基礎性があるとされている (Gava[2008]pp.716-719)。この解釈は、パースがあらゆることを説明し尽くすことができることを要請していた事実を適切に反映している。だが、その要請を批判する論拠は、それが経験を統合する結果をもたらさないことばかりではなく、不当に誤るリスクを冒すことに求められるかもしれない。経験を調和的に統合して説明するような形で知識を発展させることができることを要請せずとも、単に経験を調和的に統合して説明しようとするのが可能である以上は、そのような形で世界が成立していることを要請する必要はないのでないか。これが 3 章で奇跡論法に依拠する科学的实在論を批判する論理であった。誤るリスクを冒してもなお要請に基礎的な位置づけを与える論拠を示す必要があるだろう。また、経験を調和的に統合することの含意が不明瞭なため、パースがそうしたように、今ある形で法則が成立したことについても説明を求めることも要請されると考えているのか、そのことが同様の論拠から根拠づけられるのかといったことについて検討されていない。こういった点で、ギャバの議論は十分とは言えない。

一方、フックウェイは、成熟したパースの理論において要請されているのが、理性的な自己統御能力であるとする。そのような能力抜きには批判的な経験的探究は不可能であるから、その能力を持っていることが可能であるための条件が成り立っていることを信じて批判的な経験的探究を展開することに妥当性があるという議論として解釈されている。また、フックウェイは、経験的探究が要請によって導出される統御規則に沿って展開されるべきものであり、要請論的に導入される統御規則の妥当性はそのような形で遂行される経験的探究の結果によって支えられるべきではなく、この世界のあり方に関わる形而上学的探究の開始に先立って探究の規範を与える論理的な探究は完了しなければならないとするアーペルの解釈に同調する。一方で、人が自己統御能力を持つことの要請は、人間のあり方についての形式的な真理にコミットすることと等しいため、フックウェイはその要請が世界のあり方に関わる形而上学説を含むことを認めている点で、アーペルとは異なるとする。形而上学的探究の開始に先立って確立されるべき統御規則に形而上学的な主張が含まれている構造を認めつつ、フックウェイはそのことに問題はないとする。それはなぜか。まず、統御規則に含まれる形而上学的な主張が経験的探究によって確証される必要性を認

めることは、探究の規則の正当化にその規則に従ってなされる探究の結果を用いる循環論法とは異なる。これまで繰り返し述べてきたように、探究の統御規則はあくまでもそれが成立していることを要請したうえで導入されるものであり、それが真であると分かるがゆえに受け入れられるべきだと主張されているわけではないからだ。そして、形而上学的主張を導く経験的探究は、自己統御的になされる場合と無批判的になされる場合とがあり、このうち、統御規則の確立を待って開始されるべきなのは自己統御的になされる批判的な形而上学的探究のみであって、統御規則の導出に無批判的な形而上学的探究が用いられることには何ら問題がないとされるからだ。このように、フックウェイは、要請論的に導入される統御規則に沿ってなされる批判的な経験的探究と無批判的に展開される経験的探究とを区別することで、形而上学的主張を含む統御規則が、批判的な経験的探究の結果と独立に導出されることの妥当性を擁護している。(Cf. Hookway[1995])

このようなフックウェイの解釈は、要請される統御規則が形而上学的主題に関わる主張を含むことに問題がない理由を明確にしている点で、アーペルやギャバの解釈よりもパースの要請論の内実を反映したものとなっているように思われる。

他方で、パースの要請が認識過程の形式についてのみ経験的な世界のあり方に関する形而上学的主張に関わるとして、認識対象としての世界の成立形式についての要請も基礎的な仮説の内容として含んでいることを見逃している点は不十分といえる。フックウェイは、探究の規範を与える論理学が実在のあり方に関わらないという解釈にたっているために⁹⁷、論理学的な原理を用いる能力を持つこと以外、要請のうちに形而上学的主張は含まれないと考えている。しかし、法則や可変性も含む安定的な習慣に支配される形で因果的な効果を安定的に生むもののみが実在している世界であることを要請しているからこそ、真理の獲得や理性的な事態の実現につながるものとして、自己統御的な経験的探究はそれが可能であると考えざるを得ないものとして価値づけられ要請されているのではなかったか。

世界の成立形式については、自己統御的な経験的探究によって明らかにされるべきだから、フックウェイはそれについての要請が切り離されるべきだと考えたのかもしれない。だが、それでは自己統御的な真理の探究を展開可能だと予め想定することの妥当性をうまく擁護できるとは思えない。

ところで、パースの哲学理論においては、真理の獲得は究極的に可能であるとされるに留まる。しかし、真理の探究が超長期的にのみ完遂する余地のあるような営みであれば、真理を実際に得るには到らない個人や社会が真理の有用性故に真理の探究へ駆り立てられることはないのではないか。その場合、真理の探究が組織可能である為には追加的な仮説が必要になるのではないか (Cf. Hookway[2000]p.235)。パースは比較的早期に (部分的)

⁹⁷ この解釈の是非についてはここで立ち入る準備はないが、論理学が現実存在 (個別的な事態) の総体とは関わらないとするパースの議論を実在のあり方と関係しないと解釈して、普遍的な法則のあり方にのみ関わっていることを見逃しているのではないかと思われる。

真理の仮説の獲得に到ることができるとした為⁹⁸、この問題を回避することができた。しかし、そのような想定を認めないならば、追加的な仮説が必要になる。

フックウェイは、真理が獲得されること自体に美的な価値を認める感情の習慣に、その新たな根拠を求めている (ibid.)。つまり、論理的な自己統御の能力を要請することの根拠は、真理を獲得することの価値に求められている構造になっているようだ。

だが、我々が真への探究を展開する理由として、それも有効な動機でありえるものの、それは不可欠の動機ではない。真理の探究は、副産物として有用な近似的知識を生む形で真理へ接近する場合があります⁹⁹、有効な知識を求めて真理の探究過程に参入する余地もある。真理の探究が超長期的にのみ完遂しうるものにも関わらず、社会的資源を真理の探究に投入することに妥当性があるといえる根拠としては、それがもたらす近似的知識の有効性を挙げることができるだろう。少なくとも、社会的な文脈において自己統御的な真理の探究の価値を自明視することには疑問の余地がある。そうである以上は、自己統御的な経験的探究が可能であることを要請することの妥当性の論拠はより明確にされるべきである。

S.ハークは、パースが予測の検証を伴うような科学が可能であるための基礎的な条件としてスコラ的实在論を要請したことを指摘しており、パースのプラグマティズムが存在論的主張を要請したうえで展開されていることを認めているという意味で、本研究における要請論的基礎づけの位置づけに近い (Cf. Haack[1992])。ただ、彼女はパースの要請論的論証の妥当性について主題的に検討しておらず、予測の検証が可能な世界であると考えることの妥当性の論拠を検討して、その論拠に照らすとパースが過剰な要請を含んでいたために神秘主義的な形而上学説の導入につながったこと等の問題点を修正して再構成するような本稿で試みられるような作業には着手していない。

さて、パースの要請論的な性格が先行研究においてどのように評価されてきたかに関するここまでの議論をまとめつつ、本稿のような形でパースの哲学理論を再構成するような試みがパース研究の文脈で十分に展開されてこなかった背景についても指摘しておきたい。

まず、一番大きな原因は、要請論的な性格が経験的証拠との整合性を重んじる実証主義的な性格と両立しないものと捉えられ、特にパースを論理実証主義・認識論的自然主義の先駆者として捉える文脈においては、両者の性格を兼ね備えた体系となっていることが注目を浴びなかったことが挙げられるだろう。

両者が統合可能だという理解にたっただとしても、パースの要請論的な議論が探究の基礎的な規範を与えるような性格を備えていることはしばしば見逃されてきた。ネオ・プラグマティズムのように、プラグマティズム研究の文脈でも認識枠組みの相対性を説く立場の影響力が大きいことも、要請論的な基礎づけとしての性格が脚光を浴びることを妨げる形

⁹⁸ 可謬主義故に理論の全要素に反証の余地を認めることになるが、個別的な問題状況の解決に適した正しい習慣を獲得可能 (すなわち、真理を部分的に獲得可能) と考えることができる。

⁹⁹ 真理への接近は、獲得された習慣がもたらす事態への自己非難の余地が減少することで感得することができる。

で作用したかもしれない。

パースの哲学理論が有していた要請論的な基礎づけとしての性格に焦点を当て、それを改善して応用するという課題に本格的に取り組んだ私の知る限り唯一の研究はアーペルのものだ。しかし、それは形而上学的主張とは切り離された認識過程の文脈におけるア・プリアオリに望ましさを主張できるような統御規則を導く議論として解釈するものであり、パースの要請論的な基礎づけの内実とは幾分距離のあるものだったと言わざるを得ない。

要請論的な基礎づけの構造を認めるギャバやフックウェイやハークの議論においても、要請の妥当性の検討が十分に展開されているとは言えず、その意味で本稿の試みは、パースの要請論的基礎づけを批判的に継承する試みとしての意義も有すると言えるだろう。

5-5. パースの思想の特異性について

最後に、前節までの議論の総括として、パースが、不十分な点を含みつつも、優先性の条件を満たすような哲学理論を構築することが可能であった理由や、(それと関連するが、)そのような性格を備えた哲学理論がそれ以降生み出されてこなかった理由について簡単に議論して、パースの思想の特異性について指摘しておきたい。

まずは、パースが優先性の条件を満たすような哲学理論を構築することが可能であった理由について。なお、4章1節で明らかにされたとおり、優先性の条件とは、①獲得した知識を用いて目的追求過程を効率化する余地を認める体系であること、②実在と対応した知識を説得に用いる余地がより大きいことを認める体系であること、③あらゆる経験的証拠を整合的に位置づけられる体系になっていることの3点であった。

まず、重要なのはパースの思想が以下のような立場にたって展開されていたことである。すなわち、人の具体的な好みの内容と独立に決まっている事実のあり方に即して社会的信念を形成することや多様な経験を統一的に説明し尽くすことができることを要請した上で、その要請が成立する為に成立している必要のある事実との整合性を、仮説を絞り込むうえでの統御規則として自覚的に採用する形で、経験的証拠との整合性を重んじる実証主義的な探究を展開することの望ましさを擁護する立場をパースは採っていた。これこそ、認識論的基礎づけとは異なり、妥当な形で展開する余地のある要請論的な基礎づけとして位置づけられるスタンスであり、優先性の条件を満たすような哲学理論を構築することを可能にした基本的な発想であった。

また、パースがカント哲学を批判的に継承する形で自身の哲学的探究を開始したことも大きく寄与していると言える。そうであったが故に、あらゆる判断が外的対象からの影響のみならず認識枠組みの影響をうける形で構成されていること、すなわち、不可謬な基礎的認識を持つことができないことを議論の出発点にすることができた。

そして、カントがありのまま認識することが不可能な物自体を措定したのに対して、有意義な習慣形成に関わる認識対象は因果的な効果を生むものであり、自己完結的な性質やそれしか持たない物自体のようなものが実在すると考える必要がないのだから、ありのま

ま認識できない対象などないのだと主張することで、パースはカント哲学を乗り越えようとした。このような課題設定は、認識過程はそれ自体因果的効力を持つ習慣の形成を帰結とする認識過程論のもと、組み替えられる習慣が適合する余地のある因果的効力を有するものに有意義な認識対象は限定されるとするプラグマティズムを生み出した。パースのプラグマティズムでは、習慣を媒介にして実在のあり方と対応した知識（適切な習慣形成のあり方を示すもの）を獲得する余地が確保される。こうしてその哲学理論は、優先性の条件を満たすには欠かせない、実在と対応した真理の獲得可能性を認めるものとなった。

また、要請は世界の成立形式および認識過程の形式に関する内容を伴うものであったため、この世界の形式的真理について扱う形而上学を排除せず、特殊科学の遂行においてその説との整合性を求める形で統御的な規範を与える形で探究を助けるものとして、形而上学に積極的な意義を認めた（Cf. 1章3節）。もちろん、要請論的に導かれる統御規則に即した経験的探究によって擁護できないような（それまで提唱されてきた殆ど全ての）形而上学説については、それを棄却する必要性が強調されるが（CP.5.423, 1905）、そうでないような形而上学説に重要性を認めることができたからこそ、優先性の条件を満たすような世界であることを求める形で哲学理論を構築することができたのだ。

最後に、認識過程を自己統御的に展開することができることを認めることで、新規の因果的効力を生むことができたり、望ましい事態を即座に生むことができたりするような特別な存在として人間精神を他の物質から切り離すような二元論にたつことなく、人間が進化の過程を経て誕生した生物に違いはないとする進化論的な世界観と整合的な形で、知識を用いて目的追求過程を効率的に展開可能であることを認めることができるようになった。

このようにして、パースは優先性の条件を満たすような哲学理論を展開するにいたったのである。

しかし、私の知る限り、そのような哲学理論がパース以後に展開されることはなかった。その理由について本格的に論じることはできないが、それを妨げる形で働いていた力について簡単に指摘しておくことは可能だ。

そもそも、パースはアカデミズムの世界で職を得ることは叶わず、自身の哲学説をまとめた著作を刊行する機会にも恵まれなかったため、その思想が学界において影響力を持つことはなかった。そして、アメリカでは、パースの死後、ナチスの迫害から逃れた論理実証主義者たちの思想が興隆して、プラグマティズムは忘れ去られていったが（Cf. 伊藤[2016]序章1節）、論理実証主義の問題設定はパースのそれと大きく異なるものであり、それが乗り越えられてからも問題設定のあり方におけるその影響の残滓が、パースのように優先性の条件を満たすような哲学理論を構築することを妨げたと思われる。

まず、認識論的な基礎づけを求めたことが挙げられる。認識論的な基礎づけの不可能性が哲学的な基礎づけの不可能性を意味するかのようにつえられることで、要請論的な基礎づけの可能性について検討する探究の展開が妨げられた面があるだろう。

続いて、形而上学を排除する態度が挙げられる。センスデータとして知識を入手できる

ような個別具体的事実（と言語上の推論を司る論理法則）を重視して、普遍者についての主張を（少なくとも不要な）形而上学説として削ぎ落そうとする唯名論的態度は、分析哲学の中で形而上学が復活の兆しを見せている中でもなお支配的である¹⁰⁰。

さらに、分析を万人がアクセスできる言語の次元に限定したことについても、言語という一種の記号と世界のあり方との対応付けの困難性を帰結することになった。言語の枠内にとどまっている限りは、言語とメタ言語の対応関係を記号と世界のあり方との対応関係のモデルとして考えることはできても、実際に対応付ける方法を与えることはできない。直観能力を否定したうえで対応説的な真理観を擁護するには、対応させられる記号がいかに普遍的な効果を生む性格を持てば対応する対象の同様の性格と適合するかを教えるものであることを認める必要がある。

このように、論理実証主義の影響のもとで発達した分析哲学においては、優先性の条件を満たすような哲学理論を構築することを妨げるような問題設定がなされてきたと言うことができるように思う。

また、人間精神を特別視することを基礎とする立場や、発見することのできる真理がなく、真理とは認識枠組みに即して構成されるものでしかありえないとするような相対主義的な立場にたつ潮流においても、実在と対応した真理の探究が可能で、そうした探究は実証主義的になされなければならないとするような哲学理論が構築されることはないことは明らかであろう。神がかった能力を持たない人間が（発見することのできる）実在と対応した真理を獲得する余地があることを明確にするような哲学説を構築することを志向する立場は、現在の哲学界で少なくとも強い影響力を持って再生産されていないようである。

このように、パースの思想は、哲学史において特異な性格を備えたものとなっている。

¹⁰⁰ 形而上学の復興については加地[2004]を参照のこと。パースの普遍実在論と照らすと唯名論的な傾向が根強いことについては、Haack[1992]の分析が今なお妥当しているように思う。

6. パースの哲学説の再構成を通じた基礎理論の構築

本章では、パースが優先性の条件を満たす哲学理論を構築していたものの、過剰な要請に基づいて神秘主義的な形而上学説を内包した点で不十分な点を抱えていたとする 5 章および 4 章 2 節の整理を踏まえて、その哲学理論を 4 章 1 節で擁護された妥当な要請論的論証から優先的に擁護されるものとして位置づけられる基礎理論として再構成する作業を展開する。

ここで再構成される基礎的哲学理論は、個別具体的な事態の把握に踏み込まず、個別的な事態が未来に渡ってどんな形式的制約に従って生み出されていくかの解明を目指す探究における（一般的に適用可能な抽象的事実、つまり形式についての）仮説である。生成される個別的・具体的な事態が満たさねばならない形式についての抽象的な事実を把握することには、個別的・具体的な事実を網羅的に把握することには還元されない意義が認められる¹⁰¹。それまでに成立した個別的・具体的な事実を把握するだけでは、未来を知ることができないが、目的追求は未来の事態の実現を目指すものであるから、未来に何が起こりうるのかを知る必要があり、それを知るためには、これから生起しうる事態がどのような制約を課されていくのかを知ることが重要だからだ。成立済みの事実が、これから生起する可能性のある事態に制約を課するような形で世界が成立していると考えた上で、その抽象的制約を個別具体的な事態の解明に先立って把握することが可能でかつ望ましいと考えるような発想に依拠しているのは前章で説明したとおりだ。

その仮説で扱われる形式は大きく二つの種類に分かれる。一つは、存在論的な形式であり、実在するものがどんな抽象的カテゴリーに区分でき、各カテゴリーに属するものがいかに関係づけられる形で世界が成立・進展するかについて明らかにするものだ。他方は、認識過程の形式であり、人の認識がどのような形式で成立・進展するかについて扱う。それぞれ、生成過程に関わる具体的なメカニズムには踏み込まず、それが満たす形式の解明に留まるのが特徴であり、一般的な形式のみを扱うため、哲学的論証と（特別な実験を必要としない）一般的な経験から仮説を絞りこむというアプローチがある程度有効となる。もちろん、より特殊な実験状況での経験的証拠との整合性を精査することは欠かせないが。

以下では、1 節で、再構成の指針について確認し、続く 2 節で、世界の成立形式（存在論的形式）の仮説について説明し、最後に 3 節で認識過程の形式の仮説についての説明する。

6-1. 再構成の指針

再構成の指針はシンプルである。ここまでの説明においても度々示唆してきたとおり、法則や物理定数のあり方すらも説明可能であることを求めて、法則自体も進化しており、究極的に運命的な理想状態が実現されるに到るとするような宇宙論を導出する部分について

¹⁰¹ これは、個別的なものを制約する普遍的何かの実在するといった主張を過剰なコミットメントとして剃刀で削ぐような、哲学で主流的な唯名論的立場とは対照的な立場である。善への仮説として擁護しうる主張でも、真への仮説としては過剰とみなされうることに注意が必要である。

て、これを他の哲学説から切り離して排除するというものだ。

というのも、まず、探究を持続させることに絶対的な価値づけを不当に与えない限りは、知性的説得可能性を増加させないような形であらゆることを説明し尽せることの要請をいかなる根拠で擁護できるかが不明である。また、4章2節でも論じたように、その宇宙論は、優先性の条件に照らしたとき、知性的説得可能性の余地がより小さいと考えるものとなっており、経験的証拠に即してそうした想定が必要だと認められない限りは、優先度の低い仮説として位置付けることができる。そして、現在の物理学の知見に照らしても、最初に個別的な事態が生じたときとされるビッグ・バン以来、物理法則自体が進化したと考えなければ説明できないような現象が認められたという話を聞いたことはない。

したがって、妥当と認められる要請があらゆることを説明し尽せることではなく、知性的説得可能性がより大きいことであるとしたうえで、法則は普遍的に変わらない形で個別的な事態の生み出され方を司るとする説に置き換える形で、パースの哲学説を再構成する必要がある。

パース自身も、進化論的宇宙論が最終的に論破される可能性があることは認識しており、そのことはプラグマティストが個別的な事実の生成を媒介するものこそが実在の本質的要素であるとするとは独立の問題と考えていたようだ (Cf. CP.5.436,1905)。

前章で説明してきたように、パースの多くの哲学説は、優先性の条件、すなわち、①獲得した知識を用いて目的追求過程を効率化する余地を認める体系であること、②実在と対応した知識を説得に用いる余地がより大きいことを認める体系であること、③あらゆる経験的証拠を整合的に位置づけられる体系になっていることの3点と相反するものではない。

事実、パース的プラグマティズムを支える直観能力の否定、物自体の排除、普遍実在論、自己統御的な習慣形成過程を経て実在と対応した真理を獲得する余地があるとする主張、そして要請論的基礎づけと両立される実証主義的態度は、過剰な要請とそこから導出される宇宙論と切り離しても維持することが可能である。

次節から、経験との整合性も含む優先性の条件と整合することを確認しながら、そうしたパースの哲学説を過剰な説を排除しつつ記述し直す作業に移ることにしよう。

6-2. 世界の成立形式について

本節で展開される存在論的な形式の説明に際しては、目的追求過程への応用を踏まえたときにどんな種類の情報が必要になるかを明確化する作業も同時にこなす。

その作業をこなす上で有効なのが、次のようなカテゴリー区分である。それは、(他の何かとの関係に依存せず) それ自体で完結する形で成立する性格、関係づけられることで成立する性格、関係をより確定化するような何かとして成立する性格、の3つを区別するものだ。言い換えると、結び付けられる可能性があるものとしての性格、結び付けられたものとしての性格、結びつけるものとしての性格を区別している。これらは、それぞれ性格として異なるが、同じものが持つ性格として両立しうる。例えば、この論文は、(他の何か

とは無関係に) その総体で一つのものとしての性格を持っていると言うこともできるし、文字等の記号が秩序だった配置で関係づけられたものとしての性格も有しているし、情報の伝達を介して人の行動に影響を及ぼすような(つまり、未来との関係をより確定化するような)性格も持っている。以下ではパースの用語を借りて、それぞれのカテゴリーを 1 性、2 性、3 性と呼ぶことにする。

優先性の条件には、獲得した知識を用いて目的追求過程を効率化する余地のある世界であることを認めることがあるが、目的追求の過程が何らかの意義を持つためには、目的を追求することによって目的の実現される可能性が(追求されなかった場合に比べて)高まる余地がなければならない。つまり、もしも未来に生起する事態が確定しているのだとしたら目的追求は意義を持たないので、未来に生起する事態が確定していないような世界である必要がある。また、未来に生起する事態のあり方は、既に成立している(が故に把握して応用する余地のある)事実によって、(完全に確定されていれば未来の事態も確定していることになるので)部分的に規定されている必要がある。未来の事態が、成立している事実といかに関係づけられているかについての事実を把握することを通じて、人はその時点で確定的な形で成立している事実から生成されうる事態を知り、状況に適応した習慣を形成することで目的の実現を追求する過程を改良する。つまり、既にこの世界で成立している事実は、未来における事実がいかに確定化するかを規定しているが、完全に決定づけている訳ではないというのが、ここで擁護される哲学理論の基本的スタンスとなる。

そして、世界を生成途上とみるその体系の中で、上述の 3 性とは、新たにどんな事実が成立する余地があるかを(多かれ少なかれ)規定するものと位置づけられる。また、私たちが生きるこの世界と結びつけられたものとしての性格、すわなち、この世界において、特定の(時空間上の)位置で成立している事態の現実性(・現実可能性)や、特定の位置に依存せずに 3 性が成立することで持たれる性格は¹⁰²、2 性としての性格をもつ。加えて、その理論仮説では、あらゆる可能性のそれぞれが実現した世界が並立して実在するとは考えず、(目的追求の過程において実現の是非が問われる場でもある、)未来の事態が実現する一つの世界があり、そこで実現される個別的・具体的な事態は、生成可能性のあった事態から一つの事態が生起する確定化の契機を経て、成立するという立場が採られる。もし全ての可能性が並行世界でそれぞれ実現化していくのならば目的追求の過程の意義は失われるし、相互作用する余地のない並行世界があると考えることに意味もないので、そのような立場は優先的に擁護される¹⁰³。

¹⁰² 基本的に本稿では、存在する(exist)という言葉は個別的な(確定した)現実性を持つもののみあてがいが、実在するという言葉をこの世界で成立しているもの一般に広く用いている。

¹⁰³ 量子論的な現象が確認されて以来、法則によって未来が確定されず、それが確定化するという物理法則では記述できない契機があることは認められてきた。いわゆる波動関数の収縮として知られるそのような契機については多世界解釈を含め多様な解釈を許すが、ここで採られるのは、不確定性を認める法則の記述が単に現象をうまく統合する道具として許容されるのではなく、実在的可能性のあり方を反映するうえで必要であり、かつ、世界は分岐しないとする立場である。

特定の位置において確定した形で存在する（なお、個別的という言葉はこのことを意味して用いている）もの（以下では個物と呼ぶ）は、他の個物と何らかの位置関係で結ばれる。そうした位置関係で結ばれることによってその個物が持つことになる性格や、他の特定の個物の影響を受けて生成されたという関係で結ばれることで持つ性格、それが存在している位置と確定的に結ばれることで持つ性格もまた、それぞれ 2 性に含まれる。各個物の存在が新たに確定すると、それに伴って未来の事態の生成のあり方は新たに一定程度規定され直される。関係を規定するそのような性格を個物に帰属させる形で表現するならば、その個物は 3 性に属するような（因果的に新たな事態を生成するような）生成的性質・因果的効力を持つといった言い方ができるだろう。そうした個物が持つ生成的性質・力は、特定の位置関係にある各位置へ一定の作用を及ぼす。なお、そうした力も他の力との量的関係から 2 性を持つ。また、複数の力の影響がいかに結合されて影響が及ぶかを規定しているのは、3 性に属する何らかの法則である¹⁰⁴。

こうした 3 性や 2 性に対して、対象がそのもの自体として完結して持つと言うことができるような性格（1 性）については、目的追求主体にとって有用な知識とはならない。1 性とは、関係によって結び付けられる余地のある 1 つの何かであるという、期待形成に有効な情報を引き出す余地のない性格であり、内容を把握しても未来の生成可能性については何も知ることができないからだ。これは、未来の生成可能性について得られる情報が変わらない限りは、どんなものにどんな質の 1 性があると言ったところで目的追求過程に応用される知識として差は生じないということでもある。よって、実在と対応した知識を表現する記号体系において、どんなものに関係の項辞となる 1 性を認めるか、どのような質をその 1 性に付与して表現するかについては、自由度がある。それは例えば、日本語で表現しようが英語で表現しようが（より極端に言えば、日本語で「あ」が「a」と表記されていても他の関係が維持される限り）、事実の表現として本質的な差を生まないのと同じことであり、上述の例に即して言えば、論文総体も 1 性を持つものとして扱うことを許容する語法であれ、各文字だけを一つのものとして扱うことを許容して論文総体が単一のものとして何か性質を持ったり関係を持ったりすると述べることを許さない語法であれ、論文の伝える情報が同じであればどちらを選んでも良い（情報の内容の是非とは別の観点から語法を選べばよい）ということだ。

つまり、人は対象が、他のものとの関係に依存しない形で、そのもの自体として持つ性格を捉える必要はなく、対象の 2 性的性格や 3 性的性格の把握にのみ努めればよい。対象がこの世界のものとどんな関係を有しているかということ、どんな影響を未来に及ぼすかということ、これが獲得すべき知識の全てであり、この世界の未来に影響を及ぼさない何かや、この世界に実在する対象の持つこの世界の未来に及ぼす影響関係のあり方から間接的に知る余地がない自己完結的な性質は、目的追求に照らす限り無視してよいのだ。同一性についても、同質の 1 性を持つことだけを根拠にした同一性については、知る余地もな

¹⁰⁴ こうした法則については周知の通り物理学が数多の知見を蓄積して定式化している。

ければ知る必要もない。生成への影響関係を介することなく何かを直接的に知るような魔術的な能力は人に備わっていないし、それを知ったところで未来の生成可能性についての情報は増えないからだ。特定の関係（例えば、生成-被生成関係）を有しているが故に認められる同一性や、3性として同様の影響を生むが故の同一性を探究の焦点内に含めれば十分である¹⁰⁵。

知識の獲得が目指されるべき対象の性格を明確にするこのような議論と関連して、ここで注意を促しておきたいのは、個物が持つ生成的性質の記述の仕方についても選択の余地があることだ。

その個物が単独でもたらす作用のみをそれが持つ力として記述する方法が一つ考えられる。他方、特定の個物（や複数の個物が特定の位置関係のもとで結びついたもの）が特定の環境（を構成する個物（群）の影響の及び方の種類）ごとに（環境を構成する個物がもたらす力と結合された結果）いかなる事態を生成しうるかをもって、それが持つ生成的性質として記述するような方法も考えられる。対象が未来に及ぼす影響について与える情報が同じであれば、両者の間には対象の表象体系として本質的な差はないからだ。例えば、ある物体について、儀式の場でそれを人が身に着けているとき、儀式に参加している人にその人の地位を知らせる効果を生むとき、地位の表象としての性格をその物体が持つと記述することは、後者の体系では許されて前者の体系では許されないかもしれない。それでも、未来の生成可能性について伝える情報に違いがない限り、両記号体系間の選択は、対象について真理を表象するという観点からは2次的な問題に過ぎず、便利な方法を目的と割ける資源のあり方に応じて選べば良い¹⁰⁶。

認知機構の構造上、人は対象の性質を即座に知ることはできず、特定の状況でいかに振舞うかという観点（より踏み込んでいえば、関心のある状況下でどんな（有効な）機能を果たすと期待できるかという観点）から、対象を分類し、性格を帰属させることしかできない。そうした形で、実在のあり方を反映した記号体系を構築することも可能であるし、目的追求への応用の観点から言えば、目的追求と関わる機能を（特定の状況や関心のある多くの状況で）果たすかという観点から対象を記述する方が便利な場合も多い。例えば、個々の材質や形状の差異を無視して、歯にまとわりついた食べカスを毛で取り除くという目的に対して有効に機能するようなものをまとめて歯ブラシと呼ぶことを許す体系の方が、同じ事実を記述する体系としても、日常会話では便利だ。（材質や形状にこだわらず歯を磨くための道具が必要で、それを人に伝えたいとき、歯ブラシという概念を用いることができなければ不便だろう。）また、細かな状態変化を繰り返しつつも基本的な性格が大方維持されるようなもの（生命体や様々な社会的組織など）について近似的で有効な情報を得た

¹⁰⁵ これが、パースの物自体を排除する主張であった。

¹⁰⁶ 当然、記号を規則的に用いる人々の振る舞い方（事物やその性格をどう分類し、どう呼称するか等）には差が生じる。未来の生成可能性についての情報に違いがないとは、目的追求の過程で、対象に関して、いかに適応（活用）すれば良いか（つまり、獲得されるべき生成的性質・習慣）についての結論に、違いがないということだ。

い場合にも、それを（関心のある状況下で）特定の機能を安定的に果たすような形で力を働かせるような性格を持つ一つの組織として記述する体系の方が便利である。

このように、生成的性質についての真理を記述する方法に選択の余地があり、必ずしも個物が持つ生成的性質をそれが（環境に依存しない形で）単独で生む力に限定する形で記述する必要がないことは、（例えば、ある事物を地位の象徴と判断する習慣を持つ人々がいるとして、その事物はある種の習慣を持つ人々に地位の象徴と判断させるような性質を持っていると主張するのは、社会的に構成された事柄を自然的な事実と混同した物言いだと、誤って判断するような形で）誤解される恐れがあるので、明確にしておくべきである。

もっとも、特定の状況でいかに振る舞うか・機能するかという観点から対象の性格を記述する場合には、注意しなければならないことがある。それは、対象の置かれた環境のあり方を精確に同定するのが実際には困難だということだ。仮に対象が仮想的な状況でいかなる事態をどれ程の可能性で生むことになるかを網羅的に知ることができたとしても、探究として十分ではない。その種の知識を応用する為には、対象が実際にどんな状況に置かれているかを知る必要があるからだ。つまり、対象の置かれた環境について知ることの困難さは、知識の応用の困難さを帰結しかねない無視できない問題である。

もしも、未来の生成可能性が、個物が単独で及ぼす力と複数の力がいかに結合されるかを規定する法則に従って決まっているのではなく、成立済みの事実の総体との関係で決まっている（事実の総体を把握すること抜きには知ることのできないような形で規定されている）のだとしたら、認識能力に限界がある人間が未来の生成可能性について情報を得る余地は無く、未来に生起する事態についての近似的な予測もできない。当然そのような世界であれば目的追求を効率化する余地はないので、そうした可能性については優先的に考慮する必要はない。だからこそ、ここで暫定的に擁護される哲学理論では、個物が単独で周囲の位置に対して力を及ぼし、複数の力がいかに結合されるかを司る結合法則が未来の生成を規定しているとする立場を採る。さらに、その理論は、個物が及ぼす影響は一定のごく短い距離内では働かないか、距離が離れば離れるほど小さくなるかであり、影響の及ぶタイミングも遅くなるという立場も含むが¹⁰⁷、そうした事実が成立していれば、対象の生成的性質を状況ごとにどんな事態を生成しうるかという点から把握する形式の知識を応用することの困難さは解消され得る。というのも、その事実は、特定の未来の位置に対して（対象が及ぼす影響と結合される余地のある）影響を及ぼす可能性がある領域や個物が限定されることを意味しているからだ。つまり、特定の位置における事態の生成可能性について考える限り、全世界で成立済みの事態を全て考慮する必要はなく、限られた領域での個物のあり方だけを、対象の置かれた環境を構成しているものとして取り上げれば十

¹⁰⁷ 人間の知識が局所的なものである限り、部分的な情報から未来についての情報を引き出すことが可能でなければ、有効な知識を経験から得ることはできない。その為、特定の領域における個物群のあり方と法則についての知識から未来の局所的な生成可能性を知ることができるような世界であるという暫定的仮説の優先性が擁護される。なお、現在の物理学理論で認められている4つの力は、いずれもここで記した条件を満たすものである。

分だということになるし、近似的な知識で十分な場合には及ぼす影響が小さいものが想定
の環境から捨象されていても問題ないと言えることになる。

よって、それが現実とは精確に対応していないという意味で仮想的な状況であっても、
対象が環境においていかに振る舞うかという観点からその生成的性質を把握することには
意義があることが認められる。

また、変動がありつつも安定して部分的な生成的性質を維持するような組織について、
関心のある状況下でそれがどんな機能を果たすかを把握するやり方に関しては、その生成
的性質が維持される条件を別途把握することが必要になることは言うまでもないだろう。
関心のある状況が組織の存続要件を満たさなければ、組織の生成的性質からそうした状況
下での機能を導出することはできないからだ。組織が関心のある環境で果たす機能を捉え
るといのは、それが置かれる環境が組織の存続条件を満たし続けるようなものであると
き、当初の環境で組織がどのような形で作用し、そして結果的に新たに生み出された事態
を反映した環境の中で、さらにどのような形でその（生成的性質の総体に変化している場
合もある）組織が作用して新たな事態を生み、それがさらにどんな事態を帰結して…、と
いった連続的な過程を経て、結果的にどのような事態が生成されていく可能性が高いのか
を把握することに等しい。このように、組織が持つ生成的性質を、特定の事態を高い確率
でもたらすような（形で力を働かせる）機能を持つといった形で捉える場合には、その知
識の応用に関わる状況で組織の存続要件が満たされるのかという点や、どんな条件を満た
す状況ならばその事態を生む傾向を持つような形で働く力がその実現にこぎつけることが
できるかといった点を把握する必要がある。そうした点が解明されれば、（関心のある状況
下で特定の事態をもたらすような）機能という観点から組織の生成的性質を捉えることの
応用上の意義が確かなものとなるのだ。

さて、ここまでで哲学理論が含み持つ基本的な存在論的な立場や、どんな種類（対象の
把握されるべき性格の種類・把握の仕方の種類）の知識の獲得が目指されるべきかが明確
になった。最後に、その理論が普遍実在論の性格を持つことを確認しておきたい。

普遍実在論とは、唯名論と対立する立場であり、特定の時間・場所で成立している個別
的事態（存在している個物）のみならず、全ての時間・場所で普遍的に成立している法則、
或いは様々な時間・場所で（個別的事態において関係づけられる形で）成立する余地のあ
るもの（性質・関係など）、が実在することを認める立場である。

説明してきた通り、ここで擁護される哲学理論では、関係のみならず、3性を持つ普遍者
の実在も認める。いつどこで（個物の中で関係づけられて）成立していようが同様な効果
を生む力や、様々な関係のあり方を規定する各種の法則などの実在を認めるのだ。もし過
去から未来に渡って同じように働く法則や力が実在しなければ、未来の可能性を規定して
いるものについて過去の経験から学び取る余地はない為、魔術的な能力によって未来の生
起の仕方を直接に知ることができない限り、目的追求の効率性を高める余地はない。故に、
魔術的に獲得される知識を前提にできない以上は、目的追求の効率性を高める知識の獲得

を可能にするための条件（先述の条件①）として、3性を持つ普遍者の実在を認める他ないとされる。さらに、先述の条件②より、実在と対応した知識を獲得する余地がより大きいとする仮説が優先的考慮に値するとされるので、上述のとおり、普遍的にどこで成立しようが同様に作用する力は、各個物ごとにその位置から、一定のごく短い距離でしか効果がないか、距離の増加に応じて効果が弱まり影響するまでに時間がかかるような形で局所的に働き、そうした作用が同じ位置に対して同時に働くときにいかに結合されるかについての法則も普遍的に成立しているとする仮説が、暫定的な理論仮説に含められている。また、（特定のタイミングにおいて確定している個別的事態と法則により規定されている）未来の各位置での生成可能性は、偶然的な契機を経て、特定の確定した事態の生起に到るとされるわけだが、新たな個別的事態が成立するとその度に未来の各位置での生成可能性は変化を被ることになる。このことに関連して、どんな順序で事態が生起して、未来の生成可能性が変化を被るかという点についても、それを規定する法則が（知る余地のある形で）成立していると主張される¹⁰⁸。

およそこうした立場が普遍実在論的な存在論的仮説として擁護される。

6-3. 認識過程の形式について

続いて、認識過程に関わる抽象的事実についての立場を説明する。

その体系において採られる基本的な立場は、事実を直接的に知る手段（直観能力）を持たないとする点と、人間の認識過程は常に完成されていないものとしての性格（未完性）を持つことを強調する点だ。

<直観能力の不在について>

前者から説明しよう。先述のとおり、対象の持つ性質は、それが認識主体に及ぼす影響から間接的に知ることができるものでないと知ることができないという立場が採られている。対象の性質をその影響関係からの推論とは無関係に即座に知ることができるならば、認識を改善するのに必要なのは直接的に知ったことをそうでないものから区別することだけだろうが、どうやら人間はそのような直観能力も不可謬の知識を他から判別する能力も持っていないようだ。あくまでも人間は対象の生成的性質の影響の仕方から（認識主体との位置関係や環境や主体の状態によってそれがそのときにどう現象するかは変化するわけだが）推論する過程を経て間接的に知ることしかできない。対象について知ることとは、瞬間的に完結する事態ではなく、その対象についての安定的な習慣を獲得していく過程であると考える立場が認識過程についての基本的な前提となっている¹⁰⁹。

¹⁰⁸ 量子的現象を鑑みるに、この世界では時間軸に沿って連続的に全ての事態が確定化していくといった形式で事態が生起する訳ではないようだが、先に確定した事態が後から確定する事態に影響を受けることはないといった形式のように、一定の法則は成立しているとみて良さそうだ。

¹⁰⁹ 本章以降、習慣という言葉は、パースの使い方よりも狭く、置かれている状況のあり方に応じて、自覚せずとも何らかの効果・振る舞いが発動されるような形で安定的に保持されるが、場合によっては変更される余地のあるような生成的性質を指して使う。なお、発動される効果は、

外的事物の力や（感覚器官等の）身体の状態の影響を通じて形成された知覚・現象は、各瞬間で完結して成立している質を伴っていると言えることから、瞬間的に何かを知ることとはできないとする説に疑義が挟まれるかもしれない。しかし、知覚の成立は、対象についての判断を与える知識を獲得することとは異なる。その理論では、対象についての判断が成立する為には、（主体に対象の種類を同定させる）特定の知覚（の流列）が生じる状況で、決まった効果や振る舞いが発動・発現されていくような習慣が確立されなければならないことが明確にされている¹¹⁰。

日常的な経験に照らしても、対象の持つ性格についてそのような意味で直接的に知る能力を持っているとは考えづらいだろう。目下の状況で感覚器官をいかに刺激する力を持つかを窺い知ることはできても、他の状況で対象が知覚に及ぼす影響や知覚できない影響、認識主体との関係性さえ、即座に把握することはできそうにないからだ。対象が置かれている環境をコントロールしたり、様々な条件での振る舞いを観察したりすることを通じて、初めて対象の知識は獲得できるという主張が、一般的な経験とも合致すると言えよう。

知識とは安定的な習慣であるという立場は、知識を認識主体の1性ではなく、3性として捉えるものだ。この世界の生成過程とは独立に、それ自体で完結するような形で蓄積されるもの（1性のみ持つもの）として知識を捉える場合、直接的な知識を持っていないことは致命的である。というのは、その知識がこの世界の運行と独立に影響しないものであるとする以上、実在の世界のあり方と対応したものであるかを確かめる余地がなくなるからだ。知識は、世界の事物と相互作用して何らかの結果を生むような3性を持つものであるからこそ、直接的な知識を持ってなくとも、実在の世界のあり方との対応度合を高めていくことができる。普遍的な形で働く力や法則に従って生成された経験をもとに、対象についての習慣が、状況ごとに望むとおりの結果を生むような状態になるように習慣を修正していくことで、理想的には実在と対応した知識を獲得する余地を認めるような体系になっていることは前章で強調したとおりだ。これは、基礎づけ理論が満たすべき条件の①や②が成立するうえで不可欠な特性であり、探究の意義（探究対象のあり方が意味すること）を目的追求における習慣形成への示唆（目的・欲望のあり方に応じて特定の状況でどう振る舞うべきかについての規範的情報）のうちに見る、パース的なプラグマティズムの本質的特徴であった。

直接知覚できるような効果を伴う振る舞いを発現させるとは限らない。例えば、行動の発現を抑制する（身体内の）振る舞い等も含む。また、本稿では習慣の性格について、あらゆる関心のある状況のもとでそれぞれどう振る舞うかの総体をもって同一性が決まるようなやり方ではなく、特定の状況毎においてどう振る舞うか・機能するかで同一性を問うような仕方でも記述する。つまり、人は単一の習慣ではなく、複数の習慣を持つと記述される。

¹¹⁰ 人が外的な対象についての認識を形成することができるのは、何かについて表象することを可能にする特殊な力（志向性等）を精神が持つからだとはされない。対象が及ぼす種類の影響に対応する反応を新たに形成することができるからとされる。しばしば人は対象の同定に失敗するが、状況ごとの影響を分析・区別することができる限り、対象を同定する習慣も改善しうる。

<認識過程の未完成について>

後者の基本的な立場は、このように認識過程を習慣形成の過程としてとらえる立場を踏まえている。認識過程の未完性を強調する立場とはすなわち、目的追求が可能であるということ为前提にしたうえで、目指されるべき事態が定まっていない以上は習慣形成の過程に決まった終着点がないことや、特定の目的を追求する過程についても、認識を改良していくために割くことのできる資源や時間の有限性から、その過程の完全な遂行が困難であることを明確に認識した立場であることを意味している。

そのように常に途上なものとして成立している認識過程は、無自覚に進展することもあれば、自覚的に展開されることもある。自覚的な展開においても、無自覚な習慣形成の進展を支える機構に支えられるので、以下では、まず無自覚な習慣形成がいかなる機能を持った機構に支えられる形で進展すると考える立場なのかについて説明した後、自覚的な習慣形成を支える機能の説明に移る。さらに、それを踏まえて認識過程の進展形式および未完性について説明を加えることにする。

無自覚な習慣形成の過程を支える機能は、3種類に区分することができる。新しい生成的性質の成立、獲得済みの習慣の展開、習慣や生成的性質の安定化・不安定化の3つだ¹¹¹。

安定的な習慣はそれが展開した結果、不快感を生むような事態が生じることで（ネガティブな情動が引き起こされて）不安定化したり、欲求が満たされるような事態が生じることで（ポジティブな情動が引き起こされて）より安定化したりするとされる。そうした形式の報酬系が認知機構において実装されていることは経験的に明らかになっている¹¹²。そして、新しい生成的性質が成立する余地があるからこそ、不安定化した習慣は、別の生成的性質や習慣によって置き換えられうる。新規の生成的性質は、当初は安定して発動される習慣として確立されてはいないが、それが採られた結果是認される事態が生じる（逆の事態が生じない）ことで安定化する余地がある。安定的に発動される生成的性質となれば習慣として定着したことになる。

このように、無自覚なうちに習慣形成が進展する余地はあるのだが、この過程はしばしば安定的な習慣の形成につながらないことがある。というのも、生成的性質の安定性を変動させる機構は、あらゆる環境で望ましい結果を帰結するように習慣や生成的性質を即座に取捨選択できるような高度な機能を生得的に持つ訳ではないからだ。実際には、欲求が満たされるような事態を生んだ原因をその結果とは無関係の生成的性質に帰属してそれを強化してしまったり、特定の状況でのみ望ましい結果を帰結するような習慣を広く適用可能なものとして獲得してしまったり、複数の欲求を同時に満たせないような状況を迎えて葛藤したりする。

幸か不幸か、そのようにしばしば安定的な習慣の獲得に失敗してしまう生成的性質の取

¹¹¹ それぞれが1性・2性・3性に対応している。すなわち、(未来時点での)習慣として結び付けられる余地のある生成的性質の成立、習慣として結び付けられた習慣の展開、(未来時点での)習慣として結び付ける機能を持つものとしての習慣・生成的性質の安定化・不安定化機構だ。

¹¹² 例えば、荳阪[2014]や、Damasio[2005]等を参照のこと。

捨選択を、より秩序だった形でなすようなメカニズムが人には備わっている。そうした形でなされるのが、自己統御的な習慣形成である。続いて、その説明に移る。

自覚的な習慣形成を支えるのは、特定の観念に注意を払うことで、それを意識上に鮮明な形で留め、その観念を用いた新規の判断を形成することを促すことのできる能力だ。

そのような注意を自覚的に働かせることによって、無自覚な習慣形成の過程を支える 3 種の機能は、意識的な秩序化が施された形でその影響が（安定的で強い効果を伴って）発現する余地が生じる。

まず、習慣・生成的性質の安定化・不安定化をもたらす機能に関しては、習慣や生成的性質に対して自覚的に是認・否認の判断を形成しようとするすることで、それらの習慣や生成的性質への情動を呼び起こし、それらを意図に沿う形で安定化・不安定化する余地があるとされる¹¹³。そして、そうしたメカニズムを利用すれば以下のようなことも可能になる。すなわち、どんな条件を満たす習慣ならば安定化されるべきで、どんな条件を満たすならば不安定化されるべきかについての明確で秩序だった規範を形成した上で、その規範に沿った形で是非の判断が生じるよう注意することで、規則正しく習慣を取捨選択することだ。

もともと、当然ながら、このメカニズムを利用すれば意図通りにどんな習慣でも獲得できる訳ではない。仮に注意が持続している間中ある生成的性質を是認してポジティブな情動を生めたとしても、意図しない形でその生成的性質の発動にネガティブな情動が随伴し、その影響が大きければ、その生成的性質が安定して発動されるようにはならない。また、注意の持続にも限界がある。日々の習慣化の努力を通じてようやく習慣化できるものもあれば、多少努力すれば習慣化できるものも、努力を経ても個々の身体の特性上習慣化が困難なものもある。

また、その習慣の機能（発現する振る舞い）を明確にイメージした上で是認したとしても、それを獲得する方法が分からなければ習慣を獲得することはできない。それは例えば、りんごを片手で握りつぶすイメージを持っても、実際に握りつぶせるようになる訳ではないということであり、常識的な主張であろう。いかなる状況でどのように力を発動させればよいか（筋肉を運動させればよいか）についての概念（結合のされ方が習慣化されたやり方で観念を結合して構成されている観念）抜きには、（意識上でなされる）思考のみで習慣を形成することはできないのだ¹¹⁴。

こうしたことは、（3 つの機能のうちの一つである）新しい生成的性質の成立については自覚的な秩序化に限界があり、思うが儘に新しい生成的性質を成立させる能力を持たないという立場が採られることからの帰結でもある。（「物理的」事物から規定されない）力を（「精神的」意志によって）新規に生み出すことを通じて望む事態を生成するような魔術的

¹¹³ 情動を脳内で惹起することが可能なことについては、Damasio[2005]7章を参照のこと。例えばうつ状態のように、情動が自覚的な是非の判断に伴って上手く生成されない状態にある場合には、自覚的な習慣形成は困難になる。

¹¹⁴ 逆に言うと、焦点化された状況でどう振る舞えばよいかの観念を明確に持つことができれば、実際に行動を反復せずとも、習慣を獲得することは可能である。

な力を人が持つことはないと言われ、意志によって可能なのは、(事物(自身の身体も含む)のあり方や法則に規定される形で)生じた事物の振る舞いに事後的に反応して働きかけることを通じて、(強い効果を伴って)発現する行為のあり方を統御することで、自覚的に秩序立てて目的追求過程を遂行することのみだとされる。ちなみに、そうした魔術的な力の否定は、その立場が、目的追求が有意義であることの根拠に、意志によって確定済みの事実から制約されない形で(「自由」に¹¹⁵)力を生みだせることを含めていないことを意味する。目的追求の有意義性は、統御された目的追求過程を通じて、そうした目的追及がなされなかった場合に比べて目的の実現可能性を実際に高めることができる点にこそ見出されている。

もっとも、内容を確定させられないものの、生みだされる新しい生成的性質のあり方に、自覚的に影響を与えることは不可能ではない。例えば、特定の対象(として同定される知覚群)に対して持続的に注意を向けることで、その対象についての新しい生成的性質の形成を促すことができる。他にも、観念を用いて、自覚的に命題を形成することで、その命題の意味内容についての何らかの態度(正しいと確信する・暫定的に正しいと信じる(誤りと分かれば変更する積もりでいる)・誤りではないかと疑う・思わず是認(欲求)する・強く否認(忌避)する、等々)の形成を促進することも可能だ¹¹⁶。

観念が結合されて形成された命題の判断としての側面(こうして命題を形成すること自体一つの振る舞いだが、その記号(3性)としての側面、すなわち、その意味内容として(命題の主語によって表示される)対象について採るべき振る舞いについての示唆を与える側面)については、その意味内容を実際に受け入れて是非を確かめるプロセスを省いて、

¹¹⁵ なお、自覚的になされる選択は、主体の外からの力に影響を受けずに生みだされていないので「自由」な選択だったとは言えない。だが、自覚的な選択は、それがなされる以前から成立済みの事実によってそのあり方が(規定されてはいても)確定されていたわけではないし、必要に応じてその選択を修正していく余地があり、未来に渡ってそのあり方が確定している訳でもない。魔術的に新たな力を生みだすことができない以上、意志は、選択した瞬間に価値づけた事態を実現することはできないので、未来に渡って続く過程の中で効果を発揮する必要がある。つまり、意志は未来に渡って保持されるような生成的性質の成立である。もちろん、殆ど気づかないくらい一瞬のうちに、意志によって選択されたことが実現される場合も多い。例えば、手を挙げようと決めた直後にそれを実行できる場合のように。だが、比較的長期に渡って保持されるような(未来に成立する何かに対する)価値づけの生成的性質・習慣について選択する場合は、その選択のあり方が修正される余地があるかどうか、その修正過程が収斂すべき先が確定しているかどうかといったことが、選択が何かによって強制されているか、それとも、(部分的に規定されてはいても)具体的なあり方までは強制されてはいないという意味で、自由であるかを考える上で重要なポイントになる。過去の身体の状態等から脳の状態(意識のあり方)が必然的に決まった瞬間の有無や、選択の因果的起源は、自由にとって本質でないのだ。(本稿では自由という言葉を、(事実や法則等)何らかの力により、内容の確定した何らかの生成的性質を選ぶようになるような形で(意志に基づく過程が)制約されていないことを意味するものとして用いる。)そうしたポイントに照らせば、本稿の立場も、「自由」はなくとも、自由に目的を選択していく余地があると主張している為、そうした意味での自由意志は認めている。

¹¹⁶ 命題についての態度(命題の意味する習慣への価値づけ)に自覚的になることは重要である。組織化されていない習慣は、どんな場合にどんな習慣の組み替えが必要なのかが不明確だが、命題についての態度がはっきり自覚されていれば、それが明確になるからだ。

その判断を採用した場合の帰結について予め想定しておくことで、その命題に対する態度の形成を助けることができる。そうした思考実験は、——特に、その結果を時代や場所を超えて多くの人が安定して参照できる記号体系の媒体を用いた記録を通じて——、習慣形成の過程を（実在のあり方に適合する形で目的の実現を目指すことを可能にする習慣の獲得を帰結するような形で）秩序立てることを助ける。例えば、習慣の是非をより厳密に問うにはどんな実験が必要か、（限られた）諸々の経験からどんな含意を導いてよいのか、等を教える。自覚的に新しい命題を（真ないし善への）仮説として取り出し、それが正しい場合の帰結について熟慮することは、（限られた認知的資源・経験から習慣を洗練させる必要のある人間が持つ）知性の重要な役割の一つである。

そのように、新しく持ち出された仮説が正しい場合に帰結する事態について熟慮する過程で重要となる能力は、前提の含意を規則的に導出する能力だ。ルールに沿った規則的な命題の構成を可能にするのも、獲得済みの習慣を規則的に展開するべく行使される、注意力である。（これが3種類のうちの3つ目、習慣の展開の秩序化である。）

通常、様々な知覚がひっきりなしに生起するので、特定の規則に沿った習慣のみが連続して発動して効果を生み続けることはない。しかし、規則に注意を向けることで規則に沿って習慣を展開させることが可能で、なおかつその過程から帰結する状態を記憶ないし記録して、後に、その状態から規則的に導かれるものを探る過程を再開することができれば、たとえ注意力に限界があって特定の規則に従う習慣だけを発動させ続けることはできなくても、特定の規則に従う習慣を展開し続けると何が帰結するかについて知ることはできる。ここで擁護される仮説においては、まさに人は不完全な注意力や記憶力と記録に適した記号体系とを用いて、習慣を規則的に展開することが可能であるとされる。例えば、公理系から定理を演繹するようなことが人に可能なのは、公理に沿って規則的に命題を構成するという操作を繰り返すことが可能（不注意により規則に反する形で命題を構成してしまった場合にも、その過程を注意深く見直して、規則に従って誤って構成された命題を排除して訂正することが可能）だからだとされることになる¹¹⁷。このように、規則的な習慣の展開は、注意力や記憶力・記録媒体（記号）の質的安定性（砂の面に書いた記号なら消えやすい）や記録媒体の解釈主体に正しい情報を伝える力（記号を解釈する習慣が明確に共有されていれば、正しい解釈を生みやすい）等には制限されるが、自覚的に可能とされる。

ここまで、習慣形成過程を自覚的に統御する機構が備わっていると主張について説明してきたが、きちんと触れてこなかったことがある。それは、そのような自己統御的な習慣形成の過程では、欲求や目的と呼ぶべきものが重要な役割を果たしていることが明確にされる必要があることだ。習慣形成過程の秩序化が重要性を持つのは、認識主体が欲求

¹¹⁷ あくまでもこれは、生成された振る舞いが自覚された規則に沿うと位置づけられるか否かを（事後的に）判断して反応する力に起因しており、自在に望ましい振る舞いを構成する力を持つからではないとされることに注意。

を持ち、何かを価値づけているからである。もしもそうしたものを持っていなかったとしたら、安定した習慣を秩序立てて形成することに価値を認めることはできなかつたろう。

もともと、擁護される仮説では、何らかの事態の実現に価値を見出して目的となすという態度もまた習慣の一種であり、可変的であるとされる。目的が変われば獲得されるべき習慣も当然変わってくるので、習慣形成においてはどんな事態が目指されているかが明確にされる必要があるが、これは必ずしも認識主体において明確に自覚されているとは限らない。さらに、主体は単一の事態の実現にのみ専心する訳ではなく、多くの場合、複数の事態の実現を欲しているのだが、置かれた環境によってはそれらの欲求を同時に満たすことができない場合もある。(例えば、食欲と痩せたいという欲求の葛藤のように。) よって、実現が目指される目的についても、自覚的な秩序化が必要な場合も少なくない¹¹⁸。秩序化の理路としては例えば、獲得済みの習慣と置かれている環境からでは実現することが極めて困難な事態の実現や、一時的に実現することができたとしてもその状態を維持することは殆ど不可能であるような事態の安定的な実現を目指すことについては、確定済みの事実にも照らしてもっともらしくないと判断する余地があるだろう。他にも、事実にも照らして同時に満たすことのできないことが分かるような複数の価値づけのあり方について、どちらかをあきらめるべきだと主張するような経路も考えられる。

このように目的自体も可変的ではあるが、ひとまず特定の明確な目的が維持され続けるような認識過程についての議論から、その進展形式と未完性についての説明を始めよう。

目的とされる事態の実現のためには、その事態が実現する可能性が高まるような事態や低くなるような事態がどんなものであるかについて整理することを通じて、どんな習慣を獲得すれば目的の実現可能性がいかに変化するかについての情報へ落とし込む必要がある。換言すると、そうした形で形成される習慣形成のあり方に対する規範的命題は、その習慣を獲得すれば目的の実現可能性が高まる(事態を生む)という期待を持つことが妥当だという含意を持つことになる。

しかし、多くの場合、思うように目的とされる事態が実現しなかったり、目的の実現可能性が高くなるような事態が実現しなかったり(目的の実現可能性が低くなるような事態が実現されたり)する形で、そのような期待は裏切られる。そうした形で問題が生じて、期待が事実のあり方にそぐわなかったと判断された場合には、(価値づけに照らせば)習慣体系の組み替え過程へ自覚的に移行するべきである。(無意識下でも何らかの習慣が不安定化される過程が進む。)裏切られた期待を支えていたどの習慣が組み替えられるかについては、はっきりと何が問題だったかが分かるような場合でない限り、規範的に言えることはない。何らかの習慣について新規の(まだ適合的な習慣である可能性が否定されていない)

¹¹⁸ そのような形で、既存の価値づけに基づく目的追求の過程で不都合を生じることで目的の設定のあり方が反省される場合もあるが、時には、それまで思い至ることのなかった美しい事態や(そうした事態の記号としての)理念に触れることで価値観が転換して、過去の価値づけのあり方の再組織化が必要となることもある。

生成的性質との切り替えが思考実験の形で検討され、一部が実際に組み替えられることになるだろう。そうして新規に獲得された生成的性質が自覚されるような問題を生むまでは、それが安定化される過程は抑制されず、ときに安定的な習慣として当面の間定着することになる。

このように、自己統御的な認識過程では、まずは実現が目指される目的のあり方とその時点で受け入れられている知識に応じて、望ましい事態や習慣、望ましくない事態や習慣が判断される。(目的の設定・手段(としての2次的な目的)への落とし込み) 続いて、そうした判断が予想に反した結果を生むことで、習慣形成のあり方が問題を含むことが認識される。(問題発生の認識)すると、正しいと信じられていた知識の一部と置き換える候補となる、新規の仮説が形成されることになる。(問題含みとされる部分の選択¹¹⁹・新規の仮説形成)その後、その仮説から演繹可能な含意が明確にされる。(仮説の含意の演繹)さらに、その含意が実在のあり方に適合しているかどうかについて実験や観察を通じて確認する過程を経て、その過程で棄却されない仮説が採用される。(仮説の帰納的検証・採用)そして、その仮説が新たに問題を生じたときには仮説形成の段階に戻るという形式で、自己統御的な認識過程は進展していく¹²⁰。人の認知機構の機能的性格上、そうした形式をとらざるを得ないとされる訳だ。

そうした形式で進展する自己統御的な認識過程では、目的の種類に応じて従うべき規範の種類も異なってくる。ここでは真への探究と善への探究という先述の区別に沿って、それぞれが従うべき規範の違いについて説明しておきたい。

まず、真理の獲得を目的とする認識過程である真への探究において採用されるべき規範について説明しよう。

それは、ここで擁護されている基本的な哲学理論の内容と整合しない仮説や、その理論と整合する形で経験から導ける含意と整合しない仮説を排除する形で、まずは仮説を取捨選択するべきであるという規範である。そして、どうしても維持可能な仮説が見つからない場合には、一段優先度の低い(より少ない事実しか成立しておらず、恣意的に権力が行使されることを防ぐ余地がより少ないことを認める)哲学理論について、同じようにそれやそれの下で位置づけられる経験と整合する仮説を探り、以下同様にして優先度の高い哲学理論から順に試していくべきだとされる。

ここで擁護されている(存在論的仮説と認識論的仮説を含む)基本的な哲学理論は、実在と対応した知識を表象する記号体系において、どのような形式を備えた命題(論理式)が許されるか、どんな推論・論証が妥当なものとして許容されるか等を教えるものでもあ

¹¹⁹ 何らかの問題が生じたとき、問題状況に関連していると考えられる何らかの対象についての生成的性質が変えるべきものとして焦点化される。これが問題含みとされる部分の選択である。そうして、その対象についての習慣を組み替える過程が開始されることになる。

¹²⁰ このような形で認識過程の形式を把握するやり方は、パースのみならず、パースのプラグマティズムへの接近を自覚していたプラグマティストたるデューイが論理的探究の進展形式について展開した議論からも多くの発想を踏襲している(Cf. Dewey[1938])。

る。命題が満たすべき形式は、どんな存在論的カテゴリーに属するものがいかに関係づけられる形で事実が成立するかを規定する法則から導出することができるし、妥当な推論規則についても、新しくどんな事態が生成される可能性があるかを規定する法則（力が結合される際の法則等）や、可能性から事態が確定する契機のあり方が従う法則の内容に即して導出することができる。

他方、先述のとおり、何に 1 性を認めるか、どんな質の記号を用いるか等については、真への仮説の記号体系としての資格を失わないまま適宜選択する余地がある。記憶しやすい記号を用いたり、アナロジーに訴えた表現を併用して情報の伝達を容易にしたり、多義語や個々人で使い方の違う語を避けて色のついていない用語や人工言語体系を使用したりする等々の工夫は、真への探究においても段階的な目的のあり方に応じて、適宜こらして良い。従わねばならないことを明らかにするだけでなく、許されることを明確にすることも、基礎的哲学理論の重要な役割である。

このように、抽象的な哲学理論を先取的に擁護することは、認識過程において優先的に従うべき基本的な規範を獲得することに等しい。だが、先述のとおり、このような規範に沿って探究を組織すべきだという主張は、社会的統御システムを改善していく上で応用されることが妥当な知識を探るという文脈において、慎重なアプローチを採ることのできる場合にのみ擁護される。繰り返しになるが、あらゆる場合にそうした規範に沿って認識過程が展開されるべきだと主張できるわけでないことには、留意する必要がある。

それでは続いて、基礎的な哲学理論が善への探究過程に対してどんな種類の規範を与えることになるのかについて説明しよう。

まず、こちらについても、慎重に知的なアプローチを採ることのできる場合にのみ妥当性を主張できる規範しか得ることはできない。この点は真への探究の場合と同様である。

（やはり繰り返しになるが、）真への探究の場合と大きく異なるのは、善への探究において用いられる知識が、必ずしも哲学理論と完全に整合している必要はない点だ。目的のあり方によっては、たとえ誤った知識であっても目的に照らせば近似的であるとみなすことのできるような知識を用いることが妥当性を持つ場合があるからだ。とはいえ、誤った知識を応用することの妥当性を、社会的統御のあり方について考える文脈で説得的に主張するためには、真への仮説に訴えて、それが目的追求の効率性を高める上では近似的な知識とみなすことができることを論証する必要がある。よって、抽象的な事実についての仮説である哲学理論や、それと整合するより具体的な真への仮説を参照して善への仮説としての妥当性を明確にせねばなるまい¹²¹。例えば、現象を説明するものとして擁護されるモデルが現実のあり方を理想化したものであるとき、一部の個物やその影響を捨象して考えていたり、本当はあり方が変動している組織を安定した力を働かせるものとして扱っていた

¹²¹ 事実についての仮説の受容は、目的追求過程においては、その仮説と整合するように習慣を形成すべしという規範を付与することになる。なので、抽象的事実を扱う哲学理論だけでなく、具体的な真への仮説も、探究過程に対して規範を与えてくれる。

りすることが、探究主体の目的に照らせば留意すべき差を生まないことを明らかにすること抜きには、そのモデルを応用して獲得すべき習慣のあり方を導出することの妥当性を主張できないと考えるべきだとされるわけだ¹²²。

人はこのような規範を受け入れた上で認識過程を組織的に展開しながら、様々な仮説について秩序立てて検討していくことができるので、組織的な認識過程の展開の下で様々な経験を永遠に積み重ねることができるような理想的な状況を考えれば、(存在論的仮説とも相まって) 原理的には目的追求に応用することのできる実在と対応した知識の獲得を妨げるものはない。このような形で、優先性の条件①と②は満たされることになる。

とはいえ、実際には認識主体は同種の対象の状況ごとの振る舞いについて限られた経験しか得ることはできないし、目的実現の追求に許される時間スケールの中で思い浮かんで検討することのできる仮説の種類にも限界がある場合が殆どである。その為、上述のような形式で進展する認識過程が、完全に実在のあり方と適合する形で目的を達成していくことを可能にする習慣の獲得を帰結することは¹²³、どんな目的についてであっても困難であり、実際の認識過程は常に未完性を持つことになる。

なお、習慣のあり方が目的に照らして完全なものでないのは、特殊な経験を通じて獲得された習慣にのみあてはまる特徴ではない。習慣の中には、(進化の過程を経て系統的に獲得されたが故に多くの状況で種の存続に差支えないような性格を備えていて、個体の成長過程の具体的なあり方によらず殆どの場合に獲得されることになるという意味で) 生得的に獲得されると言えるようなものも多いが、そうした生得的な性質であっても、(人が今日形成している社会の環境は進化の過程で適応する必要のあった環境とは違いも大きく、) 実際に生きている環境のあり方に必ずしも即したものになっている訳ではない。つまり、生

¹²² 探究のゴールは(それ自体が第一義の目的とされない限り、) 現象の説明を構成すること(データと矛盾しない形で現象が因果的に生成される過程のモデルを与えること)ではない。究極的に必要なのは、正しい説明を獲得し、それを目的追求過程に応用することだ。なので、限られた現象にのみ焦点を当てた場合にのみ成り立つような説明を構成するだけでは十分とは言えない。社会科学のように、問題の現象に関するデータがより不完全な領域では、応用妥当性のある説明が満たすべき条件が明確でないと、可能な説明が必要以上に氾濫しかねない。かといって、(たとえそれが慣習的に権威づけられているものでも) 恣意的な規範に訴えて、応用妥当性にそぐわない形で可能な説明をランク付けするのは有害な場合もある。応用妥当性を知るため(未来の行為の可能性を評価するため)の規範を出来るだけ詳細に獲得することが重要となる。

¹²³ 目的を達成する習慣ではなく、目的を達成していくことを可能にする習慣という言い回しが必要なのは、秩序立てて可能なのが目的の達成を助ける習慣を獲得することまでであり、たとえその習慣を獲得したところで、実際の環境でその習慣が事態を生成する過程の中に、(典型的には可能性からの確定化の契機において) 偶然性が入り込む余地が排除される訳ではないからだ。(所与の環境下での探究過程だけでなく、実際に環境へ働きかけてそれを目的追求に都合の良いものに作り変える過程も含めて、) 完全に統御された過程であっても、結果的にどれ程上手く目的が実現されるかについては、偶然に左右される部分が残るという事実には、注意が必要である。というのも、統御しきれない偶然性を根拠に統御上の規範を批判するのがもっともらしくないことを自覚しておかねばならないからだ。

得的な習慣も、しばしば、予想していなかった問題を生んでそのあり方の是非が問われることになる余地があり、目的の実現に照らすと改良が必要な点は他の習慣と変わらない。

そうした認識過程の未完性は、目的自体が変更されるケースについても考慮に入れた場合には、より顕著なものとなる。というのも、特定目的下で進展する認識過程に比べて、目的設定のあり方を、実在のあり方や獲得済みの習慣のあり方に適合したよりもっともらしいものに組み替える過程が加わり、その観点での未完性が余分に付け加わるからだ。

自覚的に実現が目指される目的として設定される事態は、少なくとも、それが成立しているか否かを何らかの形で人が判断する余地のあるようなものである必要がある。そうでないと、その実現に失敗した手段を棄却するなりすることで、その追求過程を自覚的に改善することができないからだ。よって、目的としてコミットされるのは、同定する為の条件を把握された対象が、(少なくともその性格を帯びていないことを知る余地があるような)何らかの性格を帯びて成立するような事態でなければならない。つまり、目的の設定とは、何らかの同定可能な対象について、それが識別可能な何らかのあり方をしていることにコミットするという形式でなされる。また、人は同時に複数の対象のあり方を価値づけることも可能であり、実際に多くの場合そうしている。

なお、このような目的設定の形式から、主体によって実現が目指されるべき事態が、確定している抽象的真理により一つに定まっているとは言えないことも分かる。というのも、人が様々な対象のあり方にコミットすることが可能である以上、追求されるべき目的が一つに決まっていると言うことができるためには、(少なくとも)どの対象にコミットするべきかが確定済みの事実によって決まっていなければならないが、各主体がそれぞれコミットすべき対象を確定させるような事実があるとは考えづらいからだ¹²⁴。

ともあれ、各主体が目指すべき事態が確定済みの事実のあり方によって決まっているか否かに関わらず、各主体はその時点で自覚的にコミットしている様々な目的と既得の習慣や身体的機構から、認識過程を展開する他ない。そして、有限な経験と認知的資源からでは目指すべき事態が定まっているかどうかを知ることは困難であり、それについて気をもんだところで仕方がない。気にかけることで事態の改善が望めるのは、各時点でコミットされる目的の一部が、他のより根本的ないし抽象的な目的(価値づけ)のあり方や事実のあり方から変更を余儀なくされているかどうかや、どのような目的にコミットするのがよりもっともらしいと判断できるかについてだ。目的設定に関わるそのような事実についての探究も、常に未完に終わるにせよ、遂行する必要がある。完全な知識の獲得は望めなくても、有効な知識を得る余地がある以上、遂行する意義を認める余地があるからだ。

つまるところ、目的の可変性を視野に収めた場合、先述のような認識過程の進展形式は、

¹²⁴ パースのように、運命的に実現されるに到る理想が相対的に神格的な地位を有した精神によって今後定められ、それを知る余地があると考えることは不可能ではないが、そのような立場は少なくとも優先性を持つと位置づけられる法則の不変性の主張とは整合しない。

問題含みとされる部分の候補に、一部の目的設定のあり方が付け加わることになる。実際の認識過程では、そうした形で様々なレベルの習慣が、問題発生への認知とともに組み換えられては定着するというパターンを繰り返すとされる。そして、何らかの主体において、(例えば真理の獲得のように、) 安定的に維持されるような目的が設定され、その実現を目指す過程が十分に展開されるような場合には、そうした目的の実現可能性を高めるような形で認識過程が展開されていく。組織的な認識過程(つまり、目的追求過程)は一般的にそういった形で進展するとされるのだ¹²⁵。

人は、進化の過程を経て獲得された共通の構造を備えた遺伝子によって規定される形で生体組織が構成されていくが、他方で脳内のニューロン間の結びつきのように、個体としての同一性を維持しつつも可塑的に組織が組み替えられる余地があり、そのため(生成-被生成関係によって同一性が維持される)同一個体が有する生成的性質は大きく変化する可能性がある。認識過程が自己統御的に展開されることで、習慣を規範に自覚的な形で知性的・反省的に組み替える能力に長けている点が生物としての人の際立った特徴である。

遺伝子によって規定される形で獲得される生得的な生命組織の機構上のような習慣が獲得されやすいか等は、特殊科学によって明らかにされるべき事柄であり、一般科学たる哲学が扱うことはできない。だが、可塑的な習慣を組み替えるという機能に照らしたとき、認識過程の展開される形式については、これまで説明してきたとおり、要請論的論証と一般的な経験から導出される哲学理論によって予め解明する余地が認められる。ここで展開された認識過程の形式についての理論は、そのような仮説であった。

なお、目的設定に関わる事実についての探究を展開するためには、人が実際に生きている社会的環境において、目的追求主体がどのような目的・理念や(手段としての)規範を形成することにもっともらしさが認められるかを探る必要がある。その課題は実質的に、社会において成立するそうした事実を扱う探究がどんな規範に沿って展開されるべきかを探ることと等しい。そのような規範を獲得するべく、社会において成立する形式についての理論を獲得するのが7章の課題となる。

さて、最後に、認識過程についての議論に関連して、同じ記号を解釈する際にどのような形で解釈主体の主観(恣意性)が混入するかについて整理しておきたい¹²⁶。

大きく3種の経路が考えられる。一つは、解釈主体がどんな目的を選択したうえでその記号から情報を引き出すかによるものだ。目的のあり方に応じて、同じ記号から導かれる情報は変わる。第二に、記号の伝える情報のうち、どの事実を目を向けるかの選択によるものだ。認識主体の目的が同じでもここで差が生じる。第三に、記号の伝えている情報

¹²⁵ このように認識過程や探究過程が常に発展途上にあるとされるからこそ、目下保持されている仮説を社会的統御の過程でいかに応用されるべきかが問題となる。このように、社会的統御過程で応用されるべき知識を探る文脈からの要請が、そこから導出される哲学理論と整合的であることは、要請論的に基礎づけられた哲学理論の妥当性を補強している。

¹²⁶ 解釈をどんな質を持つ記号で表現するかを選択する際に混入する恣意性は含めない。

についての仮説の選択において差が生じうる。他の二つと異なり、解釈により構成される仮説については、経験を積むことでその仮説が誤った解釈であることが分かれば、目的追求の効率性を高めるには、それを必ず訂正する必要がある。一方、注目する事実の選択については、その選択がどれ程恣意的になされようと、選択された事実は客観的事実（の一部）たりうる。しかし、目的追求の効率性を高める上で注目しなければならない事実を無視しているような場合は、そのあり方を修正する必要があることになる。また、目的の選択については、確定している事実によってそれを修正すべきだと言えるケースは多くない。だが、先述のとおり、それが主体の置かれた環境において実現や維持が困難な目的であったり、事実の誤認ゆえに選ばれた目的であったりする場合などには、修正が必要になることがある。また、特定の目的において必要となる情報の収集に（特に、社会的な資源を用いてなされる）探究が偏っている場合には、より多様な目的において必要となる情報や、何らかの目的の実現を目指す以上は一般に参照すべきといえるような情報の獲得に努めるよう改善する必要がある。

このように、記号の解釈過程に含まれる選択は、その種類ごとに解釈過程の改善が必要となる理由が異なっている。

あらゆる経験（やその集まり）は、成立している事実について情報を引き出す余地のある記号であるから、全ての認識過程は記号の解釈過程でもある。よって、記号の解釈過程の改善が必要とされる理路を把握しておくことは、恣意的でない知識の獲得を目指す上で無意味なことではない。それ故、ここでその種類について触れることにした次第である。

<Ⅲ部の総括>

Ⅲ部では、パースの哲学思想を参考にしつつそれを再構成する形で、妥当な要請論的な基礎づけのあり方を明確にして、そこから導出される優先性の条件と整合する哲学理論を探ってきた。

まず、4章で社会的統御の文脈で優先的に応用されるべき仮説として位置付けられるものを探るという文脈に照らしたとき、知性的説得可能性がより大きいとする説を擁護する余地があることが明らかにされた。それは端的に言えば、社会的統御の不在を望めそうにない以上、各人の好みとは独立にすでに成立している事実のあり方に即して社会的統御がなされることを求めることに妥当性があるということができるからであった。

そして、そのような要請から優先的に考慮されることの妥当性を擁護される基礎的哲学理論であるための条件（優先性の条件）として明らかにされたのは、①獲得した知識を用いて目的追求過程を効率化する余地を認める体系であること、②実在と対応した知識を説得に用いる余地がより大きいことを認める体系であること、③あらゆる経験的証拠を整合的に位置づけられる体系になっていること、の3点であった。

パースの哲学理論は、このような要請論的論証と同様の要請に従って展開されている部分と、そのような論証からは擁護できないような過剰な要請を含む形で展開されている部分を併せ持っていた。基本的にパースの哲学説が要請に従う形で導出されており、それは解釈的でない判断を持ってないことを認めつつも、自己統御的な習慣形成を通じて実在と対応した知識を獲得しうるとするような説として結実しており、それが優先性の条件を満たすような説であったことが5章で説明された。また、パースの哲学説が備えていたそのような性格は、その後十分に検討されることがなかったことや、彼の死後の哲学史に照らすとその特異な性格は際立っていることも指摘された。

6章では、パースの哲学説をあらゆることを説明可能なことを求める過剰な要請やそこから帰結した進化論的な宇宙論から切り離す形で再構成する作業を通じて、世界の成立形式および認識過程の形式に関する基礎的哲学理論の特徴が一般的な経験的事実と照らし合わせる形で説明された。それは、不変だが未来のあり方を確定させない普遍的に妥当する法則によって個別的事態の生成が支配されるとするような普遍実在論であり、結合法則や因果的効力の局所性が成立しているがゆえに人間が目的追求過程に活かすことのできる知識を獲得する余地が大きいことを認めるような存在論だった。また、直観能力や因果力を新たに生む能力を持たない人間は、遺伝子によって多くの機構が規定されつつも、自己統御的な形で習慣形成過程に介入することで、実在と対応した真理の獲得を含めて、様々な目的の追求に適合的な習慣を形成していく余地が認められる可塑的な存在とされる。美的判断の探究も含めて、あらゆる目的追求過程は常に未完成なものに留まるとされる認識過程論は、存在論的仮説とともに保持されることで優先性の条件を満たすものであった。

もともと、Ⅲ部で獲得された基礎的哲学理論は、異なる目的を追求する主体が相互に衝突したり協力したりするような社会の基本的な特徴についてはなんら考慮されたものでは

なかった。これはパースが視野に収めた社会が、同一の理想・規範に従う探究の共同体内での相互批判だけであったことの帰結であり、パースの理論の射程の限界でもある。

そこで、IV部では、利害の衝突の局面を含むような社会における形式的真理をも包含した理論へと基礎的哲学理論を拡張することが目指される。そのような理論を獲得することで初めて、自己統御による習慣形成論を社会的統御による制度形成論へと拡張して、哲学的基礎づけの経済学への含意を最大限引き出すことができるであろう。

IV. 社会における形式的真理も包含した基礎理論の検討

IV部では、III部でパースの哲学説を再構成する形で獲得された哲学理論を社会における形式的真理も包含した理論へと拡張することが目指される。

そこで主に導きの糸とするのは、パースのプラグマティズムを経済学へ応用しようとした J.R. コモンズ (1862-1945) の制度経済学理論である。

7章では、主にコモンズの制度経済学理論を参考にして、社会における形式的真理に関する理論仮説を構築することを試みる。コモンズの理論は、統御的な力を生む形で運動する組織を分析の単位としており、そうした組織がどのような原理に従って運動し、他の組織といかに社会関係を結ぶことになるかといった点に関わる形式的事実を明らかにしている。コモンズのそうした議論が、要請論的に基礎付けられる哲学理論すなわちこの世界で成立している形式に関する真への仮説として位置付けられることを明らかにしたい。

続く8章では、7章までで確立される基礎理論の内容から、経済学へどのような含意を引き出すことができるのかを明らかにすることが主題となる。そこから社会的価値の問題も含めて、規範理論としてどのような主張が導かれるのかについて論じる。また、経済学が引き受けるべき課題や、課題解決のための方法論的テーマについても議論したい。

最後に9章では、基礎理論の社会問題に対する含意がどのような形で機能しうるのかを示唆するべく、制度改良に関する一つの試論を展開する。もっとも、制度改良についての議論は本来、慎重な現状分析を踏まえてなされるべきものである。あくまでもここで展開されるのは机上の空論に過ぎないものであり、単に哲学的な基礎理論が経済学の課題解決においてどのように有効に働く可能性があるのかを理解してもらうという目的に照らしてのみ意義があるものである。現時点では準備不足のため、そのような形でしか制度改良についての議論は展開できないが、主流派経済学理論が扱う余地のない問題を扱うことができるより一般的な理論枠組みであることをその議論を通じて示したい。

7. 社会における形式的真理の理論の構築：コモنزの議論を参考に

本章では、主にコモنزの制度経済学理論を参考にして、社会における形式的真理に関する理論仮説の構築を試みる。

コモنزは、労働立法の起草などの社会経済改革の実践や、広範な判例調査などの実証的研究の功績によって、アメリカ制度学派の代表的な一人に数えられてきた。他方、コモنزはそうした研究や実践の経験を踏まえて晩年に制度経済学の体系的な理論化を試みたものの、その理論が直接後進に引き継がれることはなく、彼の議論が理論を含み持つことさえも十分に認知されなかったほど (Cf. Rutherford[1986] p.x)、彼の理論は評価されてこなかった¹²⁷。

Y.ラムスタッドが指摘するように、コモنزの理論は、(現在までのどの時代のどの国を選んでも言えることだろうが、) 大学で広く教えられている経済理論とは異質な概念群によって構成されているため、通常教育しか受けていない経済学徒が彼の理論の意義を理解するのは容易ではない (Ramstad[1995]pp.997-998)。そのためもあってか、O.ウィリアムソン (Williamson[1975]) のようにコモنزの取引概念を部分的に移植するような研究を除けば、「経済学の学科としての発展にはほとんど何のインパクトも与えていない」 (Ramstad[1987] p.661) 状態が今も続いているという¹²⁸。

そのようなコモنزの制度経済学理論に注目するのは、それがパースのプラグマティズムからの継承関係を強調する形で展開されており、実際に、哲学的基礎理論として位置づけられるような性格、すなわち、6章までで展開された基礎理論と整合的に、あらゆる人間社会に普遍的に妥当するような形式について扱っている真への仮説として位置づけられるような性格を備えた議論をその理論が含んでいるからだ。

もっとも、コモنزがあらゆる時代・場所において成立する人間社会で普遍的に妥当する一般理論を構築しようとしていたことについては注目されてこなかった。例えば A.G.グルーチは、「コモنزは普遍的な原理についてほとんど関心を示さなかった」 (Gruchy[1947] p.156) と述べているし、ラムスタッドは「コモنزは全体主義者として区分されなければならない」 (Ramstad[1986] p.1093) とするが、全体主義者を以下のように描いている。

全体主義者の究極の関心は常に個別のケースに帰結するのであり、……結果、彼は、あ

¹²⁷ 彼の理論が評価されなかった要因については多くの先行研究がある。Cf. Ramstad[1986], [1987], [1995], 寺川[2015]etc.

¹²⁸ 寺川[2015]p.59 参照。他方でコモنز理論の評価を進展させる研究も見られるようになっていく。いくつか例を挙げると、コモنزの理論的側面に光を当ててその概要を示した M.ラザフォード (Rutherford[1983]) をはじめ、ウィリアムソンの取引概念の性格づけをよりコモنزの理論に即した形へ修正し、ウィリアムソンが見逃したその現代的意義を探る高橋[2006]や、経済的価値を法・倫理的側面と接合しつつ評価するための集団的民主主義論・適正価値論としてコモنزの議論を評価する北川[2013],[2015]、北川・伊澤[2016]や、資本主義を取り巻く金融制度の発展をコモنزの理論概念を用いて分析する柴田・寺川[2013]など。ただ、本章で扱われるのは彼の展開する理論のうち、社会の形式に関わる部分のみである。基本的に、コモنزが主著『制度経済学』の2章「方法」において提示している概念群がそれに相当していると考えている。

らゆるケースについて少しのことを主張することができる理論よりも数少ないケースについて深い洞察を与えられる理論を必要とする。(ibid. p.1075)

つまり、コモンズがあらゆるケースに普遍的に妥当する一般理論の構築への関心が低いような立場にいるとされているわけだ。

確かにコモンズの議論は、時代・場所ごとに異なる制度のあり方やその改良可能性について扱っており、彼が具体的な文脈におかれた特定のケースについての経験的探究を重視したという評価は正しい。だが、そうした立場と普遍的な抽象的理論を求める立場は矛盾する訳ではない。具体的な経験を踏まえて普遍的に妥当する理論を構築し、さらにそれを踏まえて、(別の)個別具体的な文脈における制度のあり方について洞察を得られることを認める余地はあるからだ。そして、実際に、コモンズは時代や場所に制約されない普遍的な妥当性を持つ抽象理論を構築することを意図していたように思われる¹²⁹。

以下では、1節で、パース的なプラグマティズムをコモンズの制度経済学理論がいかなる形で継承しているかについて整理する。続く2節で、コモンズの基本的な社会観と分析単位とされる統御的な力を生む組織について、それを分析単位とすることの妥当性とあわせて説明する。さらに3節で、そうした組織がいかなる社会関係をどのように形成するかについて論じた後、4節で組織の統御的運動に即して定義される価値のあり方について論じる。最後に5節で、ここまでの議論を小括して、それが社会における形式についての基礎的哲学理論として位置付けられることを明確にする。

7-1. パース的プラグマティズムとコモンズの制度経済学理論

プラグマティズムとコモンズ思想の関係については、先行研究で少なからず言及されてきた¹³⁰。プラグマティズムはパースによって生みだされたとされる哲学的立場だが、何をその本質とみなすかは誕生当初から一致した見解があるわけではなく、パースの立場のみを正当とすることもできない。先行研究でも、パース的なプラグマティズムとは異なり、

¹²⁹ 従って、コモンズが普遍的に妥当する形式についての哲学的基礎理論として位置付けられるような理論を展開していたと示すことは、コモンズ研究の文脈においても一定の意義を認められるだろう。そのように位置づけられることは本章で示される。なお、ここでコモンズの普遍的な理論に着目するからといって、彼の議論の魅力がそうした点にのみあると主張したいわけではない。コモンズは制度形成の歴史についての魅力的な分析も展開している。(Cf. 塚本[2016])

¹³⁰ ラムスタッド (Ramstad[1986], Albert with Ramstad[1997]) のように強い影響関係を確認できるとする論者もいれば、G.ホジソン (Hodgson[2003]) のようにコモンズがプラグマティズムの本質的特徴を取りこぼしたとする論者もいる。そうしたホジソンの解釈を批判的に参照して、北川[2015]は、コモンズの草稿においてプラグマティストへの言及のされ方がいかに推移したかについても言及しながら、道具主義的な人間観(行為論)＝探究の方法論としてのプラグマティズムをコモンズが継承して(発展させて)いることを明確に論じている。行為論と探究の方法論を結合させ、利害の衝突を探究の契機として新たに認めた点をコモンズ独自の発展とする整理の是非については疑問の余地もあるが、コモンズが道具主義的な人間観およびそれと結び付けられる探究の方法論を継承していることについては、本章の議論では北川の立場を踏襲している。

客観的実在と対応した知識を否定して認識の相対性を強調するローティのプラグマティズムの定義に沿って関連性に言及しているものもある (ex. Bush[1993], 高[2004])。

ここでは、哲学的基礎理論の構築という課題を遂行する上で、コモنزの理論のなかに社会において妥当する形式的真理についての理論を見出すことが目的となるので、パースのプラグマティズムや、パースと同様の立場を受け入れつつそれを道徳的な問題の解決に適用したデューイのプラグマティズムを、コモنزがいかに継承して拡張しようとしているかという点に絞って議論する。コモنزの立場が必ずしも明確ではない部分についても、パース的プラグマティズムを踏襲した説として位置づけることができることを確認するという形で、パース的プラグマティズムに引き付ける形で解釈していくこととする。以下では、パースおよびデューイのプラグマティズムについて概説した後、そこに含まれるどのような立場をコモنزが継承しているかについて確認する。

<パースのプラグマティズムとデューイのプラグマティズム>

5章で説明したとおり、パースにとってのプラグマティズムは意味論であり、雑駁に言えば、認識過程の意義を習慣形成に見出す立場であった。認識を精神内部で完結する過程とはとらえず、行動のあり方と連続的に結びつく過程であるとするこの立場を保持するうえで、いくつかの主張が前提されている。ここでは、上述のようなパースの狭義のプラグマティズムを支える以下のような主張も含めた体系的な哲学理論をもって、「パース的プラグマティズム」と考えることにする。

パースは、(直観能力がなく、精神内に所与の知識が与えられない為、) 不可謬の認識の基礎を得ることができないこと、問題が生じない限り人は習慣に基づいて行動すること、自己統御的に働く知性は上手く機能しない習慣を組み替える役割を果たしうること、実在のあり方と対応するような習慣を形成することで目的追求を実効的になす余地があること等を前提としていた。そして、そうした立場がとられるが故に、認識の対象は、行動の帰結に影響がおよぶうる実際的な振る舞いの差異として具現化されうる何かに限定され、その効果は普遍的に妥当するような法則によって規定されるとする普遍実在論が採られる。また、不可謬の認識の基礎を得られない以上、確かなものを積み上げていく形で認識を洗練させていくことはできないので、認識過程は特定の状況で上手く機能しているように思われる習慣を問題が生じるまで暫定的に採用するという形で進展せざるを得ないとされる。科学もまたそのような漸進的な改良過程を通じて展開されるが、実在と対応した知識(真理)の仮説であるための必要条件を規範として自覚的に受け入れる専門家集団による相互批判的な改良過程によってそのような知識の獲得を実効的に目指すことができるとされた。また、習慣形成の指針となる願望・目的のあり方も生得的に世界の状況と調和的な目的を(既に)与えられているとは考えず¹³¹、組み替えられる余地があるとされる。このように、

¹³¹ もっとも、パースは合理的な理想が将来的に運命づけられたものとして与えられるとも考えたが、そのような立場はここではパース的プラグマティズムの本質から外れるものとして除外する。

認識が不完全なばかりか目的のあり方すら可変的な限界づけられた存在として人間を捉えつつも、知性によって状況を（保持されている目的に照らして）改良できることを信じ、そのための規範を探ったのがプラグマティストたるパースの哲学的主題であった。そして、特殊な事実を解明する探究をより抽象的で一般的な事実について明らかにする哲学理論が支えるという発想を持っており、彼の哲学理論（パース的プラグマティズム）はまさにそのような一般理論であった。

デューイは、パースの上記のような一般的な人間観（無意識的に発動する習慣とそれを組み替える知性の位置づけ、目的の改良の必要性を認める）・探究観（無媒介的認識の否定、問題を解決する習慣を獲得するための探究、経験的検証の重視）を受け入れるに到ったプラグマティストである（Cf. Dewey[1922],[1938]）。ただし、彼はパースのように真理（実在と対応した知識）の探究を他の種類の探究と区別しないまま、探究をより一般的に問題状況を解決状況へ転換する過程として捉えるにとどまっている点は相違しており、そのことの一因でもあろうが、普遍実在論も要請されていないようだ（Cf. 加賀[2009]pp.317-321）。

また、コモンズも指摘しているように、彼とパースとの大きな違いは、より明示的に社会と道徳について考察した点にあった。この点についてはやや詳しく説明しよう。

パースにおいては異なる目的を追求する主体が影響を及ぼしあうような局面についての踏み込んだ分析は見られず、その哲学理論に社会が登場するのは専門家集団による探究の集団的な統御過程を通じた社会的信念の形成の局面くらいのものであった。

他方、デューイは、社会の慣習が個人の習慣形成過程に及ぼす影響について取り上げ、社会の慣習・道徳を知性による探究に基づいて事実即した形で改良するという倫理的な主題を扱った（Cf. Dewey and Tufts[1932] Ch.1）。

デューイは、人の道徳的成長の中に 3 つの次元が混在しているとする。すなわち、遺伝によって規定される有機体としての生物学的欲求・衝動によって開始されることを認める一方で、人が家族のなかに生まれ、社会集団の成員として言語使用の慣習を内面化してその集団の「標準によって微妙に陶冶されている」側面、さらに、「自分自身で考え、判断し、目的が善いか、または正しいかを考察し、決定し、選択し、内省なしに、彼の集団の標準を受け入れないような」側面を認める（Dewey and Tufts[1932]邦訳 p.22）。

また、社会における行為が否応なく社会性を帯びることをデューイは明確に指摘する。

ある活動が一人の人間から発せられ、次にその活動は周囲の反作用を引き起こす。他の者は、是認、否認、抗議、激励、参加、抵抗を示す。人を一人にしておくことも、一つの明確な反応なのである。羨望、賞賛、模倣は一連のものである。中立は存在しない。行為はつねに共有されているものである。これが、行為と生理的過程との間の相異である。行為が社会的であるべきだというのは、倫理的「当為」ではない。行為は、良かれ悪しかれ、社会的なのである。（Dewey[1920]邦訳 p.30）

このように、社会における行為の影響は他人と共有され、行為への周囲の反応を（無視という反応も含めて）、行為主体は知ることになる。そうして、確たる美的判断への確信を持たない子供であれば特に、周囲の心理的承認や否認・暴力的な罰や褒賞が行為主体に承認・否認の情動をもたらす形でフィードバックされることで、習慣形成の過程で相互作用する人々において共有された社会的規範が内面化されて、価値判断の基準が再生産されていく。そのことは、道徳を事実即してよりもっともらしいものへ改良していくうえでの議論の出発点となる事実であり、遺伝によって規定されて統御的な形式の過程を経なければ習慣を組み替えることのできない人間の性質上、それは仕方のないことであり受け入れざるを得ないとされるわけだ。

他方で、いわば先験的な原理として獲得される慣習・道徳をただ信賴して墨守するのではなく、それを現存の社会的条件において知性的に改良していくことこそが人間科学・道徳科学の課題であるとデューイは考える。

デューイは、人が偶然性に満ちた経験的世界とは異なる確実な何かをイデア・彼岸の理念として崇めることで、偶然性に支配される世界で生きる存在の意義を救おうとしてきた歴史を指摘する（Cf. Dewey[1929]）。「自然におけるすべての正常な変化にとって固定的な目的が存在する」（Dewey[1922]邦訳 p.218）のであり、人間もそうした完全な目的に向けて努力するものだという見解が「アリストテレスによって西欧社会に押しつけられ、二千年の間存続してきた」（*ibid.*）が、このような考えは「十七世紀の知的革命によって自然科学からは追放された」（*ibid.*）にもかかわらず、「固定された目的それ自体という学説が道徳のなかに存続し、正当な道徳理論の礎石とされたのである。この直接の効果は、道徳を自然科学から締めだし、それまでの文化ではけっして分割されなかった人間の世界を分割したことであった。」（*ibid.*）このように、デューイは、道徳をそのときどきの社会的条件における仮説形成と実験による検証を通じた知的な改良過程から切り離してしまう態度を問題視する。あくまでも人間の思考過程は行動をうむ習慣の形成と連続的に結びついていものであり、精神は身体と独立な傍観者的な地位にいるのではない。経験的世界においてあらわれる問題の解決こそが、知性的な思考に可能な唯一の課題であり、彼岸の世界における理念といった超越的な理想の実現を望むことはできないのである。

そして、既得の社会的慣習は何かしら不満や対立を生む。その中で、解決すべき社会問題を設定してそれを解決するべく知的な探究過程を展開して、よりよい慣習・道徳を構築して成長していくことこそが人間にとって唯一可能な目的とされるのである。曰く、

静的な成果や結果ではなく、成長、改良、進歩の過程が重要なものになる。二度と動かぬ固定した目的としての健康でなく、必要な健康の増進——という継続的な過程——が目的であり善である。目的は、もはや、到達すべき終点や限界ではない。目的というのは、現在の状況を変えて行く積極的な過程なのである。究極のゴールとしての完成ではなく、完成させ、仕上げ、磨き上げる不断の過程が生きた目的である。健康、

富、学識と同様、正直、勤勉、克己、正義なども、これらを到達すべき固定的な目的と考えた場合とは違って、所有すべき善ではない。それらは、経験の質的变化の方向なのである。成長そのものが、唯一の道徳的「目的」である。

(Dewey[1920]邦訳 pp.187-188)

このような立場は、思考と行動の連続性を認め、経験的探究を重視し、無批判的に生み出される行動に事後的に作用する自己統御的な過程を経なければ目的を追求できないとし、設定される目的も自己統御の対象となるとするパースのプラグマティズムの自然な帰結として位置付けることができるだろう。

以上のように、デューイのプラグマティズムは、パースのプラグマティズムと多くの立場を共有しつつも、習慣形成の過程が社会的な相互作用を通じて展開されることで慣習が再生産されることを強調している点、そして、現存の社会的な慣習や道徳がはらむ問題点を解決してそれをより良いものへと改良するための知性的な探究が重視されている点で、社会の問題を主題的に扱わなかったパースのプラグマティズムとの違いを見て取ることができる。

特に、デューイが目的そのものの可変性を価値づけて重視した点については、比較的安定した目的を持った組織が及ぼす力やそうした組織間の社会関係についての分析枠組みを提示したコモンズの制度経済学理論を補完する性格として評価することもできるだろうが、このことについてはコモンズの議論を説明したのち、5節で再度説明することとしたい。

<プラグマティズムの立場と関連するコモンズの立場>

コモンズは、科学の方法論としてのパースのプラグマティズムを踏襲するとしており、またデューイによる倫理的分析の発展も（法的・経済的分析が必要な制度経済学としては不十分なものとどまるとしつつ）評価している（IE pp.150-155）。実際、パースやデューイらの立場と同じ以下の6つの立場をコモンズが採用していることを確認できる。

第1に、プラグマティズムが前提としていた習慣を軸とする人間観について¹³²。人間が基本的に無意識のうちに発動する習慣（コモンズは習慣的前提（**habitual assumption**）やルーティーンと呼ぶ）に依拠して行動すること、情動を介した問題発生の認知や評価に伴って（コモンズの用語に従えば躊躇（**hesitation**）や洞察（**insight**）に従って）習慣の組換え過程が惹起されること、規則に沿う形で習慣形成過程を統御することを通じて習慣形成を知性的になす（コモンズの用語では合理化（**rationalization**）の）余地があること、このような特徴を人間の普遍的かつ抽象的な性格と考えるのがプラグマティストとコモンズに共通した立場である。これは、問題の発生が認知された場合に、問題状況が解消された事態を即座に生み出す魔術的な力を人が持つことを否定するが、知性的な習慣形成過程を通じて解決状況を目指す余地は認める立場（即座に望ましい行動を生む形ではなく、発現す

¹³² これについては、Albert with Ramstad[1997]がデューイの『人間性と行為』(Dewey[1922])とコモンズの人間観を丁寧に比較してその類似性を整理している。

る振る舞いを二次的に統御する形で知性が働く（とみる立場）であり、問題の認知から解消までの時間のかかる探究過程を規則的に展開することが知性の課題として焦点化される。

第 2 に、コモンズが継承関係を明言している立場の一つとして、探究の対象を習慣形成にかかわる余地のある（状況毎に）将来具現化されうる行動（action）・振る舞い（behavior）に違いをもたらす何か（性質・関係・それらをもつもの）に限定する視点が挙げられる¹³³。コモンズは制度概念を初め、あらゆる対象を将来発現しうる行動・振る舞いのあり方と結び付ける形で把握するべく努めているが、これはプラグマティズムの立場であった。

第 3 に、（上述の二点と関連するが）問題状況を解消して新たな習慣・慣習を形成することに、科学の意義・目的を見出す立場についても継承関係を確認できる¹³⁴。コモンズは、理論構築を未来について理解し・予測し・コントロールする為の活動として捉えており、それを可能にするものが科学的な理論すなわちプラグマティックな理論であるとする（IE p.102）。そのため、彼は科学と実践（知識と応用、精神と行動）を切り離して捉えるのではなく、両者が連続的であることを自覚して、未来のより良い新たな制度の可能性を評価するためのモデリング（コモンズの用語で言えば Ethical Ideal Type の形成）を政治経済学の課題として重要視したが（IE pp.741-748）、これはプラグマティズムの自然な帰結であった。つまり、モデルは過去の現象がいかに生じたかの説明になっていけば十分なのではなく、未来の制度形成に有効な洞察を妥当な形で与えられるかという観点から評価される必要があるとされる。そして、そのため、実現可能性について検討される制度改革の選択肢を限定する形でも、政治経済学のモデル構築には価値判断が混入することとなる¹³⁵。こうしたことを強調する点で、探究の目的に関するプラグマティズムの立場は特徴的である。

第 4 に、認識論的立場についても類似性を確認できる。上述のとおり、プラグマティズムは認識の不可謬の基礎やその論理的帰結を蓄積していくことで知識を成長させるべきだとするような論理実証主義やアプリオリズムとは異なる立場である。この点も、コモンズが外部からの刺激が受動的に刻印されるものとして精神を捉えず、能動的に解釈する（分析し、意味づけ、価値づける）ものとして精神を捉える立場と一致する（IE pp.153-154）¹³⁶。そして、不可謬な認識の基礎を持たないが故に、（それを現実世界の対象へ適用可能なことの妥当性を示せないが故に）公理から論理的に演繹した知識のみでは経験科学として不十分であり、経験を踏まえて仮説形成し、それを実験・検証する過程を通じて暫定的に棄却されない仮説を生み出していくのが科学だとする探究観を引き継いでいる（IE p.156）

¹³³ この特徴から、対象の将来の行動への妥当な期待の獲得が認識の重要な目標となるため、プラグマティズムとは未来性（futurity）だと彼独特の用語で表現している（IE p.152）。

¹³⁴ 科学を個別的問題解決と結び付ける点を継承したとする指摘は Gruchy[1947]に見られる。

¹³⁵ 他に説明される事実の選択や形成される仮説の内容に価値判断が混入することはしばしば指摘されるが、何を解決すべき問題として設定するかという点においても理論やモデルの構築が価値判断に関わらざるをえないことを指摘する点がデューイ的な特徴だ。

¹³⁶ ミロウスキは、いかなる判断も解釈が介在するとするパースのプラグマティズムの特徴を引き継いだ点を制度派におけるコモンズの特徴として評価している（Mirowski[1987]）。

137。コモンズは実際に、自身の具体的な経験を踏まえて漸進的にその理論を発展させていった。

第 5 に、探究が規範に自覚的な人々による集団的な相互批判過程を通じて行われることで、より良い事態の生起を期待できるとする態度についても継承関係を指摘できる。この点に関連した類似性も多くの先行研究で言及されてきた (Gruchy[1947], Mirowski[1987], 北川[2015], 寺川[2015]) 相互に利益が衝突し合う愚かで感情的で無知な不完全な存在である人間でも、ルールに即した集団的な統御過程を通じて漸進的に事態を改善していくことができるとする希望的態度は、コモンズの基本的な人間観・社会観 (彼の用語では *social philosophy*) である (cf. IE p.682)。

特に、(真理の探究としての) 科学における集団的探究への信頼については、プラグマティズムから継承していることを明言している (IE pp.152-156) ¹³⁸。さらに、北川が指摘するように (北川[2016] pp.79-80)、(社会状態に対する価値判断を伴うような種類の探究である) 漸進的な社会制度の改良過程への希望的態度についてもプラグマティズムの発想を継承していると言えるだろう。つまり、人間の能力の不完全さを認めつつ、問題状況を解決状況へ転換するべく統御的に機能する制度の改良を目指そうとするコモンズの態度は、パース・デューイ的なプラグマティズムの自然な帰結として理解できる。

最後に、先行研究で見逃されてきた類似点として、具体的な文脈に即した経験的探究を重視する態度と共存する形で、そうした個別的な探究を助けるツールとして、(ある種の対象に対して) 普遍的に適用可能な抽象理論を構築する志向を持っていたことを指摘したい。

コモンズはある種の対象の理論モデル (*formula*) が科学的であると言えるための条件として、その種の対象に関連する要素を漏れなく抽出し、要素相互の連関の仕方について抽象的な枠組み (*elastic outline*) が獲得されていることを挙げている。曰く、

それが科学的だといえるのは、その図式が選択された一部の要素だけでなく、すべての要素を含んでおり、それゆえにその図式の形成においてあらゆる選択された主観的な感情に依存していないこと、そしてすべての要素の相互関係について弾力的なアウトラインを備えていることに起因する。なお、それらの要素は、それが実際におかれている部分全体関係と切り離されたそれ単独での探究と、制限的そして補完的な要素として相互関係にあるものとしての探究が、なされるべきものである。(IE p.738)

換言すると彼は、一定の種類の対象についての理論が科学的であるための条件を、その対

¹³⁷ これは多くの先行研究が指摘している (ex. Gruchy[1947], Ramstad[1986], 寺川[2015])。

¹³⁸ 上述のとおりコモンズは認識過程に解釈が混在することを認めていたが、認識過程の私的バイアスから切り離して探究対象を把握できるとしており (IE p.734)、不可謬の知識抜きに実在と対応した真理の探究可能性を擁護したパースの科学観を継承しているとも読める。ただ、デューイ同様、真理の獲得を目指した探究か否かの区別は重視していないようだ。

象が属する種に普遍的に適用可能な抽象的理論を構築できることに見出しているのだ¹³⁹。

なお、普遍的な適用可能性を持った抽象理論の獲得を目指すスタンスは、プラグマティズムの人間観・探究観と整合する立場である。未来の事態の改善を目指して探究を進める以上、未来を見通すうえで適用可能なものとして位置付けられる仮説は不可欠だ。それ抜きには、現在の個別的な事態の記述や過去の事態の生起の説明以上のことをなすことはできないからだ。しかし、限界づけられた能力しか持たない人間にとって、未来の事態の生み出され方を評価するうえで適用可能な理論の獲得は容易なことではなく、仮説の妥当性を判断する適切な基準を持つことができなければ、恣意的な仮説に基づく誤った期待形成に依拠した行動が社会に蔓延ることになりかねない。そのため、社会的に共有されることが妥当といえるような（期待形成に関わる）信念を形成するために、個別の対象により普遍的に持たれる性格が実在すること及び、それに関わる理論を獲得できることを想定したうえで、それに関する知識の獲得を目指すことの妥当性を主張する余地がある。特に、普遍的でかつ抽象度の高い性格については、それに関わる経験を積むことが容易なために仮説を洗練させやすいので、普遍的な抽象理論の獲得を目指すことは擁護されやすい。

実際、パースやデューイは、人間やその認識・探究過程の一般的な性質・形式についての抽象理論を展開しており、パースが特殊な事態の解明にはより抽象的な理論の獲得が有効だとして、経験一般から抽象理論を導出することの重要性を強調しており、抽象理論の確立が社会科学の発展を助けるという見通しも示していたのは、先述のとおりだ。

パースのこのような発想をコモنزが引き継いだことを示す直接的な証拠はない。しかし、コモنزが一定の対象についての科学的な理論モデルであるための必要条件として、その種の対象に関わる要素とその関連性に関する抽象的な枠組みの獲得を挙げていること、そして、プラグマティズムと整合する立場としてそうした発想が位置づけられることから、普遍的に適用可能な抽象理論への志向性に関して類似の立場にあったと主張できるだろう。

このように、コモنزは、パースやデューイの人間観・探究観（探究の課題・進展形式・方法論に関する立場）を踏襲していると整理できる。

では、コモنزはパースやデューイのプラグマティズムをいかなる形で制度経済学理論と呼べるものに発展させたか主張しているのか。次節からは、その人間観・探究観を応用する形でコモنزが展開した社会における形式についての理論について説明していきたい。

7-2. 基本的な社会観および分析単位としての統御的システム

<基本的な社会観>

コモنزは統御的な力を安定的に働かせている組織・システムが多数存在して相互に影響を及ぼしあっているような場として社会を把握する。わけても彼は、法システムをはじめ

¹³⁹ 例えば、実験結果等から、原子について、それが一般的に中性子・陽子・電子を構成要素として持つことを指摘し、それらがどのような関係で結ばれる余地があるかについて弾力的に把握されていれば、科学的な抽象理論モデルとして認められる余地がある。

めとする各種組織の運動を司る統御的に作用する規則が生み出す力場として社会を捉えていた節があり、マクスウェルが電磁場の説明の為に導入したトランズアクション概念を活用し¹⁴⁰、社会的関係により形成される力場における運動の把握を試みる。（「人々の間でなされる行動」としての取引 Cf. IE p.73）

人は、複数の組織の統御的な集団行動に参画することができ（LFC p.83）、また抜けることもできる。（活動環境で組織が存続する限り、その集団行動の影響を受け続けて、そのあり方に適応しなければならない状態は続くかもしれないが、そうした場合も、集団行動に与することで統御的效果を生むことをやめるのは可能である。）その組織は「構成員が変化していく形で続いていく集団」なのだ（IE p.155）。

自身の経験から、そのような組織の運動があらかじめ調和するような形で世界が設計されているとするような世界観をコモンズは強く否定する。そのような見方は必要な制度形成を妨げるからだ。コモンズはこの世界が、各種の運動に用いることのできる資源が希少な世界であり、各種組織は活用したい資源が競合するような形でしばしば利害が衝突してしまうことから目を背けなかった。そのような世界であるために、利害を裁定・調停して秩序を生みだし、相互依存を可能にするような制度の形成が必要となる（IE p.6）。

利害の衝突を裁定するシステム、例えば法的システムは、衝突する利害を持つ組織の運動を統御する性格を含み持つわけだが、そこで統御される運動は、単なる統御過程の手段ではない。法的システムが、統御される運動が他のシステムの運動と調和的に展開される状態を実現するべく組織される限りは¹⁴¹、統御される運動がシステムの目的の一部となりうるような形式を必ず持つ。それゆえ、法的システムの構築にはその社会で実現されるべき運動や実現されるべきでない運動を判断するような社会的な適正さに関する価値判断が必ず関わるのであり、制度経済学理論から倫理的要素を切り離すことはできないとされる。

コモンズは、こうした社会に関する基本的な事実を踏まえたうえで、それに統御される運動が社会的な適正さ（reasonableness）にかなう形で展開されるような制度の構築に有効な洞察を与えるための理論として、制度経済学理論を構築しようとした。

<分析単位としての統御的システム>

コモンズの政治経済学理論を構成している多様な概念群やその結びつきについて理解する上で重要なのは、彼の認識の方法を押さえておくことだろう。

彼はプラグマティズム的な人間観・探究観を前提とすることで、要素が結びつく形で構

¹⁴⁰ 野村[2009] p.179 参照。以下では慣行にならない複数形の transactions を取引と訳す。「A transaction はある時点において生じ、過程は一定期間にわたる取引の流れである」（LFC p.73）とされている通り、取引は単一の行動ではなく過程の意味で用いる。

¹⁴¹ 法システムが必ずそのような形で組織されるわけではない。君主の意志に基づく形で恣意性をはらむ形でも運用される。コモンズは君主大権と慣習法という異なる起源を持つ英米法システムが適正な法的手続き（due process of law）に従って規則的に運用される様態を確立するにいたる進化過程も分析しているが（Cf. LFC Ch.6-8）、コモンズが展開した具体的な制度進化過程の分析は、抽象理論を抽出する本稿のテーマ外であり、ここでは扱わない。

成されている運動（要素の振る舞いの効果の結合によって構成される運動過程）を一つのシステムの運動として捉える方法を取り入れ、部分から構成された全体を世界認識における有効な分析単位として扱っている¹⁴²。

結合体を一つの認識の単位として認める為、結合体を別の結合体の構成要素として把握することにも意義が認められている。例えばコモンズは、それ自体一つの結合体である原子を分子の、分子を生命組織の、人間を社会の構成要素として捉えている（LFC p.42）。

全体が一つの対象として同定されうるのは、（プラグマティズム的立場の帰結として、）未来において具現化されうる運動の類似性によるわけだが、全体の運動のあり方は、構成要素が単独で発動させる効果だけを把握していても知ることはできない。それぞれの部分が生み出す効果がいかに結合されるかによって、最終的に発現しうる全体の運動は変わってくるからだ。よって「最終的な結果において、すべての要素によって果たされている機能についての理論」（IE p.737）が（全体としての）対象のモデリングにおいて重要となるのであり、全体としての運動の最終的な結果に意味のある違いをもたらさないような性格については必ずしも把握しなくてもよい。

運動原理の同定は、「原因・結果・目的の類似性」（IE p.94）によってなされるとしており、運動の完全な一致のみならず、一部の条件を捨象した抽象的な同一性に基づいた全体的対象の定義を許している¹⁴³。そのため、存続条件を満たし続ける限り、ある種の事態の実現を生むような、いわば目的志向的な形で働く機能を果たし続ける運動過程を一つのシステム・組織とみなす観点が確保されている。実際のところ、コモンズは人間の振る舞いによって構成されている社会を対象とする経済学は、「人間の意志の作用における経済的な類似性の発見によって自然科学や有機体の科学とは区別される」（IE p.746）としており、意志に基づいて統御のあり方を変更する余地のある、それ自体、統御的な機能を生む運動を生成するシステムを基本的な認識の単位として、意志的理論（volitional theory）と自ら形容する彼の制度経済学を構築している。

このような方法で社会を分析することは、人間社会において、安定して統御的な機能を果たす形で運動を生むような組織の影響が大きいが故に、妥当性を擁護する余地がある。直面する事態への評価に影響を与えるような運動でない限りは、社会で問題とされるような事態を生むこともないだろうが、統御的な機能とは、是認・否認の情動を惹起するような事態を生むことで習慣の安定性に影響を及ぼす過程を通じて、もたらされる事態に一定の傾向を与えるような形で目的志向的に働く機能に他ならない。したがって、問題解決に関わる安定的に機能する運動は、すべて統御的な機能を果たす運動である。もちろん、安定的に機能するわけではない単発の運動が社会に大きな影響を与えることもあるだろうが、

¹⁴² この立場は、構成要素への還元を希求し続けることのみを科学の目標とする立場からは受け入れられないだろうが、問題解決に有効な知識の獲得を目指す立場であれば許容されうる。

¹⁴³ 対象の抽象的な同定を基本とする為、前節で説明した通り、コモンズは、対象のモデルが科学的である為の要件として、それ自体結合体でありうる全ての構成要素が生む単独の効果と、それらの要素間の相互関係を「弾力的に」把握することを挙げるのである。

そうした運動の影響は目的志向的な形で安定して働く機能と違って持続しないので相対的に小さいため、その頻度は稀であろうし、人間に統御する余地のあるのが習慣や習慣によって機能が支えられた制度・慣習ばかりで偶発的な行動の発現までは統御することができない以上、安定して目的志向的に働く統御的な機能を生むシステムに着目することは制度の改良を考える上で妥当な処置だということができるだろう。

なお、統御的なシステムの機能は、システムの運動を支える組織の構成員の習慣やシステムが運動を展開する環境における物の布置状況といった個別的な事実のあり方によって実現されるものである。そのため、その機能は普遍的にどのような状況でも実現されるわけではなく、それが持続するのはあくまでもシステムの存続条件が満たされるような個別的事態が続く限りにおいてである。そのシステムが存続する条件を満たす限りは、時代や場所に依存せずに同様の効果を普遍的に発動することになるが、あくまでもそれはシステムを存続させる個別的な事態が成立しているからであることに注意が必要である。

<目的志向的に働く統御的なシステムの運動の性格について>

それでは、コモンズは統御的なシステム・組織の運動をどのように捉えていたのか。続いてその説明に移る。

まず、彼の人間観・探究観から帰結することになる性格を3種類ほどあげられる。

①基本的に問題が生じない限り、注意せずとも発動する定型行動である習慣によって運動が実現されていくとされることが挙げられる。

②目的志向的に機能するシステムの運動はある種の事態を実現させるような形で機能する統御過程を含むが、この統御過程の性格についてもその人間観からいくつかの性格が帰結する。そもそも、時間のかかる統御過程を通じた改善が必要なのは、人が望んだ事態を即座に生むような力を持たないからであった。そうした力を持たないが故に、生み出された人や物の行動・振る舞い対して、未来において同種の条件を満たす状況でその振る舞いが生み出されることを促進ないし阻害するような形で働きかけるような統御の形式をとらざるを得ない。よって、一定の条件下で特定の行動が遂行されること、或いは回避されること、このどちらかの事態を帰結するような形でしか統御が機能することはない。こうした機能を適切に組み合わせることで目的とされる事態を実現していく他ないのだ。

そのような限界を持つものの、統御過程を集団で組織的に遂行することや、そうした統御過程のあり方を改善するための（メタ）統御規則（適切な未来の見通しに基づいた統御過程を実現させていく知識を生む科学的探究の統御規則など）を獲得することで、目的追求過程を実効的に展開する余地があると考えられていることも先述した通りである。システムの運動に影響を与えるような周囲の人や物に働きかけて、システムの目的の実現に資するような（あるいはそれを妨げない）形でそれらが運動するように統御する必要があるわけだが、人や物がどのような状況でどのような振る舞いをなすかについて予想するためのモデルを構築し、目的実現に資するような働きかけを生み出す習慣を獲得することで、そのような統御のあり方は改善しうる。経験を通じた仮説形成と集団的検証の過程を経て、

望ましい習慣形成について適切な洞察を与える理論の獲得を目指すことができるからだ。

③第三に、目的志向的なシステムの目的に関する立場について。人に可能なのは統御過程を通じた未来の運動の実現のみとされるため、人は、特定の時間・場所で具現化されうる運動の実現を目指すことしかできない¹⁴⁴。他方、人間は、自身がどのような事態を価値づける（目指す）習慣を持っているかについて反省し、その習慣を統御的に改良していくことができる。このように、不変の目的が与えられず、既得の目的を状況や認識に応じて改良していく余地がある存在として人間は捉えられているため、人によって構成される目的志向的なシステムの運動についても、目的は統御的改良の余地を持つものとなる。ただし、目的の統御的改良は、目的志向的なシステムの運動としての同一性が維持されたままなされる限りにおいて組織的な運動として持続的な効果を発揮するのだから、個人が目的を統御的に改良する自由度に較べれば、比較的自由度は小さいとすることはできるだろう。

続いて、コモンズが目的志向的なシステムの運動の性格を捉える為に新たに持ち出してくる概念区分について説明する。大きく3つの区分を挙げることができる。

①第一に、コモンズは全体を構成する要素をその時々全体の運動過程における重要度から制限要素・補完要素に区別した。運動過程が結果を生むにあたって、それが関わる効果が十分でないような要素が制限要素であり、制限要素の不足によって相対的に効果が過剰となっているような要素が補完要素である。状況に応じてその運動過程で何が制限要素になるかは変わる。このような区分を持ち出すのは、目的志向的な運動過程においては、未来の運動を阻害すると予想される制限要素の問題を解消することが重要だからだ。実効的な目的追求の為に、未来の見通しに基づいて、その状況における制限要素を把握し、その不足を解消するべく、外的環境との相互作用や内的資源の調整の過程を統御するために今なすべき行動を選択する必要があるとされる（Cf. IE p.89, p. 698）。

②第二に、目的志向的なシステムにおける統御の性格区分について。コモンズは、集団によって構成される目的志向的なシステムにおいて、統御的に機能する形で規則だてて展開されるような集団行動を制度と呼ぶ¹⁴⁵。そして制度は、統御における制裁・褒賞の種類、統御の安定性の多寡、統御の組織度合によって区分することが有効だとされる。

まず、人の行動を統御する際に用いられる制裁や褒賞の種類として、物理的な力・経済的な力・道徳的な力の3種を区別する。物理的な力による統御は暴力的介入（への恐怖や希望）による統御であり、経済的な力による統御は、経済的な機会を失うこと（への恐怖）やそれを得ること（への希望）による統御であり、道徳的な力による統御は、非難されること（への恐怖）や賞賛されること（への希望）による統御である（LFC p.64）。この区分は、あらゆる統御過程をどれかに分類できるようなカテゴリーではなく、実際の統御過程

¹⁴⁴ 時間や場所と切り離された永遠で確実な何かを目指すことができないと認めることはデューイの倫理学説における重要な出発点であった（Cf. Dewey[1929]）。

¹⁴⁵ 制度とは、「個人の行動を制約し、解放し、拡張する集団行動」（IE p.73）であり、集団におけるワーキングルールとして働く（IE p.80）。なお、本稿でいう目的志向的に働く統御的なシステムの運動は、集団的でない個人の自己統御的習慣形成を包括する点で、より一般的規定である。

では、これらの力はしばしば組み合わさって用いられている。この区分が重要な理由の一つは、特定の時代・場所における社会の様相、いわば目的志向的なシステムの生態系の性格を把握する上で有効だからだ。コモンズは、暴力を伴う統御行動が恣意的な形で生み出されるために所有権が確立されていないような社会においては、経済的な機会について安定的な期待を形成することができないため、経済的な力による統御の成立は困難だと指摘しており（LFC p.63）、自身の制度経済学を、暴力の行使を伴う統御が調和的な法諸規則に従うような形でのみ運用されることが目指されるシステム（主権国家など）が成立しているような社会の分析に有効な概念を含む形で、展開している¹⁴⁶。

続いて、統御の安定性の多寡に基づく区分も重要である。ある統御的行為が選択されたとしても、それが意図する内容（どういう事態が目指されているのか、その為にどういう状況でどういう統御的力が働くのか）が不明瞭であったり、統御的行為の効果が認知されなかったりすれば、その統御的行為が実効的に機能するのは困難である。統御的行為の内容が明確化されれば、その統御過程が生む効果に対して安定した期待を持つ余地も大きくなる。また、多くの個人が統御的行為の効果を認知して、その知識を自身の習慣形成過程に取り入れるようになれば、一定の種類の手態を生み出すシステムが安定的に機能するようになる。実践された統御的行為が規則的に発動する安定的な制度となるには、統御内容が明確化され、それが周知されて受容されていくことが必要である。例えば、裁判所により、適用条件や内容が曖昧な条文（統御規則）の意味が明確化されたり、新たに認知された問題への対処の仕方として特定の慣習が適正なものとして選択されたりして、その決定が未来の適法的な統御のあり方を決めるうえで無視できない判例とされる（受容されるべきものとして権威づけられる）ことで、安定した統御規則として制度化しうる（IE p.709）。

さらに、制度は統御の組織度合によっても区分される。これは統御過程において統御的効果を持つ行動がどの程度組織だって生み出されるかによる区別だ。力を持つ一部の構成員が中心となり組織だって展開される高度に組織化された中央集権的な統御システムから、集団の各構成員の行動が少しずつ生む統御的効果が緩やかに結び付けられることで全体として一定の種類の手態を生むような統御システムまで多様である（IE pp.709-710）。

組織化された形で統御的な集団行動を生み出していくシステムは、ゴーイング・コンサーンと呼ばれ、組織的でない集団行動を含む慣習概念と区別されているようだ。典型的な慣習としては、例えば言語の使用が挙げられる。人は言語の使用方法について教えこまれ、その慣習を自身の習慣として内面化していくが、殆どの言語共同体では、新たな言語的慣習を決定する役割や言語的慣習からの逸脱を統御する役割が決まった人々によって担われているわけではなく、誰かが生み出した有効な概念が広く模倣されていくことで新たな慣習が獲得されたり、コミュニケーションの中で適宜言葉遣いが是正されたりするような形で慣習が再生産される。新たな統御規則の決定や統御過程の履行などの役割が、決まった

¹⁴⁶ 宗教や学問が、物理的・経済的な力の行使とどれほど切り離された形で統御されているかも、社会の質的差異を画すると言うことができるだろう。（LFC p.64, IE p.708）

人々によって組織的になされるような性格が弱いのである。他方で、ゴーイング・コンサーンの場合は、新たな統御規則を決定し統御過程を履行する力が強く (IE p.710)、それらの役割を担う役人がいるような形で組織されていることが多い (誰がそれを担うかは変化する) ¹⁴⁷。例えば、現代社会では国家、株式会社、宗教・文化団体、家族など様々なシステムがゴーイング・コンサーンとして運動している。なお、言語使用の慣習についても、それを標準化する役割を担う機関を設置して公教育等により統御過程を履行することで、ゴーイング・コンサーンとして組織化される余地がある。

③第三に、(コモنزが目的志向的なシステムの運動の性格を捉える為に持ち出す三種類目の概念区分として、) 目的志向的システムの 5 つの運動原理 (principle¹⁴⁸) が挙げられる。

コモنزは新たな統御的行為の選択を意志に基づく統御 (volitional control) と呼び¹⁴⁹、成立している規則 (working rule) に基づく統御過程と区別しているが、目的志向的なシステムの運動形態がこれらの統御のあり方によって決まっていることは、ここまでの説明から明らかだろう。意志に基づく統御と成立している規則は、いわば、それぞれ目的志向的なシステムの運動の現象形態 (結果) であり、システムの運動の内実はこれら二つの運動原理のあり方で決まっている。意志に基づく統御では、注意に基づいて制限要素を見つけ出し、それを解消することが目指される。成立している規則に基づく定型行動 (routine transactions と呼ばれる) に引き続き委ねられる部分を画定し、新たに制限要素を解消するための戦略的な行為 (strategic transactions と呼ばれる) を生み出す (IE p.698)。限られた注意力しか持たない人間の運動によって構成されるシステムの機能が持続するのは、制限要素が限定的で、その運動の多くが既得の定型行動に委ねられる場合のみであり、制限要素が多すぎて対処できないレベルになればシステムは崩壊する。(Cf. IE p.90)。なお、組織的なゴーイング・コンサーンの場合、役人によってなされる意志に基づく統御による選択は、成立している規則の変更を帰結する。組織的でない慣習の場合は、成立している規則に基づく統御の再生産が慣性的になされるために (組織的な再生産抜きに再生産されるのはそのためであるが)、意志に基づく統御が即座に効果を生むのは困難であり、慣習を受け入れている者の多くが意志に基づく統御によって習慣を変更する必要がある。

そして、それらの統御のあり方を決める原因を構成する根本的な運動原理として、彼は未来性 (futurity) を挙げている。目的志向的システムの運動は、「予測し、待機し、リスクを取り、計画する」(IE p.104) 契機を含んでいるため、未来についてどんな期待をもっているか、持つことができるシステムになっているかがその運動形態に大きく影響する。

¹⁴⁷ 可能なコミュニケーションの形態によっても、新規の規則を決定しそれを履行させる力の大きさは変化する。例えば、文字の獲得、ICT 技術の発達などは統御の性格に大きく影響する。

¹⁴⁸ 運動の性格を規定している原因・結果・目的などの要素のこと。

¹⁴⁹ 意志は、実現可能な選択肢・機会からの確定の契機を含む形で働くとされる (IE p.88)。意志は新規の因果力を生むか生まないかを決定するもの (will-in-vacuo) ではなく、因果力によって規定されている実現可能な行動の中から一つの行動を実現させていく運動過程の中にあられるもの (will-in-action) であるとされている。(Cf. LFC pp.69-72) こうした形で意志の「自由」を否定しつつ意志の自由を認めるのはデューイと共通している (Cf. Dewey[1922]Ch.25)。

システムの運動に関わる物や人についてどのような期待を持つことができるかが、運動のあり方を決める原因を形作るのである。

さらに、目的志向的システムの運動のあり方は、目的の実現に対する効率性 (efficiency) を高めるように (他のシステムの運動に妨げられずに自由に活用できる) 資源の使われ方が決まる部分がある。システム内の資源利用の効率性は、資源を目的の実現に対して効率よく利用することができるかは、習慣・慣習・制度といった形で保持される技術によって決まるため、他のシステムのあり方とは無関係に決まる運動原理 (目的) である。

そして最後に、他のシステムとの関係によって決まる部分として、自身のシステムが活用できる資源 (人や物の運動) を他のシステムのどのような資源と交換できるかが目的志向システムの運動のあり方に関わる。目的の実現に必要なだが他の運動体が所有する (それを運動に活用することが規則で認められている) 資源をどれほどの対価で獲得できるかは、ある時間・場所において、どんな対価を条件にどれほどの量の資源が供給されているかと、どんな対価を条件としてどれほどの量の資源が需要されるかとの関係によって定まる、希少性 (scarcity) によって決まる。目的志向的システムの運動のあり方は、他のシステムと資源を相互活用する局面も考慮に入れて展開される場合 (社会ではそれが通常だが) には、(希少性の高い財の生産や、供給を制限して希少性を高めること等が目指され、) 希少性も重要な運動原理 (目的) となる¹⁵⁰。

これら 5 つの運動原理は相互に影響を及ぼしあうような相互関係にある。例えば以下のような関係を指摘できる。成立している規則は意志に基づく統御の実行性を規定しているが、意志に基づく統御は新たな統御行為を生むことで、成立している規則のあり方を変容させる。統御のあり方が変更されるのは、効率性や希少性を高めることで目的を実現するためである。未来への期待のあり方が変われば、効率性や希少性を高めるための手段も変わり、結果的に統御のあり方も変わる。他方で、例えば法システムが確立されるように、関連する統御主体の成立している規則や意思に基づく統御のあり方が安定することで、未来の統御のあり方への確信的な期待を持てるようになる側面もある。法システムのように影響を及ぼし合う他の組織・システムの統御のあり方が変化すれば、希少性にも影響が及ぶことになる。未来への期待のあり方は、科学的探究のための統御規則が確立することで有効な知識が増えていく等、成立している規則や意志に基づく統御の変化を通じて変わっていくことも多い。

このような形で、コモンズは分析単位としている目的志向的に機能する統御的なシステム・組織一般の運動について、それに関わる要素を抽出し、その相互関係を弾力的に把握しているのである。

¹⁵⁰ コモンズは、運動がシステム内で決まる側面と他のシステムとの関係で決まる側面の区別を重視しており、前者における効率性を高めるような運動を Going Plant、後者における希少性を高めるような運動を Going Business と呼んで、両者を Going Concern の重要な要素とした。

7-3. 取引によって形成される社会関係

<社会的統御によって確立される社会関係>

コモンズは、利害の衝突を裁定する法的システムが成立している社会の分析に有効な、法的システムにより担保される社会関係についての概念を提示している¹⁵¹。

統御が行動の遂行ないし回避を帰結するような形でしか機能しえないことは先述した。法的システムもまた、各種の制裁を駆使し、統御対象となるシステムが特定の行動を遂行すること（performance）ないし、回避すること（avoidance）を選択するように力を働かせる。

そのため、法的システムが生み出す力場の中で、法的な統御の影響を被る運動主体の間で法的力により成立する関係は大きく 2 種類に分類できる。特定の行動を遂行するように法的力が働いていることによって成立する関係と、特定の行動を回避するように法的力が働いていることによって成立する関係である。

前者において、法的力により遂行するように促されている特定の行動は、義務（duty）と呼ばれる。ある主体が義務を持つことで、他の主体はその義務の履行への安定した期待を持つことができるようになる。他の主体の義務によって、法的力により担保される義務の履行に対する確信によって他の主体に可能になる運動は（その主体の）権利（right）と呼ばれる。このように、行動の遂行を促すような力によっては、権利-義務関係が生じる。

義務ではない行動の遂行については主体の社会的自由（liberty）に委ねられる。この社会的自由は、法的力場（法によって生み出されるある種の事態を生むように機能する統御的力が働く場であり、どのような統御的な集団行動が生み出されうるかが場所によって決まるような場）において、他の主体が特定の行動を遂行するように強制するような行動を回避するように統御的な力が働くことで安定的な運動の可能性すなわち機会（opportunity）として担保されたものである。（義務ではないあらゆる行動を遂行する機会を主体が持つわけではない。法や慣習などの制度によって遂行しうる行動は決まる。）ある主体の自由が認められていれば、どのようにその機会が活かされたとしても、他の主体は（特定の行動を強制する行動を回避せねばならない以上）その影響を被ることを受け入れなければならない¹⁵²。つまり、法的力によってその影響から保護されることは期待できない状態に置かれるのである。このように、行動の回避を促す力によっては、主体の間に社会的自由-無保護（exposure）関係が成立する。

他方、統御的システムが生み出す力場の中で、統御の影響を被るものとしての運動主体と統御をなすものとしての運動主体の間にも、法に担保される形で関係が成立する余地がある。これは例えば、憲法によって立法・司法・行政に関わる運動が統御されているような国家において成立する関係であり、法（例えば憲法）に担保される形で、法的力の影響

¹⁵¹ 必ずしも物理的な力による統御を伴う法的システムに限定する必要はなく、あらゆる形態の力により裁定的に機能する統御一般について同様の社会関係を考えることができるだろう。

¹⁵² 影響を被る他者を慮って自制する（forbearance）余地はあり、主体の選択に委ねられる。

を被る主体は統御を履行する主体の運動に対して一定の期待を持つことができるようになる。

①被統御主体が義務を持つとき、統御主体はその義務を履行させる形で法的力を行使する責務 (liability) を持つ。このとき、義務を持つ被統御主体は義務を果たさない場合に及ぶ法的力による制裁についての期待を持つことができる。②被統御主体が権利を持つとき、統御主体がその権利を保障する形で法的力を行使すること (power) ができる。例えば、義務を履行しなかった主体の財産を没収して制裁を加えて権利を持つ主体の損失の補填にあてるような処置をなすことができるのであり、被統御主体は法的力によるそのような権利の保護を期待することができる。③被統御主体が社会的自由を持つとき、統御主体は義務を履行させる形で法的力を行使する責務から免除 (immunity) される。このとき、被統御主体は社会的自由を侵害する行為を制裁する形で法的力を行使することのみ期待することができる。④被統御主体が無保護状態に置かれるとき、統御主体はそれを保護する形で法的力を行使することができない (disability)。このとき、被統御主体は法的力による保護を期待することはできない。安定的な規則に基づいて運用される法によって構成される力場の中では、法的統御主体と被統御主体の間に、これら 4 種の関係が成立することになる。

なお、以上の説明からも明らかのように、法によって担保される全ての社会関係は、将来の運動に対する安定的な期待を持つことを可能にする。これらの関係によって期待通りの運動を実現させることができるかどうかは、法の意図をどれほど明確に認知しうるか、どの程度周知されて受け入れられているか、法的統御の履行を司る役人の力はいかほどか、といった点に依存する。

<新たに社会関係を結ぶ取引>

社会において個人や組織等の各運動主体は、相互に影響を及ぼし合う形で存在している。とはいえ、当然どれほど影響を受けるかは、個別的な位置で生み出される因果的な効果の及ぶ距離や効果が媒介されて伝わるような環境にいるかといった点に依存している。この点は、物質であれ目的志向的なシステムであれ共通している。

だが違いもある。生成的性質が安定している物質との相互作用においては、その物質の生成的性質を踏まえて、その影響を受け入れて適応するか、あるいはその物質の影響を遮断する、遠ざける、加工する、破壊するなどの処置を通じてその影響の仕方を変えるかしかできない。他方、目的志向的に機能するシステムの影響については、コミュニケーションによって相互の未来の運動のあり方について交渉するという形で関わる余地がある。つまり、コミュニケーションを通じて相手の意志に基づく統御や成立している規則の内容や期待の持ち方を知り、相手が認識していない事実について知らせることで、それらのあり方を部分的に修正することの妥当性を説く形で働きかけることで、その運動のあり方を変えようとするのが可能な場合がある。

そのような交渉の過程を経て、新たに先述した社会関係を結び結ぶ運動過程が取引である。取引によって社会関係が実現されることで、法的システムのように他の主体の運動へ

介入する（つまり統御主体と被統御主体が一致しないような）形で裁定的に機能するシステムによって形成される社会的統御の力場の中で、他の主体の運動について安定的な期待を形成することが可能となり、各取引主体は目的追求をより実効的になす余地が生まれる。

コモنزは、取引を契約取引（bargaining transactions）・経営取引（managerial transactions）・割当取引（rationing transactions）の3種に区分している。この区分がどのような事実を反映しているかについては曖昧で、複数の解釈の余地があると思われる。取引主体の目的の関係性に応じた区分としての解釈と取引が生み出す社会関係の形式による区分としての解釈だ。まずは前者に即して区分を説明しよう。

取引主体間のコミュニケーションを通じた交渉は、まず、双方の目的が同じである場合と異なる場合に区分できる。そして、目的が異なる場合については、さらに、相互に相手が欲しているものを提供することで協力することができる場合と、そのような協力はできないが相手の運動から不利益を被らないために関わり合いを持たない場合と、相手の運動から不利益を被る為に利害の衝突を解消する必要がある場合に分けられる。そして、社会的関係を確立することで目的追求過程を改善できるのは、①双方の目的が同じ場合、②双方の目的が異なり、かつ協力できる場合、③双方の目的が異なり、かつ利害の衝突の裁定が必要な場合の3つである。それぞれのケースで社会関係を結ぶ取引の種類は区別することができ、①の場合は経営取引、②の場合は契約取引、③の場合は割当取引となる。よって、この区分は重複も漏れもない包括的な区分とすることができるという解釈である。

契約取引は、異なる目的を追求する主体間の協力をもたらす社会関係を生むので、新たな双方向的な権利-義務関係を生むことになる。他方、割当取引は、利害の衝突を裁定する統御主体が各被統御主体に対して一方向的に新たな権利-義務関係や社会的自由-無保護関係を生む。そして、経営取引では、共通の目的を追求するべく運動を展開するうえで双方がいかなる役割を果たすかを定めるような形で社会関係を結ぶことになる。作業が重複しないように分担するべく上位の決定主体が命令するという形で社会関係を結ぶのが目的追求の実効性を高める上で有効な場合もあるだろうし、同じ課題に切磋琢磨して競争する形で取り組むのがよい場合もあるだろう。だが、コモنزの経営取引の説明は前者のケースにのみ該当するものとなっている。このように、取引主体間の目的の関係性からの取引の区分の解釈は、その包括性を明確にできる反面、コモنزの説明との整合性という観点でいうと収まりの悪い部分もある。

他方、取引が生み出す社会関係の形式による区分としての解釈では、主体の間に新たに双方向的な権利-義務関係を生む（多くの場合、同時に新たな社会的自由-無保護関係も生む）のが契約取引であり、新たに一方的な権利-義務関係や社会的自由-無保護関係を生むのが割当取引である。そして、法的に決まる権利-義務関係においては裁量（discretion）の余地が残るため、それを解消して義務を持つ主体が履行すべき義務の具体的内容を決めるのが経営取引であると解釈することになる。

契約取引では、それぞれがもつ資源を相互に活用するべく交渉がなされ、結果的に新た

に双方向的な権利-義務関係が生み出される。自身の持つ社会的自由を制約を課して相手の為に運動する義務を負ったり、自身の持つ社会的自由や権利を相手に譲渡する義務を負ったりすることを双方が約束し、法的に担保された新たな関係が成立することで成就する。典型的なのは、商品の売買交渉であり、商品の所有権を譲渡する義務および将来の商品の引き渡し義務と、対価の所有権を譲渡する義務と将来の対価の引き渡し義務とをそれぞれが新たに負う形で、売買契約が成立する。社会的自由や権利の譲渡は物理的運動を要さない法的関係の変化なので法的要件の成立と共に履行される。他方、物理的な引き渡し義務は履行に時間を要する。資本主義社会では、物理的な引き渡し義務の清算を伴わない形で法的関係を次々と変化させることで資本の回転率を上げるような金融技術が発展してきたため、両者の過程を区別することは重要である（Cf. 寺川・柴田[2013]）。

契約取引で獲得が目指される資源は、（幾分か条件の違いを含むだろうが）複数の主体によってもたらされる余地がある。そのため、双方が自身の手放す社会的自由や権利の対価についてどのような機会を持っているか、それを手放すことをどれくらい保留する余裕があるか（契約交渉力 *bargaining power*）といった要素によって、契約取引の結果は影響される。

また、契約取引でどのような社会的自由や権利が交換される余地があるかは、制度に規定されている。法や慣習のあり方によって取引可能な社会的自由や権利の内容は変わるし、例えば証券化商品の売買のように、義務の履行を期待できるようにする形で法的統御がなされていなければ契約取引の成立は困難な場合も多いからだ。

つまり、契約取引は、制度のあり方に影響される形で交渉の場において表れる需給のあり方によって決まる「制度的希少性」(Commons[1936]p.243)に司られる形で展開される。

契約取引は、異なる目的を追求しているシステム間での相互依存関係を実現するものであるから、契約取引のあり方に影響を及ぼす制度のあり方に応じて、どのシステムの運動が便益を得るかが変わってくる側面がある。よって、契約取引を巡る制度構築には倫理的問題が関わらざるを得ない。実際に、交渉の機会が不平等に与えられるような形で取引がなされることを適正と認めるべきか、競争相手に打ち勝つためのどんな交渉手段を適正でないとするべきか、契約交渉力が違いすぎる主体間の取引を適正と認めるべきか等の倫理的な問題点について法的裁定が下されてきた事実が指摘されている（IE pp.62-63）。

他方、経営取引は、権利-義務関係において残る裁量の余地を解消し、義務の具体的内容を決める意思決定過程であり、結果的に権利-義務関係のあり方を確定させることで法・制度的力場を変容させると解釈される。基本的に、権利を持つ主体はそのシステムの目的実現における効率性に照らして履行される義務を決定して指令を与える。そして義務を持つ主体はそれに従う形で義務を履行する（Cf. IE p.64）。例えば、雇用契約を結んだ労働者がなすべき業務を経営者が決定したり、売買契約で成立した商品の引き渡し義務について工場の適切なスペースに設置する形で履行するよう求めたりするような取引である。

経営取引において義務を負っている主体もまた自身の目的を追求する運動体であるから、

義務の具体的な履行形態の決定に自身の都合を反映させようとする側面も持つ。なので、経営取引は、両者が長期的に同様の関係を結ぶことを志向することになるかどうかや履行させるためのコストなど諸々の条件から決まる両者の力関係によって内容が決まる部分がある。コモنزがこうした側面について論じずに、命令と服従の関係として経営取引概念を論じているのは、新たな法的社会関係を生むことで法・制度的な力場のあり方を変容させる過程として取引概念を捉えていたからではないかと思われるが、彼が展開した理論で正面だって扱われていない側面についての議論は適宜補完されるべきだろう。

経営取引もまた同様に、どのような形で義務を履行させるのが適正でないのかについて倫理的問題を生む余地がある。例えば、労働力の酷使を許す労働契約など、契約取引で譲渡されるべきでない義務の明確化が、そうした形で帰結してきた。

割当取引は、新たな統御規則すなわち統御主体と被統御主体の間に一方的な権利-義務関係や社会的自由-無保護関係を成立させる規則を生み出す取引である。嘆願や議論を通じて、被統御主体に便益や負担を割り当てる権限を持つ人々の間で合意が目指される。

新たに生み出される統御規則には、国家によって制定される法だけでなく、企業間で結ばれる協定やシステム内で採用される規則も含む。例えば、課税負担の決定、法律の公布、司法判断の成立、カルテルの締結（価格カルテルならば協定を結んだ企業は一定以上の価格で売る社会的自由を獲得する）や取締役会における次年度事業予算の決定などが挙げられる。

各主体への便益や負担の割り当てを決める割当取引が倫理的問題と関わることは言うまでもないだろう。契約取引や経営取引の適正化も、割当取引を通してなされる。関連する事実を詳らかにしたうえで、原告・被告の言い分や過去の判例の言い分などへの適切な重みづけのあり方について判事の合意形成を目指す最高裁判所の適正な法的手続き過程は、倫理的論点を加味して公的に適正とされる運動のあり方を決める割当取引の典型とされる。

なお、このような解釈にたったとき、取引の 3 分類が、異なるシステムが新たな法的関係に入る過程として、重複も漏れもない分類であるかについては疑問の余地は残る。新たに結ばれる関係は一方的であるか双方向的であるかのどちらかであり、関係が一方的である場合は、既に成立している関係を具体化する経営取引か、新たに関係を生む割当取引で尽くされている¹⁵³。他方、双方向的に結ばれる場合については、契約取引の要件となっていると思われる双方向的な権利-義務関係の成立を伴わない、双方向的な社会的自由-無保護関係が成立するような取引が論理的には考えられる。双方がそれぞれ特定の行動の遂行を回避することについて合意するべくなされるような取引の分析を補完する必要性について検討する余地はあるかもしれない。ただし、政治経済学の分析対象として重要なこの種の取引は、例えば価格を一定以上に引き下げること回避することに双方が合意する協定のように、その種の社会関係が成立すると同時に一方的な社会的自由-無保護関係の成立を伴うものに限られるため、割当取引概念で事足りるのかもしれない。そうだとすれ

¹⁵³ 自由-無保護関係は具体的な行動の遂行を伴わない為、行動内容を確定する余地はない。

ば拡張の必要性は低いと言えるだろう。

コモンズの議論の解釈としてどちらが妥当といえるかについてこれ以上踏み込むつもりはないが、社会における形式についての理論を構築する上では、前者の解釈の方が包括性が明確になっている為、望ましい。

本節の議論をまとめると、以下のようなになる。コモンズの制度経済学理論においては、様々な目的を追求する統御的運動主体が相互作用する社会において、他の主体の運動に関する安定的な期待を形成することができるように取引を通じて社会関係を構築することで目的追求の実効性を高める余地があること、そして、主体間の目的の関係性によって社会関係をもたらす取引は3つに区分することができることが明らかにされている。

7-4. システムの統御的運動に即して定義される価値について

コモンズは、統御（制裁・褒賞）の対象となるような行為が生み出されると集団行動が発現するような形で法や慣習などの制度の力が働く、制度的力場としての社会においては、社会関係のあり方によってそれぞれの目的志向システムが価値づける目的の実現過程が大きく左右される事実を看破していた。その為、人と自然との関係から決まる生産過程の条件や消費過程の条件たる効用概念のみから価値を論じる既存の経済理論を批判し、人と人との関係たる制度が及ぼす影響を加味した価値論の必要性を説いた。（Cf. IE pp.84-87, Commons[1936]）

目的志向的なシステムにとっては目的実現に寄与する物や人の運動が価値を有するので、「財産とは、自然や他の人々とやり取りするうえで、意志にとっての有益な運動に他ならない」（LFC p.28）とされる。そして、財産の所有権（ownership）は、財産を活用して（何らかの目的に照らして有益たりうる）運動をうむ権利や社会的自由をもつ法的な社会関係に置かれることで成立する。

各システムの設定する目的（コモンズは人間価値（human value）と呼ぶ）の実現過程に寄与するような形で物や人が有効な運動を生むと期待されることで、それらの所有に帰属される道具的価値（instrumental value）が、使用価値や交換価値（取引価値・（制度的）希少価値）である（Cf. LFC pp.38-39, IE p.86, p.104）。「使用価値とは、生産や消費といった人の活動において生み出される物の期待される振る舞いである」（LFC p.25）とされ、それをシステム内で利用する際には、目的実現に寄与すると期待される物や人の運動のあり方である使用価値が考慮されることになる。他方、「交換価値とは、売ったり買ったり貸したり雇用したり借りたり債務を支払ったりする際の人間の期待される振る舞いである」（同上）とする。この簡潔すぎる描写でコモンズが含意しているのは、財産の交換価値すなわち契約取引によってその財産の所有権の譲渡と引き換えに得られる対価¹⁵⁴、その取引の

¹⁵⁴ コモンズが生きた社会においては、様々な財産の交換価値が共通の尺度ドルで評価される。コモンズは貨幣に関わる議論も精力的に展開しているが、ここではあらゆる社会に普遍的に妥当する抽象的な形式についてのみ扱っているため、それについては扱わない。

履行に関わるあらゆる集団行動やそれに統御される形で生み出される交渉相手の（財に関する偽りの情報を伝えない等）適正な契約交渉を行う義務の履行や、最終的な契約相手の契約義務の履行などに関する期待によって決定されることである¹⁵⁵。

財産の交換価値が法制度によって規定されていることを見逃してしまうと、有体財産とその所有権を混同する過ちを犯してしまうとコモンズは指摘する。目的志向的システムにとって価値があるのは、必ずしも物理的な有体財産である物質的富が手元にあることではなく、将来の有体財産の活用に関わる権利や社会的自由という法的に担保された資産を有していることである。それゆえに、彼は権利や社会的自由を持つことの価値が反映される形で財産概念を拡張する。義務の恩恵を享受する権利を持つことで得られる価値に相当する財産は無体財産（例：債権）と、社会的自由をもつことで得られる（交換）価値に相当する財産は無形財産（例：特許）と呼び（LFC p.19）、それらをシステムが所有する交換価値の重要な構成要素とするのだ。例えば、法制度の整備によってある財産（例えば、企業の所有権）が譲渡性を持った場合、その財産の所有者はその財産を市場で売買する社会的自由を持つことになり、無形財産としての価値（例に即せば、のれん）が資産に加わることになる。

このように、コモンズの価値論は、各種システムの統御的運動やシステムが相互に結んでいる社会関係によって決まる社会的力場のなかで、どのような運動を独力で、あるいは、他のシステムと協力して、展開する余地があるかという点により、そのシステムにとっての価値が決まるという一般的な形式を反映した価値論となっている。

ところで、人は、複数の統御的システムに属し、その運動に貢献することができるのであった。そのことは、人が複数のシステムに価値を見出して、その運動のあり方についてコミットする余地があることを意味している。以下では、人がある対象のあり方を価値づけてコミットするとき、その対象をコミット対象と、そして、そのあり方をコミット内容と呼ぶことにしよう。つまり、人は複数のコミット対象について関与することができるといった表現がなされることになる。さて、コミット対象となる目的志向的システムは、何らかの事態の実現を価値づける形で運動を展開しているわけだが、コミット内容がそれと整合しない場合には、コミット主体は意志に基づく統御によってそれを変えようとすることになる。このようにコミット対象の運動の望ましさについて反省するとき、その運動は必ず対象化されざるをえないので、反省的思考においては、コミット対象が主体としてその時点で見出している価値ではなく、コミット対象について見出されるべき価値の内容を考えていく必要がある。このようにコミット対象を軸に価値のあり方を考えることのメリットの一つは、個人とは異なる単位の集団的組織の運動がコミット対象となりうる以上、そうしたシステムについての価値について考える必要のあることが明確になることである。

¹⁵⁵ 使用価値と交換価値は将来の運動に対する期待に依存する部分を持つ。また、現在の行動を選択する際には、異時点の将来で期待される運動の価値を比較する必要も生じる。（IE p.86）

上記のような記述枠組みを採用すると、コミット対象となるシステムについての価値は、そのシステムについてのコミット内容に照らして、どれほど有効な運動を展開できるかで決まるとするのが、コモンズの価値論の特徴だということになる。裁定的に機能する法的システムといった制度についても、それが価値づける社会の状態やそれを実現する統御のあり方に照らして有効な運動を展開することが価値とされるわけだが、そのような制度のあり方をコミット対象として、それをより良いものへと改良しようとすることもできる。そして、その場合、その制度が機能する領域としての社会の単位について定義される価値、すなわち社会的価値を問題としていることになる。

このように、社会という単位の意味決定主体が存在せずとも、社会のあり方はコミット対象となりうるものであり、社会的価値の問題は重要な課題とされる余地がある。科学技術や制度の発展に伴って個人の行動の影響がより大きく広範囲に及ぶようになっており、法システムも多くの国家単位で整備されている現代社会において、社会的価値の問題は実際に重要である。

コモンズは、適正な（交換）価値（reasonable value）を実現するべく市場制度のあり方を改善する方法についての洞察を与えることを制度経済学理論の大きな課題として位置付けて、様々な議論を展開している。共産主義や全体主義のように一部の権力を持った主体が割当取引を通じて受益や負担を一方向的に設定して配分するのではなく、様々な主体の自発的な契約取引に委ねれば適正な交換価値が実現されて社会的な価値が毀損されないような事態が実現されるように、交換価値の尺度となるドルの価値を安定させる制度や各個人・組織の交渉力を均等化する制度を初め、各種制度を様々な主体の知恵を借りる形で構築しようとした¹⁵⁶。コモンズは、そうした形で、国家の法システムによって支えられる市場制度が機能するアメリカ社会について定義される社会的価値（public purpose, public value）の問題に取り組んだのである¹⁵⁷。

7-5. 小括：社会における形式についての基礎的哲学理論

ここまで、コモンズの制度経済学理論が内包している社会における形式的真理についての仮説の内容を説明してきた。

それは、統御規則に自覚的に従う自己統御的な習慣形成過程を経なければ目的追求過程を意識的に改善できない人間が相互に影響を及ぼしあって成立している人間社会において、（個人ないし）集団によって構成されるシステム・組織が、特定の種類の性格を備えた事

¹⁵⁶ コモンズが展開したそのような議論の現代的意義については、北川[2015]を参照のこと。

¹⁵⁷ ハイエクはアメリカ制度学派を社会の細部まで設計できると考える設計主義的思想の系譜に位置づけて批判しているが（Hayek[1952]邦訳 pp.120-121）、知性の限界を認識しながら知性による漸進的な社会改良を是認するプラグマティズムは、知性の限界を無視して社会の細部まで制御し尽くすことができると考えて専門家によって運用される計画経済を是認する社会設計主義とは異なる。そのことはコモンズが制度改良によって目指すのが、具体的な資源の配分ではなく、交渉取引を通じた資源配分を司るルールをより適正と考えられるものにする点に表れている。

態が実現されるような目的志向的な形で統御的に機能する運動を展開することに着目して、そのようなシステムの運動が満たす様々な形式について扱う理論であった。それが社会における普遍的な形式を扱っていることが明確になるような形で内容をまとめておこう。

<統御的システムの諸形式>

まず、そのような統御的システムは、そのシステムを構成する人間の特徴を反映して、①無批判的に作動する定型行動、②定型行動のあり方を意志に基づいて知的に統御する機能、③それ自体反省されたとき統御されて変わる余地のある目的とを持つことが認められた。これはあらゆる統御的システムが備える基本的な性格である。

続いて、統御的システムの統御的機能がいかなる形式で実現される余地があるかについての区分が示された。①統御の機能を支える制裁・褒賞の種類としては、物理的力・経済的力・道徳的力に区分でき、それらを単独ないし結合して用いられるとされた。②統御規則がどれくらい明確にされているか・どれくらい周知され受容されているかによって決まる統御的機能の安定性によって区分が可能であるとされた。③システムの運動が中枢を通して決められているか自律的に展開されているかという組織度合による区分が、統御過程を知性的に改良することの難易度に関わるとされた。

さらに、統御的システムの運動原理として、所与の目的実現のために目指されるのが、①システムが単独で所有している資源を目的実現に活かす効率性と、②保有する資源と引き換えに他のシステムから引き出せる協力を最大限にするべく、資源の希少性を上げることである。そして、それを目指す選択の原因となるのが、③関連する様々な要素について、いかなる期待を持っているかという未来性である。そして未来の見通しを踏まえた選択の結果として、④成立している規則に任せられる部分と、⑤意志に基づく統御によって改良される部分が決まる。実際の統御的運動は、両者が結合される形で進展することになる。そして、これら 5 つの運動原理は、相互に関連しており、一つのあり方が変われば別のもののあり方も影響を受けて変化するという形式で機能していることが指摘された。

目的実現の実効性をあげるための手段すなわち 2 次的な目的を、システムの運動の効率性を上げることと、その資源を活用する社会的自由と引き換えに他のシステムから引き出せる対価を上げるべく、希少性の高い資源の生産を目指したり、所有する資源の希少性を上げるように供給を制限するような行動をしたりすることとに区分するのは、他の統御的システムのあり方とは独立に改善を目指すことのできる要素とそうでない要素を区分することと等しく、重複も漏れもない区分ということができよう。

そして、人にとって関心のあるのが認識対象の未来の振る舞いであり、それについての見通しは仮説形成と実験による検証を通じた探究によってしか改善していくことができない以上、目的実現に関わる他の統御主体や様々な事物について、いかなる期待をもっているかという未来性が、目的追求の実効性に関連するものも避けられない。そうした見通しを現実に即したものに改善することで、効率性や希少性を実際に高めていくことができる。

また、成立している規則と意志に基づく統御の結合によって目的実現が目指されるのも、

統御的システムの性格上避けられないので、これら 5 つの要素とその相互連関によって運動のあり方を把握できることは、あらゆる統御的システムに妥当する形式と言えるだろう。

<統御的システム間で結ばれる社会的関係の形式>

社会においては、このような形式を備えた様々な統御的システムが、相互に影響を及ぼし合いながら運動している。複数の主体が目的追求に活かす形で結ぶことのできる関係は、有用な特定の行為の遂行を約束することで成立する権利-義務関係か、(有用な行為を妨げる)行為の回避を約束することで成立する社会的自由-無保護関係のどちらかに大別することができる¹⁵⁸。これらの関係は統御主体と被統御主体の間にも成立し、権利-義務関係を支えるとき統御主体は、義務を果たさせる責務や権利を守るために法的力を行使することを約束した義務を負う状態に置かれる。社会的自由-無保護関係を支えるとき統御主体は、社会的自由の行使に対して介入する義務から免除され、無保護状態にあるものを救うために法的力を行使することができない状態に置かれることを約束して介入する行為を回避する、社会的自由の行使の影響に曝された (exposure) 状態に置かれる。

権利-義務関係も社会的自由-無保護関係も、裁定的に介入する統御主体の制裁ないし褒賞によって支えられることで、他の主体の運動の方について確信の度合いの高い期待を持つことを可能にする。例えば、そうした関係が物理的な暴力の占有を謳う国家の法によって支えられていれば、義務の履行や社会的自由が妨げられないことについてより確かな期待を持つことができるだろう。

主体は、コミュニケーションを通じて、相手の主体の目的 (願望・美的判断)・成立している規則・意志のあり方・どんな期待を持っているか・所有する資源や技術などを知る余地がある。コミュニケーションの結果、距離をとって影響関係にいることを避けることもあるが、説得や交渉の過程を通じて、新たに上述のような社会関係を結んで相互依存関係に入ることもある。

まず説得によって、相手の持つ知識や価値判断を変えることで、相手の運動のあり方を変えようとすることができる。場合によっては、双方が共通の利害の感を見出して新たな共通の目的を追求することもあるだろう。社会において個人は、様々な統御的システムの運動に関与することができるのであり、コミュニケーションを通じて一時的に情の移った相手の状態にコミットすることもあり、そこは極めて可変的である。それぞれの統御的システムの活動にどれほど入れ込むかは、そのシステムの目的にどれほど共感できるかという点で変わる部分も大きい。したがって、コミュニケーションや説得の過程を通じて個人の目的が変化する局面は、社会において非常に重要である。これについてはデューイが強調したとおりであり、彼の議論はコモنزの枠組みを補完することができるだろう。

そのうえで (相手の運動のあり方が変わらなかった場合にも)、異なる目的を追求してい

¹⁵⁸ 他の主体が行為を回避することが目的追求に有効なのは、回避される他の主体の行為がなされていれば目的追求行為の実効性が下がり妨害されるケースに限られるからだ。社会的自由は、制度によって他の個人の行動を制約することで、解放され、拡張された側面である。

る相手とは、契約取引によって相互に権利-義務関係を負って、所有する資源を交換したりすることで協力することができる。同じ目的を追求している相手とは、経営取引によって、例えば、(労働や製品搬入) 義務を負っているがゆえにその目的を追求する運動に携わっている相手に対して権利-義務関係に残る裁量の余地を減らして義務内容をより明確にするなどして、役割分担を明確にすることで協力することができる。

他方、当事者の交渉によって埋まらない(かつ、距離をとるといって形で妥協がなされないような)利害の衝突については、例えば暴力的な方法でその場限りの解決がなされるケースもあれば、裁定的に働くシステムが割当取引によって新たにルールを設定して、当事者間ないし当事者と裁定的システムの中の権利-義務関係や社会的自由-無保護関係を成立させる場合もある。後者の場合は、今後も同様のケースにおいて裁定的な統御システムが介入する仕方について安定した期待を持つことができるようになる。

このような形で社会においては社会関係が結ばれる余地があり、そのような関係が新たに結ばれることによって社会で働く統御的な力は変化していくとされるのであった。

<統御的システムについての価値の形式>

統御的システムにとっての価値は、各種システムの統御的運動のあり方やシステムが相互に結んでいる社会関係によって決まる社会の統御的力場のなかで、目的実現に資するようなどのような運動を独力で、あるいは、他のシステムと協力して、展開する余地があるかという点により決まるという形式を備えている。

統御的力場において、目的実現に向けて展開される運動を再生産するのが困難な場合は、そのシステムは意志にもとづく統御によって環境のあり方に適応した形へ変化するか、環境のあり方に働きかけてそれを変化させる必要がある。様々なものに対する期待の持ち方や採用する技術、他の主体の統御的運動のあり方や他の主体と結ぶ社会的関係などを変えべく成立済みの規則を変化させ、場合によっては目的そのものも変化させていく。そうした過程を経ても運動を維持できなければ、そのシステムは活動を停止することになる¹⁵⁹。

したがって、統御的システムについての価値は、それが存続する限りにおいて成立し、物の布置状況や社会的力場によって決まる活動する環境のあり方に適応するべく目的が変化すれば、価値づけられる運動のあり方も変わるという形式ももつ。

<社会における形式の位置づけとその帰結>

このように、ここで明らかにされた形式は、人が統御規則に自覚的に従う自己統御的な習慣形成過程を経なければ目的追求過程を意識的に改善できないがゆえに、社会において

¹⁵⁹ 統御的システムの運動を支える成立している規則は、システムの運動を構成する人々の習慣に内面化されている。それは、その習慣が否定的な情動を伴う事態を帰結することで無意識のうちにその内容が変化していく余地があることを意味している。統御的システムで成立している規則は、そのシステムの統御的な運動によって新たな構成員にも伝えられ再生産されていくわけだが、特に慣習のように、統御的力の働き方が明確でなかったり、あり方を決定する中枢の権威のない場合には、模倣や教育といった再生産の過程において、内容が変化していく余地も大きい。これらの変化を定型行動の複製中の変異とみなし、それが環境への適応度に応じ、人為選択も含む淘汰過程を経て進化するとみなす、制度・慣習の進化論的な理解も可能にする枠組みである。

集团的に目的を追求する場合にも満たす必要があるような形式として位置付けられるようなものである。

したがって、それは、直観能力を前提とせず、経験的証拠とも整合的に真理の探究が可能として相対主義にも陥らない優先性の条件を満たすような真への仮説として 6 章で擁護された哲学理論の人間観・探究観・世界観と整合的な形式的な真への仮説として位置付けることができるため、要請論的に基礎づけられる哲学理論に含めることができる。

なお、社会において様々な統御的に機能する集团的組織が（しばしば介入的に）運動を展開していることを踏まえれば、要請論的論証において社会的統御の文脈に着目することの妥当性はさらに補強されることができるだろう。

8. 哲学的基礎理論の経済学への含意

本章では、獲得された哲学理論から経済学の探究へどのような含意を導出することができるかについて、主に以下の2点から議論する。まず、真への探究や善への探究における規範理論の含意について議論した後、美的判断の是非についての探究における規範について論じる。その過程で、経済学者が引き受けるべき課題について論じ、関連して方法論に関する論点についても簡単に論じることとする。

<哲学的基礎理論の真への探究および善への探究における規範理論的含意>

実在と対応した真理の獲得を目指してなされる探究において優先的な検証に値するものとして保持される仮説が、優先性の条件を満たす基礎的哲学理論と整合的でなければならぬことは6章3節で明らかにされたとおりだ。

したがって、経済学においても、一般的事実に関する理論であれ、個別的事実に関する仮説であれ、それがこの世界で成立している事実と対応している正しい仮説であることを主張したいならば、7章までで獲得された哲学理論と整合したものでなければならない。(そうでないならば、哲学理論が経験的証拠と整合しないなどの不備を指摘して、優先性の条件と整合する新たな哲学理論を構築したうえで、それと整合するがゆえに真への仮説として保持できることを示す必要がある。)人間の合理性を仮定する主流派経済学の理論やモデルは明らかに哲学理論と整合しておらず、この規範に反している為、真への仮説として保持できるものでないことは明らかである。

だが、経済学において求められるのは真への仮説ばかりではない。経済現象は様々な要素が複合して生起しているが、必ずしもそのすべての要素について人が関心を持つわけではない。デューイも指摘しているように、人は生活において生じる課題・問題状況を解消していくことに関心があるのであり、目的や関心事と関わりの大きい事実について大まかに知って未来への見通しをたてることを必要としているのである。つまり、人は目的の実現に必要な行動を知るための善への探究に従事しており、経済学はこの種の探究において役に立つ知識を生み出すことも求められているわけだ。

善への仮説は、必ずしも実在と対応している真理である必要はない。それは、関心のある環境下における実在の因果的メカニズムの機能を近似的に把握することで、目的を追求するうえで必要な大まかな見通しを得ることができれば十分と判断することができる場合もあるからだ。

したがって、合理的個人を仮定した主流派経済学の理論やモデルについても、真への仮説として棄却すべきだからといって、無用の長物だと判断するのは早計である。その種の理論・モデルは、近似的な見通しを与えることで役に立つ余地もあるだろう。

このように、善への探究において満たすべき統御規則は、真への探究における規則とは異なっているわけだが、6章でも述べたとおり、善への仮説として満たすべき条件もある。それは、真への仮説に訴える形で、知識としては誤っている善への仮説を応用することの

妥当性について示す必要があることだ。誤りを含んでいるにもかかわらず、それが対象の運動について大まかな見通しを与えると考えられることについて、対象がどのような条件を満たす場合に近似できると主張できるのか、対象の運動についての見通しについてどのような誤差をどの程度許すような場合ならば妥当性を主張できるのか、といった点について出来る限り明らかにするべきである。

当面うまく見通しをつけられていて目的追求に有効性を発揮しているならば、その理由の解明抜きに善への仮説を応用することを是認するような知識の応用主体もいるだろうし、問題の種類によってはそのような態度も許容することができるだろうが¹⁶⁰、経済学のようにあらゆる社会の構成員に影響があるような制度改革に用いられる仮説については、少なくとも科学者共同体においては、慎重に応用の妥当性について解明することを求める態度を統御規則として採用するのが健全であろう。

主流派経済学にせよ、他の経済学理論にせよ、それが真への仮説であるのか、それとも善への仮説なのか、そして善への仮説ならば、真への仮説を踏まえてどのような条件を満たす対象についてならば近似的知識として応用することの妥当性を主張できるかといったことについて、位置づけが明確にされるべきである。例えば、理論間の整合性をとるべくマクロ経済学をミクロ経済学理論によって基礎づけようとするようなミクロ的基礎づけの試みは、ミクロ理論が真への仮説であるならば意味もあるが、善への仮説であればそれと整合する必要は皆無であり、そういった基礎づけは無駄な努力でしかない。3章で扱ったローソンの主流派批判もそうであるが、真への仮説と善への仮説を区別せずに、経済学方法論を展開することは生産的ではない。真理の探究を組織可能であることを明確にする本研究で獲得された真への仮説としての基礎的哲学理論を踏まえて、応用の妥当性を明確にする課題に取り組まれるべきであろう。

また、本研究で獲得された基礎的哲学理論を踏まえる限り、事実と価値判断の区別は可能である。だが、事実の探究に価値判断が混入することは避けられない。探究は価値判断に照らして問題が生じるが故に惹起されるのであり、いかなる目的に役立つどのような事実が真への探究の対象として切り取られ、いかなる仮説から検証されるかは価値判断に依存することにならざるをえないからだ。したがって、真への探究であれ、善への探究であれ、探究主体がいかなる美的判断を念頭に探究を展開しているかを明示することは、探究

¹⁶⁰ 例えば、強い将棋ソフトウェアを開発するという目的においては、機械学習によって理由は分からないが勝率の高いソフトを作るというアプローチは是認されても問題ないだろう。ゲームを繰り返してその強さを確かめることができれば、何故強いかが分からなくても問題ないからだ。しかし、制度改革の問題は繰り返し実験することはできないし、制度改革案への市民の納得も同意のために必要となる。M.フリードマンの道具主義的立場や3章で扱ったメキの議論は、ローソンとは違い予測を経済学の目的のうちに含める点は妥当であるが、過去の現象の生起を説明する非現実的な仮定を含むモデルが未来の予測においても妥当すると考えられる理由を明示すべきことに注意を払っていない点で不十分である。異なる制度下では過去に妥当していた予測の前提となる主体の性質が変化するかもしれない。したがって、予測の近似の妥当性を評価するには、主体の変化の可能性について議論できる一般的な枠組みが必要である。本研究で獲得された哲学理論はそのような統御的個人や組織の変化の可能性を形式的に扱う枠組みであった。

の性格を把握してそれを改善する方法を考える上で有効な場合もあるだろう。

<美的探究における規範的含意について>

以上が、真への探究と善への探究についての規範理論的含意であるが、さらに、美的判断の是非についての探究における含意も導出する余地がある。

美的判断・目的が可變的であることは6章でも指摘したとおりだ。脳および身体を介した報酬系のあり方は遺伝子によってある程度規定されつつも、様々な概念と結合されることで新規の美的判断を習慣として定着させる余地がある¹⁶¹。目的の可變性は、コミット対象が定まっていないことにも表れており、人は複数の対象に同時にコミットすることができ、状況毎に該当する対象の目的追求に必要な習慣を発動させ、必要があれば注意力をその習慣の意識的統御による改良に割くという形で運動することができる。場合によっては、一時的に袖を触れあった人に共感してその人のために何かをするようなことさえある。

このように、人は予め決まった選好をもっているなどということはなく、その美的判断・目的のあり方は、少なくとも潜在的に、極めて可變的である。したがって、人が合理的な選好を持っており、その選好に従って一貫した行動が展開されるとするような主流派経済学の性格付けは事実を反映したものではない。資本主義の制度のもとで、継続的な契約取引を通じて貨幣的利得を最大化するような経済主体の行動を描写する上で、合理的個人が近似的なモデルとして機能しうる場合もあるだろうが、それは例えば継続的な契約取引が可能であるような制度や慣習の影響のもとで、実際の或いは思考上の試行錯誤の過程を経て目的合理的な行動習慣を獲得することができて初めてそのような近似が可能となる状況になるのであって、いつでもそのような近似が成り立つわけではない。経済主体のおかれる状況が変化すれば、あらたに変化した環境に適応した習慣を獲得する必要があるし、その過程は常に成功をもたらすとも限らないからだ。

ともあれ、可變的な美的判断・目的について基礎的哲学理論から言えることをまとめておこう。

言うまでもないことだが、人が統御的に目指すことが可能なのは、この世界の個別的な事態のあり方についてのみだ。法則が不変である以上、新たに普遍的法則を生むことは出来ないが、組織の有する安定的な機能や個人の習慣のあり方についてコミットすることは（特定の状態遷移の仕方を生むような個別的な事態を生むことだから）可能だ。そして、コミットされる事態を生むことが出来る習慣（及び統御的習慣）が既得でない限りは、まずはそれを可能にする習慣形成を統御的に目指す必要がある。習慣形成は、特定の状況でどのように振る舞えばよいか・振る舞ってはいけないかを把握し、その態度を是認・否認の情動と総合する判断を生むことで進展されるのであったが、これは特定の態度を情動と結びつけることが出来ることが目的追求の実効性を決める一つの要件となっていることを

¹⁶¹ どのような種類の事態について是認の情動を惹き起こす習慣を獲得しやすいか等について明らかにすることは、脳・神経科学のような個別科学の課題となる。

意味する。例えば、鬱状態などで情動をうまく働かせられない場合は実効性が低下することになる。

生得的な生成的性質から無批判に形成される美的判断は偶発的に形成されるものであり、それに従って是認される事態の性格を一般化しようとしても、不完全な価値基準しか作ることが出来ない。それまで問題なく機能していた価値判断が特定の状況で迫られる決断において葛藤（例えば、美しくありたいから痩せたいが食べたい等）を生み出すことは誰もが経験することであり、同一のコミット対象についてさえ、生得的に一貫した価値基準を持っているわけではないことは明らかである。

人は、知識を用いて特定の状況でいかに振る舞うべきか・振る舞うべきでないかというレベルにまで情報を落とし込まなければ実効的な習慣形成は適わない。いくら理想的な事態を頭で思い浮かべたところでそれを即座に実現するような魔術的な力を持たないからだ。したがって、手段に落とし込めない目的はその状態が続く限り無意味である。また、自分自身以外のコミット対象の同定には知識が必要であり、位置関係、生成的性質、生成履歴によって同定される。コミット対象の同定にも、目的を手段に落とし込むのにも、関連するものの挙動について見通しを得るための知識が必要である。つまり、目的追求の実効性の第2の要件として、関連する知識の妥当性が挙げられる。

そして、統御的な目的追求は注意の行使を伴う為、疲労による注意力の低下が目的追求の実効性を下げることがある。注意力には限界がある為、目的を追求する意図の定着度合いが低い状況だと意図した事態から逸脱する傾向を注意によって抑える必要がある場面も増えて統御が追いつかなくなる。或いは、統御的習慣自体が安定的でなくて注意を行使した統御の機能が不十分となれば、理念の実現には困難が伴う。このように、目指している事態へ移行する統御過程にどれほど意識的な注意・努力を要するかは、目的・価値判断のあり方のみならず、移行前に獲得されている習慣のあり方や主体が置かれている状況に依存する形で、必要になる統御の労力、コストの量に違いが出てくる。目的の実現に必要なこのようなコストを移行のコストと呼ぼう。統御主体が過度の疲労に追い込まれないか、感情抑制状態にならないか、どれ程の労力で関連する十分な見通しを与える知識を持つことが出来るかといったことがそうしたコストを評価する上で関連する要因となる。

他方、目的が実現されている状態を維持するのにかかる統御のコストは維持のコストと呼ぶことにする。習慣の安定性はしばしば知らないうちに変動する為、維持のコストがかかってくる。継続的に練習・反復していたときは出来た動きや思考が練習を中断してしばらくすると出来なくなる場合を想像すればそれも理解できるだろう。目指されるのがある時点の振る舞いのみであれば、維持のコストはかからないが、習慣や統御的運動を維持することが目指される場合には、維持のコストを評価する必要がある。維持のコストの多寡については、目的のあり方とそれを実現する環境のあり方に依存する。

これらのコストの度合いを評価するためにも個別的事実や法則に関する知識は必要となる。そして、そうした知識によって、あるコミットが現実不可能であることや、他の優先

すべきものと両立不能であることや、他よりあまりにも大きなコストを伴い実効的に実現を目指すことの出来ないものであることが分かれば、そのコミットを改めることには一定の妥当性があると言える。

美的判断の是非について考える探究においては、このような要素に注意する形で、設定される目的・美的判断のあり方を統御主体として評価して改善する余地がある。

そして、これは、複数の統御主体の間で美的判断の是非を共同で評価する必要があるケースにも拡張できる議論である。

まず、コミット対象が個人の場合でも、家族や友人など複数の主体がその人のあり方にコミットすることがしばしば起こる。コミット内容が異なる場合には、相互に説得し合って合意を形成して共通の目的に向けて協力しあうのが望ましいケースもある。両立しないコミット内容に向けて運動することで、利害が衝突してしまう場合もあるからだ。

同一対象のコミット内容について説得し合う場面では、例えば子供が誤った事実認識に基づいて目的を設定している場合に親が諭すケースのように、関連する事実認識を正しいと合意できるものに修正していくという手段の他、双方のコミット内容と実現手段を明確にする作業を通じて、コミットされる内容が手段に落とし込む場合に両立できない要素を含んでいることを指摘する方法や、移行のコスト・維持のコストの大きさを根拠に自説の妥当性を主張するといった方法で、説得がなされる。

これはコミット対象が複数の個人に影響の及ぶ統御的システムの場合も同様である。違いは、個人がコミット対象の場合には、(統御のコストを一番負担するであろうし、目的追求に関連する情報にもアクセスしやすく、自立した意思決定主体としての個人であることを求める近代社会の価値観に即しているので、)最終的にその個人の美的判断を尊重する形で意見の違いを解消することに合意が得られやすいのに対して、集団によって構成される組織のあり方については、最終的な意思決定主体を設定することが容易ではないからだ。

特に、国家単位で機能する法システムや経済制度のように、被統御主体の価値観が多様であるような介入的なシステムがコミット対象となるような場合には、そのシステムが実現を目指す社会的価値をいかに設定するかという問題について合意を形成するのは容易ではない¹⁶²。

社会的価値に関する合意を形成していくための討議においては、まず、統御的運動を組織する主体の役割をどのシステム・組織が担うかについて議論する必要がある。例えば国際的な法システムを確立したくても、主導権を握りたい組織が乱立して主導権争いをしばしば暴力的に繰り広げてしまうようなことになれば、その目的は叶わない。手段に落とし込めない目的が空虚である以上、統御的運動を実効性のある形で組織する必要がある。社会的価値の実現を目指す統御的運動を単一の組織が担う必要はないが、少なくとも組織間の利害が衝突して運動を両立できない状況に陥った場合に、それを裁定・調停して社会的

¹⁶² 利害の衝突がある以上、このような問題については、理想的なコミュニケーションの場さえ整えれば合意に到るであろうと超越論的に想定することは出来ない。

価値実現のための新たなルールを設定する割当取引を主導する役割をどの組織が担うかについて決める必要がある。

そのような組織について合意することができて初めて、その組織が展開すべき統御的運動の内容について合意を形成していく余地が生まれる。

社会的統御のあり方について合意を形成するには、価値観とは独立に受け入れざるを得ない事実と考えられる事柄を明確にする必要がある。そうした事実を求める文脈で、優先的に成立していると想定されるべき条件および経験的証拠と整合するがゆえに、知性的な説得に用いられることに妥当性のある事実についての仮説が本研究で獲得された哲学的基礎理論であった。

知的な探究によって明らかにされる事実を踏まえて、何が社会的統御主体の資源を投入して解決の必要な社会的問題として設定されるべきか、そしてその課題の解消にどのような解決手段が試されるべきかについて議論される¹⁶³。個人がコミット対象となる場合と同様に、誤った事実認識に基づく意見の修正や、両立できない手段を必要とするコミット内容の是正、移行のコストや維持のコストの評価のもとに妥当性を比較することを通じた説得過程を展開する余地がある。

人の目的設定の形式的可変性をみるだけでも、普遍的になんらかのコミット対象や内容が美的判断として望ましいと判断することを求めるような事実が成立しているとは思えない。そんな中で人間に可能なのは、上述のような説得過程を経て、社会的統御のあり方を現状に較べてより問題の少ないものへと改善していくことだけである。

社会的に望ましい事態についても、それを実現する手段に落とし込んでそのコストを評価する必要があることは変わらないのであり、そうした作業抜きに、社会的正義をかたることは少なくとも知性的な態度ではない。現状が理念的な状況に較べてどのように異なるかを明確にすることで、それを解消する手段を探るべき問題点を示唆するべく、社会的に望ましい事態をその実現手段の評価抜きに描出することに意義を認める余地はあるだろうが、それ以上の意義を認めるべきではないだろう。例えば、社会的自由があらゆる主体に認められている事態を望ましいと主張することは、特定の主体に社会的自由を認めることが別の主体にとってはその社会的自由が行使されたときにそれを妨げる社会的自由は認められず、その影響に曝される状態に置かれる必要がある以上、それは実現する余地のない事態を望ましいとする主張であるから、不当な提案である。社会的自由が不当に制限されている状況の問題点を告発するために用いられるのでない限り、そのような主張に意義を認めるべきではない。そのような無意味な主張がなされることを防ぐために、社会的価値に関する主張は、移行前の状態から許容される統御のコストで移行する余地があることを明確にしたうえで展開する必要があるが、そのような制度の改良の実現性については様々

¹⁶³ デューイのプラグマティズムを改良する形で、社会的に解決されるべき課題やその方法をいかに設定するのが知性の活用という観点から望ましいかについて政治社会学的にアプローチする研究としては、植木[2010]が参考になる。

なメカニズムの挙動についての見通しを踏まえて評価する必要があり、慎重な探究によって裏付けられることが要求される。

7章で論じたように、デューイにしても、コモンズにしても、社会の制度・道徳を改良するための探究をそのような形で知性的に展開する必要性について自覚的であった。制度改良に関わるそのような探究は、現状の制度のあり方に内在する問題点についての価値判断を伴い、そうした価値判断に依拠する形で、現実的な新たな制度の可能性について評価がくだされる。最終的にそのような制度改良の是非について決断を下すのは社会学者ではないが、社会的価値について決断する主体が現状のあり方とは異なる制度の可能性について判断することを助ける役割を経済学者をはじめとする組織的な知性的探究の遂行主体は引き受ける必要がある。そのような形で、別様な制度がいかに機能するかについて見通しを得られなければ、社会的制度の是非について主権を有する主体、例えば国民が、妥当な決断を下すことは困難だからだ。

このように、基礎的哲学理論からは、経済学者はただ真理の探究に従事していればよいわけではないという主張が導かれる。所与の目的に照らして近似的な見通しを与えてくれる有効な知識を生むような善への探究はもちろんのこと、社会的価値に関わる美的判断を制度改良の手段とともに提案するような（いわば、美への）探究にも従事することが求められている。

可能な制度のあり方について評価するという課題の方法については、同時に提案されることになる美的判断を明示する必要がある他、現在の制度で促進されている習慣のあり方だけでなく、それが制度変化とともにどのように変化する余地があるかを評価する必要がある。人や人が組織可能な統御的システムがいかなる形式で運動を展開する余地があるかについて形式的に把握する基礎的哲学理論は、現状とは異なる制度下での運動を評価するうえでの理論的基盤にもなる。基礎理論を踏まえるだけで、そうした運動の挙動・機能について大まかな見通しをたてることの妥当性を評価することができるわけではないが、抽象的で一般的な形式を予め把握しておくことで、善への仮説としての妥当性を評価するための個別的探究を助けることは期待できるからである。

以上のように、基礎的哲学理論は経済学の探究にいくばくかの規範的含意をもたらしてくれるのである。

9. 基礎理論の有効性を示唆するための制度改革に関する一試論

本章では、哲学的基礎理論の有効性を示唆するべく、制度改革に関する一つの試論を展開する。

もつとも、IV部の冒頭でも断ったとおり、本章の議論は、あくまでも制度改革の提言としては机上の空論である。というのも、制度改革について提言したいのであれば、社会の現状を丁寧に分析したうえで、解決すべき課題をいかに設定するか、その課題の解決に資源を割くことに妥当性があると考えられる理由はどこにあるのかを明確にしたうえで、その提言がその課題の解決に役に立つと期待できることを明らかにしなければならないのであり、本章の議論はそのような作業抜きに展開されているからだ。ここで展開される議論は、あくまでも8章で議論された実践的含意がどのように機能する余地があるかを示すことで哲学的基礎理論が実際に役に立つ可能性があることを示唆するためだけに展開される。したがって、その提言に妥当性がないことは哲学的基礎理論が妥当でないことを意味するわけでもないことにご留意いただきたい。

ここで提案される制度改革が解決に資すると考えられる問題は、1章で触れられた、資本の論理が浸透したことによって社会的価値を目指す運動の展開を促すような形で働く力が弱まっている問題である。資本収益率が所得の成長率を上回っていることもあって、所有する財産の貨幣単位で測られる交換価値を最大化することを目指すことを促すような形で働く慣習や制度の統御的力の影響が増しているために、社会的価値の実現を目指す運動がその必要性に比べて十分に展開されない状況にあるというのが（不十分な現状理解のもとで提示された）問題意識であった。

資本の論理の浸透が社会の資源利用の効率性を上昇させてGDPのような指標で計測される経済規模の成長に寄与している側面もあり、現在の人口を養うだけの食糧生産や生活レベルを維持する必要もあるため、社会的価値の実現を目指す運動の展開を促す力を強めるために、資本主義的制度を放棄するわけにもいかない。そのようなやり方で目指される社会制度は、維持のコストも移行のコストも社会的に受け入れられないほど大きくなると予想されるからだ。

より移行のコストも維持のコストも小さく、現実的だと思われるのは、例えば地域通貨が地域経済の資金の循環を促進して地域経済の発展という社会的価値の実現に資する運動を促進するように、社会的価値の実現を目指す運動を促進するような補助貨幣を導入することだ。以下では、そのような制度改革について基礎理論に即して考えてみたい。

以下のような性格を持つような形で補助貨幣を導入するのが望ましいと思われる。

第1に、その補助貨幣を利用できる取引を何らかの社会的価値の実現に貢献する商品に関連する契約取引（売買や貸借の代金としてや価値を生み出す主体への対価としての利用）に限定することによって、補助貨幣を利用する取引が増加することで社会的価値の実現が促されるような機能をもつこと。

第 2 に、社会的価値のあり方についての反省的な思考を促すような機能をもつこと。

第 3 に、資産や所得が少なくても、社会においてどのような社会的価値を重視して促進するかを選択に貢献できるようにすること。

第 4 に、どのような社会的価値と対応した補助貨幣を認めるかについては、予め種類を固定することはせず、民主的な探究の知恵を活用して、社会的な問題の発生や認知に伴って柔軟に追加できるような形で運用すること。

第 5 に、言うまでもないことだが、社会的価値の実現を促進するという機能の実効性を維持しつつも持続可能な制度であること。

このうち、1 番目の機能が補助貨幣の最も基本的な機能であり、人間の美的判断・目的が可変的で成長するものであることを反映して設定される 2 番目の機能とともに、社会的価値の実現の促進に貢献することが期待される。

3 番目と 4 番目の性格は、追求される社会的価値の選択について、それが全ての人に開かれた探究の成果を踏まえて柔軟になされたり、所得や資産が多い人の意見の影響を和らげるような形でなされたりすることを重視するべきだという価値判断を反映している。

これは、現代日本やアメリカで実現している民主的な政治プロセスが、ロビーイングや政治献金を通じて、所得や資産の多い人の意見の影響が大きく反映されるよになっていることや、生計をたてるのに手いっぱいの人々が政治プロセスに本格的に関わること（自分たちの意見を反映した主張をする候補者を擁立して当選までこぎつけること等）が容易でないことを現状認識として踏まえている。

このように、実現可能な新たな制度を提案する場合、その制度は一定の価値判断に依拠して、望ましい事態の実現を見込めることを論拠に擁護されることになるのだから、どのような価値判断に依拠しているかを明示して、実際にそのような制度案の是非についての決断を助ける必要があることは前章で指摘された通りだ。

5 番目の性格については、社会的課題の解決のために提案される制度であればどのようなものであれ満たすべき性格である。少なくとも、その社会的課題が解消されるまでは存続できるような制度でなければならない。

以上の 5 つの性格を満たすような補助貨幣制度として、以下のようなものが考えられるように思う。（日本において全国規模で導入すると想定する）

あらゆる成人・法人に補助貨幣専用の口座を用意する。補助貨幣は口座で所有権が記録・管理される形で運用されるものとする。（それに対応する有体物は作成・配布されない）口座上の補助貨幣を用いた取引はすべて専門機関によって管理され、口座が誰のものか、誰と誰の間で補助貨幣の移譲がなされたのかは（その事由も）全て公開情報とする。

補助貨幣は、対応する社会的価値ごとに一つずつと、どの価値にも対応しないもの（これを移譲用補助貨幣と呼ぶ）一つが、同一の口座上で種類別に管理される。口座上には、十分に大きい数の種類の補助貨幣の情報を記録できるようにしておけば、社会的価値に対

応した新たな補助貨幣を追加可能である。社会的価値に対応する補助貨幣の追加は、その社会的価値を追求することの妥当性が、要件を満たした市民の提案について検討する専門委員会で裁可されるなど、適切な民主的プロセスで認められた場合に行われることとする。

補助貨幣の単位は円とする。最低限度の交換価値を保証して補助貨幣が取引で受領されるように、移譲用補助貨幣以外の補助貨幣については、額面と等しい補助貨幣でない日本円にいつでも交換できることを保証することとする。(移譲用補助貨幣については後述する。)日本円へ交換される場合、該当分の補助貨幣は消滅し、決済機関が所有する日本円の準備から口座の所有者が指定する銀行口座へ日本円が振り込まれることとする。決済機関は、制度運用開始時に補助貨幣の信用を保証するにたる量の日本円を(税金ないし国債によって調達して)資産として積み立てることとする¹⁶⁴。ただし、日本円を補助貨幣に交換する取引は禁止される。それを禁止することで、補助貨幣を所有する主体は社会的価値の実現に貢献している人に限定されることになる。(また、日本円を多く持つ主体が、そのことを理由に補助貨幣を獲得できないようにするための処置でもある。)

社会的価値と対応づけられたそれぞれの補助貨幣は、その商品が生産され消費することが社会的価値の実現を促進すると認められた商品に関わる契約取引で商品の売買や貸借の支払いに充てることや商品生産に携わる労働者への賃金支払いに充てることや、社会的価値の実現を促す仕組み作りを目指す割当取引で参加者へのささやかな報酬にあてること等、予め専門の機関に認定を受けた取引においてのみ利用することができることとする。つまり、補助貨幣を使うことのできる取引への参加者は、該当する社会的価値の実現に貢献している主体に限定される。したがって、補助貨幣を日本円に換金せずに使うことで、社会的価値の実現へ貢献している主体の取引を活発化する機能が果たされることが期待できる。(これは、地域通貨の流通が地域経済を活性化するうえで期待される役割と等しい。)

補助貨幣の流通を促進するために以下のような権利を認めることとする。認可された商品の対価としての利用においては、日本円での支払いに較べて、一律2・3% (低すぎると換金して運用するインセンティブも高まるが、高すぎると補助貨幣で売ることの認可を受けるインセンティブが低下する)ほど低い額で購入する権利を保証することで(適宜それ以上割引することもそれより高い額で購入することも可能とする)、補助貨幣を用いた取引に買い手の経済的な誘因を付して、そうした取引の活性化を促すことで、社会的価値の実現の促進が目指される。(また、社会的価値の実現の促進を促す運動を展開することで社会に貢献することの対価が与えられる意味合いもある。)もっとも、売り手にとっては使途が限定される補助貨幣を獲得することになるため、このままだとそうした取引から恩恵を受けることはなく(全ての商品に使えたとしても補助貨幣は単に額面より価値のある通貨となり相対価格は変わらない)、場合によっては損失を被ることになるが、そうした取引の活性化を促す売り手側の誘因も、補助貨幣であげた売上については法人税が一部免除されるな

¹⁶⁴ それを使って日本円を引き出せるという期待を裏付けるだけの準備が求められ、日本円を引き出せば消滅するものだという点にのみ注目すれば、補助貨幣は預金証書と類似している。

どの税制上の優遇を与えることや、従業員への賃金契約上の額面の支払いの一定割合を同額の補助貨幣で支払うことを認めること（この場合のみ、専門の決済機関に日本円を納めることで補助貨幣を会社の口座に振り込む日本円から補助貨幣へ換金する処置が採られる）で企業負担のない実質的な賃金の上昇手段を与えることで、確保することができるだろう。

獲得された補助貨幣を日本円に換金せずに使う方が経済的に得であれば、補助貨幣のままそれを使う方法が模索されて、社会的価値の実現を促す商品の生産や消費が伸びていくことが期待できる。このような経済的誘因を与えることで、必ずしも社会的価値の実現に関心がない主体にも社会的価値の実現に資する運動を選ぶことを促すこともできる。

なお、どれくらいの割合で法人税を免除したり、賃金支払い分を補助貨幣に換金することを認めたりするかについては、どれくらいその補助貨幣で購入できる社会的価値の実現を促す商品が普及しているかで適宜変化させることとする。社会的価値の実現を促す商品が十分に普及して、そうでない商品がなくなったときには、それに対応する補助貨幣は役割を終えることになり、そのような形で役割を終えた補助貨幣についても税制上の優遇や賃金支払い分の換金の恩恵が高いままならば、それに与るためだけに補助貨幣が利用されるようになってしまうので、それを防ぐ必要がある。ただし、あらゆる商品が社会的価値の実現を促す商品となるような状態をもたらすことが対応する補助貨幣の本質的な役割というわけではない。十分に補助貨幣が流通して循環するようになれば、（交換価値を一次元の貨幣額で評価する制度ではそれを無視して貨幣的利得を最大化する行動が目的の実現にも資することになっていたために無視されていた、）社会的価値についての各主体の評価を反映するような補助貨幣ベースの交換価値が契約取引の交渉によって実現されて、日本円での相対価格から独立にそれが決まるようになる可能性がある。補助貨幣ベースの評価軸においては、社会的価値により大きく貢献する商品に（日本円での相対価格の評価に比べて）より大きな対価が自発的に支払われるようになるといった形で交換価値が決まり、企業の新規投資もそのような補助貨幣ベースの交換価値が反映されることで社会的価値の実現を促す形で力が働いて決定されるようになる状態になるのが理想であろう。日本円ベースの交換価値を経済的誘因として補助貨幣の流通を促進するのは、補助貨幣が循環するようになるための仕組みに過ぎない。

取引は、専門の決済機関に対して決済情報を送り、決済機関によって認められることで決済されることとする。補助貨幣を日本円に換金する取引、補助貨幣を商品の購入に用いる取引、補助貨幣を賃金の支払いにあてる取引、補助貨幣を割当取引の報酬として支払う取引、移譲用補助貨幣を他の主体へ移譲する取引など、決済機関によって把握されている補助貨幣の利用が認められている取引の種類と取引内容に合致していれば、その取引の種類・内容の情報とともに、どの主体からどの主体へどの種類の補助貨幣がいくら譲渡されて結果としてそれぞれ持ち分はいくらになったかについて記録が作成され、決済される。

あらゆる取引情報を公開することで、補助貨幣の取引記録が個人の社会的価値への関わりを示す一種の社会的ステータスとして機能するようになれば、補助貨幣の利用は新たな

意味あいを帯びるようになり、心理的・道徳的誘因からその循環もより促進されるだろう。

補助貨幣の発行は、主に 3 つのルートでなされる。一つは、移譲用補助貨幣が毎年全ての成人に一定額ずつ（例えば 1,000 円ずつ）配られることで発行されるルートだ。移譲用補助貨幣は、口座を持っている他の主体に（例えば 10 円単位で）移譲するという用途にか用いることはできないこととし、移譲するに際しては、どの社会的価値に対応した補助貨幣として譲渡するかを贈る側が選択することができる。移譲用補助貨幣は、自身が重んじる社会的価値を生み出している（がそれが交換価値の産出とつながっていないが故に十分な対価を得ていない）主体に対して、対価を与えるべく用いられることを推奨することとする。このような形で自分では使えないが移譲することのできる補助金を与えることは、社会的価値について反省的な思考を展開する機会を作ってそれを促しつつ、自身が重んじる社会的価値について表現する機会を経済的・政治的な階層によらずに確保することが狙いとなる。社会的価値の追求とは異なる動機から補助貨幣を親族や仲間内で移譲しあうこともでき、それを法的に裁くことはないが、あらゆる取引記録が公開されているため心理的・道徳的な褒賞や制裁が加えられる余地が確保されている。（補助貨幣の導入にあわせて、社会的価値実現の促進につながるような形で心理的な統御の力が働くような慣習・制度を実現するように公教育のあり方などを見直す必要もあるだろう。）

二つ目のルートは、上述したように、社会的価値の実現を促す運動の対価（例えば認可された商品の生産に従事する労働の対価としての賃金）の支払いにおいて、一定割合を補助貨幣とすることが認められていることから、日本円の納入と引き換えに補助貨幣が支払われる形でなされる。

三つ目のルートは、これを認めるべきかは分からないが、社会的価値の実現を促す運動へ投資する主体に対する貸出を補助貨幣でおこない、返済は日本円でも補助貨幣でも可とする（額は同じなので基本的に日本円での返済を想定する）という形で発行するルートだ。恐らくこの方法が補助貨幣の発行量を増やすのに最も効果的であろうが、発行量の増加に歯止めが利かなくなる可能性もはらんでいる為、うまく発行量をコントロールできる条件を課す必要がある。

補助貨幣を利用できる取引の対象となる商品の認可は、専門の機関でなされるが、同種の補助貨幣についてある程度の種類の商品について取引が認可されない限り、その補助貨幣がうまく循環していくのは難しいだろう。また、ある種の商品の生産・消費が伸びることが社会的価値の実現の促進につながるという因果関係を明らかにすることも容易ではない。事実認定がないがしろになってしまえば、経済的あるいは政治的な利害関係によって補助貨幣の認可が悪用されてしまう可能性もあるだろう。そういった問題点を克服することができれば、その種の補助貨幣は認められてよい。

例えば、男女格差のない労働環境の実現や自然エネルギーの普及といった社会的価値に対応した補助貨幣があるとしよう。前者については、男女格差のない労働環境を実現している企業の商品の取引に補助貨幣を用いることが認可されているとして、特定の企業が補

助貨幣の利用において不利を被ることはないだろう。他方、後者については、自然エネルギーや自然エネルギーのみを使って生産される商品の購入にそうした貨幣をあてることが認可されていれば、自然エネルギーのみを使って生産される商品を生産している企業は商品の売上げで獲得された補助貨幣を自然エネルギーの購入に充てることができる一方で、自然エネルギーを生産している企業は、原材料の購入に補助貨幣を使えないかもしれない。売上げが仮に全て補助貨幣だったら、人件費については補助貨幣を用いることができるにしても（それも日本円で同額支払う場合に比べて実質的な負担の増加だが）、原材料の購入のたびに日本円に換金していると、補助貨幣の導入により2-3%売上げが落ち込むことで税制上の優遇を受ける以前に事業が立ちいなくなる可能性がある。そのようなケースが支配的になれば、補助貨幣の制度がうまく維持できない可能性もある。そうした場合には補助貨幣を換金せずに利用することが可能になるようにする追加的な制度設計が必要であろう。

また、複数の社会的価値の実現に資することを認められた商品の生産で支払われる賃金は、より多くの商品の購入に充てることができる補助貨幣であることが交換価値を最大化する観点からは望まれるかもしれない。だが、社会的価値の実現にコミットする観点からは、その生産主体が重視する価値に対応した補助貨幣が賃金の支払いに利用されることとなるだろう。このように、補助貨幣の制度が意図した効果を生むかどうかは、社会の運動主体が社会的価値の実現に資する運動を展開することにどれ程コミットするようになるかにかかっている部分が大きいのである。

このような制度改良論は、主流派経済学の枠組みでは無視される、経済制度が社会的価値にかかわる美的判断の形成に及ぼす影響について直視したうえで、社会的価値にかかわる美的判断をより良いものにしていく運動がもっと促進されるような制度の可能性について考えるものであった。これは、経済学が引き受けるべき課題として基礎的哲学理論が明らかにした種類の課題であった。そして、前章で述べられたように、そのような新たな制度の可能性について評価するための議論は、現状の制度のもとで支配的な行動の性格のみを反映した理論やモデルを用いてなされるべきではない。基礎的哲学理論によって明らかにされた、人が構成する運動の性質がどのような形で統御され、変化していく余地があるのかについて形式的に把握された真への仮説を踏まえることで、そのような議論が展開可能になる。また、そのような制度改良論が、実際の制度状況から独立にその望ましきについて論じるべきではなく、現状から移行してそれを維持していくことができるかという観点も含めて、その望ましきを評価するべき点という点を意識して議論することや、制度改良の提案が前提とする価値判断を明示することで意思決定主体の判断を助けること等、制度改良論において哲学的基礎理論の方法論的含意がいかに機能する余地があるのかについては、本章の粗雑な推測に基づく議論からでも、示唆することができたように思う。

もっとも、ここまで説明してきたような補助貨幣の制度の可能性を評価するためには、

本来、様々なメカニズムに関する定量的な評価を踏まえて制度の機能や移行・維持のコストについて見通しを得る必要がある。（ここでは粗雑な推測に頼っていた。）その制度は付随的に新たな雇用を生み有効需要を増加させる効果もあるだろうが、それは裏を返せば、様々な経済活動が社会的価値に資することを調査することなど制度を維持するために必要な労力が大きすぎて維持が困難である可能性や、過剰なインフレを帰結する可能性も否定できないことを意味する。実際にどのような帰結が見通されるかについては、基礎的哲学理論と現状分析を踏まえてどのようなメカニズムの影響がどれ程大きいと予想されるかを反映したモデルを構築することによって慎重に評価する探究が求められるのである。

<IV部の総括>

IV部では、パースの哲学説を再構成する形で獲得された哲学理論を社会における形式についての真への仮説も内包する形へと拡張して、その含意を探ってきた。

7章では、コモنزの制度経済学理論がパース的プラグマティズムを継承する形で展開されていることが確認され、その理論があらゆる社会に普遍的に妥当する形式的真理を扱うものであることを明らかにすることができた。それは、人が統御規則に自覚的に従う自己統御的な習慣形成過程を経なければ目的追求過程を意識的に改善できないがゆえに、社会において集団的に目的を追求する場合にも統御的システムが、単体であるいは他のシステムと安定した期待を持つことを可能にする社会関係を構成する際に、満たす必要があるような形式についての真への仮説として位置付けられるものであった。

8章では、獲得された基礎的哲学理論の経済学への規範的含意が議論された。経済学が真理の探究ばかりでなく、有用な知識の探究・そして制度改革によって実現可能な社会的価値のあり方の探究にも従事する必要があることを明確にして、そうした課題の方法について簡単に議論した。

9章では、哲学理論を踏まえたときに、制度改革についてどのような議論を展開する余地があるかを示すための試論として、社会的価値の実現を促すような力を生む補助貨幣の導入について論じた。事実の裏付けのない推測を大いに含んだ粗雑な内容ではあるが、主流派経済学の枠組みでは分析できない、価値判断の形成に制度が影響を及ぼすメカニズムを視野に収める必要のある問題について扱うことができる可能性と、それを扱う議論が哲学理論を踏まえたときにどのような点に留意してなされることになるかを示すことはできた。

V おわりに

10. 結論

ここまで、経済学の哲学的基礎づけを試みるべく議論を展開してきた。

最後にその試みの是非について総括しながら、本研究の意義がどこにあると考えられるかについて明確にしておきたい。

哲学的基礎づけの試みは、論理実証主義やその変種が批判される過程を通じて、不可謬の認識の基礎を得ることができないことが明らかになったことで、下火になっていった。

しかし、不可謬の認識の基礎を得られないことが哲学的基礎づけの試みの不可能性を意味するわけではなく、それが成立していないとは考えられないような基本的な事実が成立していることを要請した上で、それが成立する為の条件を基礎的な仮説として導入するという要請論的論証に依拠する形で基礎づけようとする試みについては、十分に検討されてきたわけではなかった。そして、社会的統御の文脈で優先的に応用されるべき仮説として位置付けられるものを探るという文脈に照らしたとき、知性的説得可能性がより大きいとする説を擁護する余地があることが明らかにされた。それは端的に言えば、社会的統御の不在を望めそうにない以上、各人の好みとは独立にすでに成立している事実のあり方に即して社会的統御がなされることを求めることに妥当性を主張できるからであった。

そのような形で優先的な検討に値する説として満たすべき条件を明らかにすることで、パースやデューイ・コモンズの議論を参考にして基礎的哲学理論を獲得することができた。

(普遍実在論を含む存在論、自己統御的な習慣形成論、統御的システムに関する理論を軸とする、その理論の詳しい内容については6章と7章の議論をあたってもらおうとして、)それは、直観能力を持たず、あらゆる経験について解釈の混在しない判断を持つことのできない人間でも、実在と対応した真理の獲得を実効的に目指すことが可能であることを認めることのできる哲学理論であった。そのような性格を備えている説を経験的証拠と整合的なものとして提示することは、哲学思想史においては特異的であり、パース的プラグマティズムの発想を応用するという方法をとったがゆえに可能であった。

そのような形で、哲学的基礎理論を獲得する余地があることを明確にできたと思われる。このように一般に困難と考えられている哲学的基礎づけの試みが、知識を応用する文脈での有効性に焦点をあてることで擁護可能であると示すことができたこと、そして、パースの哲学説から過剰な主張を取り除くことでそうした形で要請論的に擁護される哲学理論を再構成できると示せたことが、本研究の最も大きな意義である。

加えて、パース的プラグマティズムを社会的課題の解決へ応用しようとしたデューイおよびコモンズの理論が、要請論的に基礎づけられる哲学的基礎理論として優先的な検討に値する真理の仮説として位置付けられることを明らかにできたことで、経済学が取り組まなければならない制度改良へ向けた課題を明確にして、その方法論的含意を導くことができたことが、現段階での経済学の哲学的基礎づけの試みの到達点である。

そのような哲学的基礎理論を踏まえて現実的な制度改良論を展開することはできなかったものの、価値判断が変化するメカニズムを無視する主流派の枠組みでは見逃されてしまう問題について、社会における目的追求の一般的な形式を明らかにする枠組みが光をあてる余地のあることについても不十分ながら示唆することができた。

なお、パース研究の文脈において、パースが要請論的論証に基づいて形而上学説を探究の規範を与えるものとして先取したこと、およびその妥当性について十分に議論されてこなかった。そのため、本研究で、パースの哲学説を妥当な要請論的な基礎づけの先駆として位置づけ、彼の展開した要請論的論証の妥当性を吟味したうえで、そこから導かれる探究の規範に則してパースの哲学理論を再構成したことは、パース研究の文脈でも一定の意義を有していると思われる。

また、コモنز研究の文脈でも、通常コモنزが普遍的な理論への志向性は高くなかったと通常理解されていることを踏まえれば、彼が普遍的に適用可能な社会の抽象的形式に関する一般理論を構築していたことを示しており、それが経済学を基礎づけるべき真理についての理論仮説に包摂されるものと位置づけられることを明らかにしたことには一定の意義を有していると思われる。

他方で、哲学的基礎づけを試みる上で、やり残した課題も多い。

第 1 に、本研究で擁護される普遍実在論の内容を反映した存在論的なカテゴリー論をより詳細に展開し、そこで許容される推論規則を明確にした人工言語を明示する必要があるだろう。存在論的な主張をそのような形で記述することで、その存在論的なカテゴリー論が物理学で確認されている諸現象を統合的に解釈できることをより明確にする必要がある。

第 2 に、自己統御的な習慣形成について、生理的な脳や神経・各種身体器官の構造から、様々な種類の欲求や目的について自己統御的に獲得することの困難さなどを明らかにするようなより具体的な研究を展開することで、本研究で展開された形式的な議論に肉付けをする必要もあるだろう。変化の形式は同一であっても、身体の構造上、移行のコスト・維持のコストに差が生まれるはずであり、そうした事柄についての特殊科学の成果をフィードバックすることが、基礎理論の内容を深めるうえでも必要だろう。

第 3 に、経済学の諸理論が基礎的哲学理論を踏まえた場合にどのように位置づけられるのかを整理することも必要だろう。一般的な統御的システムの形式を踏まえて、それぞれの理論がどのような性格について捨象しているか、それ故にどのような問題に応用することがどんな価値判断に照らして擁護されるか、といったことについて整理することで、基礎づけ理論の意義はより大きなものになっていくであろう。

第 4 に、基礎的哲学理論から導かれる社会的価値についての理論的立場が、既存の正義論や倫理学説とどのような関係にあるのかをより明確にすることも必要だろう。既存の理論との異同を明確にすることで、その意義をより説得的に伝えることができるようになるだろう。

第 5 に、ここまで述べてきたような課題の成果も踏まえて、現代社会の抱える問題につ

いて、どのような処方箋を与えることができるのか、実際に制度改革についての提言を詳細な現状分析を踏まえて展開することが、究極的な課題となる。それに成功して初めて、経済学の哲学的基礎づけの有効性を立証することができるであろう。

このように、やり残された課題は山積しているが、これらは今後の課題としていくこととしたい。

補論 A パースの記号論

・記号の定義

記号とは、対象に関する解釈を解釈主体に生成させる機能を持つものである。生成された解釈は解釈項と呼ばれる。例えば現象が何らかのもの（性格・個物・法則）について何がしかの情報を解釈主体に伝える余地を持つとき、生じた現象は表意機能を有する記号であり、対象である何かの代理として、認識主体に解釈項としてその対象への反応を生む。

・記号の区分

記号が対象を代理する仕方には 3 種類あり、両者の性格の類似による場合、場所の近接関係や（一方が他方に生成されて成立する）生成関係など両者の個別の関係による場合、両者の関係が法則・規則（慣習や習慣など）により成り立つ（記号の産出主体がその法則・規則に従う為に記号はその性格の質においてうみだされ、記号の解釈主体はその法則・規則に従って初めて解釈項において意図された対象に注意が向く）場合である。それぞれの場合について記号はアイコン（例：地図）、インデックス（例：地図上で現在地を示す記号）、シンボル（例：「地図」という言葉）と呼ばれる。また、記号が（単独で）どんな解釈項を生む余地があるかによる分類も重要であり、解釈主体に性格の質を伝える（単一の観念を生じさせる）余地があるに留まるもの（項辞: rheme）、解釈主体に個別的情報を伝える（対象への一時的な態度を生む）余地があるもの（命題的記号: *dicisign*）、解釈主体に対象についての普遍的な情報を伝える（対象への習慣的態度を生む）余地があるもの（論証: *argument*）に区分される¹⁶⁵。

例えば、「日本の家では玄関ではきものをぬぐべきだ」にかかる傍点は、対象（「はきもの」）への一時的な注意を喚起して対象を措定させる余地のある命題的記号であり、かつインデックスである。一般に命題や論証のような総合的判断は対象との類似や近接だけでは成り立たないシンボルだが、このように命題的記号にはインデックスもある。「はきもの」は履物の観念を生じさせる余地のある項辞であり、履物という一般観念と記号の関係は類似でも個別の関係でもなく法則に依るのでシンボルである。文全体は、日本の家の玄関でとるべき普遍的な態度を勧めているので、論証であり、シンボルである。

・記号の本来の意味と伝達形式、理解可能性の条件、用語説明（対象・解釈項の区分）

記号が解釈主体に実際に意味している通りの情報を伝えることができるとは限らないが、記号である限りその余地があるし、その余地がないものは記号としての性格を持たない。記号が持つそのような本来意味している内容において対象を伝える機能を表示(*indication*)機能、解釈項を伝える機能を表意(*representation*)機能と仮に呼ぼう。記号は代理している対象が実際に持っている性格を部分的に表現するか、含み持つインデックスやシンボル・アイコンにより対象を表示する。解釈主体にとって理解可能な記号は、解釈主体にとり既得の観念によって対象の持つ性格を曖昧に表示して対象を絞り込み、その対象が併せ持つ性

¹⁶⁵ 記号自体の性格の区分と併せ例えば右記参照。 EP2.275-292,1903,CP.2.243-253,1903

格についての情報も解釈主体にとり既得の観念により表意している記号である。(なお、項辞では表示対象と表意内容が一致する。)表示対象を汲み取れない場合も、表意内容を理解できない場合も、記号はその表意機能によって解釈主体に意味を伝えることはできない。記号が代理している対象の本当のあり方は力動的対象、記号が直接表示できる限りの対象は直接的対象と呼ばれ、記号が直接表意している内容は直接的解釈項と呼ばれる。

例えば、講義中の学生の私語に怒りを感じてそれを止めさせようとすることを決意した先生が手始めに「私はね、怒っています」という記号を発した時、その記号が表示している直接的対象は発言の主であり、直接的解釈項は発言の主が怒っているという事態の観念だ。この観念が獲得されたとき、記号の意味を理解したと言える。この記号では表示されていない、私語に怒りを感じて止めさせようと意図している先生という対象の本当のあり方が力動的対象であり、記号は感情を持ち意図をもった実際の先生を代理してその性格を部分的に表意している。そして、記号の意味の理解に促されて解釈主体が実際にとる一時的な態度すなわち反応(感情・行動・思考)は力動的解釈項と呼ばれる。力動的解釈項がどのようなものになるかは解釈主体のあり方に依存する。例えば、先生が怒りを感じるようなことが起きているという意識のなかった学生はひとまず驚くかもしれないし、先生の話のをそれまでうわの空で聞いていた人はその話に耳を傾けようとするかもしれない。このような力動的解釈項が記号によって生み出された一時的な態度であるのに対して、記号の意味理解に促されて、解釈主体の欲求のあり方を反映した形で安定的な習慣が新たに生み出されるに到るとき、その習慣は最終的な論理的解釈項ないし究極的解釈項と呼ばれる。上述の先生の発言は命題的記号であり、単独で究極的解釈項を生む余地はない。だが、もしも先生が私語を止めさせたいという共通の意図のもとで「私語をするものは出ていけ」等、新たな記号を次々と生み出していけば、その記号の集合体は、究極的解釈項を生む余地がある一つの論証となる。論証の意味を理解した学生は、その人が怒られることを嫌う人ならばその先生の講義では私語を慎むようになるだろうし、先生を挑発するのが楽しい人ならばその先生の講義ではあえておしゃべりしてみるようになるだろう¹⁶⁶。

・パースの記号観：力動的対象を反映したものとしての記号

このように、論証では、その要素となる各記号が解釈主体に同時に働きかけるとは限らず、時空間的広がりを持って生み出されるそれらの記号が順次解釈主体に作用する過程を経てその表意機能が実効性を持つに到る。最初の発言も、それだけでは解釈者によって生み出される力動的解釈項のあり方は解釈者に委ねられている部分が大きかった訳だが、その後の発言と関連付けられることで、怒りの理由や発言の動機についての整合的な解釈の仕方が次第に限定されていき、その先生の本当の感情や意図を反映した形で理解されるようになっていく。パースは「力動的対象とはなんらかの手段で記号とその表意作用(representation)の関係を決定づけようとする実在」(CP.4.536,1905)としており、つまりとところ、記号の表意機能のあり方を決めるのは力動的対象という意図を宿した実在であり、

¹⁶⁶ 対象や解釈項の区分や記号の理解可能性の条件は CP.8.314,1909 等参照。

その意図的実在を代理する記号が十分に生み出されればその意図は解釈主体によって理解される余地があると考え。そしてその意図が理解された暁には、その力動的対象によって生み出される記号の性格を持った個々の事物に対する習慣が自らの目的追及の意図を反映する形で解釈主体に形成されたと考えた。意図によって生み出される論証としての記号は、解釈主体に習慣形成のあり方を勧める。そのような種類の記号の究極的解釈項をその記号の理性的意味(**rational purport**)としたのが、5章3節で引用された、パースの成熟したプラグマティズムの格律である。(CP.5.438,1905)

<参考文献>

- Albert, Alexa and Ramstad, Yngve [1997] “The Social Psychological Underpinnings of Commons’s Institutional Economics: The Significance of Dewey’s *Human Nature and Conduct*”, *Journal of Economics Issues*, 31(4), pp.881-916.
- Gruchy, Allan G. [1947] *Modern Economic Thought: The American Contribution*, New York PRENTICE-HALL, INC.
- Hodgson, Geoffrey M. [2003] “John R. Commons and the Foundations of Institutional Economics”, *Journal of Economic Issues*, 37(3), pp.547-576.
- Apel, Karl-Otto. [1995] “Transcendental Semiotics and Hypothetical Metaphysics of Evolution: A Peircean or Quasi-Peircean Answer to a Recurrent Problem of Post-Kantian Philosophy” in *Peirce and Contemporary Thought: Philosophical Inquiries Vol. 1*. Ketner, Kenneth L ed. Fordham Univ Press.
- Bhaskar, Roy [1975] *A Realist Theory of Science*. Verso. 式部信訳『科学と実在論：超越論的実在論と経験主義批判』法政大学出版局, 2009.
- Burent, Joseph [1998] *Charles Sanders Peirce : A Life*. Indiana University Press. (Revised and Enlarged Edition edition.) 有馬道子訳『パースの生涯』株式会社新書館, 2004.
- Bush, Paul D. [1993] “The Methodology of Institutional Economics: A Pragmatic Instrumentalist Perspective” in *Institutional Economics: Theory, Method, Policy*. Edited by Marc R. Tool, Kluwer Academic Publishers Boston, Dordrecht, London.
- Carnap, Rudolf [1936] “Testability and meaning.” *Philosophy of Science*, 3(4), pp.419-471. 内田種臣・永井成男編 内井惣七・内田種臣・竹尾治一郎・永井成男共訳『カルナップ哲学論集』紀伊國屋書店, 1977.
- Caldwell, Bruce J. [1982] *Beyond Positivism Economic Methodology in the Twentieth Century*, Unwin Hyman Limited. 堀田一善・渡部直樹監訳『実証主義を超えて』中央経済社, 1989.
- Commons, John R. [1924] *Legal Foundations of Capitalism*. Macmillan Company. (引用時 LFC)
- [1925] 2008. Reasonable Value, Edwards Brothers, Madison. Reprinted in W.J. Samuels ed.[2008] Documents from F. Taylor Ostrander at Oxford, John R. Commons’ Reasonable Value and Clarence E. Ayers’ Last Course (Research in the History of Economic Thought and Methodology, Vol. 26-B), Bingley, Emerald JAI, pp.239-307.
- [1934] *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, 2 vols. New Brunswick: Transaction Publishers. (引用時 IE)

- [1936] “Institutional Economics,” *American Economic Review*, (supplement) 26 (March) , pp.237-249.
- Cooke, Elizabeth. [2005] “Transcendental Hope: Peirce, Hookway, and Pihlström on the Conditions of Inquiry”, *Transactions of the Charles S. Peirce Society*, 41(3), pp.651-674.
- Damasio, Antonio [2005] *Descarte’s Error: Emotion, Reason, and the Human Brain*. Putnam Publishing. 田中三彦訳『デカルトの誤り——情動、理性、人間の脳——』筑摩書房, 2010.
- Dewey, John [1920] *Reconstruction in Philosophy*. H. Holt. 清水幾多郎・清水礼子訳『哲学の改造』岩波書店, 1968.
- [1922] *Human Nature and Conduct: An Introduction to Social Philosophy*. New York, Modern Library. 河村望訳『「デューイ＝ミード著作集」3 人間性と行為』人間の科学社, 1995.
- [1929] *The quest for certainty*. New York: Minton, Balch. 河村望訳『「デューイ＝ミード著作集」5 確実性の探究』人間の科学社, 1996.
- [1938] *Logic: The Theory of Inquiry*. 河村望訳『行動の論理学——探求の理論——』人間の科学新社, 2013.
- Dewey, John and Tufts James, H. [1932] *Ethics*. 河村望訳『「デューイ＝ミード著作集」10 倫理学』人間の科学社, 2002.
- Fullbrook, Edward [2005] "The Rand Portcullis and PAE", *Post-Autistic Economics review* 32(5), (<http://www.paecon.net/PAERreview/issue32/Fullbrook32.htm>).
- Gava, Gabriele [2008] “The Purposefulness in Our Thought: A Kantian Aid to Understanding Some Essential Features of Peirce”, *Transactions of the Charles S. Peirce Society*, 44(4), pp.699-727.
- Gilboa, Itzhak [2010] *Rational choice*. MIT press.
- Gruchy, Allan G. (1947) *Modern Economic Thought: The American Contribution*, New York PRENTICE-HALL, INC.
- Haack, Susan [1992] “‘Extreme Scholastic Realism’: Its Relevance to Philosophy of Science Today”, *Transactions of the Charles S. Peirce Society*, 28(1), pp.19-50.
- Habermas, Jürgen [1968] *Erkenntnis und Interesse*. Suhrkamp Verlag. 奥山次良訳『認識と関心』未来社, 1981.
- Hacking, Ian [1983] *Representing and Intervening Introductory topics in the philosophy of natral science*, Cambridge University Press. 渡辺博訳『表現と介入——ボルヘスの幻想と新ベーコン主義』産業図書株式会社, 1986.

- Hanson, Norwood, R. [1958] *Patterns of Discovery An Inquiry into the Conceptual Foundations of Science*. Cambridge University Press. 村上陽一郎訳『科学的発見のパターン』講談社学術文庫, 1986.
- Hayek, Friedrich. A. [1952] *The Counter-Revolution of Science*. Liberty Fund Inc. 佐藤茂行訳『科学による反革命——理性の濫用——』木鐸社, 2004.
- Hookway, Christopher [1995] “Metaphysics, Science, and Self-Control: A Response to Apel” in *Peirce and Contemporary Thought: Philosophical Inquiries Vol. 1*. Ketner, Kenneth L ed. Fordham Univ Press.
- [1997] “Design and Chance: the Evolution of Peirce’s Evolutionary Cosmology” *Transactions of the Charles S. Peirce Society*, 33(1), pp.1-34.
- [2000] *Truth, Rationality, and Pragmatism: Themes from Peirce*. Oxford University Press.
- Hodgson, Geoffrey, M. [1988] *Economics and Institutions: A Manifesto for a Modern Institutional Economics*. Univ of Pennsylvania Pr. 八木紀一郎・橋本昭一・家本博一・中矢俊博訳『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会, 1997.
- [2003] “John R. Commons and the Foundations of Institutional Economics”, *Journal of Economic Issues*, 37(3), pp.547-576.
- Hume, David [1975] *Enquiries Concerning Human Understanding and Concerning the Principal of Morals, with Introduction and Analytical Index by L. A. Selby-Bigge*. Oxford University Press, Third edition. 斎藤繁雄・一ノ瀬正樹訳『人間知性研究』法政大学出版局, 2004. 渡部峻明訳『道徳原理の研究』哲書房, 2003.
- James, William [1907] *Pragmatism: A new name for some old ways of thinking. Popular Lectures on Philosophy*. Longmans, Green & Co.. 榊田啓三郎訳『プラグマティズム』岩波書店, 1957.
- Kahneman, Daniel [2011] *Thinking, fast and slow*, Farrar, Straus and Giroux. 村井彰子訳『ファスト&スロー——あなたの意思はどのように決まるか?上・下』早川書房, 2012.
- Kent, Beverly [1976] “Peirce’s Esthetics: A New Look”, *Transactions of the Charles S. Peirce Society*, 12(3), pp.263-283.
- Klamer, Arjo [2007] *Speaking of Economics: How to get in the conversation*, Routledge. 後藤和子, 中谷武雄訳『経済学は会話である—科学哲学・レトリック・ポストモダン』日本経済評論社, 2010.
- Langhe, Rogier De [2010] “How monist is heterodoxy?” *Cambridge Journal of Economics* 34(4), pp.793-805.
- Langlois, Richard L. [1989] “What was wrong with the old institutional economics (and what is still wrong with the new)?”, *Review of Political Economy*, 1:3, pp.270-298.

- Lawson, Tony [1997] *Economics and reality*, Routledge. 八木紀一郎監訳『経済学と実在』日本評論社, 2003.
- [2003] *Reorienting economics*, Psychology Press.
- Mäki, Uskali [2009] “Realistic realism about unrealistic models” in Kincaid, H. & Ross, D. eds., *Oxford Handbook of the Philosophy of Economics*, Oxford University Press pp.68-98.
- [2011a] “Puzzled by realism: A response to Deichsel” *Erasmus Journal for Philosophy & Economics*, 4(1), pp.42-52.
- [2011b] “Models and the locus of their truth” *Synthese*, 180(1), pp.47-63.
- [2012] “Realism and Antirealism about Economics” in Mäki, U. eds., *Philosophy of Economics, Handbook of the Philosophy of science Volume 13*, Elsevier, pp.3-24.
- Misak, Cheryl [1994] “A Peircean Account of Moral Judgment”, in *Peirce and Value Theory*, John Benjamins Publishing Co.
- [2004] “Charles Sanders Peirce(1839-1914)” in *The Cambridge Companion to Peirce*. Cambridge University Press.
- [2011] “2011 Presidential Address: American Pragmatism and Indispensability Arguments”, *Transactions of the Charles S. Peirce Society*, 47(3), pp.261-273.
- Mirowski, Philip [1987] “The Philosophical Basis of Institutional Economics”, *Journal of Economic issues*, 21(3), pp.1001-1038.
- Peirce, Charles S. [1931-58] Hartshorne, Charles and Weiss, Paul ed. *Collected Papers of Charles Sanders Peirce, Vol. I-VIII*, Belknap Press of Harvard University Press. (引用時は CP.巻数.パラグラフ, 執筆年) .
- [1898] *Reasoning and the logic of things: The Cambridge conferences lectures of 1898*. Harvard University Press, 1992.伊藤邦武編訳『連続性の哲学』岩波書店,2001.
- [1998] *The Essential Peirce: Selected Philosophical Writings Vol.2(1893-1913)*. Ed. by the Peirce Edition Project, Indiana University Press. (引用時は EP2.ページ数, 執筆年)
- Philström, Sami [1998] “Peircean Scholastic Realism and Transcendental Arguments” *Transactions of the Charles S. Peirce Society*, 1998, 34, 2, pp.382-413.
- [2004] “Recent Reinterpretations of the Transcendental”, *Inquiry*, 47(3), pp.289-314.
- Piketty, Thomas [2013] *Le capital au XXIe siècle*. Seuil. 山形浩生・守岡桜・森本正史訳『21世紀の資本』みすず書房, 2014.

- Popper, Karl, R. [1983] *Realism and the Aim of Science: From the postscript to the logic of scientific discovery*. 小河原誠、蔭山泰之、篠崎研二訳『实在論と科学の目的—W・W・バートリー三世編『科学的発見の論理へのポストスクリプト』より』岩波書店,2002.
- Potter,Vincent[1967]Charles S. Peirce On Norms & Ideals, Fordham University Press.
- Pratten, Stephen [2007] “Ontological Theorising and the Assumptions Issue in Economics” in Lawson, C., & Latsis, J., & Martins, N. eds., *Contributions to Social Ontology*, pp.50-67.
- Quine, Willard , V. O. [1951] “Two Dogmas of Empiricism”, in *From a Logical Point of View: 9 Logico-Philosophical Essays Second Edition, Revised*, The President and Fellows of Harvard College.1980. 飯田隆訳「経験主義の二つのドグマ」『論理的観点から：論理と哲学をめぐる9章』勁草書房, 1992.
- [1969] “Epistemology Naturalized”, in *Ontological Reality and Other Essays*, Columbia U.Pr. 伊藤春樹訳「自然化された認識論」現代思想 Vol,17-8, 1998.
- [1960] *Word and Object*. MIT Press. 大出晃・宮館恵訳『ことばと対象』勁草書房, 1984.
- Ramstad, Yngve [1986] “A Pragmatist’ s Quest for Holistic Knowledge: The Scientific Methodology of John R. Commons,” *Journal of Economic Issues*, 20(4): 1067-1105.
- [1987] “Institutional Existentialism: More on Why John R. Commons Has So Few Followers,” *Journal of Economic Issues*, 21(2), pp.661-671.
- [1995] “John R. Commons’ s Puzzling Inconsequentiality as an Economic Theorist,” *Journal of Economic Issues*, 29(4), pp.991-1012.
- Redman, Deborah A. [1991] *Economics and the Philosophy of Science*. Oxford University Press, Inc. 浦上博達・橋本努訳『経済学と科学哲学』文化書房博文社,1994.
- Rorty, Richard [1979] *Philosophy and the Mirror of Nature*. Princeton University Press. 野家啓一監訳『哲学と自然の鏡』産業図書株式会社,1993.
- Rutherford, Malcolm [1983] “J. R. Commons’s Institutional Economics”, *Journal of Economic Issues*17(3), pp. 721-744.
- [1986] “Introduction to the Transaction Edition”, in *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, 2 vols. New Brunswick: Transaction Publishers.
- Reich, Robert [2007] *Supercapitalism: The Transformation of Business, Democracy, and Everyday Life*. Knopf. 雨宮寛・今井章子訳『暴走する資本主義』東洋経済新報社,2008.
- Sellars, Wilfrid [1956] "Empiricism and the Philosophy of Mind." *Minnesota studies in the philosophy of science*, 1.19, pp.253-329.
- Sent, Esther-Mirjam [2003] “Pleas for Pluralism”, *Post-Autistic Economics review*, 18(5), pp.1-4.

- Siler, Kyle [2003] “The Social and Intellectual Organization and Construction of Economics”, *Post-Autistic Economics review*, 22(24), article 3.
- Soderbaum, Peter [2004] “The Nobel Prize in Economics —barrier for new thinking”, *Post-Autistic Economics review*, 28(25), pp.81-83.
- [2008] *Understanding Sustainability Economics: Towards Pluralism in Economics*. Routledge. 大森正之、小祝慶紀、野田浩二訳『持続可能性の経済学を学ぶ：経済学に多元主義を求めて』株式会社出版研, 2010.
- van Fraassen, Bastiaan, C.[1980] *The scientific Image*. Oxford University Press. 丹治信治訳『科学的世界像』紀伊國屋書店, 1986.
- Wilber, Charles K., with Robert S. Harrison [1978] “The Methodological Basis of Institutional Economics: Pattern Model, Storytelling, and Holism,” *Journal of Economic Issues* 12(1): 61-89.
- Williamson, Oliver E. [1975] *Markets and Hierarchies, Analysis and Antitrust Implications: A Study in the Economics of Internal Organization*. New York: Free Press. 浅沼万里・岩崎晃訳『市場と企業組織』日本評論社,1980.
- 飯田隆[1987]『言語哲学大全Ⅰ 論理と言語』勁草書房.
- [1989]『言語哲学大全Ⅱ 意味と様相(上)』勁草書房.
- [1995]『言語哲学大全Ⅲ 意味と様相(下)』勁草書房.
- 伊勢田哲治[2005]「科学的事実論はどこへ向かうのか」*Nagoya Journal of Philosophy* vol.4,2005, pp.35-50.
- 石川文康[1995]『カント入門』筑摩書房.
- 伊藤邦武[1985]『パースのプラグマティズム』勁草書房.
- [2006]『パースの宇宙論』岩波書店.
- [2016]『プラグマティズム入門』筑摩書房.
- 稲垣良典[1981]『習慣の哲学』創文社.
- 植木豊[2010]『プラグマティズムとデモクラシー—デューイ的公衆と「知性の社会的使用」』ハーベスト社.
- 内井惣七[1995]『科学哲学入門—科学の方法・科学の目的—』世界思想社.
- 内田種臣編訳 (パース[1986a])『パース著作集 2 記号学』勁草書房.
- 遠藤弘編訳 (パース[1986b])『パース著作集 3 形而上学』勁草書房.
- 岡田雅勝[1998]『パース』清水書院.
- 荻阪直行[2014]『社会脳シリーズ 5 報酬を期待する脳 ニューロエコノミクスの新展開』新曜社.
- 加賀裕郎[2009]『デューイ自然主義の生成と構造』晃洋書房.
- 加地大介 [2004] 「分析哲学における伝統的形而上学の復興」*現代思想*, 32(8), pp.166-178.
- 金森修,中島秀人編[2002]『科学論の現在』頸草書房.

- 北川亘太[2013]「J.R. コモンズの集团的民主主義論——構成的権力の観点からの現代的刷新」
経済論叢 187(1), pp.65-81.
- [2015]「J.R. コモンズ『制度経済学』における適正な価値と主権」博士学位論文.
- 北川亘太・井澤龍[2016]「アメリカ社会の変化と J.R. コモンズ「適正価値論」の形成」京
都大学経済学会・経済論叢, 第 190 卷, 第 1 号, pp.71-108.
- 熊野純彦[2006]『西洋哲学史——近代から現代へ』岩波書店.
- 小林道夫[1996]『科学哲学』産業図書株式会社.
- 坂部恵[1997]『ヨーロッパ精神史入門——カロリングルネサンスの残光』岩波書店.
- 塩沢由典[2014a]「なにが必要か——経済学の再建のために——」塩沢由典・有賀裕二編著『経
済学を再建する——進化経済学と古典派価値論——』中央大学出版部 pp.3-45.
- [2014b]「進化経済学の可能性」塩沢由典・有賀裕二編著『経済学を再建する——
進化経済学と古典派価値論——』中央大学出版部 pp.47-73.
- 塩野谷祐一[2009]『経済哲学原理——解釈学的接近——』東京大学出版.
- 高哲男[2004]『現代アメリカ経済思想の起源——プラグマティズムと制度経済学』名古屋大
学出版会.
- 高島弘文[1989]「ポパーの「真理らしさ」の理論について」京都府立大学學術報告, 人文 41,
pp.15-25.
- 高橋真悟[2006]「J. R. コモンズの「取引」経済学：法的概念による制度経済学理論」経済
学史研究 48(1), 16-31.
- 只腰親和・佐々木憲介[2010]『イギリス経済学における方法論の展開——演繹法と帰納法』
昭和堂.
- 塚本隆夫[2016]「ミッチェルのコモンズ論——コモンズ『資本主義の法律的基础』をめぐっ
て——」経済集志第 86 卷第 1 号 pp.1-17.
- 寺川隆一郎[2015]「ジョン・R・コモンズと『アメリカ精神』——エリック・フェーゲリン
の議論を手掛かりに——」相関社会科学 Vol.24, pp.59-79.
- 寺川隆一郎・柴田徳太郎[2013]「住宅抵当債権の証券化と法の不確実性の問題：J.R. コモン
ズの視点から」経済学論集 79(3), pp.2-32.
- 戸田山和久[2002]『知識の哲学』産業図書.
- [2005]『科学哲学の冒険』日本放送出版協会.
- 野本和幸[2006]「論理的意味論の源流,モデル論の誕生,そして展開」田中一之編『ゲーデル
と 20 世紀の論理学 2 完全性定理とモデル理論』Ⅲ部, 東京大学出版会.
- 野家啓一[2007]『〔増補〕科学の解釈学』筑摩書房.
- 西部忠[2011]『資本主義はどこへ向かうのか——内部化する市場と自由投資主義——』NHK
出版.
- 野内玲[2012]「科学的知識と実在——科学的実在論の論争を通して——」博士学位論文.

野村紘彬[2009]「トランズアクションの概念と ジョン・デューイの公衆論 — 『公衆とその諸問題』に示された民主主義論の前提—」立命館法政論集 第7号, pp.165-203.

乗立雄輝[1995]「パースの実在論と習慣形成の理論—帰納的推論と自己制御—」東京大学文学部哲学研究室, 論集 13, 1995-3, pp.121-133.

米盛裕二編訳 (パース) [1985]『パース著作集 1 現象学』勁草書房.

米盛裕二[2007]『アブダクション—仮説と発展の論理—』勁草書房.

・ Web ページ

「世界人口白書 2015」 by UNFPA,

<http://www.unfpa.or.jp/cmsdesigner/data/entry/publications/publications.00043.00000004.pdf> (2016年11月29日アクセス)

“Poverty and Shared Prosperity 2016 : Taking on Inequality” by World Bank Group,

<http://www.worldbank.org/en/publication/poverty-and-shared-prosperity>
(2016年11月29日アクセス)